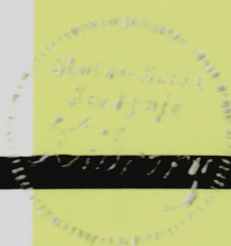


季刊

社会保障研究

Vol. 5, No. 3



社会保障研究所

1969

社会保障の中の労働災害

有 泉 亨

社会保障の制度が次第に整備されていく中で、労働災害に対する補償という制度はどのような位置を与えられるものであろうか。それは結局は総合的な社会保障制度に溶け込んでしまうべきものであろうか、それとも別個の性格のものとして生き残るべきものなのであろうか。この点に関し、イギリスにおけるビバリッジ報告書から制定法への経過は興味深いものがある。

工場であろうと街頭であろうと足をくじいた労働者の困難にかわりはないし、死亡したとすれば未亡人や遺族の困難にもかわりはない、というのがビバリッジの発想であった。しかし、労働者は指揮に従って働いたのであり、また産業間では危険度にかかなりの差異がある。なかんずく労働者の災害補償には長い伝統がある、という理由で労働災害について一般の社会保障と別個の制度が必要であるとしてその趣旨の提案をした。政府はビバリッジの勧告を容れたが、四つの点でその提案に修正を加えた。第1に長期療養の場合に特に給付を高度にするという提案は事務を複雑にするし、療養を故意に長びかせるおそれもあり、実際的でない。第2に長期障害者に従前の稼ぎ高に比例した給付をすることはビバリッジの他の給付に関する考えと全く矛盾する。第3に死亡事故の場合に遺族に一定額を支給する案は、もともと労災補償の欠点とされていたもので採用できない。第4に危険度の高い産業において使用者に高い拠出金をかけることはそもそも危険をプールするという保険の基本原理に反する。このような理由で、保険料の点でも給付の点でも原則としてフラット・レイトを採用したのである。しかし保険料については労使同額の拠出としその合計の20%に当る政府の拠出をこれにつけ加えることにした。労働災害についての使用者の責任と保障との妥協が具体的に示されている。

給付の内容においては、障害給付、遺族給付が認められる点で一般の社会保障と異なるが、原則としてフラット・レイトである点わが国の労災補償制度と根本的に異なる。しかし、障害給付については重要な例外が認められている。障害とは原則として通常の生活を営むための肉体的精神的な能力の喪失、loss of facultyを意味する。稼ぐ能力とは異なる。したがってピアニストが指1本失っても、その給付額は取るに足りないものになる。このような困難を救済するために特別手当制が認められているが、その最高額はおさえられている(1968年現在週3ポンド1シリング)。ここにも一般の社会保障における原則と労働災害における例外の妥協が見られるのである。

ひるがえってわが国における労働災害の扱いを見るに、使用者の損害賠償責任から出発して、それを労災保険でカバーするという仕組になっていて、一種の責任保険制度であり、社会保障というにはほど遠い性格のものである。しかし昭和40年の労災保険法の改正によって、補償の年金化が取り入れられた結果、保険給付の面では社会保障的色彩が濃くなってきた。妻以外の者の遺族年金の支給が18歳未満、60歳以上の者に限られるというのはその代表的な例である。遺族が妻である場合は右の制限がないのに、夫の場合には制限を受けるという制度は、損害賠償とは全く無縁のものといわなければならない。このような給付面の変化が労働災害補償の本質にどのような影響を与え、一般社会保障の体系が整備されて行く中で、それにどのような位置を与えるべきかは、これから検討さるべき重要な課題の一つであろう。

いわゆる労働保険の問題点

近藤 文 二

I 労働保険論の登場

最近ではいささか下火になったようであるが、労働省ではいまでも労働保険論を引き下げる考えはないようである。労働省側の反対で闇から闇に消えたが、医療保険制度の抜本改正に関連して自民党がまとめた国民医療対策大綱をみると、勤労者保険制度では、「業務上外を問わず、すべての傷病に関し必要な給付を行なう」とある。こうした動きがある以上労働保険論は今後も引きつづき問題となるであろう。わたくしはすでに、労働保険論に対しては一文を発表して、その理論づけが曖昧であることを指摘している¹⁾。しかし、それはそれとして、労働保険とよばれる失業保険や労災保険には、同じく賃労働者を対象とする健康保険や厚生年金保険には見られない特殊な問題がある。したがって、ここではむしろこの二つの保険の問題点を通して、いわゆる労働保険の問題点を指摘しておくことにしたい。というのは、今や日本の社会保障制度は、たぐいまれなる経済成長の結果一つの転期に当面しているが、その場合そうした問題点を指摘しておくことは無意味とは思われないからである。

たとえば最近公にされた『経済白書』や『昭和43年度国民生活白書』をみると筆を揃えて、わが国の社会保障の遅れが問題とされ、前者はその副題を「豊かさへの挑戦」としてこの問題の重要性を示唆している。また後者は副題を「国民生活優先への展開」として、これまた社会保障制度の拡充強化を主張している。にもかかわらず、不思議なことには、『経済白書』は労災保険や失業保険に言及していない。ただ『国民生活白書』だけが、

農村などにおける労働災害の増加を問題とし、その防止策におよんでいる。が、この場合でもこれと補償との関係にはふれていない。これは特別加入の方式で現に農業に従事する人たちにも労災保険加入のみちがあることを白書が忘れていたからであろう。それはそれとして、ここで問題は『国民生活白書』が「わが国の社会保障は全体的に西欧先進諸国に比べて低水準であるが、医療部門や失業給付に関してはむしろ高水準である」（同書、154頁）と断じていることである。

さきに一言したように、労働保険というのは、具体的には労災保険と失業保険のことであるが、労働保険論の提唱者によると、労災保険と失業保険とは、その保険関係の本質的構造が他の社会保障とは異っている。しかも統一的に把握されうる共通性をもっているというのである。そして、この論者によると、戦後わが国では「社会保障に対する考え方としては、関係諸制度それぞれの固有の原理や本質的構造を追求しつつ、それらの目的・機能的関連の総体として社会保障の体系・構造を理解しようとするよりは、むしろ諸制度それぞれについての内在的検討を離れ、生存権の理念の下に諸制度の独自性を解消して『社会保障制度』を構想する傾向が強い」。これには「社会保障の制度構成を捨象してその給付水準に関心を集中しているILO条約やベバリッジ報告の構想が影響していようが、諸制度それぞれに対する内在的検討を行ない、諸制度固有の原理、その本質的構造の展開として社会保障の体系を構想するのでなければ、理論的な裏づけも、その実効性を欠くにとどまらず、また、制度の発展に有害な影響すら与えかねない」というのである。こうした考え方は、わたくしも全く同感である。とくに、わが国の多くの学者が「生存権」という法律上の概念を前提に、しかもメンガーの古典的解釈すら検討せずに

1) 近藤文二「労働保険論の台頭」『日本労働協会雑誌』110号、昭和43年5月号、所載、日本労働協会編『昭和44年版、年報、日本の労使関係』、312頁以下所収。

無造作に「社会保障」の概念づくりを行っていることに対する批判という意味で全く賛成である²⁾。しかし、問題は、労働省が発表した「労働保険論—労災保険と失業保険の一元化に関する一考察」なるパンフレットに示されたところの、労働保険についての固有の原理とか本質的構造についての理解の仕方である。

もともとこのパンフレットは、その標題が示しているように、労災保険と失業保険の保険料の一元化という現実的な政策を理論づけるために公にされたものである。もちろん労災保険や失業保険の全面適用、とくに5人未満零細事業への強制適用は早急に実現すべきであり、そのためには、この二つの保険の適用および保険料徴収事務の一元化がなによりも必要であり、それが実現されないと事務的にいって全面適用はむづかしい、ということとはよくわかる。しかし、そうしたことを実現するために、新しく労働保険論を展開する必要がどこにあるかというのが、わたくしの疑問である。できれば、わたくしは、健康保険や厚生年金保険についても労災保険や失業保険と同じように適用や保険料徴収の一元化をはかるべきだと考えるのであるが、その場合には、労働保険論がむしろその実現を妨げることになりはしないかと考える。いずれにしても、適用や保険料徴収の一元化はいわば窓口業務であって、保険の本質とかかわりをもつものではない。そして、各種社会保険の窓口一元化は古くから社会保障制度審議会などが要請してきた問題である。

II 法律論に囚われた労働保険論

それに問題は、この論者は一方では生存権の理念の下に社会保障制度を理解することの非を認めながら、他方では終始一貫、問題を法律的地見からとらえ、そこから労働保険の本質的構造を明らかにしようとしている態度である。すなわち、労働保険の本質を規定するに当り、これを保険事故の特殊性、保険給付の性格および保険料の本質の三つについて検討するのはよいが、保険事故の特殊

性については『労働保険』の保険事故(業務災害・失業)は、労働者に対する使用者の指揮命令・支配権ないし経営権に基づく解雇権の行使に因って生ずる。いいかえれば、使用従属関係——労働関係から直接的に生ずるものにほかならない。これに反して『国民保険』の保険事故(傷病、老齢、廃疾、死亡等)は、国民の一般的生活関係の次元において生ずるのであって、両者は、保険事故発生において基本的にその性質を異にする」と説く。そして、「労災保険の保険事故である業務災害は、使用者の支配下にある労働者がその使用者の事業に係る業務に起因して生ずる災害(負傷・疾病等)であり、労働関係をその発生現場とする。その発生について使用者は無過失責任を負うという一般法理を前提としている」。また「失業保険の保険事故である失業とは、離職した労働者が労働の意思と能力を有するにもかかわらず再就職できない状態、すなわち労働関係の中断状態をいい、労働関係すなわち雇用関係を前提とし、労働関係の次元において生ずる事故である。しかも、保険事故として本来的に予定されているのは非任意的失業である。使用者の解雇権行使の結果に因るものにほかならない」。ところが『国民保険』の保険事故である疾病、老齢、廃疾、死亡等は、労働関係の有無にかかわらず、したがって、雇用労働者であるとその他の一般国民であるとを問わず、一般的生活関係の場において発生するものである」と説く。その発想はあくまでも法律論の枠のなかから一步もでていない。こうした立場は保険給付の性格を論ずるときも、保険料の本質を論ずる場合も終始一貫して同じである。

すなわち、『労働保険』の保険給付は、使用者の法理的ないし社会的責任を基本的前提とし、国民保険の保険給付は、自助を基本的たてまえとして、それぞれを社会保険の仕組みを通じて具体化したものにほかならない。すなわち、労災保険の保険給付は、使用者の無過失損害賠償責任を前提とし、失業保険の保険給付は、使用者の解雇権行使の結果に対する社会的責任を前提とする」と説き、また保険料の本質を論ずるに当っては「労災保険の費用の負担者は、使用者である。労災保険の保

2) 近藤文二「社会保障の限界」『日本労働協会雑誌』、昭和39年1月号、4頁参照。

険事故及び保険給付が使用者の無過失損害賠償責任を法理上の前提としていることから当然のことであり、諸外国においてもほとんど例外なく、労災保険の費用は使用者の負担となっている」「失業保険の費用は、失業保険の保険事故が非任意的失業を中核とし、使用者の解雇権行使の結果としての失業を基本としていることから、解雇権の行使に伴う社会的責任を負うべき使用者が、その結果として生ずる失業に対する保障に必要な費用を当然負担すべきものとされている。ただ、わが国のごとく、失業保険の保険事故に自己都合退職など労働者の事由による失業=任意的失業をも含めている場合には、使用者は、これに要する給付費用としての保険料の一部について労働者にその負担を転嫁することができることとしている」と説いている。かくて労働保険の独自性が認められる根拠は、使用者の無過失損害賠償責任であり、使用者の解雇権行使である。労災保険や失業保険に見られる本質的な経済的機能は全く無視されている。

III 労働保険と国民保険

もちろん、経済的機能からみれば、労災保険や失業保険は、健康保険や厚生年金保険と全く同じ経済的機能をもつものである。そして、それ以上本質的違いはない。そのいずれもが保険であること、また、そのいずれもが社会政策のための保険であるという点では変りはないからである。しかし、それぞれの社会保険は同時に、それぞれに固有の機能を持ち、また固有の構造をもっている。そして、それは、それぞれのもつ社会政策の内容の違いに起因するのである。

労働保険の提唱者は、労働保険に対立する概念として、「国民保険」なる概念を用いているが、そこで「国民保険」というのは「被用者保険」すなわち、健康保険、厚生年金保険、労災保険、失業保険に対して、国民健康保険や国民年金を「国民保険」とよぶのとは異り、その保険事故が「労働関係の有無にかかわらず、したがって、雇用労働者であるとその他の一般国民であるとを問わず、一般的生活関係の場において発生する」場合の保険の意味である。したがって、そこでは「国民保

険」のなかにも社会政策のための保険が当然ふくまれることになる。いまもし従来の分け方のように、労働者でない人たちを対象とする国民健康保険や国民年金をば「国民保険」とよぶときは、「国民保険」もまた社会政策的保険であるかどうかという疑問が生ずるが、健康保険や厚生年金保険の場合にはかかる疑問の余地はない。すなわち、たとえそれが直接労働関係に関係はなく「一般的生活関係の場合において発生する」事故を扱う保険だとしても、人はそこに社会政策は認められないとは考えないであろう。したがって、その保険の保険事故が労働関係=雇用関係から直接生ずるものかどうかだけで、「労働保険」と「国民保険」とに分けるのは問題である。もし、それが正しいとすれば、定年退職によって生ずる退職老齢年金もまた「労働保険」ということになる。厚生年金保険には「労働保険」と「国民保険」とが交錯していることになる。人は、あるいは、厚生年金保険における老齢年金と国民年金における老齢年金はいずれも、同じ性格だとみるかも知れないが、実はそうではない。というのは、厚生年金保険の場合の老齢年金は、国民年金とは違って、単に老齢に達したということのほか、退職ということが年金受給の条件となっているからである(最近の改正で在職老齢年金というおかしなものが認められたが、これはまさに例外的存在である)。したがって、それは明らかに、退職という労働関係=雇用関係から直接生ずることを保険事故としている。いわば一種の老人失業保険であって、その意味では、労働保険の範疇に属する。こうなってくると話がややこしくなってくる。

そこで、われわれは一応法律的視点を離れて、経済的したがって社会政策的見地から、いわゆる「労働保険」と「国民保険」の内容を検討してみることにしてしよう。その場合一つの手がかりを与えてくれるのは、大河内一男博士の見解である。

氏によれば「社会保険は、その事故の性質上、業務上の事故を対象とする災害保険(現行の労災保険)と業務外の事故、すなわち私的な傷害、疾病、出産等を対象とする疾病保険(現行の健康保険)とに区別することができる」が、これらの保険はい

ずれも「労働者保護を補完するもの」であり、「労働者保護の体系の上のみ遂行可能な社会政策」であることに変わりはない。ところが、失業保険は「通例、社会保険の体系から除外され、別途にとり扱われる」。「失業は災害や疾病のような事故ではないが、労働者生活の継続が中断されることにおいては、依然として事故たるを失わない。したがって失業による賃労働の休止に対してもやはり保険組織によって労働者の生活の保障が計画されなければならない。ここに失業保険が登場するのであるが、一般に労働市場をめぐる社会政策の領域は、失業保険を中心としながら労務の需給調整を目的とする諸方策からなり立っている¹⁾」と説く。そして、失業保険を「労働市場をめぐる社会政策」として捉える。

いうまでもなく、大河内氏は、社会政策の本質については、労働力保全説をとる。したがって、かかる見方に反対する学者からは、こうした考え方についての賛同を求めないであろうが、それはそれとして、上述の大河内氏の見地のなかでまず注意すべきは、労災保険と業務上の事故とそれ以外の事故とを区別していることである。

IV 労働者災害補償責任保険から脱皮

周知のように、昭和2年にその実施を見たわが国の健康保険では、業務上外の区別なく労働者の疾病や傷害を取扱った。そして、戦後、労災保険の新設によって業務上の事故がそこからはずされたのである。ドイツでも最初は13週間を越えない傷病は疾病保険で扱った。ところで、戦後、わが国で労災保険が取り上げられたとき、注意すべきことは政府はドイツ流の災害保険の形式をとらず、責任保険の形式をとることを考えた。すなわち、災害補償については労働基準法で規定し、これを受けて、そこで定められた雇主の災害補償の責任を国家が引き受ける労働者災害補償責任保険法を制定しようとしたことである。しかし司令部はむしろドイツ流の災害保険としてこれを制定することをすすめた。ところで責任保険の考え方に

囚われていた政府はこれを完全に払拭する勇気がなかった。そのため昭和40年の改正が行われるまでは、災害が労働者の故意または重大な過失によって生じたものはむろん事業主の不実の告知、保険料の滞納、故意または重大な過失による事故の場合についても支給の制限を行ったことである。そして、労災保険は労働基準法の経済的裏づけ以上のものでないことが強調された。そのため、労災保険法第1条は「労働者災害補償保険は、業務上の事由による労働者の負傷、疾病、廃疾又は死亡に対して迅速且つ公正な保護をするため、災害補償を行い、併せて、労働者の福祉に必要な施設をなすことを目的とする」と規定しているのは保険のほかに「保険施設」を認めたからだと解釈して、保険給付が基準法を上回ることはできないとした。すなわちこれに付与されていた社会保障的性格を否定したのである。

しかし、昭和35年には、たとえ給付の一部についてではあったとしても、事実上の年金制度が取り入れられた。ついで40年の改正では大幅に年金化が取り入れられ、前述の給付制限も改められた。その結果、労働省は「労災保険の保険給付として行なわれる災害補償は、労働基準法に定める個々の使用者の災害補償そのものではなく、実定法規たる労働基準法第八章の規定をこえて使用者が負うべきところの、労働関係を場とする無過失損害責任を法理的前提としており、社会保険的仕組みを通じてこれを使用者全体の責任に高めて、全体としての使用者の負担において行なうものと理解することが、昭和四十年の法改正後の現状にふさわしいと考えられる」と説明することになったのである¹⁾。

もちろん、ここでも無過失損害責任の原理はあくまでも労災保険の前提であるという建前がとられている。ところがそれにもかかわらず、たとえば昭和41年1月31日基発第73号をみると、「労災保険制度は、労働基準法による災害補償制度から直接に派生したのではなく、両者は、業務災害に対する事業主の補償責任の法理を共通の基盤

1) 大河内一男『社会政策』、青林書院、33頁。

1) 労働省労災補償部編著『新労災保険法』、232頁。

として並行しているものと理解されるべきであり、現実の機能においては、むしろ後者は未加入事業について前者を補充する関係に立つこととなった。それと同時に、両者の補償内容の格差も顕著となったことに伴い、労災補償制度全体としては、近い将来に現在のような二元的状態を克服し、労災保険制度に一元化されるべきことが要請されるのであって、今次法改正における全面適用の指向も、かかる要請に応えようとするものにほかならない²⁾ という通牒をださざるをえなくなったのである。そしてここでは、労災補償制度を労働基準法から分離して労災保険制度のなかに解消しようとする考え方がとられている。しかもこのことは、一方では全面適用の問題によって、他方では特別加入制度の実現によって推進されざるをえなくなったのである。

すなわち、今日、労災保険から取り残されている、たとえば5人未満零細事業に働く人たちにとっては、労働基準法に規定された災害補償についての雇主の賠償責任以外にはたよるべきものがない。にもかかわらず、それ以外なら経済的裏付けとなる制度がないのである。だが、もし労災保険がこれら未加入の人たちにまで全面的に適用されることとなれば、労働基準法の災害補償の規定はなら現実的な意味をもたなくなるのである。しかも、昭和40年の法改正で、一定規模以下の中小事業主、1人親方など自営業者と家族従事者および特定作業従事者(たとえば、動力耕耘機その他の農業トラクターを使用する農作業従事者)などの特別加入制を認めることになった。このときからすでに基準法からの分離が始まったといつてよい。

V 労働基準法からの離脱と審議会の建議

労災保険審議会は本年8月27日、労災保険制度の改善についての建議を労働大臣に対して行った。この建議を行うに当たって審議会で激しい議論が行われたのは、労災保険法と労働基準法との関係である。というのは改善の目標は、いうまでもなく給付の改善である。そして、このことは建議

書の前文でも指摘しているように、「最近におけるめざましい工業化と技術革新は、労働の質と作業の方法に著しい変化をもたらし、労働災害の態様も新しい職業病の発生など従来とかなり相違する面がみられる」。他方「わが国産業界の発展、国の経済力の充実は国際的にみて極めてめざましいものがある。このような経済の発展の一翼を担っているのは労働者であり、もし労働者が不幸にして労働災害を被った場合には、上述のような経済成長に相応した補償を行なうことは必要であるといえよう」からである。もちろん、その場合、建議書も指摘しているように、「ひるがえって考えなければならぬのは何をにおいても災害を起こさないことが労働者にとっても企業にとっても極めて大切なことである。そのためには、災害の防止について関係者があらゆる努力を尽くすべきである。そして、労災保険制度そのものとしては保険給付を行なうことは当然であるが、国は、中央、地方を通じて災害防止の措置を講ずるほか、労災保険としても適当かつ必要な災害の予防及び職業病の発生防止対策の研究開発のための施策を講ずることが保険収支の面から極めて重要な意味をもつものである」ことをも忘れてはならぬ。しかし、災害防止のための努力がなされたからといって給付の改善をゆるがせにしてよいということにはならない。

ところで、給付水準の引上げについては、現段階ではなによりも労働基準法における災害補償の水準の引上げを行うべきであつて、それが実現されないから保険給付水準の引上げがむづかしいのである。しかし、すでに述べたように全面適用のあかつきには、一切の災害補償が保険給付として行われることになるのであるから保険給付の引上げだけを問題にすれば足りる。そしてこのことは、基準法から災害補償を分離して労災保険法だけで十分ということにもなるのである。しかし、それは全面適用を前提としての話であつて、それまでには少くとも2年ないし5年の日時を必要とする。そうした事情があるので、使用者側委員は審議会では容易に年金の水準の引上げには応じなかった。そしてそんなことになれば保険適用者と未適用者

2) 前掲書、186頁。

との間の補償の格差は激しくなる。もし、労災保険は社会保障であって、無過失賠償責任の原則に囚われないというのであれば、国庫負担をハッキリと導入すべきである。使用者側委員はこう主張して譲らなかったのである。そこで、上記の建議では、「保険給付（スライド制を含む）については、労働基準法の災害補償との関係という基本問題の解決が先決であるが、さしあたり、他の災害補償制度の動向、ILO 121 号条約など内外の情勢を斟酌して改善を図ること」ということで話し合いがついた。そして、「労災保険事業に要する費用のうち、全面適用に伴う零細企業の加入により増大する費用の一部について、国庫負担の導入を図ること」をも要請することになったのである。

なお、建議で「他の災害補償制度」といっているのは、たとえば国家公務員災害補償制度や恩給制度のことであり、これらは直接には労働基準法とはかかわりをもっていないので給付水準の引上げはかなり自由である。また ILO 121 号というのは、ILO の社会保障の最低基準として知られる 102 号条約の後に、1964 年に定めた、正式には「業務災害の場合における給付に関する条約」のことである。いま、これと現行労災保険法の下における給付水準とくらべると大体次のようになる。

	ILO 102 号 条約	ILO 121 号 条約	現行労災保 険法
休業補償	50%	60%	60%
障害補償 (全部労働能力喪失)	50%	60%	3 級 188 日分 (51.5%)
遺族補償	40%	50%	30~50% (他に一時金)

なお ILO 条約の給付率は標準受給者(妻・子 2 人)に対するものである。

そこで、障害補償と遺族補償はどうしても引上げの必要がある、というわけである。このほか葬祭料は都営による葬儀費用を基礎として 35,000 円+給付基礎の 30 日分となっているが、これは昭和 40 年に定められたものであるから当然引上げるべきである。こうした点では労使の意見は合致したのであるが、これらと関連して問題になったのは、給付基礎日額と労働基準法の平均賃金の算定方法との関係である。すなわち、給付基礎日額の最低保障額の 480 円というのは、最低賃金の

動向などを考慮すれば、その引上げには使用者も異議はないが、給付基礎日額に臨時に支給される給与など一切の報酬を算入すべきであるという労働者側の意見に対しては、使用者側は給付基礎日額は、原則として労働基準法第 12 条の平均賃金に相当する額である。そして、平均賃金には、たとえば 3 ヶ月を越える期間ごとに支払われる賃金すなわち年 2 回支払われるボーナスなどは算入されない。したがって、労災保険だけで算入方法をかえるのはおかしいとして容易にこれに納得しない。そこで「引き続き慎重に検討を行なうこと」ということになったのであるが、この点については基本的には稼働能力をどのように評価するかという問題の解決が必要である。また健康保険や厚生年金保険では標準報酬主義をとり、失業保険は別の賃金日額を基礎としている。こうしたこと自体にも問題がある。それに基準法における平均賃金の計算方法は何を目的に定められたものかをも再検討する必要がある。

VI 労災保険と国庫負担

いま一つは、国庫負担の問題である。各国の例をみても明らかなように労災保険では事務費についても国庫負担がないのが原則である。しかし、労災保険の前提を使用者の無過失賠償の原則からさらに押しすすめて、現段階では、すでに労資双方が安全・衛生には十分意を注いでいるのであるから、発生する災害はむしろ不可抗力によるものであるという観点をとるとしよう。イギリスのように、費用を労資で分担することも考えられる。現にわが国でも、けい肺患者の保障については雇主と同時に社会にも責任があるという建前から、国庫負担の導入が認められている。

そこで使用者側委員は、使用者の責任は労働基準法で定める範囲でとどめるべきであり、その点では年金を導入したこと自身が問題である。もしさらにその年金の水準を引上げるというのであれば、それは社会保障の立場に立つわけであるから、国庫負担の導入が必要だとした。すなわち、年金水準をさらに引上げるというのであれば、その引上げ分は国庫で負担すべきであるというのである。

たしかにそれは一つの言分である。しかし、各国の労災保険は年金を認めている。しかもそれを使用者の責任の範囲で処理しているのである。この点ではわが国の基準法がいわば時代おくれとなっているのであって、もし、基準法が社会保障ないし生活保障に力点をおくときには年金水準の引上げは当然であり、ある程度の国庫負担もまた、国家すなわち総資本という立場からすれば避けられない措置と思われる。しかし、今回の建議ではむしろこれを中小企業対策として捉えて国庫負担の導入をはかるべきだとし、それ以上は基準法との関連でその解決を将来にまかせているわけである。

なおここで、ふれておく必要があるのは、いわゆる団体責任論の是非である。これは昭和40年の法改正をめぐって展開されたものであるが、「労災保険の災害補償は、当然保険の保険加入者たる全事業主の共同負担において行なわれる。すなわち、労災保険における災害補償は、これらの保険加入者たる全事業主（全使用者）のいわば『団体責任』において行なわれるものである」と説き、「『団体責任』の根拠は、明らかに労働基準法の個別使用者の災害補償責任の根拠と同一の法意識に淵源するものである」とするのである。

しかしこの論者が「労働基準法では、個別使用者の責任という形をとっているのに対し、労災保険では、更に一步を進めて、このような使用者の『団体責任』として具体化されている」のであり、「労災保険の法的本質は、その保険的観点からではなく、使用者の団体責任による災害補償という観点から把握することによってのみ、その正当な理解に達し得る¹⁾」と主張することについては同意できない。というのは、わたくしがここで問題とするのは労災保険の法的本質ではなく、経済的本質である。それが社会政策としての本質である。そして、その限りでは、この団体責任論は、まさに社会総資本の立場に立つ労働力保全説である。このことは「ここに団体責任といっても、法律上そのような『団体』としての実体が存する訳ではない」のであって、保険学者が「保険団体」とよ

ぶものを指すというのであるから明らかである。そのみならず労災保険によって保全される労働力は結局稼働能力ということであり、その保全が問題になるとすれば、その意味でそれはまさに生活保障説に通ずるとみるべきであるからである。

この点で、いま一つ問題になるのは、通勤途上災害を業務上とするかどうかという問題である。これについて建議では、このことについては「災害補償制度の建前、損害賠償制度のあり方等と関連するとともに、行政の運営上困難な問題もあるので、通勤途上からむ諸問題についてすみやかに関係審議会に委員会を設け、これに各方面の専門家を加えて検討を行なうこと」としている。が問題は結局通勤途上災害を業務上としているドイツの例のごとく、労働災害補償を生活保障の立場から考えるかどうか、ということによってきまると思う。この点では、ドイツでは事業主が故意に労働災害を発生させた場合の外は労災保険法上の補償が行われたときは民事訴訟を起すことができないことになっている点とも関連がある。そこではもはや個別的な使用者責任の原理は姿を消している。この点に留意すべきである。

VII 季節労働者と特別保険料

つぎは、失業保険の問題であるが、これについては、第61回通常国会に提出され、廃案となった失業保険法および労災保険法の一部改正法案が目的とした季節的受給者対策にふれておく必要がある。すなわち、現行失業保険制度では、全受給者の4割近くに達する季節的受給者が毎年繰返して全給付の3分の1を受給している。収支面からみると、季節的受給者に対する給付額は昭和42年度で366億円に達しているが保険料収入は約20億円である。国庫負担金約90億円を収入とみても、差引き約250億円の赤字となり、これは関係産業以外の産業が負担していることとなる。この解決策としては、通年雇用によって季節的失業そのものの発生を防止し、雇用の安定を図ることが必要である。政府は最初、季節的受給者の給付日数を半減しようとしたのであるが、関係労働者の反対が激しいので方針を改めた。そして、制度の健全

1) 村上茂利著『労働補償の基本問題』, 389頁。

化を図るため、短期循環的に多数の離職者を発生させる事業主から特別保険料を徴収し、これを通年雇用対策の拡充に要する経費に当てることとした。同時に被保険者期間の計算方法の合理化を図ることとした。つまり特別保険料の創設は、メリット制の導入または赤字補填などの性格をもつものではなく、むしろ通年雇用のための融資や通年雇用の奨励金の財源をそこに求めようというのである。また中小零細事業主の負担を軽減するために特別な配慮をもした。すなわち、特別保険料には10%の基礎控除数を設け、これを越える人数のみに特別保険料を課することにした。そこで、たとえば10人の事業で5人離職すれば50%の離職率となり特別保険料が徴収されることになるが、5人までは徴収しないこととした。また任意退職等の離職は除くこととした。対象は同一事業主に継続して6ヵ月以上10ヵ月未満雇用された者に限定した。したがって6ヵ月未満の短期離職者や10ヵ月以上の離職者は除外される。さらに特別保険料は業界に還元されるものであるから、これと相殺されるような保険料率の引下げを行うのは筋が通らないのであるが、業界の負担軽減のため敢えてこれを行うことにしたのである。

ところで、こうした扱いに政府案がきまるまでには、関係労働者や関係業者の活発な動きがあり、とくに業界が失業保険の存在によって賃金を釘づけようとする意図がみられたことはまことに残念である。したがって、わたくしとしては、季節労働者にとっては、別個の失業保険をとるべきだと考えるのであり、一部の人たちのように、日本では出稼型労働者が数多く存在するのであり、その生活を失業保険で保障するのは当然であるとする考え方には同意できない。むしろ、労働関係の近代化のためには出稼型そのものの消滅をこそ望むべきであり、これを温存するがごとき政策には反対である。現に上述の特別保険料も通年雇用対策のための資金であるというのだが、事実はどうした政策をむしろ否定するものといわねばならぬ。もしかりに250億円の赤字をメリットで補うとすれば、保険料率は1,000分の1.70となるにもかかわらず、逆に建設業では17億負担軽減となる

1,000分の1の料率引下げを考えるなどむしろ不可能と称すべきである。さらにまた、特別保険料については任意退職などの離職を除くことになっているのも納得できない。

これは、おそらくそのことによって首切りを防止しようとするからであろうが、基本的には失業保険の経済的本質を軽視することになる。すでに指摘したように、労働保険論の提唱者は、「失業保険の保険給付は使用者の解雇権行使の結果に対する社会的責任を前提とする」と論じ、「使用者の社会的責任を保険技術的に調整のうえ、保険料負担として使用者に配分」するのが失業保険であると主張する。そして「従来、失業保険について責任論が稀薄だった。その点で労災保険と対照的であった。それは、保険事故としての失業が、主として経済学的視角からつまり責任論になじまない経済法則的現象として眺められてきたからである。それはそれで必要なことだが、ここではまず失業を解雇問題として把握しようとする」と述べる¹⁾。

しかし、かかる態度、すなわち、失業を解雇として捉えることは、法律的には確かに一つの見方であるとしても、経済学的には問題である。この点、わたくしは、他の論文で「失業保険は、大河内教授も指摘しているように、労働市場をめぐる社会政策としてその実現をみたものであり、たとえば労働力の価格がその価値以下であるとして本人が離職したからといって、そこからはずせるものではない。また、ハイマンは前述のように失業保険はときには労働力の市場制や商品性をも乗り越えて労働者の生活を公共の手によって保障しようとするものだとさえ主張しているが、それが一国の一般雇用対策と密接な関連をもつものであり、単に解雇権云々といったものだけで、その本質を見きわめようとするのは問題である。なお、失業保険は短期的失業についてのみ役立つものであって、それ以上のものではない。すなわち、停滞的失業 = 半失業や長期にわたる潜在的失業についてはこれを対象とすることができないのである²⁾」

- 1) 田中清定『労働保険』の諸問題『ジュリスト』, No. 393, 1968・3・15, 108頁。
- 2) 近藤文二「労働保険論の台頭」『日本労働協会雑誌』, No. 110, 1968・5月, 26頁。

と述べているが、この考えは今日でも変りはない。

VIII 任意退職と失業保険

では、労働保険論の提唱者は、任意退職者をも失業保険が対象とすることをどのように見ているのか。田中論文はつぎのように述べる¹⁾。

「失業保険の保険事由には、自己都合退職など労働者側の任意的事故による失業をも含めるのが国際的にも通例である（もちろん、再就職の意思がなければ「失業」ではないから問題にならない）。懲戒解雇による失業を含む例も多い。労働力保全・雇用促進などの政策的見地から失業の非任意性の要件を緩和し、実質上非任意的な事情を伴う失業については、これを保険の対象とするわけである。しかし、これは、もはや使用者の社会的責任の範囲をこえ、労働者側の自己責任において自助の見地から処理されるべき分野である。失業保険としては副次的部分といってよい。こういう失業については、保険事故と認められはしても、労働者側の任意性を契機とする限り受給資格や給付内容に制限が加えられることとなる」と主張する。

そして、ILO第44号条約（非任意的失業者に対し給付または手当を確保する条約）第10条第2項bも「請求者が自己の非行によりその雇用を失い、または正当な理由なくして任意にその雇用を離れた」とときには「給付または手当の受領につき相当の期間これを失格とすることができる」とあるのをその証拠の一つとしている。しかしこれは「失格とすることができる」という言葉からみても明らかなどく、むしろ「失格」を原則とみていない証拠といわねばならぬと私は考える。

ところで、論者はまた国庫負担や労働者の保険料負担にふれ、「国によっては、国庫負担のみの失業扶助（フランス）や、労働者のみが保険料を負担する例（スウェーデン）のように、少数ながらも使用者の責任負担の制度化を欠いたものもないではない。その国の社会政策のパターン、他の制度との関連、沿革的事実などと相まって検討しなければならないが、ここではその余裕がない」と論

じている。また「自己都合退職など労働者側の事由による失業が保険事故に含まれる限り、当該給付に要する費用を労働者が負担すべきことはいうまでもない」とも説いている。

たしかに、それぞれの国の社会政策のパターンや沿革的事実を検討しなければならぬ。たとえば、アメリカの失業保険が、なぜ、メリット制をとり、さらに使用者のみに保険料を賦課したか。それはいうまでもなく、首切りを阻止することによって失業者をへらそうとするところに主眼をおいたからである。しかし、そのことのため失業保険の経済的本質を軽視したり、それを理由に使用者の解雇権行使が失業保険の前提であるかのごとくに説くのは、まさに本末転倒といわねばならぬ。また、労働者の保険料負担の根拠が任意退職をも保険の対象とするからというのであれば、保険料率の決定に当ってはこのことを区分して、料率やさらには負担割合を決定すべきである。さらに各国の失業保険が他の社会保険にくらべてより多くの国庫負担をなぜ行っているのかの説明も、使用者の解雇権を前提とする社会的責任という論理ではどう考えても成立つ余地はない。いずれにしても、労働保険論を成立せしめんがために、失業保険の経済的本質にほうかむりしようとする労働保険論の論理には賛成ができない。

かかる観点からすれば、特別保険料の構想は、一方では、季節労働者の循環的退職、その本質はむしろ一種の季節的休職をできるだけ防止しようとしながら、他方では、関係業界が負担すべき保険料負担を他の業界や労働者に転嫁させようとするものであり、好ましい方策とは考えられない。その場合、現在、失業保険財政には余裕があるから、こうした措置をしても差支えないという考え方がありようであるが、この論理の正当性を承認させようというのであれば、かかる循環的季節労働が資本主義の必然的産物であり、休職中の賃金はその使用者でなく、社会総資本が負担すべきであるという論理の正当性がまず認められねばならぬ。しかし、そうした論理の正当性は何人といえども証明できないであろうし、それこそ、また、労働保険論者の解雇権の論理ともまさに矛盾する

1) 前掲、田中論文、109頁。

といわねばならぬ。

以上、いろいろと述べてきたが、いずれにしても、労働保険論は法律の枠のなかに閉じこもって、経済的本質にふれることを敢えてさけようとする形式主義者の主張であり、なにもかかる論理を用いなくとも、労働保険と失業保険の保険料徴収の

一元化は十分に主張できるのである。それのみではなく、労働保険論は、広く社会保険の保険料徴収の一元化、さらには社会保険の全面適用を促進させるどころか、むしろそれを妨害する主張と断定せざるをえないのである。

労災補償法と労働安全

藤 本 武

は し が き

I

労働安全を確保するための立法措置は、いわゆる労働安全立法として、産業革命期を経たあと、鉱山法、工場法などの形でもうけられ、いまでは、社会政策の不可欠の一つとなっており、内容的には、まだ多くの問題点をもっているとはいえ、以前に比べるならば格段に進んだものがみられるようになってきている。これに対し、労災補償立法は、基本的には災害がおきたあと、その犠牲者ならびにその家族に対して、生活上の補償を行うことを雇主に強制することを目的として、使用者責任法の不十分さの批判の上に、もうけられたものであって、いまでは、社会保険制度のなかで重要な地位をしめている。この二つは、労働災害に関し、それぞれ二つの面から労働者を“保護”することを企図したもので、いわば、車の両輪のような関係にある、といっている。

しかしながら、労災補償法は、単に災害のあと仕末だけをしているわけではない。国により相違がみられるが、多くの国では、そのなかで同時に災害防止に関係する措置を講じ、安全立法を補足する役割を負わしているばあいがある。また、労災補償制度の確立は、雇主に對して安全への関心を高めさせ、間接的に災害防止について、無視できない役割を果たしてきたという考え方もある。この考えに近い見解を ILO の労働安全部もとっているのであって、部長自身が執筆した ILO の労働安全関係の業績にふれた論文のなかで、「この補償の大きなコストは、長期的には防止活動を刺激することも可能である¹⁾」と指摘している。この二つの問題について、若干の検討を行ってみたい。

労災補償法(労災保険法)の本来の目的は労働災害(職業病を含む)が発生したあと、その犠牲者である労働者に対し、雇主の責任において、治療を行い、本人ならびにその家族の生活確保のために、補償を行うことを規定した立法であるが、なかにはそれに関連して、同時に、労災補償の確保のためにもうけられた保険機関に対して、補償の確保以外に、災害の防止に関する若干の活動を直接に行うことを法的に強制したり、または、関係する諸機関に対して災害防止のために必要な費用を労災補償基金から支出するなど直接・間接に安全への寄与を義務づけているばあいがある。この種の労災補償法は、程度の差こそあれ、安全立法の一部の機能を分担しているといわねばならない。こういうことが行われるに至った理由としては、次のものが考えられる。

(1)は、労災補償の保険機関がその保険財政を安定させるためには、災害の減少、少くともその増加を防止することが必要であるから、安全の推進は、保険機関としても有利であり、それに寄与する措置を自らとすることは、決して不自然ではない。しかも、これらの機関は、労災補償のために、常時各企業と結びつきをもち、災害発生の実状などについて周知しているのであるから、それを災害防止の手段に転化・発展させやすいという条件さえもっている。

(2)は、何れの国でも、一応の安全立法と、その実施にあたる独自の監督機関をもっているが、多くの国では、その立法内容はおそまつである。しかも、十分な数の監督官を備えているわけではない。しかも監督官の任務は、通常、労働保護立法全体についてその完全実施をはかることから、安全のみについて重点的に監督すること

1) M. Robert and Luigi Parmeggiani, "Fifty Years of International Collaboration in Occupational Safety and Health, *I.L.R.*, Vol. 99, No. 1.

もできない。したがって、この(2)の悪条件が強いところでは、それが(1)と結びついて労災保険法のなかに、安全確保に寄与する諸措置を規定し、後者の欠陥を補おうとする国が生れてくる。

むろん、そういうばあいにも、それぞれの国の歴史的な経済的、社会的、政治的諸条件によって、異った制度がつくられる。

いまここで、タイプ別に世界の国々を区分けできるだけのデータを持ち合さないで、若干の国をえらんで、例示的にのべておこう。

社会政策の古典的な国の一つであるイギリスは、災害の防止、安全の確保については、すべて、工場法、鉱山法その他の安全諸立法の運用に任せ、労災補償の関係法は補償のみを行う形式をとっているが、それは、1897年の労働者補償法 (Workmen's Compensation Act) の確立以後、大体において一貫してとられてきたものである。労働者補償法は、社会保険化の措置を規定していなかったし、1946年の国民保険 (産業災害) 法, National Insurance (Industrial Injuries) Act も、1965年の改正法も、“災害防止と傷害者のアフタケア”の項で、防止に関連して規定しているのは、災害原因の調査にすぎず(46年法73条, 65年法71条)、その担当者を大臣が雇用するか、または、そういう機関を援助するにとどまるものである。このように、二つの立法を峻別する考え方は、1906年法の審議にさいして、内務大臣グラッドストーンが既に示していた原則であって、彼はこのとき「私の考えでは、一層の安全は、他の法律の運用、さらに、むろんのことだが、とくに工場・事業場法ならびに鉱山規制法の運用のなかに見出さるべきである¹⁾」とのべていたのである。

もっとも、途中、若干の動揺がみられなかったわけではない。H. グレゴリー委員会の報告のちに成立した1923年の改正労働者補償法のなかでは、若干の危険の多い工場について、「災害防止機関の設置を要求する規制を行うことができる」という規定が新たに挿入され、それによって政府は鉄鋼など、若干の危険産業について規制命

令を出したことがあったが、1937年の改正工場法のなかにこれと同じ条項が含まれていたもので、この規定は、のち削除された²⁾。また、ベヴァリッジ報告では、のちにのべるドイツの制度に近い形の国家的団体 (Statutory Association) をつくることを勧告していた。説明を加えると、若干の危険 (hazardous) 産業について、それぞれこの種の団体をもうけ (ただし、各産業における労資の双務的なもの (bilateral) なもの)、その財政は一般保険料とその産業にプラスして賦課される賦課金 (levy) と社会保険基金からの若干の援助金とによってまかなわれる。この団体は、安全規制を行う部局と協力して、災害原因調査・宣伝・教育を行い、リハビリテーション、再雇用の措置を推進し、当該産業における安全に影響あるすべての規制をつくる上に勧告を行い、賦課金を集め、一般の給付金を補足する計画をつくり上げることなどを目的としていた³⁾。勧告のこの部分が政府によって受入れられなかったのは、このイギリスでは、安全確保は安全立法で、労災補償は補償法で、という分業体制が既に確立していたこと、他の諸国に比べ、安全立法が進んでいて、あえて二重化を推進するドイツの制度に追随する必要を感じなかったこと、などがその理由であろう。また、それ以前にさかのぼるならば、労災補償法が最初是非保険法として出発したこと、さらに当時他に先んじて、工場法などが、整備され始めていたこと (1891年工場法によって、危険業務に関しては、特殊規則をもうけることが規定されるなど、安全立法の内容が格段に改善され、それが1901年改正法に発展し、その後の工場法の原型が確立されたのである)、をあげることができる。

これに対して、ドイツの制度は、その最初の立法のときから、相互保険組合 = 同業組合 (Berufsgenossenschaft) が産業ごと、あるいは地域ごとにもうけられ、それに安全確保のための諸措置の実施を義務づけていたという点で⁴⁾、イギリスとまことに対象的であった (オーストリアなどもこの形を

1) Carlton Hayes, *British Social Politics*, 1913, p. 31.

2) John L. Williams, *Accidents and Ill-Health at Work*, 1960, p. 77.

3) "Social Insurance and Allied Services", *Report by Sir William Beveridge*, 1942, pp. 41-3.

4) I.L.O., *Compensation for Industrial Accidents, Studies and Reports*, 1925, pp. 424-30.

とっていたので、単にドイツ特有のものではないことに注意⁵⁾。かかる制度がつくられたのは、ビスマルクの社会保険制度が導入されたとき、既に大資本を中心として、多くの民間共済組合が発展していたこと、同業組合の自主的運営について、大資本の強い主張があったこと⁶⁾、さらに筆者の考えでは、ドイツ営業条令 (Gewerbeordnung) は、当時災害防止の点で未成熟であって、むしろ、資本の側に自主的規制をやらせ、それを国家が側面から監督することの方が、安全確保にとって、かえって有利であると判断されたことなどが主な理由であろう。しかし、災害防止の点からみると、実際にはマイナスであった。というのは、業者の自主的団体では、それに法的権限が与えられていようとも、その取締りは、ルーズになることは必然であって、安全立法の本格的改善とその実施を計ることが、災害防止のためにより確実な手段であるからである。いま、ころみに、今世紀初め頃の災害死亡千人率を比べてみると、イギリスの1911年の製造業では0.19にすぎなかったが⁷⁾、ドイツでは0.40で⁸⁾、後者は前者の2倍を越えていた。むろん、この差のすべてを、政府の安全諸立法の違いに起因すると断定することはできないが、それを示唆するものの一つと考えていい。

次に、現行の西ドイツの国家保険法 (Reichsversicherungsgesetz) に基く、相互保険組合の安全確保の機能について、その要点をのべてみよう。

この労災の相互保険組合は、現在36を数えるが、建築など若干の産業では2~7の組合が組織されている。これの中央連合会は、経営相互保険組合中央会 (Hauptverband der gewerblichen Berufsgenossenschaften) である。これらの組織は、何れも業者だけの組織ではなくて、理事会と総会の半分の代表は、労組からえらばれるという意味で、わが国の労災防止協会とは異なる点は留意すべきである。

この組織は、労災補償の産業別の団体であって、

各雇主から労災保険料をとり、災害事故に対して保険給付を行うことを主たる業務内容としているが、この他次のような権限をもつ。

1は、法708条に基いて災害防止規則を定めることが義務づけられている。この規則の制定、修正にあたっては、複雑な手続をとり(省略する)、最終的には連邦労働社会省の承認を必要としており、また、これの違反に対しては、営業条例の安全規定の違反と同じく、1万マルクを最高とする罰金を課することができる。という大きな権限が与えられている。つまり、法律上の安全立法と同じように考えられているわけである。この災害防止規則 (Unfallverhütungsverschriften) は現在全産業で119に達するが、筆者が訪ねた溶鋸炉・圧延組合のばあい、37に関係があった。くわしくはふれないが、イギリス工場法の諸規則に近い内容をもっており、健康診断等についての規定も含んでいる。これらの法的拘束力をもった諸規則の実施をはかるために、営業監督官 (イギリスの工場監督官にあたる) と同一の資格をもつところの技術監督員 (technische Aufsichtsbeamte) が、この協会に所属して、それと同一の権限をもって傘下事業場を巡回して、監督ならびに助言にあたり、必要あるときには、摘発を行う。彼は、急迫した危険の存在するときには、その危険をさけるために、直接指示する権限も与えられ、作業停止命令も出せる。事業主が故意または怠慢によって、便宜を与えなかったり、または指示に従わないときには、前述の罰金を課する。この監督員の総数は全国で約500人で、営業監督官の750人に比べると少ないが、後者は公害や営業上の監督の他、年少労働保護、労働時間規制など、労働保護全体にわたる監督をも受けもっている。労働安全関係の監督に限定するならば、むしろこの技術監督員の方のウェイトがはるかに高いといわねばならない。もっとも、この技術監督員は、鋸山の坑内には立入らないで、後者への立入り監督は鋸山監督官の手にもっぱらまかされている。

つまり、西ドイツでは、二重の安全立法があり、二重の監督によって安全の確保が計られる仕組みになっており、安全規則の作成、その実施など、営

5) *Ibid.*, pp. 430-31.

6) 近藤文二『社会保険』第3章, 1963.

7) *Twentieth Abstract of Labour Statistics of the U. K.*, 1931, pp. 182-85.

8) 岡実『工場法論』, 大正6年, 改訂版, 592頁, 付表。

業条例よりも、重要な法的拘束力をもつ規則が、労災補償法（国家保険法第3部）の下に作られているのである。また、1963年には、やはり、この法律（719条）に基づいて、20人以上の従業員のいる事業場には、1人以上の安全委員（Sicherheitsbeauftragte）を任命することなどを定めている。つまり、西ドイツ（以前はライヒの）労災補償立法は、すぐれて安全立法なのであり、これをぬきにしてこの国の安全政策は考えられぬといってよい。この点、イギリスと根本的に相違するところである⁹⁾。

しかし、労災防止という見地からみると、ドイツ（現在は西ドイツ）の制度が、イギリスに比べすぐれているとはいえないようである。災害死亡率で比較すると（何れも製造業 1964～66年）、イギリスの0.04に対して西ドイツは0.19で非常に高いが¹⁰⁾、これは安全立法の仕組の違いだけでなく、他の諸要因（例えば、合理化、労働密度、組合の発言権の大小など）が関係しているとはいえ、ドイツ式の安全対策の方に、問題点がより多いことを物語るものに他ならない。その一つとして、業者中心の保険組合（労資代表が同数で運営に参加するとはいえ、実質的には、資本の発言権が大きい）の監督組織では、国家の監督組織に比べて監督内容について劣ることを物語るものであろう。

これらの二国に比べると、その中間に位するのがフランスの現行法である。この国では、戦前はむしろイギリスに近く、安全確保はもっぱら安全立法により、労働者補償法は安全にはタッチしなかった。ところが1946年の社会保障法によって、抜本的改善が行われ、ここに本格的に労災の社会保険化が実施された。しかし、この中でもうけられた労災補償給付のための機関である社会保障金庫に、一定の安全のための措置を講じる権限が与えられたのである。1967年のドゴールの改悪政策によって、機構上若干の改悪がなされたが、以下現行法を中心にのべておく。

この国では、労災補償を取扱う社会保険金庫は、

初級疾病保険金庫、地方疾病保険金庫、全国疾病保険金庫のようであるが、このうち、地方金庫に労災防止のための部門がもうけられ、そこに助言技師（ingénieurs conseils）と安全指導員（contrôleurs de sécurité）が所属し、法の定めに従って、安全上の問題について企業に対して助言と教育、宣伝を行うことを主たる任務としている。彼らは、法の違反を摘発して処罰する権限はもっておらず（それを行うのは、労働監督官である）、また、切迫した危険を認めればあいでも、作業を停止させる権限は与えられていない。彼らが助言したにもかかわらず、企業主がそれに従わないとき、または不十分であるとき、彼らのとりうる手段は、保険料を高めて、事実上「罰金」を課することだけである。ただ、この助言技師は全国で約200名、その下に安全指導員が500～600名が配属されているから相当の数に上る。労働監督官は約400名、この下に、労働検査官で労働監督につくものが350名いるが、これらの人たちは、安全衛生以外の問題についてもタッチしているので、「監督」の数からいうと、疾病保険金庫のもっている人員の方が、安全問題に関与する程度は大きいであろう。

全国金庫の下に、労働災害、職業病防止基金がもうけられ、労災保険料の2%をその費用にあて、これによって、前記の助言技師などの人件費がまかなわれているのであるが、それ以外に、災害防止に関する調査、研究、教育、宣伝などのサービスの機関を作ること、関係施設への補助、貸付金の交付、安全施設を充実させるために、前もって低率の保険料を企業にきめること、などができる¹¹⁾。

つまり、イギリスに比べると「労災補償法」は、はるかに安全に関与しているのがフランスの制度である。なお、67年の改悪以前には、社会保障金庫の理事会の構成メンバーのうち、労働者代表は使用者代表よりはるかに多くを占めたが（地方金庫では、18名の労働者代表、6名の使用者代表、他学識経験者7名などで、労働者代表は31名中の半分を越えた）、今回の改訂によって、労資代表がそれぞれ同数となった。労働者の発言権を弱めるための改訂であったことは指摘するまでもない。

9) 詳しくは、拙著『各国の労働安全対策』、1966、第1部第III編、C.4参照。

10) ILO, *Year Book of Labour Statistics*, 1968.

11) 拙著『各国の労働安全対策』、第1部第II編、C.3参照。

それはともかく、この国の災害死亡率は、イギリスに比べ2倍を越えて0.11であり、西ドイツに比べると相当に低い。安全立法の内容について比較すれば、イギリスと違い、労働者の発言権を確保する諸々の機関をもうけている点では（例えば、企業委員会 (Comité d'Entreprise) ならびに衛生安全委員会 (Comité d'Hygiène et de Sécurité) の強制設置) すぐれているが、安全立法の規制内容について劣り、かつ監督について問題がある（監督年報が公表されていないのも一つの例である）。また、疾病保険金庫内での助言機関の設置によって、むしろ国家監督の方で手抜きが生じたとも考えられるのであって、この二重の監督は、フランスにおいても成功したとも考えられないのである。もっとも、このフランスで、かりに国家監督をそのままにして、労災保険の助言機関を中止したとすれば、事態は一層悪化することは確実である。

このような二重「監督」の組織が生じるのは、一つには、「監督」の強化を、労災保険財政から支出し、国家財政の増加を節約しようとした企図に基くものと推定されるが、このように二者択一の立場に立つならば、やはり本来の筋は、国家監督の強化と、安全規制の改善におくことが、安全の推進にとってより好ましいといえるであろう。

これらに比べると、わが国の法体系は、イギリス型に近かったが、1964年に改正されて、32条の2において、「この保険の適用をうける事業にかかわる業務災害の予防に関し、必要な保険施設を行う」とされ、労災防止団体の成立とあいまって、その後は労災保険会計から、労災防止団体に対して、その活動を援助するための多額の金が支出されるようになっている。したがって、労災防止団体の活動の半ばは労災保険に基くものといえる形式になって、幾分ドイツの型に近づいたが、基本的な違いは、わが国の労災防止団体は、業者のみの組織であって、労働者の発言権は何ら確保されていないこと、作られる災害防止規程は、労働者代表の積極的参加の下に作られず、法的拘束力をもたないこと、これら協会にもうけられる安全管理士、衛生管理士は単なる助言を行うコンサルタントに等しいもので、西ドイツの技術監督員

はいうまでもなく、フランスの助言技師程度の権限も与えられていない。したがって、安全化の推進を、このような協会にほとんど期待することはできないと考えていい。もしこれによって、本来の安全立法の改善と運用とが、おろそかになるとすれば、むしろ全体として後退であることは指摘するまでもない。

II

次に検討したいのは、前述した特殊問題を離れて、労災補償そのものの制度一般が、安全を推進する上で役立つところがあったかどうか、という問題である。この問題については、一部メリット制の問題が離れ難く結びついているが、それを含めて、いろいろ異った評価がある。

一般的にいうと、労働組合は、ずっと以前から労災補償は、資本家の不安全措施に対する一種の罰と考え、労働者補償に対する雇主の責任を確立することは、単に犠牲者に対する生活上の補償を確保するにとどまらず、それを通じて、雇主自身に、作業環境の安全化への投資に積極的な態度をとらせようとするものである、という考え方をもっていた。例えば、ウェブの産業民主制論 (Industrial Democracy) のなかでも、「しかしながら、一つの方向として、労働組合は、この彼らの政策の一般方針（災害防止に必要な条件を規定する特殊規制の手段によって安全を推進するもの）からはなれて、弊害を防止するための積極的な規制ではなく、それがおきたとき、それに対する補償の支払を雇主に強制することによって安全を求めた¹⁾」とのべているのはそれである。

1877年TUCにおいて、鉦夫組合の一指導者は「災害のコストを雇主に支払わせることによって、労働者の生命と身体の保全を要求したが、彼の目的は多くの金をうるのではなく、それを災害防止の手段にすることであった²⁾」という考え方は、のちのちまで引きつがれる。例えば、1939年TUCはある文書のなかで労働者補償法にふれ、

- 1) Sidney and Beatrice Webb, *Industrial Democracy*, 1920, p. 365.
- 2) A. F. Young, *Industrial Injuries Insurance*, 1964, p. 39.

「現行の立法のなかに含まれている災害防止の原則は、(a)補償を支払うよう雇主に対する個人的責任の賦課、(b)死亡あるいは重大かつ永久的労働不能に陥らない重大かつ故意の過誤のばあい、労働者が補償をうける権利の喪失によって、災害件数を減少させるための一つの刺激を与えたことである³⁾」と記していた。

これと同様の考え方は、アメリカ合衆国の労働組合でもみられたが⁴⁾、この二国だけでなく、多くの国の労働組合に共通してうかがわれる傾向と思われる。

しかしながら、政府や専門家となると、国によりまた人によって、違った評価がみられる。一般に安全へのプラスの面を積極的に評価するのは、アメリカ合衆国に多い。

この点について、連邦労働基準局の“安全問題”(Safety Subject)のなかでは、次のようにのべられている。

「コモン・ロウと使用者責任法の下では、第1の問題は“それは誰の過失(fault)か”であった。事故が雇主の怠慢の結果であったとき以外は、産業傷害は彼の負担とはならなかった。労働者補償法の下では、過失の問題はおきなかった。もし、労働者が作務中に事故によって傷害をうけたとすると、それが補償の理由となった。したがって、労働災害の支払いをさけるための雇主のただ一つの途は、それを防止することであった。災害は高価につくという事実は、保険会社ならびに雇主によって、個人的あるいはサービス機関を通じて、産業安全の分野でなされた産業安全活動の背後の主要な推進力であったし、また現在もそうである。また、産業災害の負担とコストに注意を向けさせることによって、労働者補償法は、州による防止活動の発展にとって一原因となった⁵⁾」と。

一般に、アメリカの専門家には、これと同じ様な見解をとるものが多い。労働法のコモンズ(J. R. Commons)は、その旧著において、「災害防止

ならびに安全運動は、過去数年の間に急速に広がった。そしてこの発展の主な原因は、災害防止と補償との間の増大する相関である」とし、また、「労働者補償法は、“安全第一運動”の発展を刺激してきた」と指摘している⁶⁾。これは、安全問題、労働問題の専門家に共通してみられ、比較的多い見解である⁷⁾。

しかしながら、イギリスでは、労働者補償法と災害防止との直接の関係をみとめようとしない見解の方が一般に強い。例えば、古くはグラッドストーン内相が「補償を規定することによって、われわれは労働者に対する高められた安全を獲得しているとうぬぼれてはならない⁸⁾」と明言して、それを否定していたが、それは一つには、1897～1906年の間で(法律の実施後)、災害率がみるべき低下を示さなかったことがその基礎にあった。また、ビヴァリッジ報告は、労働者補償法にふれた箇所では、その問題にほとんど関説していないが、おそらく、安全推進上に役立ったとみる考え方もたなかったためであろう。また、のちにのべるように、ヤング(A. F. Young)なども、これを否定する見解であるし、三者構成の産業安全小委員会の政府に対する公式勧告である「産業災害防止」(Industrial Accident Prevention)のなかでも、労災補償法については、一語もふれていないところからも、それが災害防止に役立つ一面をもつものと考えなかったことを示している。また、ウィリアムズ(J. L. Williams)も、初期の使用者の安全活動について、「組織された災害防止活動は、相当程度、ただ工場法によって影響をうけた使用者たちの間でのみ見出されたことも事実である¹⁰⁾」と記して、労災補償の安全の推進に果たした役割についてはふれていないのである。

3) J. L. Williams, *Accidents and Ill-Health at Work*, 1960, pp. 332-33.

4) M. R. Carroll, *Labor and Politics*, 1923, p. 102.

5) U. S. Department of Labor, *Safety Subjects*, 1956, p. 20.

6) J. R. Commons and J. B. Andrews, *Principles of Labor Legislation*, 1916, p. 384, 413.

7) 例えば、R. P. Blake, *Industrial Safety*, 1963, p. 16., Simonds and Grimaldi, *Safety Management*, 1963, pp. 20-1.

8) Carlton Hayes, *Social Politics*, 1913, p. 31.

9) A Report of the Industrial Safety Sub-Committee of the National Joint Advisory Council, *Industrial Accident Prevention*, 1956.

10) J. L. Williams, *Accident*, p. 345.

このように、二つの国で、労災補償法が安全推進上に果たした役割について異った評価がそれぞれ支配的なのは、理由のあるところである。それは、実際問題としてアメリカでは、労働者補償法の成立が、資本の側の安全運動を刺激したようにみえるが、イギリスではそういう事実がほとんどみられなかったからであった。

次に、その事実を示しておこう。

アメリカの最初の労働者補償法は、1909年のモンタナ州、1910年のニューヨーク州のものであったが、この二つが違憲判決をうけたあと、1911年に10州において立法化され（同年中に12州で調査委員会が成立）、1912、13年にはさらに11州において立法化された。その後1915、16年に9州と三つの准州にもうけられたから、このわずかの間に30州に達し、既に過半の州に広がったのであった。そして、1920年に至ると、43州と三つの准州においてもうけられていた¹¹⁾。

他方安全運動は、次のように展開した。

最初の組織的な運動としては、1912年ミルウォーキーにおいて、鉄鋼電気技術者協会の大会がもたれ、そこで安全についてのより大規模な会合を準備することが決定され、1913年10月にそれが開催された。このとき、全国産業安全協会(National Council for Industrial Safety)が結成され、1915年に至って、それが全国安全協会(National Safety Council)として、産業安全以外の安全問題を取上げるように発展したのであった¹²⁾。すなわち、資本家階級の安全運動の中核結集体の結成は、労災補償法の嵐のような成立に幾分おくれた程度であって、後者が前者に影響を与えたという関係は明らかかなようにみえる。むしろ、結成直後のNSCは微力であり、加盟会社、個人の参加も少数であったが、その後次第に拡大し、その影響力は強まって行く。その拡大、強化に先行していたのは、時期的にみて、労働者補償法の拡大、普及であった。もっとも、NSCの成立、発展をもって、資本家のすべての安全活動の動向を代表させることは

必ずしも正確ではないが、安全運動に熱心な資本家たちはすべてNSCに加入していたので、大勢として代表させていい。

「産業災害防止についての若干の関心が労働者補償法の実施以前に存在はしていた。産業災害に基く死亡と身体の損傷と悲惨を防止する試みは、労働者に対するその責任を忘れない若干の雇主によって行われた。雇主責任法は、少くとも損害の回復を容易にさせるといっておどしによって、あるばあいは、機械防護ならびに安全装置の使用を刺激した。しかし、労働者補償立法は、産業災害防止に対して最初の真の刺激を与え、今われわれが知っているような、安全運動を他に先がけてもたらしたのであった¹³⁾」。

ところが、イギリスについては、この両者の関係は鮮明ではない。

この国で、企業の側が積極的に動いた最初の例は1892年のことであったとされているが、現在でも、安全運動の中心となっている王立災害防止協会(Royal Society for the Prevention of Accidents)が設立されたのは1916年、また産業福利協会(Industrial Welfare Society)が作られたのは1918年で、最初の労働者補償法の成立よりはるかにおくれ、何れも戦時中のことであり、むしろ戦時下の災害の異常な増加とアメリカにおけるNSCの結成の影響を受けたものと考えられる。その後、1930年頃にかけて、この安全第一運動は高まっていたが、1925年頃の調査によると、炭鉱地帯でも「安全運動は、大きな熱狂をもって取上げられたことはなかった¹⁴⁾」とされている位であった。

もっとも、いわゆる安全運動というのは、一つのカンパニヤ的な性格をも一面もっているので、このような運動がイギリスについて早くから発生しなかったことをもって、資本の安全への関心がアメリカ合衆国に比べて劣っていたというように理解すべきではない。むしろ、実際には、アメリカよりも進んでいたからこそ華々しい動きがみら

11) E. Brandeis, "Labor Legislation", *History of Labor in the U. S.*, Vol. 3, pp. 571-76.

12) 例えば, Blake, *op. cit.*, pp. 16-7.

13) U. S. Department, *Safety Subjects*, pp. 19-20.

14) H. M. Vernon, *Accidents and Their Prevention*, 1936, p. 309.

れなかったと考えた方があっている。しかし、そういう安全への関心が、とくに労働者補償法の関係とは別のところで生じたと考えられるのがイギリスの実状であった。このことは、フランスについてもあてはまる。念のために記しておく、このフランスでは1850年のヴィエルメ博士(Doctor Villermé)の調査結果の発表が大きな反響をよび、1867年にアルサスのマルーズにおいて、災害防止のための最初の工業協会が設立され、1897年にはノルマンディ協会、1883年にはフランス災害防止工業協会、1894年には北部工業協会が結成されており¹⁵⁾、何れも労災補償法の成立に一步先んじていたのであった。むしろ、この全国的組織の結成は、1874年の工場監督制の確立、1893年の「衛生安全法」の成立に対応するものであった。

イギリス、フランスと違って、アメリカでのみ時期的にみて労災補償法と安全運動との関連性が強かったというのは、いろいろの理由がある。直接この二つの関連性を検討する前に、他の原因について指摘しておこう。

アメリカの資本家たちが組織的な安全運動を積極的に取上げたことは、この国の資本家が他国に比べ人道主義的であったことを意味するものでは決してなかった。むしろ、当時、アメリカの安全立法がヨーロッパ諸国に比べ立ちおいていたこと、さらに、災害率も著しく高かったという事実があった。

さきに、今世紀初頭のイギリスに比べアメリカの災害死亡率(千人)が高かったことを指摘しておいたが、炭鉱のばあいにはその劣位はとくに著しかった。イギリス(1902~06)の1.38、フランス(1901~05)の0.91に対して、実に3.39(1902~06)で両国の3倍前後という高い水準にあった。このように、災害率が高いのもそれなりの理由があった。移民が多く、言語、風俗、習慣の違いは(とくに炭鉱では移民が多かった)災害をふやす傾向をもっていた。また、労働強化をもたらした、したがって災害の増加に導く、ティラー・システムなど、労働者をしぼり上げる生産・労務管理がまっさき

にとりあげられたのはこのアメリカであり、1910年頃には、多くの企業できそって採用されていた。また、労資の階級的力関係でも、この三国のうちアメリカはもっとも立ちおくれ(1910年頃)、安全立法についてもヨーロッパ諸国より若干または数段立ちおくれていた。このことは、炭鉱の鉱層の状態はヨーロッパ諸国より格段にすぐれ、ふつうならば災害率が低くていいものを、逆に高いのはおかしいとして、ヨーロッパ諸国から専門家を招聘して、安全対策に関してその意見を求めたのもこの当時のことである¹⁶⁾。この国が連邦制であるため、立法は州法に委され、これが国内で安全立法についての不均衡を生み出した一因となったことも、この国の安全立法上の劣位を規定していたに違いない。

また、資本家の安全運動が、上から華々しく取上げられたのがアメリカであったことも故あることである。もともとこの国の労務管理は、パターナリズムの傾向が著しく強く、労働組合を弾圧する意欲と実績は、英仏の比ではなかった。したがって、労資協議制の下で安全問題を取上げるといふ考え方はその当時はゼロであったし、いまに至るも反労働組合主義は一部に根強く残されている。したがって、上からの安全運動を、また若干の期間を経たあとは、労働者の注意力の緊張に重点をおくようになった安全運動を取上げたのは、アメリカ資本の体質に向いていたといえるであろう。

III

アメリカにおいて労災補償法が少くとも資本の安全運動を推進させる上に役立ったようにみえる大きな諸理由については、さきに指摘した通りであるが、補償法自体が直接に、安全への動きを刺激した一面のみられることも否定できないようである。ここで「一面」という弱い表現を用いたのは、一般にアメリカの専門家たちは、現象面にのみとらわれて(時期的にはたしかに直結した形となっている)、他の諸原因(それについては前述した)の役割を過少に評価または無視しているし、その成立当時

15) P. Bollache, *Les responsabilités de l'entreprise en matière d'accidents du travail*, 1967, pp. 77-8.

16) C. Eastman, *Work-Accidents and the Law*, 1910, p. 47.

にみられた労災補償法の一影響を、現在に至るもなお該当する法則的なものと一般化して断定する傾向がとくに強いが、それと区別する意味である。

しかし、少くともイギリスやフランスでみられなかった現象がアメリカで展開したということからみても、労災補償法の形態に違いのあったことが関係していることも考えられるので、それについて一応検討しておくことも必要である。

アメリカ合衆国では、州法によって補償法がもうけられたので、州による相違があったが、1938年頃の実状でいうと、イギリスの労働者補償法のように、補償責任のみを課し、保険化を規定しない州が2(アラスカを含む)、国家基金への払込みのみが強制された州が5、ドイツのような形式のものをもうけた州が2で¹⁾、他はすべて私的保険によるもの、あるいはそれと政府基金の二つの併存をみとめた州で、数からいうと私的保険のみを規定した州が多かった。しかも大多数の州では自己保険(Self-insurance)つまり保険にかけないケースをみとめたが、それには一定の条件を付していたので、これが許されたのは、大企業に限られていた。しかも実際問題とすると、全国的にみて業種別の相互保険組合でなく、私的損害保険会社による比重が決定的に高いのがこの国の特色であった(現状についていうと48州のうち国家基金のみをもうけ、私的保険がみとめられていない州は7、自己保険がみとめられていない州は6、国家保険基金と私的保険との併存が12州で、私的保険は実に41の州でみとめられ、その比重は決定的に高い)²⁾。

また、アメリカの労災補償法の次の特徴は、これらの保険会社を中心に精細なメリット制をもつ保険料制度が導入されたばかりでなく、これらの保険会社自体が、自ら監督員(inspectors)を雇用して、契約者である各企業を巡回し、安全点検を行い、必要に応じて助言を行うなどのサービスを実施している点である(このことは予め保険契約書に記載されている)。この種の業務は単に公平を確保し、被保険企業に対しサービスするというよりは、

メリット制を含めて、保険会社自らの保険財政をまもり、利潤を生み出すために必要とされたものであったことはいうまでもない。のちにも指摘するように、コモンズはこの保険会社の行う“監督”の役割を高く評価し、安全への推進に大きな役割を果たしたとしていたのである。

これに対しイギリスは労働者補償法は雇主に補償の保険化を義務づけなかった点で、一つの特色があった。法成立当時の政府の考えとしては、保険化することによって、安全推進への刺激が帳消しされることをおそれるという発言さえ残されているが³⁾、実際には業者の多くは危険負担を分散させるために業界によっては相互保険組合をつくり、また、私的保険会社の手によって保険が行われ、1906年法によって若干これらを保護する道を開いたのであった。ベヴァリッジ報告のメモランダムによると、1938年中に支払われた補償総額のうち、58.9%は相互賠償協会(Mutual Indemnity Associations)で取扱われ、23.5%は他の保険会社で扱われたとされているので⁴⁾、大部分は保険化されていたとみていい。また保険料については雇主に負担される「保険料率は、含まれる危険に応じて相違して」おり、「保険料は特殊な事業場に対して修正され、単に職業に対してではないようである⁵⁾」とされているので、メリット的なものは実施されていたとみられる。ヤング(F. A. Young)によると、「いわゆる“経験率”(Experience rating)、あるいは特殊率(Special rating)は、イギリスでは少くなかった」、としながらも、ただしそれは組織的な監督もなく、また、安全上の予防策がとられたとか、安全委員会その他の措置によって安全を推進する積極的努力が開始されたとかの理由によるクレジット(credits)は含まれていなかったとされており⁶⁾、厳格なアメリカ式のメリット制が実施されていたようではない。もっとも、相互協会の場合、多くは「加盟者に安全措置について

1) C. W. Hobbs, *Workmen's Compensation Insurance*, 1939, p. 318.

2) W. R. Pittmar, *Workmen's Compensation*, 1959, pp. 84-5.

3) A. F. Young, *Industrial Injuries Insurance*, 1964, pp. 39-40.

4) *Social Insurance and Allied Services Memoranda from Organizations*, 1942, p. 149.

5) *Ibid.*, p. 129.

6) F. A. Young, *op. cit.*, p. 40.

助言し、この問題への彼らの関心を刺激するために、彼らの事業場を訪ねる災害防止の専門家 (specialists) を雇った⁷⁾とされているので、保険組合は私的保険会社よりは、助言的監督に熱心であったといえるであろう。だが、メリット制については戦後の国家保険 (産業災害) 法のなかで何一つ影を留めず、しかも、すべての産業を通して一本の保険料率という異例の方式を取入れたところをみても、メリット制の伝統が根深く存在していなかったためであろう。とするならば、戦前イギリスでは実質的にもアメリカと相当違った形のもが存在したといわねばならない。

フランスにおいては、保険については任意主義をとり、犠牲者への補償の確保をはかるために、のちの改正を含めて、営利の保険会社または相互組合 (Sociétés mutuelles) の他、保証組合 (syndicats de garantie) なるものをもうけ、それぞれの管理についての保護を規定したに留まり、また、最後の支払いの担保としては、従来からあった国家退職金庫 (La Caisse nationale des retraites) によって保証することを定め、強制保険化はあくまでもさけたのであった⁸⁾。したがって相当程度任意的保険化が行われたが、その場合にも保険会社が多かった。ただ、アメリカと大変違うのは、これらの保険会社は災害防止に対してほとんど関心を示さず、保険料は多くの場合固定され、届出された災害の数と強度に従って相違する、いわゆるメリット制はまれであった。したがって「雇主は労働災害と闘う明らかな経済上の利益をもたなかった」というのがボラーシュ (P. Bollache) の評価である。もっとも1928年、全国保険会社委員会がフランス工業協会とともに中央防止局 (Bureau Central de Prévention) を設立したあとは変化したといわれている⁹⁾。

この三国の比較からみると、保険という手段によって災害補償の危険分散を行っている点では同じだが、監督とメリット制はアメリカで強く、フ

ランスではこの両者ともほとんどみられず、イギリスはこの両国の中間にあったとみることができ。この相違が労災補償法の影響力に若干の相違を与えたであろうことは否定できないが、後に述べるように過大に評価することも誤りである。

もともと、保険化が行われた場合、その保険料が固定的なコストと化し、雇主の災害防止に対する刺激が失われる可能性があることは、事実問題として否定できない。このことは、わが国でかつて(1929)第1次の労働者災害扶助法案が提案されたとき——このときには強制保険の法案は併せ提案されていなかった——政府が公式に表明した見解でもあった¹⁰⁾。このことは火災保険によって被保険者の防火への関心がうすらぎこそすれ強まることはない点からも明らかである。むしろこのことから労災補償の保険化は意味がないというのでは決してない。強制保険化は何より犠牲者に対する補償を確定化するための手段であるところにその真の目的がある。

次に、私的な保険機関の行うところのサービスとしての監督、点検はどのような意味をもつか。この問題については、さきに(1)において検討したことがここでもあてはまる。結論をいえば、この“監督”を他から切り離して考えた場合には、社会にとってたしかにプラスである。とはいえ、これら保険会社の監督員の助言は、何らかの法的拘束力をもたないのであるから、そういう拘束力をもつ命令を下しうる国家監督官に比べれば、その助言の効率は低いとみるべきなのである。しかるに、それが若干でも役立ったと考えられるとすれば、それはアメリカの国家監督がよい加減であっ

10) このときの政府の答弁では、次の点が指摘されていた、「扶助制度ニ依リマスレバ災害ノ結果ニ依ル災害ノ扶助ノ負担ヲ直接当該事業主ノ責任ニ帰シマスルガ故ニ、事業主及従業者ノ災害予防上ノ注意ヲ喚起致シ、自ら予防施設ノ発達ヲナスコト著シイモノガアルノデゴザイマス……」保険制度を「採用致シマス時ニハ災害ノ結果デアル直接ノ負担ハ、事業主モ従業者モ之ヲ負ハズシテ、従ツテ国保険機関ニ帰スルコト相成リマスルガ故ニ災害予防観念ノ発達ハ、固ヨリ之ヲ望ムコトガ出来ナイヨウナル」(労働省労働基準局『労災補償行政史』, 1961, pp. 110-111) というのがそれである。もっとも業者からの強い要望でのちに保険化を取入れ、労働者災害扶助責任保険法が併せもうけられたことは周知の通りである。

7) *Memoranda from Organization*, p. 153.

8) H. Ferrette et E. Laval, *Les Accidents du Travail*, 1901, ポール・ピック『労働法下巻』第2編。

9) P. Bollache, *Les responsabilités de l'entreprise en matière d'accidents du travail*, 1967, p. 78.

て、法律上の安全規定の立ちおくれとあいまって、本来微力であるはずの私的監督がある役割を果たしたとしか考えることができないのである¹³⁾。

では、メリット制についてはどうであろうか。一般にメリット制の支配的なアメリカ合衆国では、古くからこれが災害防止に大きく寄与したと考える人たちが多い。その一人としてコモンスをみると、彼は「保険会社も州保険基金も機械の安全装置を強制する権限をもっていないが、往々にして前述したメリット保険料率制度に基いて保険料を引上げたりすることによって同一の目的を達することができる」として、まことに高く評価している。そして、さらに進んで「州の検査官といえども、使用者と従業員が適当な災害補償制度の刺激の下で協力してなしうることに比較すれば、大したことはできないであろう」¹⁴⁾とまで極言している。これほどに礼賛すべき価値をメリット制はもっていたのであろうか。

メリット制といっても、それが保険制度のなかでとり上げられる以上、料率の上下限の幅については一定の限度がある。もし、その災害の頻度と強度に正比例するとき保険料が決定されるならば、それは保険ではなくなるからである。それだからこそ、わが国では業種別の基準保険料の上下30%の限度に留めているのである。また、アメリカの場合、これよりはるかに幅があるようであるが(例えば、-50%~+129%)、それでも実際の保険金支出額に比例しているものでは決してない。したがって、メリット制を採用しても、その刺激には限度があると考えた方があっている。しかしながら「刺激」を評価する前に次のような基本的問題がある。

一つは、いわゆる労災コストのなかでは保険化できる労災補償費の占める割合は意外に小さく、むしろ保険化されない災害コスト部分の方がはるかに大きな比重を占めるという事実である。ハインリッヒ(H. W. Heinrich)はずっと以前にかくされた災害コスト部分の計算方式を提示し、それが

労災補償費のおよそ4倍に達するという事実を指摘したので¹³⁾、今でもこれによって労災の損害額が概算される場合が多い。また、サイモンズ(R. H. Simonds)等は、別の計算方式を提案しているが、これによる多くの計算例では保険化されない部分が保険化される部分の2倍前後に達している¹⁴⁾。いつでも労災補償額を自動的に4倍化したものを、かくされた災害コストとみるのは、むしろハインリッヒの主旨ではなかろうが両者の方式はともにかくされた災害コストの方がはるかに大きいことを示しているのである(筆者はこの災害コストの正しい算定方式について研究する余裕をもたない)。したがって、かりにメリット制によって雇主が刺激をうけるとしても、それは著しく制限され、うすめられたものにならざるをえない。むしろ、メリット制の効果は、多くの場合日本においてみられるように、雇主が安全化のための本格的な配慮を払うよう促進するということはあり得ず、むしろ、せいぜい既に立法化されている安全基準の範囲内で、機械・装置の簡単かつ安上りの改善を行い、簡単な安全教育を行い、労働者の注意力の喚起と緊張とを強く求め、安全競争や無災害競争に熱を入れるという程度のことが行われたとみた方があっている。しかし、こういう「安全対策」がすべてメリット制の効果であるかのようにみるのは問題のあるところである。他方で安全立法の前進が行われ、国家監督の組織も整備されてきているし、労働組合の安全への関心も高まってきているからである。したがってこれらのメリット制以外の要因によってそうした改善が進行したとみることも可能である。

ところでこのメリット制について、アメリカにおいても、それが安全の促進に寄与するという、従来から一般化していた主張を疑問視する論者が近年増えてきている。例えばカルプ教授(Professor Kulp)は「料率は損失の減少を推進するものと期待されるかも知れない。しかし、合理的な保険原則は、この目的(損失の減少)が公平(equity)と適

11) このアメリカの監督制度については、拙著『各国の労働安全対策』第1部第2編、B.4を参照されたい。

12) Commons and Andrews, *Principles of Labor Legislation*, 1937, 邦訳, 上巻, pp. 335-36.

13) H. W. Heinrich, *Industrial Accident Prevention*, Fourth Edition, 1959, pp. 50-61.

14) R. H. Simonds and J. V. Grimaldi, *Safety Management*, 1963, Chapter 6.

切さ (adequacy) のそれに比べ、二次的であることを要求している。保険は何よりも危険をプールして、損失を分けあうための方策である。……この条件は安全への刺激としての料率の役割を決定的に制限している。安全が料率構造の主目的であるとき、この目的は、労働者補償の計画料率 (schedule rating) の場合には、料率上の公正について大きな失敗という犠牲を払ってのみ達成される。他方、もし、安全目的がこれら他の目的に従属しているならば安全への刺激の効果は大きく制限される。これは、公正かつ安全に被保険者に提供される報償と罰金の額は、彼の危険に対する頻度に影響するに十分な大きさのものではないであろう¹⁵⁾と指摘している。

また、ソマーズ (Somers) は「もし、メリット制は傷害防止の基礎として正当化されるべきだとしても、それには少なくとも現在普及しているものよりもずっと給付の水準を上げることが必要であろうと思われる。しかし、現在では多くの州においてメリット制と防止との間に何かかなりの結びつきが存在することを示す証拠はほとんどない」¹⁶⁾と結論している。

一般にアメリカでメリット制が安全推進にとってもはやされたのも、一つには安全問題の専門家として著名な人たちが保険会社の安全技師であった場合が少なくはなく (ハインリッヒもそうである)、本来、保険会社の立場から必要とされたメリット制に対して、あたかもそれが災害防止に著しく役立つかのごとき宣伝が余りにも強く行われたためではなかったろうか。もともと保険会社は利潤追求が目的であって、安全の推進は目的ではない。ただ、保険者として当然保険対象の危険の大小に応じて保険料率を変えというのは、公平の原則からみても、また利潤を確保する上でも必要なことであった。とくにこの保険が保険会社相互の自由競争の下におかれていた以上、保険の健全財政と利潤とを確保する必要からみて、災害の少ない企業に対しては保険料を割引き、災害多発の企業に

は「罰」を加えることは正当な自衛手段でもあった。事実、余りにも災害が多発した企業は、保険契約を締結する保険会社を見出しえないという事態さえ発生したといわれるが、これも、保険会社が利潤追求を目的とする営利会社であるからに他ならない。

ところでこのメリット制という保険技術上の問題をはなれて、労災補償それ自体が、本来安全化を推進する効果をもち得るかどうかという問題がある。

まず、二、三の人たちの見解を紹介しておこう。

イギリスのヤングはこの問題にふれて次のようにいう。「災害の数と直接あるいは金銭的に結びついた補償制度の場合には使用者に対し、怠慢をさげ、法律上の義務を尊重し、積極的な安全体制を追求するよう、力強く、かつ効果ある刺激となるであろうということは、多くの論者によって暗黙のうちに仮定されてきた。これを仮定することは、余りにも素朴すぎる。というのは、それは近代的産業力の複雑さ、金銭的罰の無能力あるいは保険制度の効果自ら考慮にいれていないからである。」彼はこれらの問題について若干具体的にふれた上、結論として「安全の問題はどんな領域でも大きい問題であり、それは教育、説得、宣伝、調査、そして最後の手段として力によって取組まれるべきものである。その解決はまだなされていない。他のすべてのことがなされていないところで金銭上の動機が成功するであろうと考えることは馬鹿げている¹⁷⁾」、つまり、金銭上の刺激については否定的なのである。また、労災補償法の安全推進への効果が古くから指摘されてきたアメリカ合衆国においても——これについてはさきにも示した通りである——最近ではむしろそれに批判的な考え方を表明する人たちがふえている。

例えばドッド (W. F. Dodd) は「労働者補償法は、産業災害率に対してほとんど効果を及ぼさなかったといっても過言ではない」と結論している¹⁸⁾。また、ソマーズ (H. M. Somers and A. R. Somers) はアメリカの補償法について「補償運動の初期に

15) H. M. Somers and A. R. Somers, *Workmen's Compensation*, 1954, p. 229.

16) *Ibid.*, p. 230.

17) Young, *op. cit.*, pp. 169-70.

18) Somers and Somers, *op. cit.*, p. 232.

は、防止に対する補償の衝撃は最も大きかったようである」として初期に限ってそれを認めているが、「補償のコストは防止活動に若干の刺激をなお与えているとしても、補償の料率上の可能な節約は他の節約に比べても小さいことはいまでは明らかである。……補償計画は若干の非常に危険な産業の安全問題に対してほとんど寄与しなかったようである。また、補償計画の下にかつてなかった鉄道は、少くとも他の産業と同じく良好な改善の記録をもっている」。保険会社が保険料の2%を安全活動に向けているが、それは小会社にとっては少すぎると指摘したあと、「新しい知識と技術はさらに補償と防止との結びつきを弱めている。防止の上で人間的要素が一層強調されること、産業安全と衛生計画の一体化、職業上と非職業上の労働不能を区別なしに防止することを目的とする産業衛生の出現、補償請求と関係のない衛生コストの増大する割合を占める衛生ならびに福祉計画の急速な増加」といった事実をあげ、「補償は絶対必要 (essential) である、防止は不可欠 (indispensable) である、一つを他の言葉で正当化することは、正確でもまた必要でもない。……しかし、この国における疑問に加えるに、この見解の理論上の論理が十分に証明されないであろう時代が近づきつつあるということは、補償と防止とのあてにならない関係が継続していると主張している人達に対するもう一つの警告である¹⁹⁾」と指摘しているのである。つまり、彼は初期の労災補償法の衝撃についてはその効果を認めるにせよ、現在については、その安全対策を推進する役割に疑問を懐いているのである。この言葉は commons の「いまここでのべた労災防止の特徴は災害補償法を論ずる場合に余りにも過少評価されていることが多い。結局災害を防止することは、災害に対して補償することに比べれば、はるかに重要な意義をもっている。災害防止は包括的な災害補償計画の最大の主眼点なのである²⁰⁾」とする見解に対するきびしい批判であるといえる。しかし、これも時代の差があり、一時期に若干妥当したことも現在は必ず

しもあてはまらないという事実もあるのである。

たしかにアメリカで労災補償法が成立したあと、若干の産業で災害率が劇的に減少した産業が相当みられたことも事実である。例えば限られた産業の調査であるが、鉄鋼業の1907~11年と1926~30年の値をみると100万時間当りの頻度率では69.2→24.2, 1,000時間当りの頻度率では5.0→2.41 というように半減以下となっており、若干の産業を合せた別のもものでは、1914~16年の頻度率(100万時間当り)43.1は1927~29年には5.7へとこの場合はまことに著しい減少を示していた²¹⁾。むろん、こういう統計がとられたのは、いわゆる安全運動が発展したころの産業に他ならない。

しかし、これが労災補償の強制化と直接的なつながりの下に実現したという証拠には乏しい。そのことはさきにも示した通りであって、むしろわれわれは次のように解釈すべきであろう。

前述したようにアメリカでは今世紀の初め頃には災害率が著しく高かった。そこへ労災補償が強制化されたが、これによって災害コストの問題を浮かび上らせたのであった。したがって、災害コストのなかで占める労災補償の比重が小さくとも、資本家の一部では利潤をへらさない範囲内で安全第一運動を取上げはじめたとみることができる。

しかし、労働災害、とくに重大災害は現象的には偶然性をもって発生するだけに、資本の側ではそのための安全対策費を出ししぶる必然性があることに留意せねばならない。この点有害物質の場合、必ずある確率をもって中毒患者が発生するのと違うところである。つまり、若干の危険性があるにせよ、よもや災害は起るまいと雇主は期待すること、他方、そういう対策費は不変資本として相当の追加投資を必要とされる場合が少くないこと、しかも、こういう場合には労災補償による損失は必要とされる追加投資に比べ、むしろ格安につくのが普通だからである(機械装置などの物的損害については、保険をかけることも可能である)。したがって労災補償によって安全対策への出費を刺激

19) *Ibid.*, pp. 232-35.

20) Commons and Andrews, *op. cit.*, 邦訳上巻, 335頁。

21) U. S. Department of Labor, *Handbook of Labor Statistics*, 1938 Edition, pp. 292-93.

することは、まことにむずかしいといわねばならないが、こういうケースは決して少くはないのである。

最後に指摘しておきたいのは、次の点である。

労災補償法が安全を強く促進したという論者の多くは、安全への投資はいつでもペイするという考え方をもっている。災害が多発するのは、本来ペイすべきものを、不知に基いて自ら損害をうけている、分らず屋の資本家が多いためである。したがって、こういう知識を欠いたところの資本家たちに、ペイすることも宣伝、教育し、災害防止に立ち上らせようというのが、安全運動の「錦の御旗」であった。これは資本の側に宣伝する上では、「説得力のある」理由であろうが、実際にはペイする安全投資もあれば、ペイしないものもあるはずである。したがって、このスローガンは逆にペイしない安全投資は資本の論理として絶対行わないことを示すものと解釈できる。しかも、労災補償は、災害コストの何分の1を占めているにすぎない。そのようなものに資本を投じて安全対策を強く推進させる力を期待することは、木によって魚を求めるに近い。このことは現在、各国の資本家的安全運動が歴史上最も進んだ段階にあるにもかかわらず、近年多くの国で労働災害の増加

傾向が現れてきているところにも示されている。労働強化が高まれば、災害はふえることは労働科学上明らかであるにもかかわらず、安全運動に熱心な資本家は、平生安全はペイするといいつつながら、他方で合理化による労働強化を強行しているし、また、技術革新のなかで災害がふえているのも、一つには十分な安全対策がないまま資本が新式装置の導入を行っているからである。

正しい安全対策の立場からいえば、ペイするものも、ペイしないものも含めて、労働者の人命と健康の尊重という立場から別箇に考えるべきであって、金銭上の刺激によってそれを代替させようとするならば、災害の増加は必至である。このことは金銭上の刺激を強く求めて、他方で安全対策について手抜きの多いアメリカではイギリスの2倍を越える死亡災害が多発していることから知られるであろう。

労災補償法の内容上の改善は必要である。しかし、それは犠牲者への補償に決定的な重点をおいて考えるべきであり、そうではなしに同時にそれが安全化の手段として有効であるかのごとく期待するならば、結局本来の安全立法の改善をおろそかにする愚を繰返すことになるであろう。

(1969. 9)

雇用政策の推進と失業保険

——生存権・労働権保障理念の後退——

坂本重雄

I 失業保障と雇用政策の相互関連性

1. 生存権・労働権保障の具体化

失業は、資本主義社会において、必然的ないしは不可避的な社会現象である。しかしながら、労働力を売ることによってのみ生計の維持をはかる労働者にとって、失業は自らの生存を否定する現象であるが故に、労働者階級は、失業に反対し、自らにまともな就労の機会を与えよという要求をいざと同時に、失業中の生活の保障を組織的に要求する。このような要求が労働運動により強力に闘われるなかで、その要求は国家による生存権保障として結実してきた。この要求を制度化する根拠としての日本国憲法第 25 条、27 条は、国家にたいして、失業する労働者について雇用対策を充実させ職場を確保するための義務を課すると同時に、他方で、失業した労働者の生活保障を確立することを義務づけているのである。すなわち、生存権を基底にもつ労働権は、一般的に言って、雇用安定政策と、失業中の労働者に対する失業保険制度の採用を政府の責任として課するということを内包しているのである。しかも、社会保障の適用対象とされる社会的事故ないし危険のうちでも、失業は最も資本主義体制との結びつきが必然的であり、一時的短期的な所得保障のみでは失業現象の根絶には役立たないことから、政府による積極的な雇用安定対策との結合が不可欠であることが予定されているのである。

ところで、雇用機会の保障と失業中の生活維持のための所得保障が、国家の責任による体系的包括的な法制度として、生存権・労働権保障のために具体化されている今日において、雇用政策と失業保険制度とがどのように結合され、あるいは背離しているかを検討することは、生存権・労働権

保障の実効性を確認し、その理念に沿った方向を見出すために必要な作業であると考えられる。以下においては、雇用政策と失業保険の相互関連を設定した上、各々の側面の傾向をさぐり、とくに両者の背離とそれによる生存権保障理念の後退のプロセスを批判的に検討したい。

2. 失業保険と雇用政策の結合・背離

(1) 労働者階級が自己陣営内部の相互扶助とその労働条件の最低基準の定立、標準化のために、自らの統制力による労働市場への干渉により、組合員の就労の機会と失業中の所得の一部を保障しようとする組織的な努力の成果がまずあげられる。イギリスの共済組合は職業別労働組合の組織統制力と組合費による財源によりその目的を達成しようとした先駆的かつ典型的な事例である。それは労働者としての生活の最低限の確保と商品としての労働力の最低価格を定立しようとするものであり、この自主共済的失業保険は、失業問題を個人主義的に捉えるのでなく、階級的立場で捉え、これに対処しようとする意味で生存権保障要求の運動の基礎的条件ともいべき要素を内包させているといえる。

この自主的労働保険が失業現象の慢性化、大量化を契機に財源面から破綻し、国の管掌による社会保険として扱われ、さらに保険技術のワクを越えた社会保険として発展し、失業事故に止まらず全ての社会的事故を対象とする統合的な国民保険として国家法レベルで具体化される過程でも、生存権保障の理念は基本的に踏襲されている。労働者の立場からすれば、クローズド・ショップ政策や組織統制によりできる限り労働市場を封鎖し、その中で職業紹介などにより労働力配分政策を円滑にし、失業の減少と同時に賃金の平準化を行う

ことと不可分に、さらに失業労働者に対し離職手当を支給して賃金率水準の維持をはかるのである。

(2) 労働者自主共済として出発した失業保険が、その所得保障の機能とその限界にかんがみ、それを国が干与し管掌する社会保険へと脱皮させ、さらに保険技術のワクを越えた社会保障へと発展させていく歴史的過程は、労働者階級の立場からの要求を国民一般の立場に止揚すると同時に、それを没階級的理念に解消し、具体的には「労働保険の非労働者階層への拡大により労働法の対象外の者を対象とすることがその法体系化にとってその比重のウェイトを変質していったということに起因する¹⁾」といえよう。

しかしながら、労働者階層内部もしくは労使関係のなかで形成される労働条件の最低基準の拡充、その標準化が、不断に自らのレベルアップを志向しつつも、一定の社会保障給付水準を規定する要因として、すなわち国民生活の最低基準 (National Minimum) として結実していることが見失われてはならず、その見地から労働保険の社会保障法化を理解しておかねば、失業保険の拡充をもたらす労働者階級の生存権保障要求の運動のもつ意味を見失うことになろう。労働組合運動は不断に発展し、その組織統制力の範囲 (職種別、産業別、地域別など) 内において労働条件の標準化と向上をもたらしてその最低基準の基盤を固めつつ高めていくが、その基盤に照応して国の最低賃金基準や社会保障給付水準も引上げられていくのが運動の法則の一側面であることは否定しえまい。

社会保障法という法部門の成立を肯定すると否とを問わず、失業保険や労災保険をふくむ労働保険を労働法と社会保障法の両方に帰属せしめるといふ「重疊的帰属説」の考え方は²⁾、その分類の実益をどこに求めるかが問題となろうが、労働保険が一面において、その発生以来内包してきた労働者の組織的活動の志向性を不断に伸長させるとともに、他面において、その成果を国家が一般国民に対して社会保障給付水準の最低限として確認

せざるをえないという二つの側面からの社会的要請が、つねに相関的に求められている点があげられよう。

(3) 国家法など公的立場からの失業対策には二つの目的があり、その一つは、労働者の立場からの要求を公共的立場から受けとめ、失業のために賃金所得が得られず生活に困窮する労働者の最低生活を保障し、失業者が肉体的に労働能力を低下させ、精神的に荒廃し、経済的自立の能力が失われるのを防止することにある。他の一つの目的は、産業構造の変化に伴う労働力再配分を円滑に行わせることにある。この目的は、資本主義体制の下では、個々の企業の立場から、一方で労働者の定着性と労働力の確保を増大させると同時に、他方で解雇と雇入れを容易にし、雇用調整を円滑にすること、その基本的方向において一致すると推測できよう。このように判断すれば、生存権保障要求を基調とする失業保障と、労働力配分の円滑化 = 雇用調整対策とは、原理的には相互に矛盾する性格を内包しているといえよう。

産業が高度に発達し雇用水準が通常時に高い国 (イギリス、アメリカ) においては、不況克服期に雇用政策の重要性が論ぜられるものの、一般的にはその雇用から離脱した労働者のための失業保険による公共的立場からの所得保障に力点がおかれ、さらに企業独自の年間保障賃金協定や一時解雇 (Lay-off) 期間中の補足的失業補償給付³⁾が実施せられる (アメリカの事例)。これに対して、完全な雇用の機会が比較的困難で潜在失業の多い人口過密の後進的諸国においては、これらの失業者に対する失業保険を文字通り実施するのは困難でかつ支出費用も高額にのぼり、失業の可能性の最も多い階層 (零細企業労働者や農業労働者) に適用除外を認める必要性が大きく、これらの国々ではつねに雇用政策を失業保障に優先させて考慮せざるをえない⁴⁾。したがって、雇用政策と所得保障としての失業保障とは、相互に補完し合うべきものと

1) 吾妻光俊『社会保障法』, 15 頁。

2) 佐藤進『労働法と社会保障法との関連性』『学会誌労働法』24号, 121 頁以下。

3) E. E. Witte, *Social Security Perspective*, 1962, pp. 71-72. 坂本訳「アメリカ社会保障の一般的考察(その三)」『静岡大学法経研究』17巻1号, 90-1 頁。

4) E. E. Witte, *ibid*, p. 68. 坂本訳, 前掲, 16巻3・4号, 164-5 頁。

されながら、それを政策として一体化させることは容易でないことが推測されよう。

(4) 雇用政策と失業保険ないし失業救済とが比較的スムーズに結合され、失業者が少いともいわれる西ドイツの事例⁵⁾についても、その公表される失業統計からみて必ずしもその政策が秀れた効果を発揮しているとはいえないようである。近年わが国における雇用政策のモデルとされがちな西ドイツ雇用促進法がどのような機能を果しているかは不明であるが、西ドイツ職業安定法(1957年)を中心とする職業紹介制度の組織と機能が注目せられよう。ドイツ労働法学は、これを労働法領域の問題とは捉えず、労働行政あるいは社会保険または社会保障の領域の問題として、限定的にしか取扱わず、理論的探究の一つの弱点ともいわれている⁶⁾。このような研究状況は他の諸国でもみられる現象であり、わが国での研究状況も決してその例外ではないといえよう。

1950年代後半以降、各国において顕著にみられる急激な技術革新、そしてわが国では1960年代に入って著しい技術革新による産業構造変化とこれに対応する労働力の質的構造の変化は、問題状況を一層複雑化させ、雇用政策と失業保障とのかわりについての理論的探究をますます困難にさせていることは否定しえない。

3. わが国における相互関連の状況

まず第1に、労働条件の標準化を志向する労働組合運動の発達が遅れ、第2次大戦後によりやく労働組合が法的保障をうけたこと、および雇用構

造の戦前からの特質を反映する労働市場の閉鎖性と戦後の企業別労働組合主義の限界(市場統制力と職業紹介)によって、労働市場における労働条件の標準化がおくれ、「雇用・失業」という概念の中で当然の前提として要請される「労働条件の標準化」が欠如していること、さらに労働者の相互扶助の自主共済組織の発達がおくれ、いまだに労働者の自己陣営の物質的基盤の形成とその生活条件基準化が実現されていないことがあげられる⁷⁾。この事態と関連して指摘すべきは、労働組合により標準化される労働条件を基準とし、労働法や社会保障法の理念を実質的に裏づける、最低賃金制や最低生活費など労働者・国民の生活の最低基準(National Minimum)の形成が、わが国では著しく遅れていることである。そのために、生存権保障の社会的基盤が弱体で、とりわけ、労働法学や社会保障法学では、法理念と法運用実態とのギャップが大きいことから、法理念論ないし法イデオロギー論の占める比重が高く、とくに失業保険法については、理論的実証的研究における盲点ともいうべき研究分野となりかねない状況である⁸⁾。

その傾向は、失業保険を雇用政策との関連で取り上げる場合には一層顕著になるように思われる。

第2に、個別資本の立場からの労働力の確保と軌を一にしがちな公的立場からの雇用調整対策は、生存権保障要求を基礎とする失業保障とは、基本的に矛盾する側面を有し、わが国の場合、この矛盾は、「失業保険に対する雇用政策の優位」により一方的に解消されようとする傾向が、1960年代以降、顕著に伺われよう。この事態は、生存権保障の理念をある程度まで社会的に定着させる労働条

5) 西ドイツにおける失業保険は、雇用関係にある被用者を強制適用の対象とし、これらの者に失業手当、賃金補償および雇用促進、職業指導、生産的失業救済、悪天候手当などの失業の予防や除去施策を行う。また失業救済は、失業保険給付の請求権が全然ない者、あるいはすでに喪失した者で、かつ生活困窮者に対し、失業扶助および失業保険と同一の失業予防、除去施策を行う。

1962年の平均失業保険受給者数は約10万人、救済受給者数は約2万人である。失業保険の財源は労使折半負担の保険料で調達され、保険料率は報酬の1.3%である。救済の費用は全額連邦政府の財政によりまかなわれる。有泉亨監修『社会保険事典』、442頁(中島康雄氏執筆部分)参照。

6) 島島尚史「西独職業安定法(邦訳)』『学習院大学法学会・研究年報』2、213-9頁参照。

7) わが国の労働組合による自主共済組織の立ちおくれは、官公労における官業共済や民間企業における福利厚生発達の対比により一層顕著であり、その意味で自己陣営への物質的・精神的依存度に限界があり、さらに自らの生活の最低基準を客観化し権利意識に支えられたものとなしえない点に階級闘争の主体性を弱める一要素を見出すことができよう。坂本重雄『公務員共済入門』、94-7頁。

8) 朝日訴訟における第二審での被控訴人(朝日茂氏)側の敗因の重要なポイントとして、第一審判決で支持された生存権保障理念の社会的正当性を、国民生活(膨大な貧困層をふくむ)水準との相対性において客観化し実証化する理論的作業の困難さがあげられよう。坂本「朝日訴訟の法社会学的検討(一)(二・完)』『民商法雑誌』59巻4号および6号所収、とくに59巻4号、26頁以下。

件の標準化やナショナル・ミニマムの形成が進展しないままに、急激な技術革新に伴う産業構造と労働力構造の質的变化を背景として、雇用調整・安定政策を推進し、失業保険をもっぱら雇用政策に従属させ、むしろ雇用政策のために利用させる方向に進んでいるとさえ批判されよう。失業保険法制自体の改定をまつまでもなく、雇用対策諸立法の推進と不可分に、同一の行政機関による行政上の運用によって失業保険制が変質していく過程の内に、前述の傾向が単的に伺えるといえよう。

II 雇用政策の推進と雇用対策法

1. 雇用安定・失業保障関係法制の推移

雇用安定と失業保障とを包含する、広義の職業安定法制に関する戦後 20 数年の歩みは、わが国の戦後経済の推移に対応して変遷している。広義の職業安定は、憲法 25 条および 27 条を軸として、失業という体制に固有な社会的事故に対する所得保障の措置に加えて、経済体制内部の構造的変化に対応する、狭義の職業安定策に当る公的職業紹介制度の整備・強化、職業技能訓練を媒介とする雇用安定をその内容としている。

昭和 22 年失業保険法（昭和 24 年日雇失業保険法も同様）は、職業紹介、公共事業、職業指導事業などの「失業対策」のほかに、やむをえず失業した労働者の生活安定のために制定されたのであった。さらにこれと一体化して進められた職業安定行政は、昭和 22 年職業安定法（大正 10 年職業紹介法、昭和 13 年職業紹介法修正を経る）ならびに、昭和 24 年緊急失業対策法を法制の軸として、就業の機会の創出と確保とその安定化が図られた。戦前からの農村の過剰労働力供給、不完全就業者の存在を前提としていたことから、失業労働者の生活保障の緊急性もさることながら、公的職業紹介機構の補足的役割と応急失業対策事業の創設が不可欠とされた¹⁾。しかしながら昭和 20 年代後半における雇用状況の下では、職業安定政策もそれほど役割を期待できず、むしろ、失業保険法制

をめぐる問題点への改善が徐々に進められたことが注目せられる。

昭和 30 年以降の「高度経済成長」政策の推進は、労働力（とくに技術労働力）不足といわれる現象をもたらし、わが国の経済構造と技術変化に伴う公的機構を通じての技術再訓練を要請し、昭和 33 年職業訓練法を制定せしめた。地域から広域への労働力対策のための諸立法²⁾に加えて、昭和 38 年 7 月の職安法および緊急失業対策法の改正が、戦前・戦後を通じてのわが国の失対事業の遺制的性格に加えた抜本的修正が注目せられる。それは、「失対事業」が一時的に失業者の生活を支え再就職までの労働力保全という本来的目的を離れて、就労者の恒常的定職と化した状態を、労働力不足の今日では是正すべきだとの政策的認識により、(a)失業対策事業の非効率化、(b)失対事業の運営面での弊害、(c)失対事業費の膨張と地方自治体の財政圧迫のたち切りを通じて、ここに定職化しているものを一応、オープンな労働市場に流動させることを狙いとした³⁾。この法案に対する総評はじめ全日自労の激しい反対をうけて本法は成立したが、これを契機として、わが国の職業安定行政は、「失業対策」から「雇用安定対策」に移行し、これに即して法制の整備が進められていく。

高度成長経済体制の下での独占資本による人的資源の開発への要請にこたえて、労働力の供給源の開発、その全国的配置のための「労働力流動化」政策が推進されていく。昭和 38 年職安法改正は、他地への職業紹介を一般化し、中高年齢労働者の雇用を（実質的には低賃金水準の中小零細企業へと）促進すべき規定を追加し、他方、昭和 36 年の農業基本法ならびにそれに基づく一連の農業立法も、農業人口を都市の企業に排出・集中する役割を演じたといえよう。以上の立法措置とそれに沿った行政措置を体系化し、労働力流動化政策のもとに全国的に労働力を把握し支配する総仕上げとして、昭和 41 年雇用対策法が制定されたのである。

1) 職業安定に内包される雇用安定と失業保障の二側面につき戦後 20 年の推移と問題点を簡潔に指摘するものとして、佐藤進「職業安定制度」『ジュリスト』361 号特集・戦後法制度の二〇年、260-3 頁がある。

2) 昭和 34 年駐留軍関係離職者臨時措置法、昭和 36 年炭鉱離職者臨時措置法、昭和 35 年身体障害者雇用促進法、昭和 36 年雇用促進事業団法などがあげられる。

3) 佐藤進、前掲論文、263 頁。

2. 雇用対策法の意図・骨子と問題点

産業構造の高度化と工業生産規模の拡大を内包する高度経済成長政策の展開を国家の政策の支柱とする国民所得倍増計画（昭和35年11月）を実現していくために、一方で、地域開発による産業の地方進出（コンビナート形成や新産業都市の建設）に見合った労働力確保のための労働力流動化が必要であり、石油、運輸（特に自動車）、電力、鉄鋼の四大産業部門を中心に、その拡充発展に適合した労働力の獲得のために、産業間の労働力流動化が要請される。さらに他方で、産業構造の高度化による技術革新の推進は、高度の技術を把握し合理化による労働強化、周密化に耐えうる、しかも低賃金でまかなえる若年労働力の雇用促進を強力に要請する。しかし現実には、新規学卒労働者の供給不足の増大が予測せられ、他方農業の「近代化」により生ずる労働力と前記の四大産業など大企業の合理化に伴い排除される失業労働力とくに中高齢労働者の適正配置を策定せざるをえなくなる。

このような労働力流動化政策の実現のためには、経済発展と地域開発を中心とする一連の経済計画と密接不可分な関係における地域間、産業間、企業間の労働力流動化のための適正な労働力配置が必要であり、そのためには、総合的な計画の策定が必要であり（雇用対策法4条）、法的根拠とそれに基づく事実上の強制力が不可欠となる。雇用状況動向の的確な把握のための情報の収集、整理を労働大臣に義務づけ（6条①）、流動化を職業紹介機関の指導により実現しようとし（8,9条）、大企業からはみ出た中高齢労働力を中小企業に投入できるように、中高齢者または身体障害者の割合が一定率以上になるよう事業主は義務づけられる（法19条①）。さらに、流動化政策を阻害するような雇用慣行（例えば終身雇用制、年功序列型賃金制、定年制など）を是正する配慮（3条②）や労働者住宅の充実・不安定雇用状態（臨時工、季節労働者など）の是正に必要な施策を、国に対し義務づけている（3条）⁴⁾。

この法律については法案段階で総評はじめ労働

4) 雇用対策法案の本質的性格とその狙いについては、三宅史郎「労働力流動化政策と雇用対策法案（上）（下）」『賃金と社会保障』380・382号、青木宗也『個別的労働関係法』、255頁以下参照。

組合側の反対が強く、前述した本法の政策的意図を明確に把握してこれを批判し、さらに労働組合としての立場からは、「其の完全雇用実現のためには、最低賃金制確立、不完全雇用の解消、失業者の生活保障を含む社会保障の拡充などの措置が不可欠」であるが、炭鉱、駐留軍などでの離職者対策、失対事業の打切り、失業保険金支給制限などの職安行政措置は、完全雇用の趣旨とは逆行しており、法案が「雇用機会の着実な増大」をうたっても今後実効性のある政府の措置を期待することはできない、と批判された⁵⁾。ここで留意すべきは、最賃制や社会保障制による国民・労働者生活の最低基準の確立を前提に雇用対策を進めるべきだという一貫した主張である。その主張に逆行して、失業保険が最低限なしの、ときには失業保険金給付額を下回る賃金水準の職場に労働者を配置する政策と不可分に結合され、失業保険財政を黒字の増大を期待してそれを雇用対策費に流用するなど、雇用対策の優位と、その目的に奉仕させるための失業保険制度の逆行的な運用が行政レベルで推進せられ、他方このような運用実績に基く失業保険法「改正」が最近数年間毎国会で企図せられてきているのである。以下では、失業保険の側からこの問題を検討してみよう。

III 失業保険法制の雇用政策への従属

1. 失業保険法の制度上の問題点

わが国の社会保障法体系のなかで、「失業」という社会的事故を社会保険方式によってカバーしている失業保険法は、昭和22年片山内閣の経済緊急対策の一環として制定されて以来、幾度かの修正を経て発展し今日に至っている（昭和24年5月の日雇失業保険法も同様）。1961年のILO条約・勧告適用専門家委員会は、その102号が定める失業給付に関する最低基準に照らして、その事故の定義、適用範囲、給付水準、給付資格要件を検討

5) 現実にその実態をみても、(a)炭鉱離職者を初めとする中高齢者層の再就職は容易でなく、(b)地域的にみて既成工業地帯の労働力不足と中高齢者層の求職過剰傾向、(c)産業別・地域別の労働力需給の不均衡は、労働力不足の中の過剰現象という様相を示し、広域職業紹介機構の拡充はみられるが、いまだその現象を解消するような役割を果たすには至っていない、といえよう。

し、わが国の現行失業保険法は ILO 102 号条約に適合している旨をのべており、国際的な最低基準は充していると評価されている。

たしかに昭和 22 年失業保険法制定以降、数次の改正を経て、その人的適用範囲の拡大、受給資格要件の改善、給付の日数・金額、さらに労働力流動化政策に伴う職業訓練手当、扶養家族に対する扶養加算の創設など、制度の形態としては一応国際的基準に達したとみることができよう。しかしながら、「高度経済成長」政策による著しい技術革新の進行は、労働力不足とともに失業率 5% を下回る、見かけの上での完全状態を現出しているとはいえ、制度の上だけからみても、現行の失業保険制度は早急に是正すべき以下のような問題点をかかえている¹⁾。

(1) 雇用機会の増大とはいえ、大企業での減少と中小企業での増大という事実、そして労働移動がその中小企業の部門で行われている事実からみると、5人以上の中小零細企業での強制適用もれ、あるいは5人未満事業所の労働者に対する適用の強制に関する立法改正が急務とされること。

(2) 「完全雇用」に近い状態(実は完全就労)といわれながらも、法定支給期間満了までの受給者がかなり多いことは、雇用機会が必ずしも十分に得られていないことを意味し、それはさらに、既存状態よりも一層、中高年齢層の低賃金分野への労働力流動をもたらし可能性が大きいこと。また、物価上昇により、現行の給付金額(低額の賃金スライド給付と扶養加算、職業訓練手当)が妥当かどうかにつきつねに検討を必要とすること。

(3) 被保険者期間の長さによって受給日数を増加させる段階式給付日数制は、失業保険制の計画的意識的利用による失業保険基金の運営阻害を抑制するためとはいえ、拠出=給付を収支相当原則によって支えようとする点で明らかに被保険者負担の私保険制度への後退とみるべきで、受給金額の引上げの外観を示しつつも、社会保障制度の後退を意味するものであり、近年の法改正の内でもつねにその危険性が伺われる点である。

これらの問題点をめぐり、昭和 42 年 3 月、失業保険法改正が政府によって提議され、不成立の

まま、三たび、44 年 3 月に改正案が国会(第 61 国会)に上程せられたが、まだ成立には至っていないが、その内容は後述するとおりである。

2. 失業保険法の運用上の問題点

このような法改正の動きに先立って、労働行政レベルでの失業保険法運用の傾向が注目されねばならない。失業者に「失業保険金を支給してその生活の安定を図ることを目的」として創設された失業保険法(第 1 条参照)は、その給付内容などの点でその不十分さをつねに指摘されながらも、その受給権自体についてはそれほどの批判もうけてはいなかったが、昭和 39 年通達による方針以降、失業者の生活の安定が第一義ではなくて、「まずもって予備労働力のプール形成の材料として機能」させられるようになってきた²⁾。すなわち、昭和 39 年 8 月 28 日付通達「失業保険給付の適正化について」、および 39 年 9 月 1 日付通達「失業保険受給資格者の就職促進及び給付の適正化について」に基いて、季節労働者(とくに農村からの出稼労働者)や女子退職者に対する失保法適用制限、受給資格決定権や職業安定所の職業紹介権とその紹介を拒否した者に対する給付制限条項を武器に、季節的出稼労働者を中心としつつ、全失業者に対する給付の引きしめという形で現れてきた。

そのような方向への、いわば行政指導とそれに基く法運用による失業保険法の「空洞化」が進行する過程において、失業保険給付の手續、要件、内容の各側面で立法趣旨や条文に即しない運用実態が形成されていく。このような法運用を進めるため、(a)公共職業安定所内部機構の改組による受給者の就職促進を図る紹介体制の強化、(b)離職票交付の拒否や離職証明書の交付拒否、(c)労働の意

- 1) 失業保険法の法制度上(運用をふくめた)の問題点については、佐藤進、前掲論文、261-2 頁参照。なお、経済的側面からの、理論的実地的な今日の問題点については、江口英一「失業保険—社会保険の諸形態」大河内ほか編『現代労働問題講座』第 8 巻、39 頁以下、および氏原正治郎「失業保険の問題点」有泉亨監修『社会保険事典』、408 頁以下。前者は、失業保険の制度・機能への批判的考察として、後者は、制度・機能への実証的検討として示唆ぶかい。
- 2) 江口英一「日本における社会保障の課題」『経済学全集』22 巻別冊、25 頁。

思と能力を問題とする受給資格の制限・否認の決定、(d)失業保険金の支給方法(口座振込制)、(e)受給資格決定後、その受給資格者に対する給付制限処分が顕著になってきており、それらが失業保険法の諸規定とその趣旨に照らしてきびしく批判せられている³⁾。これらの内でも、失業保険行政で失業者に対して最も威力を発揮しているのが、受給資格の否認決定(c)と給付制限処分(e)であり、それが向けられる対象は、とりわけ季節労働者とよばれる農村からの出稼労働者と女子退職者(法案でいう「短期循環受給者」)であることが注目される。そしてすでに国会に三たび上程された失業保険法改正においても、この季節労働者への受給制限が、最大の改正の趣旨であり、実質的にみて最大の争点であることは否定しえない。

3. 失業保険法「改正」の意図と問題点

昭和44年3月4日の閣議で、政府は「失業保険法案」をまとめ、ただちに国会に提出した。この改正案はこれまで2度国会に上程されたが、野党と労働組合の側からの強い反対にあって廃案となった内容と、基本的には同じものを骨子としている。この改正法の内容のうち、改善とよびうるものとその問題点は以下のとおりである。

(1) 法律の適用範囲を拡大し、従業員5人未満の事業所にも強制適用することになっている。適用範囲の拡大は年来の課題であり評価されようが、当面は5人未満事業所の3分の1程度の適用に限られ、農林・水産業は除かれ、その拡充には限界がある。

(2) 保険給付を、(a)20年以上の長期被保険者への給付日数を現在の270日から300日にふやす。(b)20等級(日額680円)以下の失業保険金の日額を10円ずつ引上げる。(c)日雇失業保険金の日額を1級は500円から760円に、2級は330円から500円にそれぞれ引上げることにしている。失業保険会計が毎年300億円近い黒字を出し、すでに

43年度末において2,000億円を越える累積の積立金をもつ現状において、保険給付の現行6割給付から8割への引上げを求める多くの労働組合の期待には応えられていない。

(3) 保険料率を現行の1,000分の14からわずかに引下げ、1,000分の13とする。現在の失業保険会計の安定した黒字状況からみれば、国庫負担率(法28条)を引上げることが先決であり、また可能であるといえよう。

以上のような若干の改善とよびうるものと引きかえに、制度の「健全化」と称して、全面的な改悪、生存権保障の観点からは逆行以外の何ものでもない規定が、以下のようにもりこまれている。

(1) 短期間で離職するものを3年間つづけて多発させた事業主からは一定の特別保険料を徴収し、この特別保険料は労働者が年間を通じて雇われるようにするための通年雇用対策費にあてられる。事業主による失業保険制度の計画的意識的な濫用に対する措置であろうが、失保法第1条に照らして違反の疑いが強い。

今回の改正については、労働省はこれまでの改悪内容を一步進め、いわゆる「積極的雇用政策」を導入し、西ドイツ雇用促進法にならう、失業保険財源の雇用促進政策、失業予防政策への投入を意図していることが注目される。それは職安審議会において労働者側のみならず使用者側からも反対せられ、失保法第1条「目的」規定の改正、つまり失業保険金給付以外の支出をその「目的」に含める修正は断念せざるをえなかったのである。しかし、現行法でも福祉施設への支出という名目(法27条の二)での支出が可能であるため、すでに400億円以上が職業訓練費や業務運営費に投ぜられ、給付総額の3割近くが国庫で当然負担すべき内容の支出に流用されていることになる。このような措置への批判は特別保険料の徴収、その通年雇用対策費への充当についても妥当しよう。

(2) 失業保険金の受給資格を得るのに必要な期間は、4ヵ月プラス22日で6ヵ月働いたことになる現行の方式を、実質6ヵ月(180日)に改める

3) 小川政亮「失業労働者保護—とくに失業保険法運用の現状」『新労働法講座』8巻、とくに310頁以下参照。その他失保法運用の実態への批判として、公文昭夫「失業保険窓口規制の現状と問題点」『労働法律旬報』357号、6頁以下など参照。

4) 坂本重雄「季節労働者—特殊勤務者の法律問題」『季刊労働法』60号、153頁以下。

とともに、1ヵ月に実際に働く日数(賃金支払い基礎日数)も現行の11日から14日にふやし、また6ヵ月間引続き働いていなくても1年間に通算して6ヵ月働いていれば、受給資格が得られるようにする。

失保法改正を各方面の反対にもかかわらず三たび政府・労働省が法案を上程した意図は、「労働力流動化」「農業近代化」政策の犠牲者でもある短期雇用者すなわち季節的労働に従事する人々が、「6ヵ月間(実質は4ヵ月+22日)働いて、90日分の失業保険で遊んでいる」のは不当だから、そのような給付(いわゆるデカンショ保険、その受給者は約58万人)を阻止し(失保からの閉めだしは約2割の13万人程度)、働ける者は労働力の不足している都会などで引続き働かせるのが当然だという点にある。

農村からの出稼による季節労働者への失業保険金給付が全体の給付の約3分の1をしめるという現状はアンバランスであり、これを一般労働者の保険料負担による失保会計でまかなうこと自体に不合理はあるにせよ、(a)彼らは東北・北海道などの地域開発政策の放棄による犠牲者であり、(b)解雇予告手当の適用除外(労基法21条)など労働法上の保護もないことから⁴⁾、これに対する特別の措置を講じない限り、このような早急な切捨て政策は生存権保障の趣旨や政治の理念にも反するといわざるをえず、さらに、一見、一般労働者を納得できるような論理でこの点に関する修正を行いつつ、失業保険制度全体の構造と機能を「労働力流動化政策」にひたすら従属させていく傾向を看過することはできない。

(3) 不正受給者に対しては、現行の不正受給返還命令制度(法23条の二)のほかに、不正受給額と同額を限度として納付金を納入させる制度を新設する。これは同じく不正受給の摘発で問題となっている生活保護をはじめ、社会保障制度全体に罰金制度が適用されていく突破口になる危険性を多分にもつものと批判されよう。

以上のような「改正」内容をふくむ改正法案は、第61国会でも健保法改正と大学運営臨時措置法制定の強行のあおりで、またも不成立に終わったが、

この改正法案は一部に改善点をふくみ、また改悪も季節労働者だけへのしわよせの問題と考えられ、一部の労働組合の内に賛成・妥協の態度を示すものもあるだけに、早晚その成立を予測せざるをえないといえよう。

むすびにかえて

労働組合の団結力や統制力が弱く、「労働条件の標準化」、生活・労働条件の社会規範化のおくれているわが国においては、雇用や失業の概念もその客観化が困難なため、とりわけそれらの問題に対する法学的アプローチにおいては、法理念にてらしての制度・実態批判や法イデオロギー論の占める役割が大きいことは否定しえない。

ところで、生存権・労働権保障の法理念を基礎として形成せられた第2次大戦後のわが国における職業安定制度(失業保障と雇用安定を主柱とする)は、1960年代に入って大きく変化し、「労働力流動化政策」をスローガンとする雇用政策がもっぱら推進せられ、失業保険はそれに従属し、その根底にある生存権保障の理念に逆行する方向をたどっていると考えざるをえない。

近年、三たびにわたって国会に上程された失業保険法改正法案は、単に、季節労働者への法適用の排除をめざすに止まらず、独占資本の高度成長を維持するために、低賃金労働力を確保することが主眼となっているといえる。さらに、「受益者負担」の名目により、社会保険を私保険化し、余裕財源の一層の増大により雇用対策費に流用するのみならず、その積立金を財政投融资の資金源とする可能性がきわめて大きい。

雇用政策のみに偏重し、失業保険制度をもこれに従属させていく政策の批判は、現段階においてとくに必要・不可欠であると考えられる。そのような批判を有効にする社会的な力は、(1)現在の雇用政策優先とこれへの失業保険の従属化の現象を、労働組合の労働市場統制力のみならず、その組織基盤をも切り崩すものとして把握する労働組合陣営の科学的認識と、(2)失業保険給付基準や最低賃金基準をかちとるためには組織をあげて取組んでいく闘争の実践であるといわざるをえない。

community における社会変動と community work

雀 部 猛 利

I community work の社会的背景

戦後少からずアメリカ社会事業の流れをくんできたわが国の社会事業研究者やその実践家たちの間にあっては、従来社会事業 (social work, social service) といえば social casework を以て、その代名詞として使用してきたことによっても理解されるように、専門社会福祉事業は特定の活動領域に限定されながら、case work 技術を中心とした研究によって進められてきたきらいがあった。ところが福祉国家として注目を浴びている欧州諸国においては、専門的な社会福祉事業の技術的分野のなかに地域共同社会的な諸活動が盛んに導入されていることは衆知の事実である。いうまでもなく社会事業の技術的な体系のなかには、case work や group work のほかに community organization work や community development や social action という地域社会的な次元における社会事業技術が包含されていることはだれしも認めているところであるが、最近英国などにおいて、とりわけ community work と呼ばれている社会事業実践が展開され、地域共同社会の住民生活の福祉を向上させる一つの技術として強調されるようになってきた¹⁾。

1966年、Colouste Gulbenkian Foundation の主催のもとで英国において開かれた community work に関する研究集会によっても、その間の事情を伺い知ることができるように、社会変動の激しい社会にあっては、その急激な社会的ニーズに対応する一つの社会的活動として、地域共同社会の住民たちによる community work が時代的脚光を浴びつつある。従来社会事業の分野における代表的な

技術としては、case work, group work と並んで community organization work が、その三大技術として広く知られてきたが、第2次世界大戦終了後、community development 方式が国連による後進国援助のための新しい社会事業技術として紹介されるようになってきた。ところが1960年代に入ってから、むしろ急激に変化しつつある先進国の間において、community organization work と community development とを止揚したような新しい形態の社会事業技術が community work という名のもとにおいて論議をかもしつつあることは、わが国における地域活動の現実的な展開との関連においてきわめて関心の深いものがある。

それでは一体どうして community work にそれほど関心が高まってきたのであろうか。それを理解するためには、人々の注目を引きつけつつある community work というアプローチの仕方が社会において問題にされてきた歴史的社会的背景について少し考えてみる必要がある。

第2次世界大戦後に現れた最も大きな社会変動は、諸外国においても同様であるが、わが国においても著しい人口の社会的移動によって、それが特徴づけられているところの社会経済的発展がもたらした社会的な変貌とその影響であったといって差支えないだろう。すなわち、そこには戦前の社会事業家たちが取扱わねばならなかったような諸問題とは著しく異ったところの新しい地域共同社会のニーズを創出するようになった社会的な背景が存在するのである。

戦後わが国のめざましい高度経済成長によって、国民総生産は共産圏諸国を除けば世界第2位に達し、かつてない繁栄をわが国にもたらし、社会、経済、文化の進歩に大きく寄与してきた。ところがその反面、消費水準も上昇して国民の生活水準

1) Eileen Younghusband, D. B. E., *Community Work and Social Change*, 1968.

においても世界第 20 位にまでたどりついたとはいえ、国民は果して豊かでゆとりのある幸福感に満ちた生活を送っているという実感を持っているかといえば、決してそうではない。一体それはどうしてだろうか。それは昭和 43 年度の国民生活白書によっても指摘されているごとく、「住宅、公害、社会保障など、国民生活を取巻く環境が立遅れている」からであって、経済第一主義のもたらした社会的な歪みのしからしむるところである。国民が膚で感じている「新しい窮乏感」から抜け出すためには、どうしても従来のような経済第一主義に基く企業の利潤追求の論理や能率優先絶対主義の論理を至上命令として受けとめるのではなく、真に豊かな生活を築くために、政府も自治体も企業も国民も一体となって生活を優先させる地域共同社会の論理を貫徹させるような社会的意識の高揚が必要になってくる。経済第一主義は都市における既成工業地帯を中心とする開発に著しく偏重していったために、大都市にみられる第 2 次・第 3 次産業の集中に伴う労働人口の急激な吸引が都市地域における用地、用水、住宅の不足をはじめ、生活環境設備の不備や不足、交通機能の混乱、産業公害の多発などの社会的な生活諸問題をひき起し、都市住民の生活に大きな障害を与えてきた。

一般に企業における資本の社会的な生産過程は、消費における流通過程を必然的に不可避的な随伴者として、地域共同社会における人々の私生活や共同生活にまで食い込んでくるために、生活の論理は経済の論理によってつねに引き裂かれてゆく宿命を背負っている。戦後の日本の繁栄過程においても、企業のもつ能率の論理や利潤追求の使命が資本の絶対至上命令として住民のもつ生活の論理に挑戦してきたことは、資本主義経済社会として発展してきた避けがたい厳しい掟でもあった。産業組織や企業活動が資本のもつ利潤追求第一主義の論理や能率優先の合理主義によって貫かれてゆく、その度合が厳しければ厳しいほど、当然その産業組織の編成替えや企業活動は能率の論理や資本の論理に忠誠を尽し、地域共同社会の人々を支えている生活の論理や幸福追求の論理を従属的な地位へと押しやりながら、地域共同社会の生活

環境条件や住民の生活様式を変貌させてゆき、ついには地域共同社会の機能の解体を促進させてゆくのである。そのために地域共同社会の住民が人間としての生存を全うするために必要不可欠な生活の砦である家庭生活においてさえも、いろいろな生活上の障害に直面するようになってきた。昭和 43 年度の国民生活白書は 43 年度の国民生活を回顧し、「消費も家計収入も貯蓄もともに順調に伸びた」と評価しているが、その反面には消費者物価も前年に比較すれば 5.3% も上昇している。また工場の出す煤煙や亜硫酸ガス、自動車の排気ガスなどの公害が次第に深刻化してきた。そのほか交通事故の激増、通勤通学難、家出人の増加、住宅水準の低位性、生活環境の不備などによって象徴されているいろいろな生活上の諸問題など、「われわれの周囲にはあまりにも障害が多過ぎる」。それゆえに「国民が生活の豊かさを感じない原因は、社会的蓄積の弱さにあり、こうした障害を取り除くことが急務である。そのためには国際的な視野に立って国民生活の現状を見直すことが先決である」。社会変動の激しい様相を呈している英国においても、かつてスチューアート・ホールによって指摘されたごとく、「躍進する消費者物資の生産は豊富という神話と結びついて、ものごとの有用性に関するイギリス人の感覚を腐敗させていった」。産業資本によって宣伝されているところの「消費者は王様である」という魔術的な用語は、社会生活における人間的な要素を次第に消し去ってしまう機能を帯び、所得と消費の不均衡をうめる非人間的な姿態を産み出してゆく現実となり、経済第一主義がもたらした繁栄と成長の蔭には、生活の矛盾と社会的緊張や生活構造の歪みと変化が既に現れており、封建性と資本性によって特徴づけられてきたかつての日本の二重構造は、いまやその姿を生産と消費、産業と生活という形の二重構造でもって置き換えられた奇型児を産み出しつつある。国民の生活水準を名実ともに充実させ、欧米の生活水準に比べて、その格差をより一層是正するためには、どうしても生活を優先させる原理が政治や行政や住民の生活態度のなかに充満してこなければならない。そのためにはかつ

ての経済開発や社会開発という政治的、行政的な発想法によって、住民の福祉を守るというアプローチの仕方ではなく、地域共同社会開発というアプローチの仕方へと切り換えなければならない。経済開発から社会開発へ、社会開発から地域共同社会開発へ (from economic development to social development, from social development to community development) と進むにつれて登場してくるのがいわゆる community work という社会事業活動の領域である。

II 人口移動と社会的な生活障害

人口現象は、その時代における地域社会の経済状態や社会生活の実情を最も集約的に反映しているものである。わけても、地域共同社会における人口の自然増や社会増の変動過程や産業間移動の様相や昼夜間人口の格差など、戦後における日本の急激な社会経済的変動に対する人口革命の急速な進行や地域共同社会の生活力 (economic viability) を雄弁に物語る一つの指標として、重要な意味をもつばかりでなく、日本経済の高度成長と技術革新の反映を示す社会現象として理解することができる。また都市地帯における人口の流入過程は人口の過密現象を喚起し、その地域社会の諸機能に障害と不均衡をもたらしているが、巨大都市の中心部にあつては、逆にその周辺地帯への放射的な人口の流出現象を示し、周辺都市の機能障害に一段と拍車をかけている。このように人口の社会的な流動現象が多く、社会生活上における弊害をもたらしていることは、昭和 41 年度版の国民生活白書によっても既に指摘されてきた通りである。すなわち「都市の過密問題が人口集中に伴う所得と生活環境の不均衡であったのに対して、過疎地域での問題は低所得であることに加えて、生活を営むうえに必要な人口規模をはるかに下回り、元来水準の低かった公共的な施設が一層非効率的になりつつある」という事実によって提起されてきた。農山漁村における若年労働人口の都市への流出は、農山漁村における過疎現象を誘発し、かつての社会構造を形成していた農漁民層を分解し、地域共同社会の生産的な機能を劣弱化させるだけ

でなく、その社会の生活機能をも崩壊させつつある。すなわち、ある地域においては離村離農が大量に発生するために、その地域に残る人々の生産と生活の両面にわたる諸機能が麻痺し、その社会全体が崩壊のきざしを示しつつあることは、地域住民の意識に後進性の負い目と疎外感を引き起している事実によっても伺うことができる。農山漁村地帯における人口の流出過程は、人口の過疎現象を喚起し、当該地域社会の諸機能にもろもろの弊害をもたらしている。ここで特に注目しなければならないことは、人口の都市化現象によって生ずる過密や人口の流出によって生ずる農村人口の過疎現象というのは、いずれも単なる地理的な人口の空間的、生態学的分布を示すところの説明概念ではなく、それは地域住民の生活のうえに現れた生活様式の歪みを示すところの文化的な様相を表現している言葉として理解すべきであるという点である。すなわち、それは L. ワースによって表現されているごとく、「もはや人々が都市と呼ばれる地域に引きつけられ、その生活体系に組み込まれる過程のみを意味するものではない。それは都市の成長と結びついた生活様式に明白に認められる諸性格の蓄積強化を指し、そしてついには、その住む所のいかんを通じて作用する諸制度とパーソナリティの力の効力によって与えられた影響に魅せられた人々の間に、明白に認められる生活様式の矛盾への変化を指す²⁾」ものであって、それは地域共同社会における社会的な機能と住民の生活における障害をその内容として包含しているものである。

いま地域社会における急激な人口の社会的な増減について、兵庫県下の実情を地域別に調べてみると、表 1 に示すごとく、ここにも著しい人口の増加と減少が特徴づけられ、過密、過疎の人口現象をもたらす激しい社会移動の様相を伺い知ることができる。元来兵庫県は労働人口の受入県として、経済力の進展に伴って他府県からの労働力の流入は順調な伸びを示してきたが、若年労働力の供給源であった中国、四国、九州からの転入者も

2) R. K. Hatt & A. L. Riese (ed.), *Cities and Society*, 1959, p. 48.

表 1 兵庫県下地域別の人口推移

	昭和30年	35	40	成長年率		急増減市町増減率
				30~35	35~40	
兵 庫 県	(千人) 3,621	(千人) 3,908	(千人) 4,310	1.5	2.0	
阪 神 臨 海 (4市)	1,583	1,840	2,113	3.1	2.8	西宮市 28.3% 尼崎市 23.4%
阪 神 近 郊 (4市1町)	201	235	313	3.2	6.0	宝塚市 37.6% 川西市 46.2% 伊丹市 40.4%
播 磨 { 臨 海 (7市5町)	739	776	875	1.0	2.4	明石市 22.7% 播磨町 20.4% 太子町 15.7% 高砂市 13.9% 加古川市 13.7%
	内 陸 (4市8町)	281	285	282	0.3	
磨 背 後 (19町)	196	188	176	-0.9	-1.3	上月町 △13.7% 南光町 △11.0%
但 馬 (1市18町)	264	253	238	-0.8	-1.3	大屋町 △15.2% 但東町 △11.2% 村岡町 △11.1% 美方町 △10.6% 関宮町 90.3%
丹 波 (12町)	141	133	123	-1.1	-1.5	多紀町 △12.2% 西紀町 △10.5%
淡 路 (1市10町)	215	199	185	-1.5	-1.4	五色町 △10.4%

昭和 39 年を転期として逐次急激に減少し始めていった。ところが昭和 42 年頃からふたたび転入者が増加し始めると共に、県内における人口移動の傾向も激しくなってきた。表 1 に示す兵庫県下の地域別人口推移をみると、瀬戸内に面する阪神、播磨地域は急激な人口の社会増を示すが、裏日本や内陸側の但馬、丹波は人口の社会減を示しており、急激な人口の社会増や社会減によって、地域社会の円滑な機能に障害が生じてきた。

わが国における貧困問題も第 2 次大戦後の繁栄のなかでは失業は減り、実質賃金は一般に上昇して、新しい貧困形態となって現れてきたために、個人的な肉体上、精神上的の欠陥をもち社会の全体的な進歩から取残されている個人的貧困 (Case Poverty) の問題もさることながら、地理的な貧困地域に定着している島の貧困 (Insular Poverty) が地域格差という観点から、1960 年代に入って大きく取り挙げられてきたが、それにもかかわらず J. K. ガルブレイスのいわゆる島の貧困³⁾の担い手は、より所得の高い地域へと移住することによって、島の貧困 (Insular Poverty) の担い手からの脱出を試みようとする努力が、人口の地域移動となって現れ、一方では向都離村の形態をとり、他方では婦人労働への進出を促進する形態となって現れ

たのである。

このようにして起った都市における人口の急激な増加は、地域社会における社会施設の不足を一層顕在化させたが、わけても消費水準の上昇に伴って増大しつつある婦人労働は、保育所の量的不足をきたすという現象を生み出してきたばかりでなく、保育所の質的な機能に対するニーズが高まってきた。ところが都市部およびその周辺地域においても地価が急激に高騰し、保育所設置のための用地取得が著しく困難をきたすようになってきた。最近大都市において民間の無認可保育所が雨後の筍のように現れ出したのは、こうした事情の反映であるといえるだろう。また農漁村や山村避地などにおいても、労働人口の流出によって婦人労働に一層の拍車がかげられ、ここにも保育所に対するニーズが高まっている。さらに都市といわず農村といわず、幼児を幼稚園に通わせていた家庭も、刺激される消費欲求に対応するために、次第に母親の就労も促進されて、保育所と幼稚園のそれぞれに通っている児童やその家庭の保育ニーズも次第に接近してくる傾向が現れ、幼児の皆保育時代が社会変動に伴って出現しつつあり、保育所や幼稚園の機能に時代的な変貌が要請されつつある。すなわち人口の地域的な移動がもたらした労働人口の量的な増加と家庭婦人の労働市場への進出に伴う労働人口の質的変貌が、家庭生活の様相

3) J. K. Galbraith, *The Affluent Society*, 1958, 鈴木哲太郎訳『ゆたかな社会』, 岩波書店。

に変化をもたらし、新しく発生しつつある社会的な生活障害に対応するニーズの充足が要請されつつある。元来保育所と婦人労働とは歴史的にも、またその本質的な課題においても互いに密接な関連性を有していたのであるが、従来は婦人労働と低所得とが結びついていたことが多かったところから、本来的な婦人労働政策としての関連性が考察されることが稀薄であった。ところが最近のように婦人労働が激増し、とりわけ家庭の主婦の職場進出は、保育問題の根本的な解決の前提として国家の婦人労働政策が不可欠な課題となってきたばかりでなく、保育事業と婦人労働政策との関連性がますます密接になってきた。今日の保育問題の根源は働く婦人の激増という社会変動の産物である。1963年と1964年の2回にわたって実施された厚生省の大規模な調査である「日本の子供とその家庭の実態」によれば、子供を持つ母親の55%までが家事以外の仕事に従事していることが訴えられている。また昭和43年度版の労働省婦人少年局の統計調査結果によれば、雇用労働力としての婦人の進出は最近とくに著しく、その数はここ10年間で2倍以上になった。このような現象はただ戦後におけるわが国だけにみられる現象ではなく、アメリカにおいても同じようなことがいえる。1962年にアメリカ連邦政府婦人局から発行されている *Who are the working mothers?* と題する報告書によれば、戦後、子供をもつ母親が働いている者は急に増加しており、これは世界的な傾向であることを指摘している。戦前はアメリカにおいても職業婦人は結婚すれば、やめるというのが相場であったが、現在では結婚し、出産しても、その後も職業をもち続ける傾向が強くなり、既婚婦人の就労者が急増しつつあることを報じている。この場合、子をもつ母親の労働そのものにはなんら問題はないが、母親が就業時間中に、その子がいかに保護されているかという点が社会問題となっている。母親の労働によって、国の富が生産され、国民の経済生活が豊かになることは明らかであるから、母親の就業者の増加は今後もなお続くものと予想されている。この報告書によれば、アメリカにおける働く母親の数は、1940年には150万人

であったのが、1950年には460万人に増加し、1960年代に入ると870万人が18歳以下の子をもつ母親であり、この数は18歳以下の子をもつ全母親の約3分の1に相当することになる。すなわち1940年には約1割が就労する母親に過ぎなかったのが、1950年には約2割に倍加し、1960年代に入ると18歳以下の子供をもつ全母親のうち、就労する母親の比率は全体の約3分の1にまで増加した。また働く婦人のうちの何%位までが母親であるのかという点からみると、1940年には働く婦人の総数は1,384万人で、その10分の1が子をもつ母親であったのが、1950年には1,806万人の働く婦人のうち、その約4分の1が子をもつ母親であり、1960年代に入ると働く婦人の総数も2,420万人に膨張し、そのうち18歳以下の子供をもつ働く母親は全体の約3分の1を占めている。子供たちのパーソナリティ形成という面できわめて重要な時期である12歳以下の児童に限定してみても、働く母親は、1949年には300万人、1954年には440万人、1958年には540万人と増加しつつある。子供の基本的な性格(basic personality)形成にとって大切な6歳以下の幼児の場合でも働く母親が多く、1961年の調べによると3歳以下の乳児をもつ働く母親の数は173万人にのぼり、3歳から5歳までの子をもつ働く母親の数は145万人、6歳以上18歳未満の子をもつ働く母親は553万人と報告されており、働く母親の3分の1は6歳以下の幼児をもっていることになる。しかも働く母親によって扶養されている児童の数は、1957年には6歳以下の子の総数が360万人にも達し、そのうち70%の母親は子供1人を扶養しているに過ぎないが、働く母親の23%は2人の子供を扶養しており、1957年のアメリカの調査では、働く母親287万人は12歳以下の子供を平均1.8人もっていることになり、そのうち3歳以下の子供の数は88万人、3歳から5歳までの子供の数は116万人である。このようにアメリカにおいても子供をもつ婦人の就労が急増しつつあるが、子供の有無が母親の外勤決定の要因となっているという点については、年齢の若い児をもつ母親ほど外勤するものの比率も低く、子供をもつ働く婦人のうち、

3歳以下の子をもつ母の就労比率は18%、3歳から5歳までの子をもつ母の占める比率は29%、6歳以上18歳未満の子をもつ母親の占める比率は45%である。また1961年の調査によれば、6歳以下の子をもつ就労婦人のうちの47%は夫と死別、生別、離婚した母親であるが、6歳以下の子をもちながら就労している母親のうち就労している夫をもつものは20%もいる。それでは世帯収入が母親の就労を決定する要因になっているだろうかといえ、確かに所得の低い世帯ほど母の外勤率が高くなっており、父の収入が年額3,000ドル以下の世帯においては、6歳以上18歳未満の子をもつ母の2分の1は働いており、6歳以下の子をもつ母の4分の1は働いている。ところが年額7,000ドル以上になると6歳以上18歳未満の子をもつ母の10分の3しか働いていないし、6歳以下の子をもつ母の場合には10分の1しか働いていないことが1960年の調査で報告されている。

このようなことは、わが国の最近における労働人口の急激な地域的移動に伴って現れている都市およびその近郊における婦人労働人口の激増や家庭主婦の職場進出への一般化現象においてもみられる傾向であって、いわば世界的な一つの徴候といえるのではなからうか。しかも、このような現象が公私立保育所の絶対数の不足、保育内部に関する質的要求、乳児保育に対するニーズの急激な増加、産休明け零歳児保育の要請、保母の資質向上と待遇改善などの諸問題となって、社会変動に伴う地域共同社会の課題を提供しつつある。社会的な変動に伴う、これらの社会的なニーズに対応してゆく行政施策が立ち遅れがちなところに、地域共同社会が自己防衛の形態として無認可保育所を出現させてくるのである。いわば無認可保育所は変貌しつつある地域共同社会のニーズに対応している社会的な産物であり、現代における地域や職場などの社会的ニーズに対応する地域住民の充足形態となって現れてきたのである。

地域共同社会における community work が、わが国において提起されてくるのも、こうした社会的な背景に立脚するものであって、公的社会事

業や民間社会事業という範疇では区分し得ない公私協働の新しい活動形態の出現が期待されているのである。このような地域共同社会のニーズに対応する community work という社会事業形態の本質や性格については、後で触れるので、ここでは community work という社会事業の方法論が community organization work や community development の概念を止揚する新しい形態として最近注目をひきつつあるということだけを指摘するにとどめるが、いずれにせよ、公私社会事業の協働形態としての community work は、社会の変動に対応する一つの姿として、先進諸外国においても出現してきたことは注目すべき一つの方向であるといえるだろう。

III community の本質とその存在意義

community という概念は古くから法哲学や政治哲学の中心的な課題として取り挙げられてきた⁴⁾。また社会学においても community 概念は重要な基本的概念の一つとして考察されてきたが、今日では単に学問上の立場から community に関する概念が論じられているだけではなく、かなり広い社会階層の人々の間においても既に日常生活における常識的な慣用語として使用されるようになってきた。しかし人々のうちには community という概念は非論理的な性格をもつユートピア的概念であるために、それは学問的な概念ではないと鋭い批判を浴びせている人もいる⁵⁾。community という概念は現実にはなにかないものを有るかのよう言い現している概念であるとさえ極言する人もいる⁶⁾。確かに community という言葉ほど多義的な意味と用法をもつ言葉はない⁷⁾。元来 community という言葉が社会学上の用語として広く

4) Carl J. Friedrich, "The Concept of Community in the History of Political and Legal Philosophy" Carl J. Friedrich ed., *Community Liberal Art Press*, N. Y. 1959, p. 3.

5) 羽仁五郎『都市の論理』, 勁草書房, 52頁。

6) 羽仁五郎, 前掲書, 58頁。

7) Arther Hillman, *Community Organization and Planning*, MacMillan Co., N. Y. 1954, p. 4. E. W. Beers, "The Rural Community", in J. B. Gittler, *Review of Sociology*, 1957, p. 193.

使用される以前においては、社会科学一般の常識語として使用されていたもので、それは行政上の市町村などを意味する単純な概念として理解されていたに過ぎない⁸⁾。したがって community という概念を強いて論理的に置き換えるならば、これは人間の生活する場所、あるいは人間の生活する立地条件、人間の生活する組織の細胞というようなものである。したがってこの概念には政治、経済および倫理道德という要素が除かれているのであって⁹⁾、community という概念を実際に置き換えてみると、これは自治体ということになる¹⁰⁾。したがってそこでは地域的な共同生活を営みうる機能が特に強調されねばならない。

E. C. Olsen は L. A. Cook の著書 *The Meaning of Community*, 1939. より引用して、community とは、①一定の人口の集合体であり、②一定の地域に住み、③一定の歴史をもち、④公共の施設を共有し、⑤なんらかの総合意識によって繋がり、⑥生活上の危機克服に対し、協同防衛の組織と力をもつ社会であると述べている。L. A. Cook によれば、community とは一定の文化を所有している一定地域に居住する特定の社会集団のことであり (a particular type of special group plus its culture)、一定地域の住民をそのうちに包含し、かつある特殊な方式で機能するところの一つの生活活動圏というのである (an activity circle which embraces the inhabitants of an area and functions in a special manner)。さらに具体的に定義するならば、隣接した地域に住み、共通の経験によって結び合され、数々の基本的な社会的奉仕機関をもち、その地方的合一性を自覚し、一個の団体として行動することのできる一定の人口集団である (a population aggregate, inhabiting a contiguous territory integrated through common experiences, possessing a number of basic service institutions, conscious of its local unity, and able to act in a corporate capacity)。それゆえに彼をしていわしむるならば、community とは

「一つの連続的地域に居住する人間の集団で、過去の経験を通じて結合されており、いくつかの基礎的なサービス制度をもち、その統一性を意識すると共に、突発的な生活危機の処理に協同して当りうるものでなければならない」ものである。アメリカにおいては近隣社会 (neighborhood) や小地域社会 (small community) が社会福祉のための地域組織活動 (community organization for social welfare) を推進するに当り、最も重要な役割を演ずることが明らかになるにつれて、社会福祉事業における community として、このような小地域社会を代表せしめる傾向が次第に強調されてきた。ところがわが国においても見受けられるように、他方において都道府県や大都市のごとき相当広範囲な地域も社会福祉事業の行政単位として従来から利用されてきたことも見逃しえない事実である。近隣社会におけるある特定の社会福祉問題をその近隣社会に存在する社会福祉資源だけで解決するには、おのずからそこに限度があるし、二つ以上の近隣社会における社会福祉事業活動を調整するためには、さらに大きな地域社会の力にまたねばならない。しからば国家、都道府県、大都市のごときものが社会福祉事業における community を代表しうるものであろうか。社会福祉事業は本質的に community の住民の参加と支持のうえにのみ成立するものであるから、つねに行政単位であるという理由で行政区域を以て社会福祉事業の代表的な community とすることはできない場合もある。アメリカにおいても「ある種の問題はその性質上地方的 (local) なものであって、地方的な福祉対策行動 (local actions) に依って解決することができるものもある。しかしその他の問題は州の立法部、州政府の行政部門、あるいはその他の全州的規模をもつ機関 (state wide agency) に依って始めて解決することができるものもある。ところがさらにまた別の問題になると、全国民的な資源や能力を利用する以外には満足的な解決に到達することができない」「このように community に関する各種の定義はそれぞれの用法をもっているが、社会事業家はそのうちの一つだけを取り出して、これを唯一の community と定義することはできない。

8) *Encyclopedia of the Social Sciences*, by Edwin R. A. Seligman, Vol. 3.

9) 羽仁五郎, 前掲書, 54 頁。

10) 羽仁五郎, 前掲書, 55 頁。

すなわち社会事業家の考える community の概念は、彼の当面している問題の性格如何によって必然的に異らざるを得ない。かくして社会事業家の当面する community 理解に関する実際的な課題は、そのニードの性質に応じて実質的な成果を挙げるためには、どのような地域的範囲の資源と住民の支持とが必要であるかにかかっている。つまり社会事業家の直面している問題を十分に解決しうだけの人的、財的、物的、制度的資源と、それを動員しう地域的範囲を、そのときの community と考えるのであって、それは問題に応じて時としては近隣社会であることもあれば、全国的地域にわたる場合も起りうるのである¹¹⁾。

最近では社会福祉事業における地域共同社会は決して単純狭小な隣保社会という形のものだけではなく、一定の行政的地域にまで拡大されるようになってきた。村や町においては、たとえそれが自治体であろうとも比較的明らかにこの地域性または地縁が共同社会的結合性の要件をなしているが、行政的地域としての市や府県のごとき地域は必ずしもそうではない。ことに今日のような現代社会においては異質的な人口の流動が激しく、かく資本主義経済機構のもとにおける資本と労働との激しい対立によって、地域共同社会のなかに階級的な亀裂を生ぜしめるようになった。従来 community においては、必ずその成員の間に共同参加の感情や相互連帯の意識がただよい、彼らの間における共同行為の事実が、その全体の社会的な福祉目的に対して、きわめて自然に有機的な組織活動を行いやすい条件におかれていたが、今日では次第に共同体としての実質を失い、したがって共同社会的な意識がうすらいできたために、社会福祉的な目的のための有機的な組織活動も困難になってきている。community が存在しないところには community work も起り得ないわけであるが、Cook は community が成立するための必須条件として次の条件を挙げている¹²⁾。

(1) 人口集団 (population aggregate) であること

11) Wayne McMillen, *Community Organization for Social Welfare*, 1945, p. 29, 30.

12) L. A. Cook, *Community Background of Education*, 1938, Part I, Chap. II, pp. 26-9.

community を構成している人口集団は一個の地域共同社会として機能しうる十分な大きさをもつものでなければならない。またそれは一個の地域共同社会として機能しうるような同質的な人口集団でなければならない。community はこのようにその規模 (size) と構成 (make up) とにおいて具体的な制限をもつ人口集団である。

(2) 隣接した地域 (contiguous territory) の住民からなること

community は一定の場所を占めていなければならないが、それは必ずしも府県郡市町村のような政治的、行政的な一定の区画内の地域とは限らない。community の領域や広がりとは固定的なものではなく、また人為的、形成的に定められた地域でもない。それは単なる地理学的区画ではなくて、共通の文化と地方意識を呈する地域 (an area revealing a common culture and a local consciousness) である。したがって community の地域は地図の上にその限界を画しうる。そして community はある一定の生活活動の中心をもち、その中心を核として結合し、それを中核として、その周辺に広がっている地域社会である。

(3) 共通の経験 (common experience) で結びあわされていること

community の成員が、その地域社会の歴史の進展に際してある役割を演じ、またその演じた役割について自覚していて、そこから「自分たちの社会」という意識が生まれ、この意識が紐帯となって社会的結合が成立していた。地域共同社会は共通の文化と地方意識とを呈示する地域集団であるから、その運命の起伏を自らのうちに感ずることによって、感情的、思想的、生活的に結合されていることをいうのである。

(4) 基本的なサービス機関をもつこと

地域共同社会はその住民の生活の場所であり、一定の生活活動圏であるから、それは欲望充足機関 (want-satisfying agencies) をもっているということの意味している。

(5) 地域的統一の意識をもっていること

地域共同社会の成員が community spirit に満されていること。一般に人々が郷土感情や自己の

所属する町村の名に特殊な愛情や感情を示すのは、この地方的統一意識の現れである。

(6) 一個の社会集団として行動しうる性質があること

地域共同社会の存在が脅やかされた場合、その生存のために全体として一つの行動 (social action) をとりうるということを用いる。火事、洪水、地震などの天災地変、人口移動、社会変動などの経済的、政治的、社会的危機などに直面した場合、これに対処する能力を発揮して一丸となって行動することのできる統一体であることが必要である。

IV community work の本質とその使命

従来社会事業における一つの専門的な技術過程を表現する学術用語として community organization work という言葉が使用されてきた。これはいうまでもなく、個人や世帯に対して彼らが直面している社会生活上の障害や困難を直接解決するために具体的な援助を与える社会事業の技術ではなくて、むしろ保健や福祉に関する地域計画を遂行するために、その地域社会に現存している社会福祉機関やその地域に居住する住民を援助し、地域社会の組織化活動を通じて、彼らの社会福祉活動をより効果あらしめるための専門的な技術過程である。それゆえに community organization work は「地域共同社会に存在しているいろいろな諸問題 (needs) を発見し、これを解決するために、その地域共同社会の人的、物的、資金的な資源 (social resources) を活用していく過程¹³⁾」として社会事業の分野において重視されてきたが、この方式は広く教育、文化、司法、保健、衛生、産業、経済などの専門分野においても使用されるようになってきた。

そこで community organization work に関する概念規定を広く一般的な立場から述べる人も現れてきた。マックレンもその1人であって、「社会生活上の困難に対応するような社会福祉資源をつくりだし、また維持する過程であり、一般的な生

活改善のための社会組織化にほかならない」というように¹⁴⁾、community organization は諸集団を助けて目的と行為との統一を果さしめるものであって、その目的が一般的なものなると、特殊なものなるとを問わないといわれている。したがって彼にあっては社会福祉事業にとって固有の組織化活動を特に明示しない概念規定となっている。ところが community organization という専門的な技術過程を社会福祉事業の専門用語として使用しているときには¹⁵⁾、「社会制度の効果的利用の援助」という点にその焦点を合せつつ、社会福祉的な要求 (social welfare needs) と社会福祉資源 (social welfare resources) とを調和させる過程を強調しているのである。したがって「社会福祉のための community organization とは、ある地域または機能的分野における社会福祉的な要求と社会福祉資源との調和を実現し、かつこれを維持する過程である¹⁶⁾」と規定する場合でも、そのニードの担い手がそれを充足させるために必要な社会制度をより効果的に利用するよう援助するところに、社会福祉事業の特色が存在するのである。

ところがその後 community development という用語が同じような社会事業の領域において使用されるようになってきた。1957年の国連における定義づけによれば、「community development という言葉は、地域共同社会の経済的、社会的ならびに文化的諸条件を改善し、この地域共同社会を国民生活に統合し、国の進歩に役立たしめるために、住民自身の努力と政府当局の努力を統一する過程である。この過程は次の二つの要素から成り立っている。すなわち、その一つはできるだけ住民自身の主導性に依拠し、生活水準の改善の努力に住民自身を参加せしめることであり、第2は住民の主導性、自助および相互扶助の精神を強め、より効果的に発揮できるようなやり方で、技術や

13) Clarence King, *Organization for Community Action*, 1948, p. 9.

14) Wayne McMillen, *Community for Social Welfare*, 1951, p. 22.

15) Helen L. Witmer, *Social Work, An Analysis of a Social Institution*, 1942, pp. 495-6.

16) Arther Dunham, "What is the Job of the Community Organization Worker?" in *Proceeding of the National Conference of Social Work*, 1949, p. 162.

諸施策を提供することである¹⁷⁾」すなわち、その目的はあくまでも地域共同社会の経済的、社会的、文化的諸条件の改善であって、その目的を達成する方法として、政府と住民の努力との結びつきが強調されてきたのである。

このような community organization 方式は、国連が戦後の後進国を援助するに当り、economic development 方式の展開を進めてきた頃の苦い体験から生れたもので、いわば地域共同社会の住民の生活の論理に立脚した地域開発方式であった。すなわち、「従来農村における専門家の改良事業が失敗したのは、ある特定分野の変化がつねに他の生活部面に影響を及ぼすことを十分に考慮しなかったことにあった。したがって自然的、社会的、経済的部面を同時に考慮するのとなければ、住民の福祉は改善されるものではない¹⁸⁾」という経験的な法則に立脚するもので、この教訓は戦後におけるわが国の地域を拠点とした経済開発にも妥当する点が多かった。すなわち総合性 (comprehensiveness) に立脚した生活の論理を地域共同社会において貫徹してゆかない限り、社会変動に対応する地域共同社会のニーズを完全に充足させることはできないのである。

そこで「アメリカにおいても community development は経済的改善、社会進歩、秩序ある政治的成長を導く力動的な力だと考えられてきた¹⁹⁾」のであるが、この場合 community development の本質的な要素としてつねに配慮されてきた要件は、community の生活水準の改善のために、①住

民の自発性、自助、相互扶助などの精神を開発し、これに依拠するという点が重視された。いわば self-help の原則がそこに貫かれていることを絶対条件と考えられている。②住民の主導性のもとで住民参加をはかることが大切であり、いわゆる citizen participation による住民の主体的な努力が必要である。③政府および外部機関の援助を重視することを無視してはならない。Government Authority との協力なしにはその成果を挙げることはできない。④総合的施策を伴う地域活動が要請され、その活動はいわゆる comprehensiveness and interdisciplinary approach でなければならない。ところが最近になって英国をはじめ多くの諸外国において community work という用語が使用され始めたのは、これまでの community organization 方式や community development 方式では満されない何物かがそこにあったに違いない。community work というのは一般的な用語においては、社会変動に関する諸問題を取扱う一つの方法として定義づけられているが、その内容は人々と社会変動との関係を取扱い、社会の急激な変動によってもたらされる地域住民の社会的な生活障害を克服するため、地域共同社会の住民とサービスの準備者が互いに一体となってこれに当るよう援助する方式である。従来社会事業の領域において強調されてきた公私の分離の原則と矛盾するようであるが、公私が一体化して地域共同社会の機能障害 (disfunction) を克服していく住民活動を援助する方式であるため、それには人的な要因がきわめて重要な役割を果たすことが強調されている²⁰⁾。

(付記) 紙幅の関係上、community work の原理については、後日別の機会に詳述したい。

17) U. N., *Report on Concepts and Principles of Community Development and Recommendation on Further Practical Measures to be taken by International Organization*, 1957.

18) U. N. *Social Progress through Community Development*, 1955.

19) John J. Sparkman, *Economic, Social and Political Implication of Community Development*, 1966.

20) The Calouste Gulbenkian Foundation, *Community Work and Social Change, a Report on Training*, 1968, Longmans.

失業保険制度における現状の問題点と法改正について

江 田 茂

I はじめに

わが国の失業保険制度は、社会保障制度の中核をなす社会保険制度の一環として、昭和 22 年に制度が発足して以来、20 余年を経たわけであるが、その間において困難な雇用失業情勢に対処してよくその機能を果たしてきた。

しかしながら、わが国経済は、昭和 30 年代後半から高度成長期に入り、求人著しい増加、雇用労働者の大幅な増加などから雇用失業情勢は著しく改善され、労働力需給関係は急速にその均衡を失い、学卒労働力のみならず全般的な労働力不足が表面化し、労働力過剰の時代から労働力不足の時代を迎えるに至った。今後、失業保険制度における種々の問題は、この労働力不足という雇用失業情勢の基本的な変化に対応して検討され、この上立った制度改善が図られるべきであろう。例えば、季節的受給者は、労働力不足の激化にもかかわらずいっそうに減少せず、その数は横ばい微増のまま推移してきており、さらに、労働力不足の結果、近代産業においてすら、農閑期を利用した新規の季節労働者に依存する傾向が強く、大量に雇用し年々その数が増大している現状である。たしかに、失業保険制度は一応順調な発展をつづけ、保険規模、充実した給付内容等先進諸外国に徴しても遜色のない制度とはなっているが、この発展の中には種々の問題が内包されていることもまた事実である。

したがって、ここであらためて失業保険制度の現状と問題点を分析するとともに、長年の懸案であった諸問題の解決を求めて、前国会に提出された失業保険法の改正に取り上げられた問題点と対策についても参考までにふれてみることにする。なお、この改正案は廃案となったが、遠からず再提案される運びとなる。

II 現状と問題点

(1) 適用面について 現行の失業保険制度では、5 人以上の労働者を雇用する事業主（原則として農林水産および教育、研究、調査の事業を行う事業主を除く）に雇用されている労働者は当然適用とされているが、労働者数 5 人未満事業所に雇用される労働者に適用が及んでいない。すなわち、5 人未満事業所は企業の消長が激しく、ために失業という危険の最も多い立場にある零細企業の雇用者が、当然適用されていないわけで、これは失業保険制度の最大の欠陥と考えられてきた。周知のとおり、失業保険は強制適用を原則としつつ、5 人未満事業所についてはこれを任意加入としている。この結果、失業保険の適用率は、5 人以上事業所では雇用労働者の 89% が被保険者となっているのに対し、5 人未満事業所では各種の加入促進策を講じているにもかかわらず、その適用率は 1 割強にとどまってきわめて低くなっている（表 1）。

表 1 事業所規模別失業保険の適用状況

項 目	規 模 区 分	合 計	規 模 別	
			5 人 未 満	5 人 以 上
昭和41年7月現在事業所統計調査 (全 産 業)	事 業 所 数	1,954 千所	1,169 千所	785 千所
	雇 用 者 数	22,314 千人	2,421 千人	19,893 千人
昭和43年1月現在雇用者数(推計)	雇 用 者 数	23,739 千人	2,564 千人	21,175 千人
昭和43年1月現在失業保険適用数	事 業 所 数	617 千所	146 千所	471 千所
	被 保 険 者 数	19,169 千人	323 千人	18,846 千人
適 用 率	雇 用 者 数	80.7%	12.6%	89.0%

注 昭和 43 年 1 月現在の雇用者数は、昭和 41 年 7 月の事業所統計調査を基礎に毎月勤労統計調査により推計したものである。

また、各種社会保険のうち医療保険と老齢・廃疾年金については、それぞれ国民健保と国民年金制度により、曲りなりにも国民皆保険が実現されているが、失業保険については、これら中小零細企業の労働者保護の見地から、全面適用は近い将来必ず実現させねばならない問題であり、各方面からの要請は強いものがある。

このような零細規模の事業所が当然適用とされない理由は、いうまでもなく、事業所の数が膨大であり消長が激しく把握が困難であること、事務処理能力が著しく低いこと、さらに、これら零細企業に就労する労働者の雇用、賃金支払関係が往々にして不明確であること等があげられる。これは、主として事務的理由であるだけに、給付面での濫用を惹起する懸念があるとしても、これをもって、零細事業所への適用拡大を否定する根拠とはなりえないわけであって、いかに速やかにこれらの困難性を排除してその適用を行うかは、多年の懸案とされてきたところである。

(2) 受給面について 昭和 30 年代におけるわが国経済は、著しい高度成長をとげ、年率にして約 10% 弱(実質)の著しい成長率を示した。

このような経済成長を背景とした国内の労働力需給関係は、昭和 36 年を境に労働力過剰の時代からいわゆる労働力不足の時代に移っていった。しかしながら、失業保険金受給者は労働力不足の激化にもかかわらずいっこうに減少せず、昭和 39 年度まで経済の好、不況に関係なく一貫して増加の一途をたどり、このため昭和 39 年度の失業保険財政は年間剰余額が 18 億円と危く赤字に転ずる一歩前に近づいたのであるが、受給者は最近に至ってようやく減少傾向を示しはじめた。

最近における失業保険受給者の実態を検討すると、つ

ぎの三つの問題点があげられる。第 1 は短期循環受給者、いわゆる季節的受給者が多数存在すること、第 2 は女子受給者の比率が高いこと、第 3 は不正受給者が目立って多いことである。

① 季節的受給者

季節的受給者(1年のうち一定の期間だけ就労し、残りの期間は保険金を受給する者)は、昭和 28 年度には 11 万人、18 億円を受給していたがその後一貫して増勢をたどり、昭和 42 年度には人員で約 587,000 人(全受給者の 39%)、その受給する保険金額で約 366 億円(全保険金額の 33%)に達し漸次その比重は高まってきている。これを昭和 28 年度と比較すると人員で約 5 倍、金額で実に 21 倍になっており、季節的受給者を除く一般の受給者の伸びが人員で 1.4 倍、金額で 3.0 倍であるのに比べて異常な増大ぶりである(表 2)。

この 59 万人に及ぶ季節的受給者は、その 84% が、北海道、東北、北陸の積雪寒冷地域の出身者であり、かつ、主として、農山漁村からの出稼ぎ者であり、世帯主が過半数を占め、さらに 35 歳以上の者が多くなっている。さらに、これらの季節的受給者は、その就労、受給の形態から、大きく二つに分けることができる(表 3, 4)。

一つは、夏場を北海道や地元の建設業等で働き、冬場に失業保険金を受給する型であり、他の一つは秋、冬の農閑期を利用して京浜、阪神地区その他の地域で就労し、春、夏に保険金を受給する型である。前者の冬型季節的受給者は全体の 80% を占め、最近においては漸次減少傾向にあるのに対し、後者の夏型季節的受給者は全体の 20% ではあるが年々増加していることが注目される。

冬型季節的受給者は、夏季の農繁期に他で就労し、農閑期に帰郷する形をとっていることから(世帯主が農業

表 2 季節的受給者の推移

区分 年度	(1) 季節的受給者		(2) 季節的受給者以外の 一般受給者		(3) 全受給者(1)+(2)		季節的受給者の構成比率	
	A 受給者数 (千人)	B 失業保険金 (億円)	C 受給者数 (千人)	D 失業保険金 (億円)	E 受給者数 (千人)	F 失業保険金 (億円)	受給者 (A/E×100)	失業保険金 (B/F×100)
28	116(100.0)	18(100.0)	691(100.0)	236(100.0)	807(100.0)	254(100.0)	14	7
30	143(124.1)	25(138.9)	691(100.0)	283(119.9)	834(103.4)	308(121.4)	17	8
32	156(134.7)	34(192.2)	697(100.9)	246(104.2)	853(106.2)	280(110.0)	18	12
35	277(240.0)	78(433.4)	629(91.0)	276(116.9)	906(112.3)	354(139.4)	31	22
36	342(296.0)	110(610.9)	661(95.0)	309(130.9)	1,003(124.3)	419(164.8)	34	26
37	421(364.3)	157(874.6)	925(133.9)	461(195.3)	1,346(166.8)	618(243.2)	31	25
38	518(446.6)	239(1,327.8)	1,044(151.1)	611(258.9)	1,562(193.6)	850(334.6)	33	28
39	581(500.9)	261(1,450.0)	1,073(155.3)	684(289.8)	1,654(205.0)	945(372.0)	35	28
40	580(500.0)	299(1,661.1)	1,073(155.3)	691(292.8)	1,653(204.8)	990(389.8)	35	30
41	581(500.9)	328(1,822.2)	1,023(148.0)	756(320.3)	1,604(198.8)	1,084(426.8)	35	30
42	587(506.0)	366(2,138.9)	936(135.5)	717(303.8)	1,523(188.7)	1,102(433.9)	39	33

表3 主要都道府県別季節的受給者数 (昭和42年度)

都道府県	受給者数	都道府県	受給者数
○北海道	224,922	長野	9,091
○青森	88,908	岐阜	5,721
○岩手	19,049	兵庫	11,126
○宮城	8,610	徳島	3,970
○秋田	47,985	高知	5,443
○山形	32,221	鹿児島	15,019
○福島	11,364		
○新潟	25,041	東京	300
○富山	14,234	愛知	49
○石川	8,044	大阪	1,084
○福井	12,707	全国計	586,833

注 ○印小計は493,085人。

その他の家業に従事するよりも、夏季に出稼ぎをやり、冬季に失業保険金を受給した方が割がよいといわれる)、もはや農業従事者というより、半ば出稼ぎが専業化された実態にあるといえよう。また、これらの就労先は建設業が73%を占めていること、元の事業主に再雇用される者が80%もいることなどが注目されよう。

夏型季節的受給者は、農家出身者が60%もいること、さらには最近の労働力不足から自動車、鉄鋼、紡績などの産業で、大量の季節労働者を雇用するようになっており、比較的富裕な農村地帯で農閑期利用という形態の就労者が増加している傾向が生じている。しかしながら、これらの就労者は農閑期利用という制約があって、受給資格期間を満すとただちに離職する者が多いという特徴がある。

いずれにしても、このような実態からみるに、失業保険金は、冬期の積雪寒冷のための予定された失業に対する所得保障、また、農山村と他地域との間の、さらには、農業等と他産業との間の所得格差を補填する役割を担わされているといえよう。

一方、さらに保険制度として本質的な大きな問題がある。第1は予定された失業を繰返すということである。本来、事故の発生が予測しえないからこそ保険するので

あって、換言すれば、保険制度というものは事故の偶発性の上に成り立つものである。ところが季節的受給者については、毎年入職する際に何時離職するかがほぼ判明しており、いわば予定された失業を繰返しているのであって、本来、失業保険制度にはなじまないものといえる。第2は受給面における不均衡である。すなわち、季節的受給者の受給する保険金の費用負担についてふれると、6ヵ月から9ヵ月就労して90日分の保険金を受給しているのであるが、納付される保険料額は、わずか4日分ないし6日分の保険金にしかあたらない。したがって、残りの80日分余りの保険金は、他の事業主、被保険者の負担により受給を繰返しているわけである。別の見方をすれば、全被保険者約2,000万人の約3%にすぎないものが、全受給額の33%を毎年きまって受給しているということであり、受給の面ではなほだしい不均衡を生じている。

したがって、失業保険が社会保障の役割を持つ制度であるとはいえ、少なくとも制度の健全、公平な運営を保つ意味合からも、季節的受給者の失業にとって、あまりにも過保護になっており、少なくとも何らかの改善をはかる必要性があるものと考えられる。

② 女子受給者

女子の雇用労働者は年々増加しており、被保険者は42年度643万人と全被保険者の約33%を占めている。一方、受給者は42年度66万人とその増加が著しく、このため全受給者に占める割合は44%と高く、男女半半ばするに至っており、前述の季節的受給者を除いた一般の受給者についてみれば、女子受給者は全体の54%と男子受給者を上回り、被保険者数では3分の1に過ぎない女子が受給者では半分以上を占めるといった不均衡を生じている。

女子労働者は、男子労働者に比し一般的に雇用期間が短く、結婚および育児などによる退職者が多いと考えられるが、受給者の年齢をみると、20歳以上34歳までの者が7割を占めており、また、これらの者の受給資格決

表4 季節的受給者数の推移

年度	夏型 (4-9月)		冬型 (10-3月)		合計	
	受給者数	対前年比	受給者数	対前年比	受給者数	対前年比
40	109,610人 19%		470,827人 81%		580,437人 100%	
41	110,220人 19%	100.6%	471,267人 81%	100.1%	581,487人 100%	100.2%
42	125,029人 21%	113.4%	461,804人 79%	98.0%	586,833人 100%	100.9%

定から1年を経過した後の状況を見ると、そのうち約半数が労働市場から脱落し、家事などに専念するため、非労働力となっている（男子の同年齢層で1~4%）。

したがって、女子受給者の一部には労働の意思と能力が薄弱な者、あるいは全く労働の意思がないのにもかかわらず、あたかも労働の意思と能力があるかのごとく装っている者が、かなりあるものと考えられる。これは、初回受給率（季節的受給者を除く）にも反映しており、ここ10年間に、男子の受給率は、わが国経済の高度成長による雇用情勢の好転から、ほぼ半減しているのに対し、女子の場合は近年やや低下したものの、依然として高い水準にあり、受給率は男子の2倍となっている。

このような実態に対しては、法の趣旨を正しく理解して納得してもらうことが必要であるが、これら就職意思のない女子が、保険料を納めた以上は給付を受けるのは当然であり、結婚、妊娠、育児等のため労働戦線を退く場合の掛捨てに納得しない風潮は一般に根強いものがあり、女子受給者に対する対策はまことに困難である。

③ 不正受給者

失業保険における不正受給は、近年著しく増加しており、一般失業保険のみについてみても、昭和42年度には、約29,000件、金額で約56,000万円に達している。これを昭和38年度と比較してみると、件数で1.8倍、金額で2.6倍である。なかでも就職支度金の不正受給の増加が目立ち、金額では昭和38年度2,800万円であったものが昭和42年度には7,800万円と2.8倍になっている。しかも、これは発見し得たもののみの数字であって、いわば氷山の一角であり、実際にはさらに相当数多くの不正が行われていると考えられる（表5）。

制度の利用が高まれば、ある程度こうしたものが増加することはやむを得ないこととはいええるが、とくに不正

受給の傾向が悪質化していることは問題である。すなわち、最近の労働力不足が進行するにつれ、労使共謀といえる被保険者期間や賃金の水増しの例が増加していることは看過し得ぬ問題である。しかしながら現行制度では、これに対処する方策が十分とはいえない。

現在では、不正による受給額を返納させる制度があり、さらには、告発して刑事事件として処理することなどもできるとされているが、「バレてもともと」などと考える悪質な受給者や事業主に対しては、それほど効果もなく、また、数多く発生する不正受給を告発するには、その手続きが繁雑すぎるわけである。さらには、1人1人にすればその不正額はそれほど多くないのが普通であり、こうした人達をただちに詐欺罪として告発するということは、やはり問題があると考えざるを得ない。つまり、現行制度が効果ある制度とはいえない難点に、不正受給の増加傾向に対処し得ない問題点があるといえよう。

社会連帯、相互扶助の理念の上に成立つ社会保険制度にあつては、多くの善良な被保険者や事業主の利益を守り、制度自らを防衛するために、現在以上に効果的な、また、ある程度予防効果があり得るような行政上何らかの適切な措置を講ずる必要があると考えられる。

III 法改正について

(1) 法改正案の審議経過について

失業保険制度は、さきに述べた様に種々の問題点を内包しているが、これらの諸問題の解決を図るべく、政府は、第61回国会に「失業保険法及び労災保険法の一部を改正する法律案」を昭和44年3月4日提出した。

これより先、労働省では、昭和43年10月末に失業保険法改正に当たっての考え方の骨子を新聞発表し、中央職業安定審議会において説明したのをはじめ、関係各方面

表5 失業保険給付の不正受給状況

年 度	区 分	不正受給件数	不正受給金額
昭和38年度	一般失業保険	17,310件(106.4)	218,460,490円(114.0)
	日雇失業保険	1,580	2,678,745
39	一般失業保険	22,249(128.5)	363,809,272(166.5)
	日雇失業保険	1,147(72.6)	2,121,140(79.2)
40	一般失業保険	24,960(112.2)	459,805,738(126.4)
	日雇失業保険	789(68.8)	1,652,220(77.9)
41	一般失業保険	28,469(114.1)	521,828,406(113.5)
	日雇失業保険	1,024(129.8)	3,192,212(193.2)
42	一般失業保険	28,877(101.4)	562,918,813(107.9)
	日雇失業保険	911(89.0)	3,557,550(111.4)

注 () 内の数は対前年度比である。

の意見を求め、これらの意見等をも十分考慮して諮問案を作成し、昭和44年1月8日に中央職業安定審議会に正式に諮問した。さらに、1月25日には保険料率の引下げなどを追加諮問し、昨年以來本審議会13回、部会4回にわたる慎重な審議の結果、2月28日に諮問案をおおむね妥当とする答申を得た。

社会保障制度審議会には、昭和44年2月6日に中央職業安定審議会と併行して諮問が行われ、5回にわたる審議の結果、3月3日に諮問案をおおむね妥当とする答申を得たのである。

国会に3月4日提出された「失保、労災法改正案」は、衆参両議院本会議で趣旨説明が行われ、4月3日衆議院社会労働委員会に付託され、同委員会において6回の活発な審議が行われ、7月1日に原案を一部修正して可決し、7月3日の本会議の可決を経て、参議院に送付された。

参議院社会労働委員会では3回にわたる審議の結果、7月17日に可決され本会議での議決を待つのみとなっていたわけであるが、大学法の審議のあおりを受け、8月5日廃案となり、失業保険制度の諸問題の解決は将来に持ちこされることとなった。

(2) 改正の主要内容について

① 今国会(第61回)に提出された改正案の内容は、イ 労働者5人未満の事業所に雇用される労働者の福祉向上を図るため、5人未満事業所への適用範囲の拡大を行うこと(労災保険も同様)

ロ 各種給付の改善を図ること

ハ 保険料率を引き下げること

ニ 制度の健全化を図るため、短期循環的に多数の離職者を発生させる事業主からの特別保険料の徴収、被保険者期間の計算方法の合理化、不正受給に対する納付命令制度の創設等を行うこと

を主要内容とするものである。

② 今回の改正案は、一昨年廃案となった旧改正案と比較すると、新しい構想に基き立案された部分がきわめて多く、むしろ質的には全く新しい案ともいえる。旧改正案と比較すると、

イ ほとんど全ての種類の給付にわたって、給付内容の改善を図っていること

ロ 保険料率の引下げにより、労使の負担の軽減を図っていること

ハ 制度の健全化についても、旧改正案においては、季節的受給者対策として、季節的受給者の給付日数を半減していたのを取り止め、季節的失業そのもの

の減少と雇用の安定を目的とした前向きな改正を図っていること

等の諸点において、格段の改善が図られているところであって、旧改正案と質的にも異なったものとなっている。

(3) 改正案の具体的内容と問題点

① 適用範囲の拡大

現在、当然適用とされていないもののうち、5人未満事業所に対し失業保険を適用拡大することとしている。

5人未満事業所に対し適用拡大を求める声は、社会保障の充実という見地から、今までにも数多くの要請が行われてきたところである。しかも制度の適用を最も必要とする労働者が当然適用とされない理由は、問題点の分析に当たっても述べたように適用技術上の障害など主として事務的理由によるものであるだけに、いかに困難であろうとも、適用拡大を図る必要がある。単に零細企業に働く労働者に適用を拡大し、その福祉の増進を図るということに止まらず、労働不足経済へと移行するわが国経済情勢の下において、社会開発を通じて福祉国家へという理想を実現するためにも、適用拡大を実現する必要がある。

しかしながら、何分にも100万に及ぶ5人未満事業所を一挙に把握することは、事実上不可能に近いことから、当面は製造業、運輸通信業、電気・ガス・水道業、建設業等の業種を当然適用することとし、段階的に適用拡大を行うこととしている。

なお、今回の改正に当たっては、小規模事業主の事務能力を補完し、円滑なる適用、納付事務の遂行の簡便化などを図るため、失業保険と労災保険との適用および徴収事務を一元化すること、さらに失業保険と労災保険との事務組合の統合を行うこととし、これらを実現するための法律案も同時に提出した(失業保険法の改正法案とともに廃案となった)。

今後、この5人未満事業所への適用が、段階的に拡大される結果、農林水産業が任意適用として残されることとなるが、これらの産業は、産業自体に季節性が強いこと、雇用関係、賃金支払関係が不明瞭な場合が多いことなどのため、今回は当然適用とされるに至らなかった。しかしながら、これらの産業に対する適用拡大については強い要請があり、衆議院において、「政府は、農林水産業等を当然適用とするための適切な方策について調査研究を行い、6年以内に必要な措置を講ずるものとする」旨の修正がなされたが、これが実現するためには、何よりも適用基盤が整備される必要がある。今後、これら農林水産業における季節性の克服、雇用関係の近代化の促

進のための努力がなされる必要がある。

② 保険給付の改善

失業保険の保険給付は、制度発足当初は失業保険金と移転費の2種類であったが、その後逐次改善が加えられ、給付の種類、内容とも充実したものとなっている。しかしながら、今回さらに一層失業者の生活の安定を図るために、給付全般にわたって、次のとおり改善を図ることとしている。

イ 低等級者（1～20 等級）の保険金日額を各 10 円引上げるとともに、配偶者にかかわる扶養手当の日額を 10 円引上げる。失業保険の基本給付率を前職賃金の 6 割としていることは、諸外国の制度に比しても遜色がないが、さらにより一層低所得者の失業時における生活の安定をはかるため、6 割給付という現行制度の基本的立場は維持しつつ、実質的な給付改善を行うこととしている。その結果標準受給者（配偶者と子 2 人）の給付率は平均（20 等級）で、前職賃金の 66%、最高（1 等級）では 74% となり、実質的には相当の給付率の引上げとなっている。

ロ 被保険者であった期間が通算して 20 年以上である長期の被保険者の所定給付日数を現行の 270 日から 300 日に改める。

失業保険は、短期保険であるため、受給期間は 1 年、給付日数は最高 270 日であるが、被保険者であった期間が 20 年以上の受給者に対しては、所定給付日数が、保険料納付日数に比し均衡を欠くこと、また、一般的に中高年齢に達しているため、再就職が他に比し困難であること等にかんがみ所定給付日数を 300 日に引上げることとしたものである。

ハ 死亡した者、業務災害を受けた者について、失業保険金の受給要件を緩和する。

ニ 日雇失業保険金の日額を現行の第 1 級 500 円、第 2 級 330 円からそれぞれ第 1 級 760 円、第 2 級 500 円に引上げ、保険料の日額を現行の第 1 級 24 円、第 2 級 16 円から、それぞれ第 1 級 36 円、第 2 級 24 円に改め、支払われた賃金の日額が 1,000 円以上の場合は第 1 級、1,000 円未満の場合は第 2 級とする。

さらに、今後賃金の水準の上昇、等級別構成比の不均衡、その他の状況の変化に応じて迅速に給付の改善を図られるよう自動的変更規定を創設する。

また、日雇失業保険金の日額の等級決定要件を緩和し普通給付については、現行の前 2 月間における

保険料納付状況が、第 1 級保険料 28 日分以上の場合第 1 級とされていたものを改め、納付された保険料のうち、第 1 級保険料が 24 日分以上あるときは第 1 級の保険金を支給する制度に改める。

ホ 訓練受講者の実費の上昇にかんがみ、技能習得手当の日額を平均 210 円から 240 円に引上げる。

ヘ 就職支度金および移転費を保険給付から福祉施設に移すこととし、その内容を改善する。

これは、最近の雇用失業情勢のもとで、失業保険受給者の再就職を促進する必要があるが、保険給付は、本来被保険者が失業した場合に、失業中の生活の安定を図るために給付を行うためのものであり、就職支度金および移転費は、いずれも被保険者が再就職した場合に支給されるものであって、他の保険給付とは性格を異にするものである。また、失業保険の目的からいっても、本来の給付である保険給付とは異なる福祉施設として取扱うほうが適切であるからである。

就職支度金の改善については、就職するに至った日の前日における支給残日数が 150 日以上である受給資格者に対しては現行の就職支度金の額（失業保険金および扶養手当の 30 日分または 50 日分に相当する額）に、別に 20 日分に相当する額を加算して支給することとする。また、移転費の改善については、着後手当を新設し、単身者に 3,200 円、扶養視族のある者に 6,400 円を、移転料、交通費の他に支給することとしている。

なお、現在、失業保険財政が好調であることから、給付改善に対する要請は強く、国会の審議過程においても、①失業保険金の最低日額の引上げ、②低等級者に対する給付率の引上げ、③日雇失業保険における扶養加算制度の創設、④船員保険と失業保険との通算、⑤結婚退職者等に対する脱退給付金の支給、⑥内職収入がある場合の失業保険金の減額の基準緩和等が要望されている。しかしながら、失業保険は、失業中の生活を保障しようとするものであるから、その給付改善が失業者をして過度に失業保険制度に依存せしめ、再就職の意欲を阻害することのないよう、必要な限度において行うべきであり、単に失業保険財政が好調であることのみをもって行われるべきではないと考える。

③ 保険料率の引下げ

保険料率は、現行の 1,000 分の 14 から 1,000 分の 13 に引下げることとし、この結果、労使が 1,000 分の 6.5 ずつを負担することになる。その引下げによって 44 年度において平年度換算すると約 132 億円程度の負担減となるわけである。

失業保険財政は、昭和 38, 39 年度は労働移動の活発化および季節的受給者の著しい増加等の要因によって、急速な悪化傾向をたどり、その剰余額は昭和 38 年度約 44 億円、昭和 39 年度約 18 億円となり赤字の危険にさらされたが、昭和 40 年度においては労働移動の沈静化があり、また、季節的受給者の横ばい傾向等がみられ幾分回復し、剰余額 124 億円をみるに至った。その後は本格的景気上昇に伴い、一般受給者の減少、賃金の上昇などにより急速に回復し、昭和 42 年度には約 323 億円の剰余を生じるに至った。なお、昭和 43 年度においても前年を上回る剰余を生ずる見込みであり、また、最近の雇用失業情勢からみて、相当の剰余を生ずるような傾向が当分続くものと考えられたため、9年ぶりに保険料率の引下げを行うこととしたものである。

なお、料率をこれ以上引下げることについては、今回の法改正による 5 人未満事業所への適用拡大、給付改善等の支出増加要因を考慮するならば、その結果をみたくてであらためて検討すべきこととされた。

④ 制度の健全化

イ 特別保険料の徴収

3 年連続して短期離職者（雇用期間が 6 ヶ月以上 9 ヶ月以下の者で自己退職者を除く）を各事業所の被保険者の 10% かつ 5 名以上発生させた事業主から、その一定数をこえる人数について一定額（現行の保険料の 1 倍から 2 倍以内）の特別保険料を徴収し、これを通年雇用対策費に充てることとしている。

現在の失業保険では、問題点でもふれたように季節的受給者に対する対策の必要性に迫られているが、冬型季節的受給者については、昭和 42 年の旧改正案のように給付を制限するよりも、通年雇用によって季節的失業の発生そのものを防止し、雇用の安定を図ることが根本的解決策になるとの観点によるものである。

また、全受給者の 4 割近くに達する 59 万人の季節的受給者の収支面についてみると、納付保険料は約 22 億円にすぎず、国庫負担約 90 億円を除く約 250 億円の赤字は関係産業以外の産業が負担していることとなる（表 6）。

42 年度における短期循環受給者の離職先産業をみると、建設業が 66% と圧倒的に多く、ついで食料品製造業が 12% となっている外はいずれも少数の受給者を発生させているにすぎない（表 7）。したがって、この制度が一般産業に大きな影響を与えることはないものと考えられるが、さらに事業主にとって酷なものとならないように各種の配慮がなされている。すなわち、この制度は季節的失業の予防、通年雇用の促進等を図るためのものであるから、不況等による倒産や事業縮小によって、一時に離職者を多数発生させるなど偶然性に基く離職者が影響しないよう、3 年連続して短期離職者を 10% 以上発生させることを要件とし、しかも任意退職者を除外すること、対象者を雇用期間 6 ヶ月以上 9 ヶ月以下の者に限ること等十分配慮している。さらに、特に中小零細事業主の負担を軽減するため、仮に 10% を越えても、5 人までは徴収を免れる基礎控除数を設けるなど、特別の配慮を加えている。

なお、通年雇用は事業主にとっても、労働力の定着を促進し、人手不足対策としても、また、資本の遊休を防止するなど企業基盤の強化に資するとともに、一方、労働者にとっても生活の安定につながるもので、一石二鳥の効果を生ずるものといえる。

ロ 被保険者期間の計算方法の合理化

被保険者期間の計算の基礎となる単位期間については、現行の賃金支払の基礎となった日数が 1 暦月中に 11 日以上あれば、これを 1 月として計算する方式を改め、被保険者資格の喪失の日から 1 ヶ月ごとに被保険者であっ

表 6 主要産業別失業保険収支（一般失業保険 42 年度）

産業別	項目	A 保険料納付額	B 国庫負担額 (D/4)	C 収入総額 (A+B)	D 保険給付額	E Dのうち季節労働者分	F 差引収支 (C-D)	F 差引収支 (A-D)	G D/A
農林・水産業		606	573	1,179	2,292	1,416	△ 1,113	△ 1,686	3.8
鉱業		2,180	1,034	3,214	4,135		△ 921	△ 1,955	1.9
建設業		12,315	9,061	21,376	36,245	25,997	△ 14,869	△ 23,930	2.9
製造業		64,159	9,525	73,684	38,101		35,583	26,058	0.6
食料品製造業		4,692	1,762	6,454	7,050	3,473	△ 596	△ 2,358	1.5
窯業・土石製品製造業		2,960	570	3,530	2,279	704	1,253	681	0.8
卸・小売業		22,219	3,796	26,015	15,183		10,832	7,036	0.7
運輸通信業		15,636	2,289	17,925	9,157	599	8,768	6,479	0.6
電気・ガス・水道業		2,238	209	2,447	835		1,612	1,403	0.4
サービス業		14,370	2,774	17,144	11,098		6,546	3,272	0.6

表7 季節的受給者の産業別保険金額の推移

項目	産業	合計	農林・ 水産業	建設業	食料品 製造業	繊維工業	窯業・土石 製品製造業	運輸業	その他
受給者 数	40年度 (千人)	580	29	359	77	11	15	11	78
	(%)	(100.0)	(5.0)	(61.9)	(13.3)	(1.9)	(2.6)	(1.9)	(13.4)
	41年度 (千人)	581	25	371	71	10	14	10	77
	(%)	(100.0)	(4.3)	(64.4)	(12.2)	(1.7)	(2.4)	(1.7)	(13.3)
	42年度 (千人)	587	23	385	70	9	14	9	77
	(%)	(100.0)	(3.9)	(65.6)	(11.9)	(1.5)	(2.3)	(1.6)	(13.2)
保険金 支給額	40年度 (百万円)	29,922	1,457	20,709	3,061	362	643	503	3,184
	(%)	(100.0)	(4.9)	(69.2)	(10.2)	(1.2)	(2.1)	(1.7)	(9.7)
	41年度 (百万円)	32,846	1,403	23,158	3,266	375	656	544	3,444
	(%)	(100.0)	(4.3)	(70.5)	(9.9)	(1.1)	(2.0)	(1.7)	(10.5)
	42年度 (百万円)	36,624	1,416	25,997	3,473	411	704	599	4,024
	(%)	(100.0)	(3.9)	(71.0)	(9.5)	(1.1)	(1.9)	(1.6)	(11.0)

た期間を遡って区切り、その1ヵ月の各期間における賃金支払基礎日数が、14日以上あるものを1ヵ月の被保険者期間として計算することとし、他の期間は、被保険者期間に算入しないこととしている。ただし1ヵ月に満たない端数の期間が生じた場合において、当該期間の日数が15日以上であり、かつ、当該期間における賃金支払基礎日数が14日以上であるときは、その期間を2分の1ヵ月の被保険者として計算することとしている。

夏型季節的受給者については、農閑期利用の制約を受け、受給要件は法律上6ヵ月とされているが、被保険者期間の計算方法が暦月11日の稼働日数をもって1ヵ月とする変則的なものであることから、最低4ヵ月22日で資格を得ると、事業主がさらにその後も継続して雇用を希望するにもかかわらず離職する者が多い。したがって、通常の労働者に期待し得る1年の半分に当たる満6ヵ月の雇用期間を受給要件とするよう、被保険者期間の計算方法を改めることとしている。しかしながら、夏型季節的受給者の就労の実態からみて、出稼ぎ先の事業所のみで4ヵ月22日の要件を満すよう無理な就労や雇用を行っていることもあり、今回の改正では、離職して帰郷した後地元で就労した場合には、被保険者期間を通算して、資格を得ることが容易になるよう、端数の期間の処理については、0.5ヵ月として計算できるようにした。

しかしながら、国会において、なお、この改正については大きな議論的となり、農村からの出稼ぎ者に対し、その就労および生活の実態を早急に改めることは困難であること、前述の被保険者期間の通算は、失業保険の適用範囲の拡大がなされた後に実益があがることなどから、

衆議院において、「被保険者期間の計算方法については、6年間、4ヵ月22日の雇用期間があれば、6ヵ月の雇用期間があったものとみなすこととする」の修正がなされ、6年間凍結されることとなった。

ハ 不正受給者等に対する納付命令制度の創設

詐欺その他不正の行為によって保険給付の支給を受けた者がある場合には、現行の不正受給金の返還命令制度に加え、労働大臣が中央職業安定審議会の意見を聞いて定めた基準により、その不正受給者に対して、当該不正受給金額と同額以下の金額の納付を命ずる制度を創設した。

その理由は、失業保険制度においては、保険事故の性質上、他の老齢、疾病等を保険事故としている社会保険制度に比し、保険給付を行うに当たって事実を客観的に確認しがたく、受給者等からの事実の申告に依存する面が大きいことから、真実な申告を担保しておく必要があること。最近の不正受給が、他の社会保険とは比較にならないほど発生件数が多く、年々著しく増加しており、かつ悪質化していること、さらに、現行の返還命令制度、詐欺罪等の刑罰規定が十分な予防効果を発揮できないこと等にかんがみ、不正受給の防止を図るため、一種の行政上の秩序罰として、この制度を創設するものである。

なお、この制度が失業者に対して過酷なものとならないよう、次のような配慮を加えている。すなわち、納付金の額を不正受給金額と同額以下としたこと、運用基準は、中央職業安定審議会の意見を聞いて定めることとしたこと、事業主にも連帯納付命令ができることとしたこと、の3点である。

地方小都市における常用勤労者家族の児童養育費の研究 (I)

—家族周期からみた生活構造の分析を中心に—

森 岡 清 美

I 序 論

1. 本研究は、労働者家族における児童養育費の研究(その中間報告は『季刊社会保障研究』第2巻第3号に収載)、および農村家族における児童養育費の研究(その中間報告は『季刊社会保障研究』第3巻第4号に収載)に接続するものとして、それらと全く同じ研究目的と研究方法をもって地方小都市在住の常用勤労者家族における児童養育費をとりあげ、昭和43年度の厚生科学研究費交付金によって実施されたものである(代表者慶応大学教授中鉢正美氏)。この研究の一環をなす小稿は、対象世帯の生活構造を家族周期の観点から明らかにすることにより、間接的に児童養育費の分析に資することを目的としている。

2. 対象世帯の選定基準は、①労働者家族の研究との比較を可能にするものであること、②労働者家族の研究に対する反省を含み、農村家族の研究経験を吸収したものであること、③地方小都市在住の常用勤労者家族の特色を反映したものであること、というややもすれば矛盾する要請の間の妥協として、現地での試行錯誤を含む選定作業の紆余曲折ののち、つぎのように設定された。

(1) 世帯構成については、夫婦健在の核家族的世帯であること——労働者家族の研究経験を踏襲。

(2) 子はないか、1人ないし3人であること。子がある場合、みな未婚で大学4年に当る22歳もしくはそれ以下(昭和21年4月2日以降出生)であること——農村家族の研究経験を踏襲。ただし、大学年齢の子はみな同居して就職していること¹⁾(最終サンプルには、高校卒以上の子のある世帯はなかった)。

1) 静岡県の高校卒業進学者率は全国のそれに比べて低く(昭和40年で全国25.4%に対し静岡県20.7%)、静岡県のなかでも西部はとくに低い。もっとも掛川を含む西部市街地域の進学者率は県内では最も高く、30%ほどであるが、大多数は就職していることゆえ、事態を簡単にするため、進学者なしと仮定した。

(3) 世帯主(夫)は調査時点で51歳もしくはそれ以下(大正5年以後出生)であること。第1子が上限の昭和21年に生れた場合、結婚は大体その前年と考えられるのであるが、昭和20年の平均初婚年齢夫27歳(推定)にかんがみ、この年に夫が28歳もしくはそれ以下であると仮定すれば、昭和43年には51歳あるいはそれ以下となる(労働者家族の調査では夫50歳未満と限定したが、この調査の最終サンプルのなかで50歳を越えるものはわずか1件にすぎなかった)。ただし、子のない夫婦の場合は、夫32歳もしくはそれ以下(昭和10年以後出生)であること。これは近年の平均初婚年齢が夫27歳であり、結婚後5年をもって子をもつべき夫婦の無子期間のおおよその限度とみなしうる²⁾からである。

(4) 世帯の職業については、夫が常用勤労者であること。ただし、本研究の第1年度においてなしたように、工場労働者という限定をつけないのは、地方小都市の実状にかんがみて、ホワイト・カラーとブルー・カラーの双方をとりあげるのが適当と考えられたからである。また、地方小都市での常用勤労者の所得水準を前提とする時、妻就労の蓋然性は大きいとみなされる。そこで妻は就労していてもよいが、その場合には、所得の厳密な計算の困難な自営業への就労ではなく、被傭者であること。ただし妻の就労は、無子(000), 1⁰00, 2⁰2⁰, 32⁰0, 430, 540, 32⁰2⁰, 432, 543といった、就労が容易におこりうべきタイプ(後の説明参考)にのみ、限って認めた。

(5) 労働者家族の調査では、昭和20年以降に結婚した夫婦であるという限定をつけたが、農村家族の調査ではこの限定は廃棄したのを、ここでは踏襲している。しかし、分析の対象として最終的に残った調査客体のうち、昭和19年以前に結婚したのがわずか1件にすぎなかった。

2) 丸山てるみ外「結婚後、子どもの生まれるのはいつか」『厚生指標』10巻1号、昭和38年、24頁。

要するに、子がないか3人以下の子があり、51歳以下の常用勤労者である夫を世帯主とする、地方小都市在住の核家族的世帯を対象を限定したのである。

3. 地方小都市としては、静岡県掛川市を選んだ。掛川市は旧掛川町を中核とし、隣接12ヵ村を昭和25年から35年にかけて合併して成立したもので、昭和29年に市制を実施した。昭和40年の国勢調査によれば、人口58,876、世帯数12,124であるが、昭和30年以降人口は年約0.3%の減少を記録している。人口減は町村合併によって掛川市に編入された周辺農山村における社会減によるもので、中心をなす旧掛川町域では、むしろ幾分増加(年約2%)の傾向にあるといえる³⁾。

本調査は旧掛川町域から上記の選定基準を満たす世帯を客体として選んだ。それは、この地域が市域のなかでは常用勤労者が集中する地区と見込まれたからであり、そうした集中地区を対象を限定することは、調査効率を高める上に必要な配慮であることはいうまでもない。

旧掛川町は旧幕時代掛川藩の中心として、掛川城に象徴される政治都市であったが、同時に東海道五十三次の掛川宿として、宿場町でもあるという二重性格をもって繁栄した。明治以降も郡役所の所在地であるとともに東海道本線掛川駅を擁する交通の要衝として、この性格を継承してきたが、郡役所が廃止され、東海道線の急行通過駅となった事実が暗示するように、その影響圏は地元の地域社会を越えて大きく広がるに至らず、特筆すべき近代産業をもたないため、かえって浜松や静岡の経済圏のなかに積分されつつあるといえよう。その意味で、地方の中心としての長い伝統を有する停滞的な小都市の一つのタイプとして、旧掛川町域を観念することができるのである。

4. この研究が家族周期段階を設定した上で横断的アプローチをとることは、先行の二研究の轍を踏んでいる。周期段階としては、第1子の成長段階に注目して、0無子段階、I未就学段階(AとBに再分)、II小学生段階(AとBに再分)、III中学生段階、IV高校生段階、V大学

生段階に分つ。しかし第1子の成長段階だけでは大まかにすぎるので、児童数と第2子以下の成長段階をも考慮に入れることにする。児童の成長段階としては、1未就学、2小学生、3中学生、4高校生、5大学生相当年齢とし、このうち1と2は3以下に比べて2倍の長期間になるので、1^A1歳未満、1^B1歳以上未就学、2^A小学下級生(1~3年)、2^B小学上級生(4~6年)と再分しよう。そして、例えば、IV段階で3人の児童があり、第1子高校生、第2子中学生、第3子小学上級生なら、432^Bと表記する。以下この例に従う。432^Bなど、児童の成長段階別組合せをタイプと呼ぶ。

周期段階別、児童数別にどのようなタイプがありうるか、またそのなかからとりあげたタイプはどれどれかは、「農村家族における児童養育費の研究(I)」表4を参照願うこととしたい。ただ、前回と異なるところは、最初からタイプ443をとりあげなかったこと、最終的には540、543の両タイプを断念したことである。そこで、上記四つの選定基準を満たしたにせよ、とりあげたタイプに属しない世帯は不適格とされ、結局、つぎの選定基準が設けられたのと同じ効果をもつこととなったのである(なお、上記540の0は、第3子がないことを示す。以下同じ)。

(6) タイプ 000, 1^B00, 2^A00, 2^B00, 300, 400, 1^B1^A0, 1^B1^B0, 2^A1^B0, 2^B2^A0, 32^B0, 430, 2^A1^B1, 2^A2^A1^B, 2^B2^A1^B, 32^B2^A, 432, 以上17タイプのいずれかに属すること。

以上の各タイプは、例数が少くとも10以上あること、10以上なくとも、段階の移行を観察する上に重要なタイプであること、先行の研究との比較を可能にすること、をめぐりて選ばれた。そこで、各タイプ10例確保を目標に、例数の多いタイプにあっては夫婦の年齢差の範囲、家計簿記帳能力や協力的態度の度合いを基準にしてふるい分け、227世帯が選び出された。

この全世帯に対して他計式の世帯調査と、1ヵ月にわたる自計式の家計簿調査が実施され、なお、その一部分である80世帯に対しては詳細な栄養調査も合せ実施されたのである。そして、調査の過程で拒否・脱落により対象から外された世帯が少からずあり、最終的には家計簿記帳成績によって採否を決定して、156世帯を以下の分析の客体とした。そのタイプ別分布は表1のとおりである。例数が予定数をはるかに下回るタイプが散見するのは残念であるが、もともと客体抽出の以前から例数の少ないタイプが存したためと、良質の家計簿記帳事例のみを採択したためであったことを、明らかにしておく。以下の分析において、タイプ別よりも周期段階別や児童数

3) 付表A 旧掛川町域の人口世帯数(掛川市企画室調)

	昭 25	35	40
人 口	12,322	13,506	14,002
世 帯 数	2,603	3,071	3,395

この調査において母集団として用いた昭和43年4月の「住民基本台帳」2,723世帯分は、何らかの手違いで、全数の約8割しかカバーしていないことが判明する。

表1 タイプ別例数

周期段階	児童数	なし	1人	2人	3人	例数
0		000 (13)				13
I ^B			1 ^B ₀₀ (12)	1 ^B 1 ^A ₀ (9) 1 ^B 1 ^B ₀ (10)		31
II ^A			2 ^A ₀₀ (8)	2 ^A 1 ^B ₀ (9)	2 ^A 1 ^B 1 (7) 2 ^A 2 ^A 1 ^B (2)	26
II ^B			2 ^B ₀₀ (9)	2 ^B 2 ^A ₀ (17)	2 ^B 2 ^A 1 ^B (4)	30
III			300 (5)	32 ^B ₀ (18)	32 ^B 2 ^A (11)	34
IV			400 (3)	430 (15)	432 (4)	22
例数		13	37	78	28	156

注 1. 先行する2研究の筆者担当分では、AとBの区別をしていない。

2. AとBの区別を度外視するなら、労働者家族の研究でのタイプ別は、タイプ000がないほかは同じ。農村家族では、タイプ000はもちろん、このほかに540, 443, 543の3タイプが加えられた。

3. 例数が5以下の諸タイプは、最初から適格の例数がごく少数であった。

別の考察が多いのは、例数のごく少いタイプがあることを慮ってのことである。

5. 分析に入る前に、旧掛川町域の全世帯に対して、われわれの客体はどのような特徴をもっているかを概観しておきたい。資料は、全世帯についてもまた分析客体についても、昭和43年4月25日調製の「住民基本台帳」(掛川市役所)によった。

掛川旧町域の親族世帯2,566世帯のなかで72.1%を占める核家族的世帯から、われわれの分析客体が抽出されたわけであるが、夫婦だけの世帯の比率は母集団と異なるのに対し、夫婦・子の世帯の比率は56%から92%へとはるかに高くなっている。

さて、母集団のなかで、夫婦だけの世帯総数、夫婦と子の世帯総数を第2次母集団とし、第2次母集団のなかから、夫婦だけの世帯のうち夫32歳以下で同居人のない世帯、夫婦・子の世帯のうち夫51歳以下で第1子21歳以下、そして児童数1~3人で同居人のない世帯を、選別して第3次母集団とする。分析客体と能う限り同質的な世帯群を「住民基本台帳」の資料によってとらえるなら、それは第3次母集団にほかならないのである。そこで、分析客体の代表性を検討するためには、第3次母集団と比較すればよいことになる。

まず、夫婦だけの世帯は、稼働型・持家率では第3次母集団と酷似している半面、夫の年齢がやや高く、借家・アパート・間借率がかなり低いといえる。しかし例数が少いから、厳密に問題にすることはできない。つぎに夫婦・子の世帯は、夫の年齢では第3次母集団とよく似た分布を示しているが、30~44歳層への集中は、73%に対する90%と高い。第1子の年齢では第3次母集団よりも1階級上の10~14歳層にモードがあり、かつ5~

14歳層への集中は49%に対する66%と高い。児童数のモードは2子にあり、酷似した分布となっている。稼働型では3人以上の多就労形態が第3次母集団に比べて少く、その代りに夫の単独就労形態が64%に対する74%の高率を占めている。これは持家率が高く(53%に対する59%)、他方借家・アパート・間借率が低い(35%に対する27%)事実とともに、分析客体が第3次母集団よりも所得階層においてやや上に属することを暗示している。長子の年齢がやや高いのも、あるいは同じ特徴の一つの現れであるかもしれない。要するに、年齢ではモードを中心に集中度が強いこと、所得階層ではやや上とみなしうること、という2点が注目されるわけであるが、全体として第3次母集団とひどく食い違うものではなく、むしろ大体において第3次母集団を代表しているように観取されるのである。少くとも、客体を有意に選んだことは予想外に高い代表性が認められる、ということができよう。

II 本 論

1. 対象世帯の生活構造の重要な局面が、周期段階の推移とともにどのように変化するか分析に入るに先立って、対象世帯および児童の親たる夫婦の属性を概観しておきたい。まず、世帯を相続世帯(前世帯主から継承した世帯)と創設世帯(現世帯主が創設した世帯)に分けるなら、川崎の労働者家族ではほとんどことごとくが創設世帯であり、福島農村家族では逆にほとんどことごとくが相続世帯(99%)であったのに対して、ここでは創設世帯が91%と労働者家族の場合に接近した率を示しているのは、常用勤労者家族の特色と地方小都市在住家族の特色を前者に重点を置きつつ反映するものといえよう。つぎに夫の親に対する続柄でいえば、労働者家

表2 分析客体の代表性

世帯構成	核家族			家族的世帯			拡大家族的世帯			合計	
	夫婦だけの世帯	夫婦・子の世帯	母子世帯	親夫婦・子夫婦・孫	父・子夫婦・孫	母・子夫婦・孫	その他	その他	計		
母2次母集団分析客体	8.6	55.8	6.6	1.1	72.1	8.0	2.5	10.6	6.9	28.0	100.1(N=2,566)*
夫の年齢	20~24歳	25~29	30~34	35~39	40~44	45~49	50~54	55~64	65~74	74~84	100.0(N=1,653)
第2次母集団分析客体	5.0	19.1	16.4	5.5	2.3	5.5	5.0	22.7	13.2	5.5	100.2(N=220)
第3次母集団分析客体	11.4	47.7	40.9	—	—	—	—	—	—	—	100.0(N=88)
第2次母集団分析客体	0.3	5.4	17.1	19.9	19.2	12.7	10.0	12.2	3.0	0.3	100.1(N=1,433)
第3次母集団分析客体	0.4	6.9	22.5	25.8	24.4	14.7	5.3	—	—	—	100.0(N=1,057)
第1子の年齢	0~4歳	5~9	10~14	15~19	20~24	合計	合計	合計	合計	合計	100.1(N=143)
夫2次母集団分析客体	24.2	25.8	23.1	20.2	6.7	100.0(N=1,057)	100.0(N=1,057)	—	—	—	—
夫3次母集団分析客体	15.4	26.6	39.2	18.9	—	100.1(N=143)	100.1(N=143)	—	—	—	—
児童数	1人	2	3	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計
夫2次母集団分析客体	29.4	51.4	19.2	100.0(N=1,057)	100.0(N=1,057)	—	—	—	—	—	—
夫3次母集団分析客体	26.6	53.8	19.6	100.0(N=143)	100.0(N=143)	—	—	—	—	—	—
稼働型	夫	妻	夫+妻	夫+子1人	妻+子1人	夫+妻+子1人	その他3人	4人	5人	なし	合計
夫2次母集団分析客体	46.6	2.3	50.0	—	—	—	—	—	—	1.1	100.0(N=88)
夫3次母集団分析客体	46.2	—	53.8	—	—	—	—	—	—	—	100.0(N=13)
夫2次母集団分析客体	63.8	0.6	26.0	3.5	0.1	3.8	0.9	1.1	0.1	0.1	100.0(N=1,057)
夫3次母集団分析客体	74.1	—	25.2	—	—	0.7	—	—	—	—	100.0(N=143)
住居の種類	持家	借家	アパート	借家・給与住宅	借宿舎・下宿屋	その他	不明	合計	合計	合計	合計
夫2次母集団分析客体	15.9	68.2	10.2	3.4	—	2.3	—	100.0(N=88)	100.0(N=88)	—	—
夫3次母集団分析客体	15.4	61.5	15.4	—	—	7.7	—	100.0(N=13)	100.0(N=13)	—	—
夫2次母集団分析客体	52.6	32.4	8.9	2.4	0.1	2.6	1.0	100.0(N=1,057)	100.0(N=1,057)	—	—
夫3次母集団分析客体	53.7	25.9	12.6	0.7	—	2.1	—	100.0(N=143)	100.0(N=143)	—	—

注 * ほかに非親族世帯 18, 単独世帯 139 あり, 総計 2,723 世帯。
 第2次母集団: 母集団から夫婦だけの世帯, あるいは夫婦・子の世帯のそれぞれ総数を抜き出したもの。
 第3次母集団: 夫婦だけの世帯のうち, 夫32歳以下で同居人のない世帯, もしくは夫婦・子の世帯のうち, 夫51歳以下で第1子21歳以下, 児童数1~3人で同居人のない世帯。

族では大部分(83%)が二、三男であり、農村家族では大部分(59%)が逆に長男であったが、本調査では大部分(75%)が二、三男である⁴⁾点でも、労働者家族に近似している。また、夫の出身地については、川崎では半ば近くが関東地方の出身であり、東北地方出身をこれに加えると全数の3分の2に達し、出身地は関東から東北へと広く分散していた。しかるに福島では、91%が同村内、残りは隣接町村にあり、著しい局地的集中を示していたのである。本調査では、掛川市に48%、掛川市を除く大井川と天竜川にはさまれた地域に28%、とかなり広いが、それでもどちらかといえば福島よりの分布といえよう。このように本調査の客体は、工場労働者と農民との中間に当る属性を示すが、中間とはいえない属性もある。その一つは学歴であって、学歴の高さを9年以上の教育を受けた人の比率で示すなら、労働者夫婦22~28%、農民夫婦42%(夫)、30%(妻)に対し、本調査では53~54%と、最も高率になっている。あと一つは職業である。川崎のは工場労働者、福島のは農民であって、単一の職業層がとりあげられている。それに対して、本調査の客体の職業は常用勤労者である点を除けば多様で、ホワイト

・カラー(専門技術・管理・事務)53%、中間(販売・サービス)12%、ブルー・カラー(運輸通信・工員・単純労働者など)36%となる⁵⁾。上にふれた学歴の高さは、ホワイト・カラー層が全体の半ばを制する事実によって理解することができるのである。要するに、川崎の労働者家族に近い二、三男的、創設世帯的性格をもち、重要な生活経験が掛川市を中心に局地化されている点では福島の農村家族を思わせるところもある、夫の半ばがホワイト・カラーの常用勤労者家族群を、われわれはとりあげたのである。まさに、常用勤労者家族の性格と、地方小都市在住家族の性格の交叉として、分析客体を概念することができるように思う。

さて、家族歴を平均値でまとめると、夫26.3歳、妻23.2歳で結婚し、19.3月のちに第1子を、それから35.6月のちに第2子を、さらに37.5月のちに第3子をえている。結婚年齢、出生間隔ともに労働者家族の場合とよく似ている。出生児数が多いほど出生間隔が短縮する傾向、およびあとの子ほど生れる間隔が広がる傾向は、先行の二研究の結果と軌を一にする(表3)。

- 4) 夫の大部分が二、三男であることと、全世帯が核家族的世帯であることとは、内容的に関連している。しかし、現に核家族的世帯であることは、結婚以来そうであり続けて今日に至ったことを必ずしも意味しない。付表Bが示すように、親との同居経験のあるもの、すなわちかつて大家族の形態をとったことのある世帯は35%を占める。そしてこの比率は、周期段階の若い世帯ほど低く、古い世帯ほど高いという、予想しうる傾向を呈している。

付表B 周期段階別、親との同居経験の有無(結婚後)

	あ	な	結婚前に両親死亡	計
0	35.4	84.6	—	100.0(13)
I ^B	19.4	80.6	—	100.0(31)
II ^A	26.9	73.1	—	100.0(26)
II ^B	33.3	66.7	—	100.0(30)
III	55.9	44.1	—	100.0(34)
IV	45.5	54.5	—	100.0(22)
計	34.6(54)	65.4(102)	—	100.0(156)

- 5) 常用勤労者3区分の比率は、周期段階別にみて規則的な傾向が同われず(付表C)、また周期段階の進行とともに一定の規則的な傾向を示すはずのものとも考えられぬ。なお、勤務先の規模では1,000人以上の大企業もしくは官公庁に勤めるのが51%を占める。これには国鉄勤務者が比較的多い。

付表C 常用勤労者たる夫の職種と勤務先の規模

	職 種			勤 務 先 の 規 模				計
	ホワイト・カラー	中 間	ブルー・カラー	29人まで	30~999人	1,000人以上、官公庁	不 明	
0	46.2	23.1	30.8	7.7	38.5	53.8	—	100.0(13)
I ^B	51.6	12.9	35.5	22.6	48.4	29.0	—	100.0(31)
II ^A	46.2	11.5	42.3	15.4	42.3	42.3	—	100.0(26)
II ^B	66.7	6.7	26.7	20.0	26.7	50.0	3.3	100.0(30)
III	47.1	8.9	44.1	11.8	20.6	67.6	—	100.0(34)
IV	54.5	13.6	31.8	18.2	18.2	63.6	—	100.0(22)
計	52.6(82)	11.5(18)	35.9(56)	16.7(26)	32.1(50)	50.6(79)	0.6(1)	100.0(156)

表3 出生児数別出生間隔(月数)

	1人	2人	3人	4人	総平均	累計
結婚~第1子	22.1	18.2	19.2	16.0	19.3	19.3
第1子~第2子	—	38.0	30.4	17.0	35.6	54.9
第2子~第3子	—	—	38.3	14.0	37.5	92.4
第3子~第4子	—	—	—	32.0	32.0	124.4
該当世帯数	33	75	31	1	140	

注 1. 子のない13件, 再婚2件, 調査不備1件, 計16件を除く。
 2. 第1子が月足らずで生れている23件は, 挙式や届出が実際の婚姻の開始よりも後れたものとみて, 結婚後10ヵ月で生れたとみなす。
 3. 死亡児が末子でないとき, これをも含めて計算する。ただし, 上の児と下の児との間で生れたものと仮定した。

表4 段階別児童数別タイプ別夫婦の平均年齢と平均結婚年数 (夫の年齢, 結婚年数, 妻の年齢)

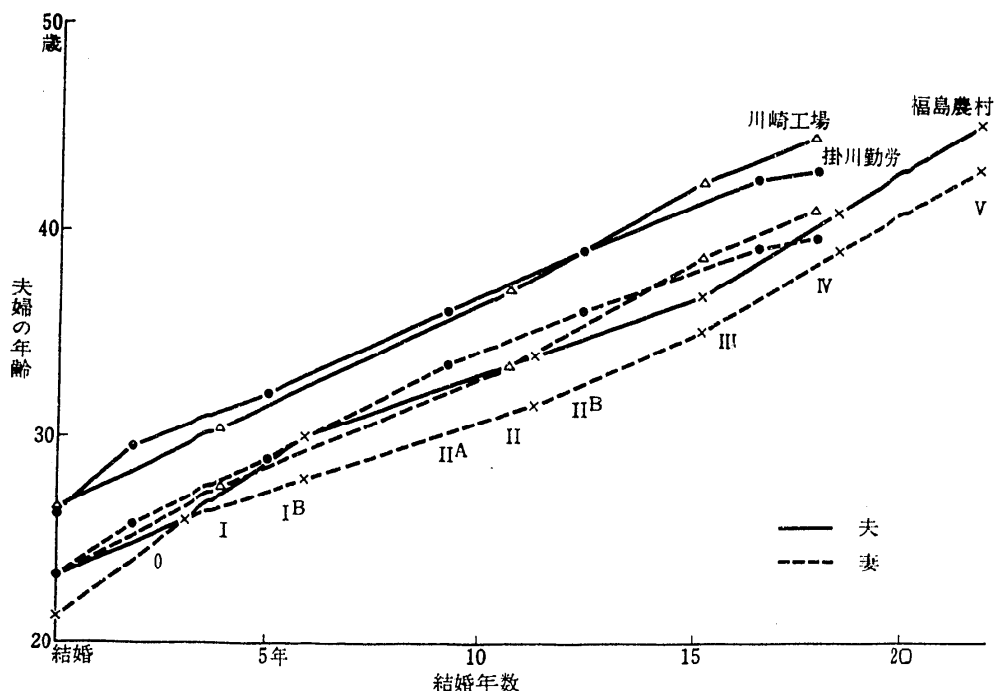
児童数	周期段階		O (13件)	I ^B (31件)	II ^A (26件)	II ^B (30件)	III (34件)	IV (22件)	平均 (156件)
	第2子	第3子							
0人	0	0	29.5 25.7 (1.7)						29.5 25.7 (1.7)
1人 (37件)	0	0		31.1 28.6 (4.9)	36.0 33.4 (9.9)	42.0 37.3 (12.7)	49.2 43.8 (19.8)	43.0 41.0 (19.3)	38.2 34.8 (11.1)
2人 (78件)	1 ^A	0		31.9 27.8 (4.7)					38.1 35.3 (11.9)
	1 ^B	0		33.6 30.3 (5.5)	35.8 33.7 (9.1)				
	2 ^A	0				37.6 35.7 (12.1)			
	2 ^B	0					41.2 38.7 (15.7)		
	3	0						43.1 39.8 (17.7)	
3人 (28件)	1 ^B	1			36.3 32.9 (8.6)				39.8 36.5 (13.4)
	2 ^A	1 ^B				37.5 36.0 (9.0)	38.5 36.0 (12.0)		
	2 ^B	2 ^A					42.0 38.2 (16.0)		
	3	2					42.5 38.8 (17.0)		
	平均 (156件)			29.5 25.7 (1.7)	32.1 28.9 (5.0)	36.1 33.5 (9.2)	39.1 36.2 (12.3)	42.6 39.3 (16.4)	
結婚年数(理論値)				5.3	9.6	12.6	15.6	18.6	

2. われわれは第1子の成長段階に着目して, 家族そのものの周期段階をきめた。この操作は, 第1子の成長段階は夫婦の結婚持続年数にリンクし, さらに結婚年数を介して間接的に夫婦の年齢にリンクしている, ということを前提するものである。もちろん, 平均値についての想定である。果してこの前提が事実において成立しているかどうか, まずこの点を検討することにした。

表4によれば, 0からI, II, IIIを経てIVに至る周期段階の展開とともに, 結婚年数は伸び, かつ表3の結婚

から第1子出生までの間隔(総平均)に基いて算定された理論値に相即して伸びていることも注目される。食い違いといえば, II^BとIIIの間が1年ほど長すぎ, IIIとIVとの間が1年半ほど短すぎるくらいのものであろう。夫婦の年齢も周期段階とともに高まっている。ただし, III→IVの高まりが3年を大幅に下回っていることが問題であって, この間の結婚年数の開きが少すぎることもとも, 段階IIIの分析客体にはIIIとしては比較的年配の家族が多くを占めていることを示唆するものといえよう。

図1 結婚年数と夫婦の年齢



結婚年数をx軸、夫婦の年齢をy軸にとって、本調査の数値を工場労働者の場合および農民の場合と比較すると(図1)、本調査の段階Ⅲの夫婦が年配にすぎることが確認される。さらに、段階0の年齢がやや高すぎることを、本調査の客体は全体として工場労働者と近似しているが、農村家族より3~4歳年長であること、などが明らかとなる。ともあれ、第1子の発達段階についてたてた周期段階は、夫婦の結婚年数および年齢とリンクしていること、またさようなサンプルを確保していること、が判明しよう。

表4に帰って児童の数別にみると、人数が多いほど結婚年数が伸び、また夫婦の年齢も高まっている。たしかに、結婚年数がある程度以上長くなると、したがってまた夫婦の年齢もある程度以上高まらなると、児童の数かふえないから、上の傾向は予測しうる傾向である。しかし、児童数0と1との間の大きな開きに対する、1人と2人との間のわずかな差は、この理由をもっては説明できないのもまた明らかである。むしろ、児童数の多いものほど周期段階の高いタイプをとりあげたこと、しかし児童1人と2人についてはこの点でほとんど差がなかったこと、を想起しなければならない。児童数別の夫婦の結婚年数と年齢の動きは、むしろ児童数別周期段階分布の系とみるべきであろう。

それではタイプ別にみればどうか(表頭の周期段階番号と、表側の第2子・第3子の発達段階番号を組合せた

欄に、各タイプの数値が示されている。たとえば II^A , I^B0 の欄には 2^A1^B0 タイプの数値が掲げられている)。いま、理論的に継起関係を認めうるタイプの系列を見定めた上で、結婚年数と夫婦の年齢を該当タイプ間で比較し、事実上の前後関係を認めうるものと、認めえないものに分ち、前者を実線の矢印で、後者を点線の矢印で結んでみる。たとえば、児童数1人の場合の 1^B00 , 2^A00 , 2^B00 , 300 , 400 のタイプは、理論的には $1^B00 \rightarrow 2^A00 \rightarrow 2^B00 \rightarrow 300 \rightarrow 400$ と前後関係を設定することができるが、実際の数値をみれば、事実上の継起関係はタイプ300と400の間には認められない。表4によればそのようなところは4箇所あるが、そのほかは実線で結ばれている。このことは、周期段階別観察はもとより、タイプ別に細かく観察することにもある程度耐えうる事例を確保しえたことを示すものといえよう。

表4を表3と照合してみると、タイプ000の結婚年数は、1人しか生れない場合の第1子出生までに要する年数に達していない。そこで、 $000 \rightarrow 1^B00$ の実線による連結はこの点からも妥当とみなしえよう。また、児童1人の諸タイプのなかでは結婚年数が最も短いタイプ 1^B00 すら、第2子出生までに要する年月をわずかながら超過しているから、 $1^B00 \rightarrow 1^B1^A0$ は点線による連結とならざるをえない。 $2^A00 \rightarrow 2^A1^B0$ も点線となるのは当然である。他方、児童2人のタイプ 1^B1^A0 および 1^B1^B0 は第3子出生に要する年月をまだかなり残しているから、 1^B1^A0 あ

表5 段階別児童数別タイプ別理想的な児童数(まだ欲しい児童数)

児童数	周期段階		0	I ^B	II ^A	II ^B	III	IV	平均
	第2子	第3子							
0人	0	0	2.7(2.2)						2.7(2.2)
1人	0	0	2.9(1.3) 2.9(0.6) 3.0(0.0) 3.0(0.0) 3.0(0.0)						3.0(0.5)
2人	1 ^A	0	3.1(0.6)						3.1(0.2)
	1 ^B	0	3.0(0.2) 3.2(0.3)						
	2 ^A	0	3.4(0.2)						
	2 ^B	0	2.8(0.1)						
	3	0	2.9(0.0)						
3人	1 ^B	1	3.1(0.0)						3.2(0.0)
	2 ^A	1 ^B	3.0(0.0) 3.5(0.0)						
	2 ^B	2 ^A	3.3(0.0)						
	3	2	2.8(0.0)						
			2.8(0.0)						
平均			2.7(2.2)	3.0(0.7)	3.1(0.3)	3.3(0.1)	3.0(0.0)	2.9(0.0)	3.0(0.4)

るいは 1^B1^B0→2^A1^B1 というのは十分ありうることであるが、2^A1^B0→2^A1^B1 はやはり点線となるほかない。児童数の増加を伴うタイプ間移行の実線・点線は、かように表3を参照することにより、その妥当性を確認することができるのである。

児童数の増加によるタイプの移行は、児童数にかんする価値観や志望によって左右されるものであり、出生間隔の平均値を機械的に適用してタイプの移行を予測することは単純にすぎる。そこで、理想的な児童数とまだ欲しい児童の数を、段階別、児童数別、タイプ別につかむことにより、児童数の増加への圧力もしくは抑制の傾向を把握することが必要となる(表5)。

まず理想の児童数は、段階別には II^B をピークとして 3.0 人の線を上下する弧を画いているが、現在の児童数別には児童数が多いほど理想の児童数は多い。そして、つねに現在の児童数を上回り、その上回り幅は現在の児童数の多いほど小さくなっている。この児童数別にみた傾向は川崎の労働者家族の場合と酷似し、他方地域の共通の理解を反映するかに思われた福島農村家族の場合と明らかに異っている。

つぎに、理想的な児童数と現在の児童数との差がまだ欲しい児童数になるわけだが、実際に欲しいとする人数はそれを下回り、かくて達成目標は理想の線を下回ることになる。下回るけれども、理想と現実との差の小さい場合ほどまだ欲しい児童数は少ない、という規則性が現れている。また、周期段階別には高段階ほどまだ欲しい児童数は少くなる。その結果、タイプ 000 の 2.2 人を頂点として、児童数 3 人の諸タイプと段階 IV の諸タイプではどこでも希望数 0 となり、中間の諸タイプはこの両極の間

に分布している。これらの傾向は、川崎でも福島でも認めたとところである。なお、タイプ 000 からタイプ 1^B00 への移行の可能性は確認され、さきに見込み薄とされた 1^B00 から 1^B1^A0 への移行も実際にはありうべきこととみなしうる。しかし、さきに可能性が大きいとみたタイプ 1^B1^A0 もしくは 1^B1^B0 から 2^A1^B1 への移行は、実際にはより多く偶然に依存するものと推測されるのである⁶⁾。

3. 児童数がふえ、児童が成長して周期段階が進むにつれ、人口量の膨張に対応するように居住空間が拡大しているであろうか。この点を 1 世帯当りの部屋数・畳数を指標としてとらえてみよう。表6はこれを一覧にしたものである。

まず総平均値でみると、3.5 室、19.6 畳となり、川崎の労働者家族における 2.5 室、12.5 畳を凌駕するけれども、福島農村家族の 6.4 室、49.1 畳には遠く及ばない。さて、児童数別に平均をとれば、2.5→3.3→3.6→3.9 室、13.8→18.4→20.3→22.3 畳と規則的に増加している。また、周期段階別にみれば、2.5→3.1→3.2→3.5→4.2

6) 現在の児童数の多少は、夫婦とくに夫のきょうだい数の多少と関係がない(付表D)。工場労働者の場合も同様であったが、福島農村家族では若干の関連ありとみられた。

付表D 児童数別夫婦のきょうだい数

児童数	夫のきょうだい	妻のきょうだい
0人	5.6人	4.5人
1人	5.7	5.3
2人	5.4	5.3
3人	5.8	5.6
平均	5.6	5.3

図2 結婚年数と部屋数・畳数・寝室数

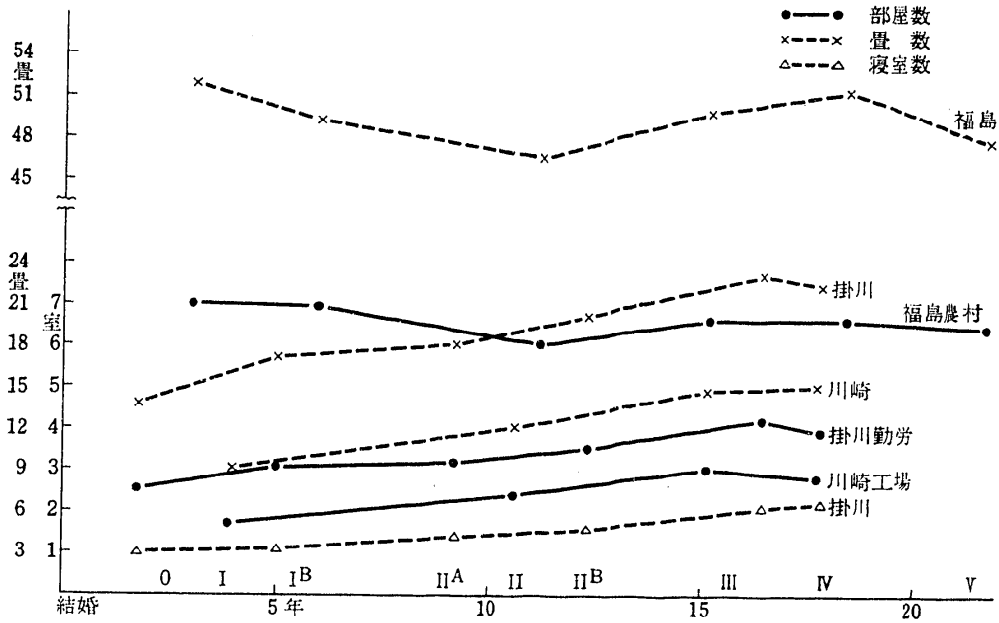
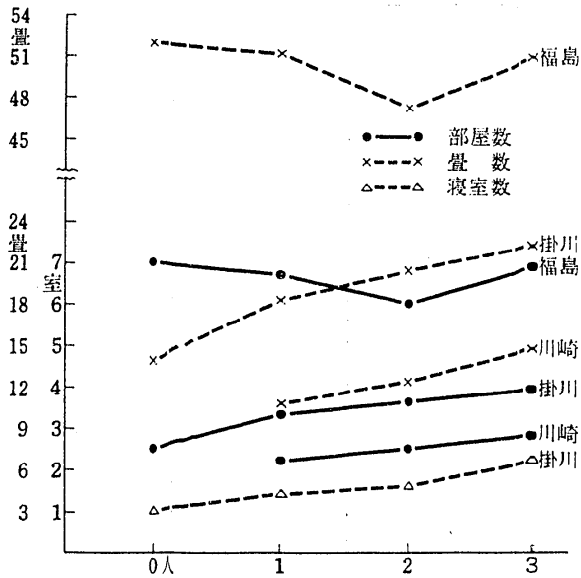


表6 段階別児童数別タイプ別1世帯当り部屋数と畳数 (寝室数/部屋総数)

児童数	周期段階		0	I ^B	II ^A	II ^B	III	IV	平均
	第2子	第3子							
0人	0	0	$\frac{1.0}{2.5}$ (13.8)						$\frac{1.0}{2.5}$ (13.8)
1人	0	0		$\frac{1.1}{2.9}$ (16.5)	$\frac{1.1}{2.6}$ (13.9)	$\frac{1.4}{3.3}$ (19.0)	$\frac{1.8}{5.0}$ (28.4)	$\frac{2.0}{3.7}$ (19.0)	$\frac{1.4}{3.3}$ (18.4)
2人	1 ^A	0		$\frac{1.0}{2.9}$ (15.9)					$\frac{1.6}{3.6}$ (20.3)
	1 ^B	0		$\frac{1.2}{3.5}$ (19.1)	$\frac{1.6}{3.0}$ (17.1)				
	2 ^A	0				$\frac{1.6}{3.8}$ (21.9)			
	2 ^B	0					$\frac{1.8}{4.1}$ (22.7)		
3人	3	0						$\frac{2.1}{3.8}$ (20.7)	
	1 ^B	1			$\frac{1.6}{3.9}$ (20.9)				$\frac{2.2}{3.9}$ (22.3)
	2 ^A	1 ^B			$\frac{1.5}{4.5}$ (28.5)	$\frac{2.0}{2.8}$ (14.8)			
	2 ^B	2 ^A					$\frac{2.6}{4.0}$ (21.8)		
3	2						$\frac{2.5}{4.3}$ (30.3)		
平均			$\frac{1.0}{2.5}$ (13.8)	$\frac{1.1}{3.1}$ (17.2)	$\frac{1.4}{3.2}$ (18.0)	$\frac{1.6}{3.5}$ (20.1)	$\frac{2.1}{4.2}$ (23.2)	$\frac{2.2}{3.9}$ (22.2)	$\frac{1.6}{3.5}$ (19.6)

図3 児童数別部屋数・畳数・寝室数



室, 13.8→17.2→18.0→20.1→23.2 畳と増加するが, IIIからIVのところ逆転している。この点を除けば, 児童の数がふえ, また第1子の成長段階が高まるにつれて, 部屋数・畳数は規則的に増加すると概括することができよう。この点でも, 川崎の事例に酷似し, 部屋数・畳数が児童数や周期段階とは異なる経営階層にリンクしていた福島の事例と対照的である。

部屋のなかでも寝室は児童数と児童の成長段階によってより直接に左右されるように思われる。この点を表6で点検してみると, 部屋数全体や畳数の場合よりも徹底して, 児童数・周期段階により規則的な動きをしていることが判明する。タイプごとに観察すれば, 部屋数全体や畳数ではかなりの不正規性が現れているが, 寝室数ではほとんどそうした出入りが認められないのである。

児童がいない夫婦だけの段階では寝室はもちろん1室であるが, 児童が1人の場合は小学校上級まで, また2人の場合でも第1子が未就学の間は1室が優勢である。ところが, 1人の子が中学生段階になったり, 2人もしくは3人の子のうち第1子が小学校段階に入ったりすれば, 2室が優勢となる。そして子が1~2人のときは長子が高校段階で, 3人のときは小学校上級段階から, 平均2室もしくはそれ以上となる。部屋数全体には部分的に不正規な動きがあっても, 寝室の数は, 児童数と周期段階により, また児童の組合せによって, すこぶる組織的な増加の傾向を現出するのである(なお, 図2,3を参照せよ)。

住居の拡大は, 持家の増築か, より広い住宅への移転

によって可能となるのだが, 周期段階の高まるにつれ, 持家率が15%→42%→54%→53%→68%→82%と高まっていくのをみれば, より広い借家へ移転するよりも, より広い自分の家を持ったり, 持家の建て増しによって, 住居の拡大が実現されたのであろうと推測される。同様の事態はすでに川崎の勤労者家族について観察したところである。

さて, 児童のための屋内施設である子供部屋(1人専用・共用)と勉強机が, 児童数別にまた段階別にどのような様相を呈するであろうか。施設状況をA・B・C・Dの4種にわけて, この点をまとめた表7によれば, つぎの諸点が判明しよう。まず, 頻度の最も多い(31%)のがB(共用の子供部屋)であって, 川崎における最頻値のC(勉強机のみ, 43%)と福島における最頻値のA(専用の子供部屋, 40%)とのまさに中間的地位を占めることが示唆されているが, さらにAとBとの合計が57%となり, この点でも川崎の32%, 福島の69%の中間を占めている。居住空間全体について指摘されたことが, 児童用施設についても確認されるのである。しかし, A, ないしDの頻度は児童数と周期段階によって異なるはずであり, 児童数の分布も周期段階の分布も3地域で同一ではない以上, 上のような一般的観察から児童数別段階別の観察に進まないことを期しがたい。

児童1人の世帯については, I^BではD, II^AになるとC, II^BではAとCが同じくらい出現し, III, IVではAが支配的となる。つまり, D→C→C=A→Aという経過をたどるのである。児童2人の世帯でも, I^BのDから出発するが, 全体としてD→C→Bとなり, C, Bの間にAが散見するのみで, B→Aとは進まない。児童3人の世帯ではI^Bが欠けているが, もしI^Bがあれば恐らくDから出発し, C→Bと進むが, Aには移らず, そればかりか全体としてCの比重が高い。児童が1人→2人→3人となるに従い, 学習と児童の生活のための施設状況が手狭になっていくことが伺われよう。児童数が多くなるにつれて畳数は増加するが, 1人当りにすれば6.1→5.1→4.5 畳と減少するのであるから, 手狭化の傾向は当然のことである。それでも, 川崎の事例ほどのきびしい狭隘化でないことは, 概括欄を比較すればただちに判明しよう。しかし, 児童数の多少にかかわらずD→C→Aと進む福島農村の概括と比べるなら, 手狭化の事実は思い半ばに過ぎるものがあるのである。

4. つぎに固定資産の所有状況を段階別に観察しよう。固定資産といっても, 常用勤労者のことであり, また,

表 7 児童数別タイプ別子供部屋と勉強機の有無

施設状況		A	B	C	D	計	概 括
児童数	周期段階						
児童 1 人	I ^B	1	—	—	11	12	D
	II ^A	2	—	6	—	8	C
	II ^B	5	—	4	—	9	A=C
	III	4	—	1	—	5	A
	IV	2	—	1	—	3	A
	計	14(37.8)	—	12(32.4)	11(29.7)	37(99.9)	
児童 2 人	I ^B	2	1	1	15	19	D
	II ^A	3	1	5	—	9	A<C
	II ^B	1	13	3	—	17	B
	III	7	9	2	—	18	A<B
	IV	4	11	—	—	15	A<B
	計	17(21.8)	35(44.9)	11(14.1)	15(19.2)	78(100.0)	
児童 3 人	II ^A	1	1	5	2	9	C
	II ^B	—	2	1	1	4	B
	III	5	3	3	—	11	A>B=C
	IV	1	3	—	—	4	B
	計	7(25.0)	9(32.1)	9(32.1)	3(10.8)	28(100.0)	
合 計		38(26.6)	44(30.8)	32(22.4)	29(20.3)	143(100.1)	

注 A: 専用の部屋をもつ子供が1人以上いる。
 B: 専用の子供部屋はないが、共同の子供部屋あり。
 C: 子供部屋はないが、1人以上の子に勉強機あり。
 D: どの子にも勉強機もない。

表 8 周期段階別住居形態

	持 家	給与住宅	公営借家	民間借家	計
0	15.4	23.1	—	61.5	100.0(13)
I ^B	41.9	22.6	6.5	29.0	100.0(31)
II ^A	53.8	11.5	—	34.6	99.9(26)
II ^B	53.3	10.0	13.3	23.3	99.9(30)
III	67.6	14.7	2.9	14.7	99.9(34)
IV	81.8	9.1	—	9.1	100.0(22)
計	55.1(86)	14.7(23)	4.5(7)	25.6(40)	99.9(156)

創設世帯が 91% にも上ることにかんがみて、家屋と宅地くらのことと思われる。

住宅の所有率は全体として 55%，周期段階別にみれば、さきに言及したようにこの比率は規則的に高まって、0 段階の 15% から IV 段階の 82% に至る。その反面、給与住宅と借家、なかでも借家の比率が下落し、0 段階の 62% から IV 段階の 9% に至ることは、表 8 に掲出されたとおりである。なお、借家のなかには、宅地の所有・借家が問題にならない間借形式が含まれているが、その比率も借家の比率同様急落し、0 段階 31% が IV 段階では 5% となる。これを裏返せば、独立家屋形式の規則的な増加となることは、いうまでもないだろう。

表 9 周期段階別敷地の所有状況

	持 地	借 地	間借のため非該当	計
0	15.4	53.8	30.8	100.0(13)
I ^B	19.4	64.5	16.1	100.0(31)
II ^A	34.6	53.8	11.5	99.9(26)
II ^B	50.0	43.3	6.7	100.0(30)
III	35.3	61.8	2.9	100.0(34)
IV	59.1	36.4	4.5	100.0(22)
計	36.5(57)	53.2(83)	10.3(16)	100.0(156)

さて、宅地の所有状況は表 9 に示されているとおり、0 段階の 15% から IV 段階の 59% まで、大体規則的に高まっている。ただし持家率の伸びには及ばず、持家率が I^B 段階で急速に高まる時大きなズレが生ずるのを始めとして、IV 段階に至るまでつねに持家率を下回っている。ここにも、本調査の客体の固定資産が家屋と宅地とはほぼ限られるであろうことが示唆されているといえよう。なお、持地・借地を含めて、宅地の規模は全般的に小さく、50 坪未満 58%，50 坪から 100 坪未満 34%，100 坪以上 8% という分布になっている点も、合せて注目すべきである。

以上の考察により、0 段階以降固定資産の蓄積を進め

図4 結婚年数と持家率・宅地所有率

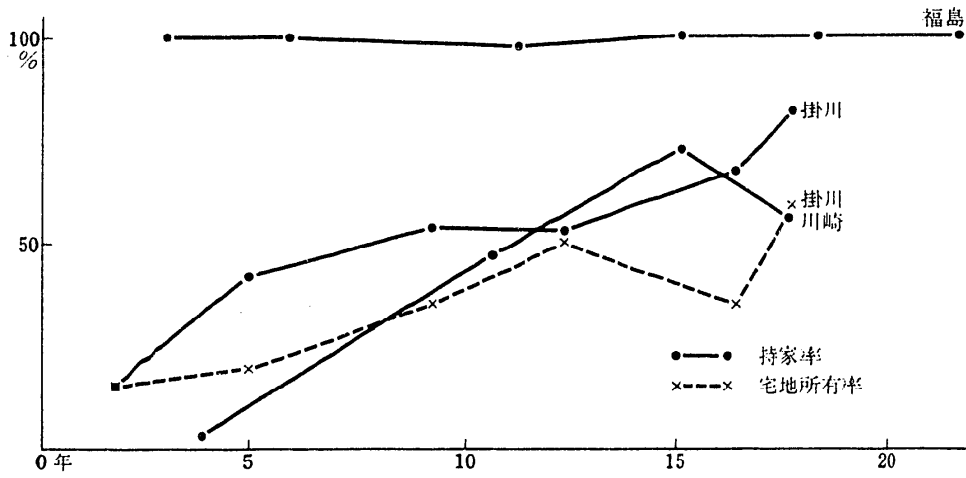


図5 耐久消費財所有率

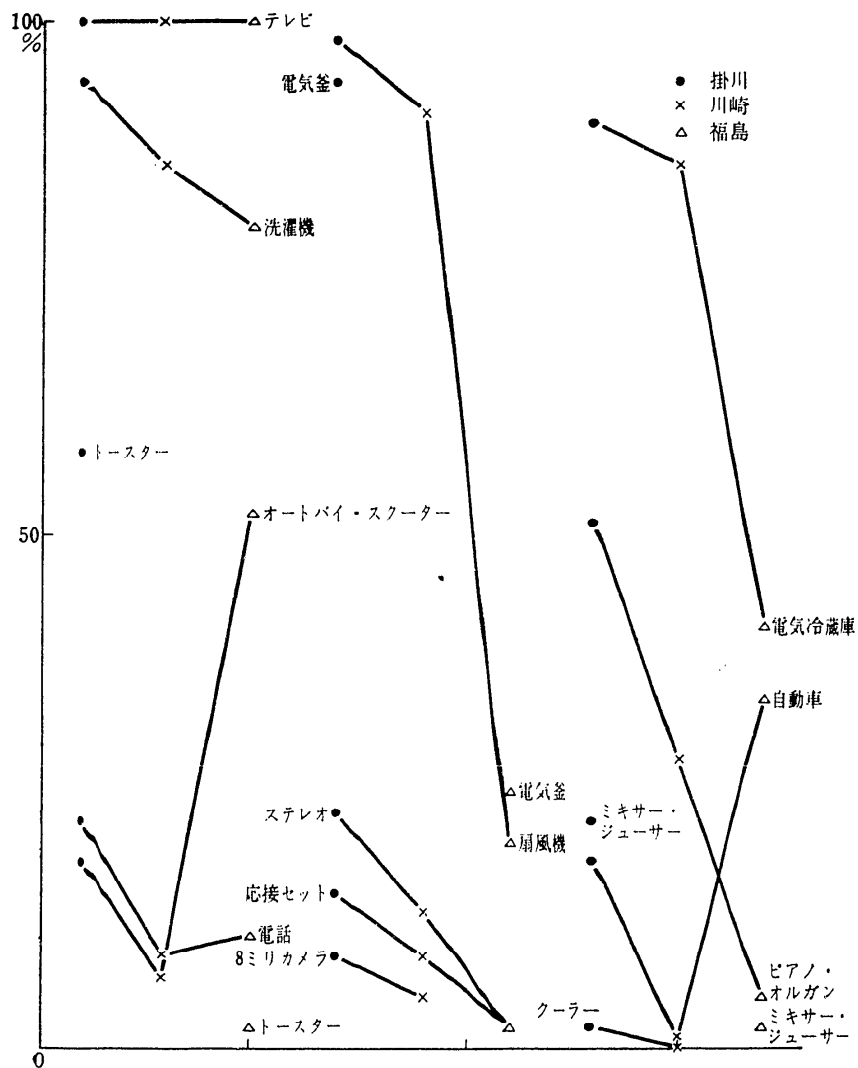


表 10 耐久消費財所有率

集 団	品 目	品 目										該 当 世 帯 数	所 有 点 数 平 均	可 能 な 最 高 点							
		テ レ ビ	扇 風 機	電 気 ・ ガ ス 釜	洗 濯 機	電 気 冷 蔵 庫	ト ー ス タ ー	ピ ア ノ ・ オ ル ガ ン	ス テ レ オ	応 接 セ ツ ト	ミ キ サ ー ・ ジ ュ ー サ ー				電 話 (有 線)	オ ー ト バ イ ・ ス ク ー タ ー	自 動 車	8 ミ リ カ メ ラ	カ メ ラ	ミ ニ ム ム ク ー ラ ー	ラ ー ム ク ー ラ ー
福 島 農 家 (昭 41)		100	20	25	80	41	2	5	2	2	2	11	52	34*	—	35	88	—	124	4.6	14
川 崎 労 働 者 (昭 40)		100	91	—	86	86	—	28	13	9	—	9	7	1	5	—	—	0	141	4.4	12
掛 川 勤 労 者 (昭 43)		100	98	94	94	90	58	51	23	15	22	22	18	18	9	—	—	2	156	7.1	15

注 * トラック、オート三輪を含むので、所有点数には算入されない。

て、IV段階では8割余の世帯が住居を、約6割の世帯が宅地を所有するに至っていることが明らかである（なお、図4を参照せよ）。

5. 工場労働者の集団では、周期段階の進行とともに耐久消費財の所有状況が少しずつ豊富になっていく状況がみられたのに対し、農村家族では段階が高まるとともに所有点数が組織的にふえていくのを見出すことができなかった。それでは、本調査の客体についてはこの点はどうか。

まず、所有状況を全体として観察しておこう。調査した品目は川崎・福島両者の経験を生かして選定された表10掲出の15点である。100%のテレビと、農家の交通手段として重要なオートバイ・スクーター、自動車、電話（有線を含む）を除くどの品目についても、福島農家よりも川崎労働者の方が、さらに川崎労働者よりも掛川勤労者の方が、格段に所有率が高い（図5）。川崎調査から掛川調査に至る3年間の耐久消費財の蓄積および生活水準の上昇が両者の差に反映しているのであって、これをただちに両集団の経済的地位の差に結びつけてはならないであろう。15点のなかでも表10の中左欄掲出の7点（とくにうち5点）は所有率が高く（50%以上）、それ以外の8点の所有率は低い（25%以下）。したがって、この両者を同一のレベルで処理することには問題があることが知られる。

さて、表11によって所有点数の児童数別平均を比較すると、0人→1人→2人と増加するが、2人→3人では減少している。児童が3人になると、その養育費が家計を圧迫するためであろう。他方、周期段階別平均では、0→I^B、II^B→IIIの間は増加し、I^B→II^A→II^Bの間は逆に減少するという、全く予期に反した、また何とも説明困難な動きを示すのである。サンプルには夫単独稼働と夫婦稼働が含まれているので、夫単独稼働だけをとり出し

て所有点数を観察する必要があるのであるが、その結果はサンプル全体の動きとあまり異なる。

そこで、所有率の高い品目7点と低い品目7点（ルームクーラーはきわめて稀であるのでこれを除く）の2階級に分別するとともに、表11においてとくに点数の低いII^Bが所有点数の最も低い2件（2点）をともに含むことに着目してその2件を除外し、表12に掲げた。その結果、児童数別では、高度保有品目も低度保有品目もともに表11でみたのと同様の動きを示す。ひるがえって周期段階別では、それを所有することが標準的ともいいうべき高度保有品目の点数は規則的に高まってIII、つまり長子中学段階で頭うちとなり、次の長子高校段階で逆に低下するという、川崎の労働者の場合と同様の結果となっている。ところが、実は段階間のこの差はほとんどピアノ・オルガン保有平均点の段階差と合致し（表13）、もしピアノ・オルガンを除くなら高度保有品目の点数は段階にかかわらずコンスタントとなると推定される。そこに高度保有品目の特色があるわけであり、またピアノ・オルガンを十分な意味では高度保有品目と称しえぬことも明らかとしなければならぬ（表10参照）。

つぎに、まだ標準的とはいえない、むしろ趣味や贅沢に属する低度保有品目の点数は、大体コンスタントといふべきであり、I^BやIVにおける高まりは、おおむね8ミリカメラと乗用車の保有点数によってしからしめられたものである（表13）。この両種の品目の点数を合算すると、I^BからIVの間ではコンスタントでない数値が相殺されて7.2~7.3と揃い、0とI^Bとの間を除いて段階による増減の傾向は認めがたいのである。さらに立入ってタイプを発展の順序につなぐとき、一定の傾向は一層見出しがたく、ここにおいてはコンスタントということさえいえない。要するに、児童数がふえるにつれて増加し、3人に至ってはかえって減少すること、児童数1人ないし3人が混じているI^BからIVに至る段階の間はむしろ

表 11 段階別児童数別タイプ別1世帯当り耐久消費財所有点数 (15点中)

児童数	周期段階		0	I ^B	II ^A	II ^B	III	IV	平均
	第2子	第3子							
0人	0	0	6.5(6.7)						6.5(6.7)
1人	0	0	7.5(7.3)						7.1(6.9)
2人	1 ^A	0	5.8(5.8)						7.4(7.2)
	1 ^B	0	8.4(8.3)						
	2 ^A	0	7.7(7.6)						
	2 ^B	0	7.9(7.8)						
	3	0	7.4(6.7)						
3人	1 ^B	1	7.4(7.4)						6.9(7.1)
	2 ^A	1 ^B	8.0(8.0)						
	2 ^B	2 ^A	4.8(5.5)						
	3	2	6.3(6.6)						
	平均			7.2(7.1)					
平均			6.5(6.7)	7.3(7.1)	7.2(7.2)	7.0(6.8)	7.2(7.1)	7.2(7.1)	7.1(7.0)

- 注 1. 括弧内は夫単独稼働の世帯(総数 104)だけの所有点数。
 2. 所有点数2の2例を除いて修正すればつぎのとおり。
 2^B 6.8(6.7)
 2^B2^A1^A 5.7(5.5)
 1人平均 7.2(7.1)
 3人平均 7.0(7.1)
 II^B平均 7.4(7.1)
 総平均 7.2(7.1)

表 12 段階別児童数別タイプ別高度および(低度)保有耐久消費財所有点数

児童数	周期段階		0	I ^B	II ^A	II ^B	III	IV	平均
	第2子	第3子							
0人	0	0	5.4(1.2)						5.4(1.2)
1人	0	0	5.8(1.8)						5.9(1.3)
2人	1 ^A	0	4.8(1.0)						6.0(1.4)
	1 ^B	0	6.4(2.0)						
	2 ^A	0	6.2(1.3)						
	2 ^B	0	6.2(1.6)						
	3	0	6.1(1.3)						
3人	1 ^B	1	5.9(1.6)						5.8(1.2)
	2 ^A	1 ^B	6.0(2.0)						
	2 ^B	1 ^A	5.3(0.3)						
	3	2	5.6(0.6)						
	平均			6.5(2.3)					
平均			5.4(1.2)	5.7(1.6)	6.0(1.2)	6.1(1.2)	6.1(1.2)	5.9(1.3)	5.9(1.3)

- 注 1. 高度保有耐久消費財: テレビ, 扇風機, 洗濯機, 電気冷蔵庫, 電気・ガス釜, トースター, ピアノ・オルガン, 以上7点。
 低度保有耐久消費財: ステレオ, 応接セット, ミキサー・ジュース, 電話(有線), オートバイ・スクーター, 自動車, ミリカメラ, 以上7点。
 2. 所有点数2の2例を除いて修正する前の平均値はつぎのとおり。
 2^B 5.7(0.6)
 2^B2^A1^B 4.5(0.3)
 1人平均 5.8(1.2)
 3人平均 5.7(1.1)
 II^B平均 5.8(1.1)
 総平均 5.8(1.3)

表 13 耐久消費財所有点数の周期段階差

	高度保有品目平均点の差	ピアノ・オルガン保有平均点の差	低度保有品目平均点の差	8ミリカメラ・乗用車保有平均点の差
0 → I ^B	0.3	0.3	0.4	0.3
I ^B → II ^A	0.4	0.4	-0.4	-0.2
II ^A → II ^B	0.1	0.0	0.0	0.0
II ^B → III	0.0	0.0	0.0	-0.2
III → IV	-0.2	-0.2	0.1	0.1

図 6 結婚年数別児童数別耐久消費財所有点数 (掛川)

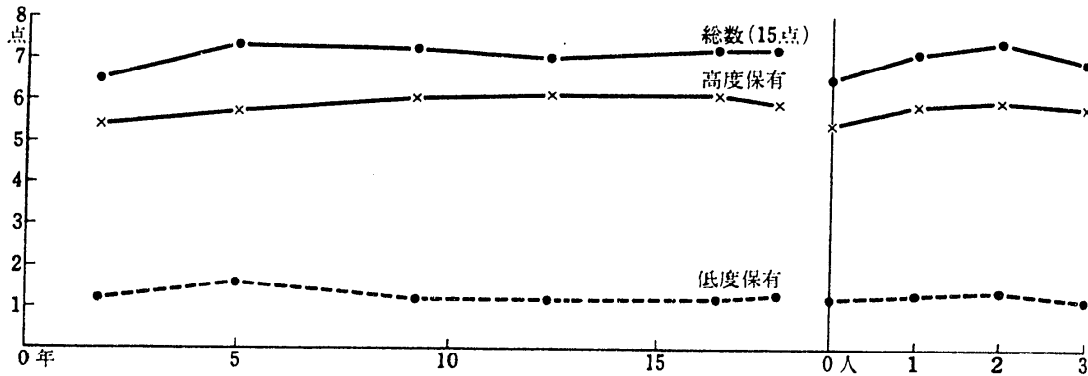


図 7 結婚年数別児童数別1世帯当り実収入 (掛川)

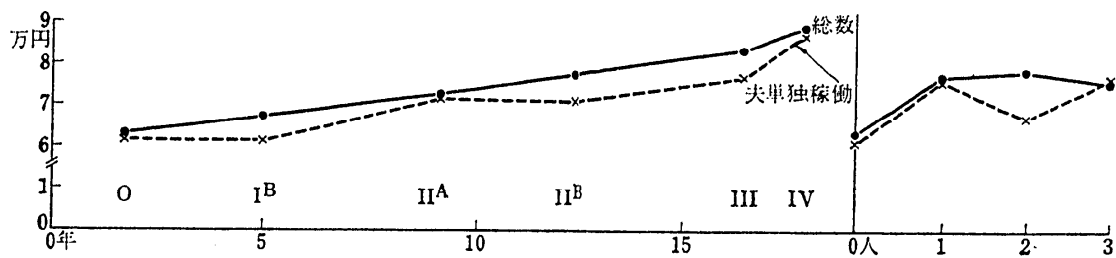


表 14 児童数別周期段階別実収入 (単位 100円)

		総 数	夫単独稼働
児 童 数	0人	633	616
	1	771	767
	2	786	676
	3	755	768
周 期 段 階	I ^B	671	612
	II ^A	728	722
	II ^B	776	707
	III	835	771
	IV	890	871
平 均		764	716

コンスタントというべきこと、が明らかになったにとどまるのである。しかしながら、耐久消費財の累積性を考慮するとき、周期段階が進んでもコンスタントであることは、長子小学生段階以降買い足しのないことを意味す

るものにほかならず、家計費が耐久消費財の購入以外の項目にふりむけられていることが察せられよう(なお、図6を参照せよ)。

6. 以上の推論に関連して、つぎに実収入が児童数別・段階別にどのように上下するかをみよう(表14, 図7)。実収入(1ヵ月)の平均は総数では76,400円であるが、夫単独稼働の事例だけ抜き出してみれば平均71,600円となり、夫婦就労を含む総数よりも平均で5,000円ほど低くなっている。さて、段階別の総数平均では、0段階の63,300円からIV段階の89,000円まで、段階の進むに従って実収入は増加している。これほどの直線的な増加ではないが、夫単独稼働の事例の平均も大体同様の傾向を示す。段階が夫の年齢にリンクしている以上、このことは十分予想されたところである。どの段階でも夫単独稼働の平均は総数平均を下回るが、その差は0, II^B, IV

表 15 児童数別段階別家計上の余裕不足

		1カ月の収支			1年間の収支				計
		貯金できる	いっぱい いっぱい	足りない	貯金できる	いっぱい いっぱい	足りない	不明	
児童数	0人	92(83)	8(17)	—	85(100)	8(0)	—	8(0)	100(100)
	1	81(82)	19(19)	—	89(93)	11(7)	—	—	100(100)
	2	74(67)	21(25)	5(8)	81(76)	19(25)	—	—	100(100)
	3	71(73)	14(9)	14(18)	82(82)	18(18)	—	—	100(100)
周 期 段 階	I ^B	68(68)	26(23)	7(9)	74(77)	26(23)	—	—	100(100)
	II ^A	73(72)	15(16)	12(12)	85(84)	15(16)	—	—	100(100)
	II ^B	80(74)	17(21)	3(5)	90(90)	10(11)	—	—	100(100)
	III	85(86)	12(10)	3(5)	85(86)	15(14)	—	—	100(100)
	IV	68(55)	27(36)	5(9)	82(64)	18(36)	—	—	100(100)
計		77(73)	18(19)	5(8)	83(83)	16(17)	—	1(0)	100(100)

注 括弧内は夫単独稼働の世帯(総数 104)。

の3段階では1,000円内外の僅差となっている。II^Bでは総数に夫単独稼働事例数が接近するためである。0・IVでは両者の差が大きいのに、平均値は接近し、I^B・II^B・IIIでは両者の差がかなりあり平均値も開いている。妻が働いても家計の実収入が夫単独稼働の場合とあまり異なる事例と、異ってくる事例があるのは当然だが、この2種の事例が段階別にムラのある分布をするということは、この調査の客体の性格から説明できない。また、夫の職種の段階別分布(付表C)とつき合せてみても、分布のムラは説明できないといわざるをえない。説明のできない曲折はあるにせよ、0→IVへの上昇傾向は否定できないのである。

児童数別では、0人→1人の間には確実な上昇がみられるが、0人は0段階のみ、1人は0段階を除きそれより上の段階によって構成されているから、これは当然のことである。ところが1人以上はその中に等しくさまざまな段階を含んでいるので(表1)、段階ごとの実収入の差は相殺されてしまうことだろう。表14は明らかにこのことを実証している。ただ、夫単独稼働の事例平均は2人のところで低下し、総数平均との差が大きくなっている。これは段階別においてII^BとIIIの実収入を低からしめた事例が児童数2人のところに集中するためである。

それでは、家計上の余裕不足の状況はどうか。この点を同様に児童数別、段階別に観察してみよう(表15)。1カ月の収支と1年間の収支のそれぞれについて、貯金できる、いっぱいいっぱい、足りない、のどれに当るかを問うた結果である。1カ月の収支に足りないというのがあっても、1年間のそれにはボーナスなどによってバランスをとるためか足りないものはない。しかし、1年間の収支における貯金できるかいっぱいいっぱいかは、

1カ月の収支の場合よりも多分に曖昧であろうと思われるので、後者だけを問題にしよう。

まず児童数別にみると、貯金できる比率は漸減し、他方、足りない比率は逆に増加しているから、児童数がふえるに従い、家計に余裕が乏しくなり、不足が増大することが知られる。さきに見たように、実収入が1人から3人まで平均値において頭うちになる以上は、当然の結果といわざるをえない。にもかかわらず耐久消費財は0人→1人と所有点数が増加しているのは、さきにふれた実収入のこの間における伸びに対応するとともに、結婚年数の長さによる耐久消費財購入の累積効果が生ずるからであろう。しかもなお児童数3人において所有点数が減少していることは、児童3人の世帯における余裕のなさを雄弁に物語るものといわねばならない。

つぎに周期段階別にみれば、全体として傾向は必ずしも明らかではないが、貯金できる比率のみに注目するならば、長子の小学校後期、中学校段階で余裕のある世帯が比較的多く、高校段階になるとそれが急に減るといえるよう。比較的余裕のある世帯の多い小学校後期から中学校段階にかけて耐久消費財点数が停滞的なのは、それまでに標準的な品目をほぼ買い揃え、買い替えることはあっても、追加への刺激が強力に作用しないためであろう⁷⁾。

7) 家計上の余裕不足は、児童数したがって世帯員数および周期段階と、収入との関連から直接導出されるものではなく、支出配分にかんする世帯ごとのパターンがこれを媒介している。このパターンは児童数や周期段階に規定されるけれども、相対的にそれらからも独立しているといえよう。

III 結 論

1. 以上、家族の生活構造の重要な構成要素⁸⁾のうち、主に成員と装置について検討を加えた。先行の2報告にてとりあげられた役割構造にふれなかったのは、段階別にこれという系統的な差を見出しえなかったためである。系統的な差が見られなかった理由は、川崎の労働者家族の調査では、夫・妻・子の参加を比較して、段階の高まるとともに子の参加が増大する半面、夫妻のそれは減少もしくは停滞することが注目され、福島の農家の調査では、段階が進むとともに父から夫へ、母から妻への世帯主権、主婦権の委譲が注目されたのだが、今回は福島と異って核家族的世帯のみを対象とし、また川崎とも異って、役割構造への参加を夫と妻のみに限定し、かつ子の参加がほとんど考えられない項目のみについて調査した、そのことにあると考えられる。

2. さて以上の分析によりつぎのことが明らかになったといえよう。

- ① 周期段階が高まるにつれて、夫婦それぞれの平均年齢と平均結婚年数は高まり、まだ欲しい児童の数は減少する。児童数別にみても上記と同様の傾向が見られるが、夫婦の年齢と結婚年数の動きは段階別の動きの系とみるべきであろう。
- ② IV段階で下落するほかは、周期段階が高まるにつれて、また児童の数がふえるにつれて、部屋数・畳数が増加し、また寝室の数はIV段階を含めて規則的な増加傾向を示す。専用もしくは共用(子供の間の)の子供部屋の特設状況にみられるように、児童の学習と生活のための施設は、児童がふえるに従い手狭になっていく。
- ③ 持家率は段階が高まるにつれて規則的に上昇し、IV段階では8割余が自家をもっている。宅地所有率も同様の傾向をたどるが持家率に及ばず、IV段階でも6割くらいに止まる。ともあれ段階が進むにつれて固定資産の蓄積がみられることは明らかである。
- ④ 耐久消費財の所有点数は、0→I^Bと高まる以外は、つまりI^BからVまでの間では、コンスタントであり、児童数別には0人→1人→2人と増加するが、2人→3人ではかえって減少する。
- ⑤ 実収入は平均で76,400円、段階を追って規則的に増加しているが、児童数別では0人→1人と増加

したあと頭うち状態となる。家計上の余裕不足の状況はこれを反映して、児童数がふえるに従い余裕が乏しくなり、不足が増大する。段階別には、II^BとIIIで比較的余裕があり、IVになると急に余裕がしぼんでいく。

3. 成員と装置の両面において、段階が進むとともに数値が規則的に上昇している。これは、成員と装置の諸項目が、段階とリンクしている結婚年数の累積的效果を直線的に含みうる項目であるからである。しかるに、耐久消費財の所有点数がその例外をなすのは、所有品目に標準の観念が作用しているためと、標準化してからさほどの長年月を経過していないため、累積的效果の発現には制約がある結果であろう。装置と消費パターンの関数である家計上の余裕不足には累積的效果が直線的に反映しないのは当然であるとしても、問題になるのは不足が増大するIV段階であろう。IV段階の部屋数・畳数が前段階よりも少いことから、III→IVと接続していかないサンプルを比較的多くこの段階が含んでいるためとも考えられるが、III→IVと接続していくサンプルの場合でも、教育費において父兄負担の多いIV段階では、やはり家計の余裕が乏しくなることは十分に考えうるのである。

他方、児童数別の動きは、周期段階別の動きの系というべきであるが、結果的には部屋数・畳数の増加傾向は事態に対応している。もっとも、児童数が多いほど児童のための施設状況が手狭となることは、すでに指摘のとおり。問題なのは、児童1人以上になると実収入が頭うちになることで、これはただちに家計上の不足の増大となって現れてくる。耐久消費財の保有状況でみる限りは、とくに児童3人の世帯で逼迫を告げている。

以上、成員の成長、増加に対応して物的装置がふえていっているかという観点から、生活構造を分析した結果、大体において対応関係がみられるが、IV段階において、また児童数3人の世帯において、成員と物的装置の間に看過しえぬ不均衡が有することをつきとめえた。この結論はさきに川崎の工場労働者について到達したところと符合する。工場労働者の稼働力の一定の限界を、また地方都市勤労者の稼働力の一定の限界を前提としてではあるが、第1子が高校段階以降、しかも児童3人の時、家計に大きな緊張が加わってくることが明らかである。第1子高校段階の夫の平均年齢43歳、児童3人以上のこの年齢層に対する公的援助が必要であることを、ここにふたたび確認せざるをえないのである。

8) 森岡清美「家族の形態」大橋・増田(共編)『家族社会学』川島書店、昭和41年、24頁。

地方小都市における常用勤労者家族の児童養育費の研究(II)

—家族周期段階を軸とした家計分析—

前 田 正 久

はじめに

家族周期段階の移行は必然的に家族の構成や家族成員の役割分担に変化を与え、家計の構造もまた変化する。この小論では地方小都市における常用勤労者家族のこの家計構造の変化の中で、児童はどのように養育費の分配を受け、両親である夫や妻へ分配される生活費との関連において養育費構造のいかなる部分に圧縮がおき、ひずみをあらわすであろうかなどの点について分析を行ったものである。児童養育費に関する研究はこれで3回目をむかえた。第1回は大都市における組織労働者家族を、第2回目は東北の水田単作地帯における主として専業農家家族を対象に研究が行われた。本論の中でもこの2回の調査結果を、前者は川崎、後者は北会津という名称を用いて対置観察を行ってある。

I 家計分析のための研究モデル

研究モデルの設定や特性については分析I(森岡清美執筆)に詳しいが、周期段階をタイプとして表現し、用いているので、ここでもタイプの説明からはじめよう。

結婚後、まだ子供の生れていない若い夫婦集団をとり、それを多年にわたって観察すれば家族周期の段階移行に伴う家計の変動、構造の変化をあますところなく把握することはできよう。しかし、それは29年余を必要とし現実的には不可能に近い。そこで、現に併存する周期段階の異なる家族を分析Iで述べられているように、ある限定枠の中で選定し、それを発達順序に配列することによってあたかも同一の家族が段階移行を行っているように再現をはかったものである。

周期段階はタイプという名称で呼ばれる。タイプは3桁の記号で与えられ、各児の持つ発達段階記号を児の数に従って組合せたものである。

発達段階をあらわす記号

未就学児(授乳中の児)	1 ^A
未就学児(離乳後の児)	1 ^B
小学校低学年(1, 2, 3年生)	2 ^A

小学校高学年(4, 5, 6年生)	2 ^B
中学生	3
高校生	4
大学・短大生	5

したがって、000はまだ子の生れていない夫婦だけの家族、003は中学生1人子の家族、02^{A1B}は長子が小学低学年児、末子が未就学児の2人子家族、432^Bは長子が高校生、次子が中学生、末子が小学高学年児の3人子家族を意味している。これらのタイプ別の家族構成は表1に示すとおりである。

この研究モデルにおける夫婦の平均初婚年齢は表2にみられるように夫は26.3歳、妻は23.2歳であり、川崎モデルの夫26.6歳、妻23.2歳とほとんど一致する。北会津モデルは農村における常態としての若年結婚を反映してこれら二つのモデルよりは若干その結婚年齢が若い。

子の生れる出生間隔は表3に示すとおりであって、どちらかといえば川崎モデルに相似し、子の数の多くなるにつれ、次第に出生間隔を短縮している様子は川崎、北会津両モデルの場合と同様である。

家族周期(ライフ・サイクル)は、これら夫婦の結婚年齢と子の出生間隔とで決定され、研究の分析軸である周期段階をあらわすタイプはこれに子の数が要素として加味されたものであり、周期段階と夫の年齢はよくリンクしていたのが、既往の研究結果からみられたが、本研究モデルはこのリンク関係が若干乱れ、1人子家族で003→004で夫の年齢の逆転がみられ、2人子家族でも途中段階での夫年齢の停滞がみられ、高段階移行に伴う年齢の高まりが遅い。3人子家族もやや、その趣きを異にはするが、これらの停滞、伸び悩みがみられ、川崎、北会津両モデルのようなリンク関係が明らかでない。

II 周期段階の移行に伴う児童養育費とその構造変化(図1, 表4参照)

周期段階が高まるにつれて児童養育費総額は図1のように変化する。先に述べたように段階と夫の年齢とのリンクがややくずれているので、その変化は川崎モデル

表 1 研究モデルのタイプ別家族構成

		夫			妻			第 1 子			第 2 子			第 3 子					
		川崎	北会津	掛川	川崎	北会津	掛川		川崎	北会津	掛川		川崎	北会津	掛川				
子が1人の家族	001 ^B	29.0	29.6	31	27.3	28.3	28	未就学	2.1	2.0	3								
	002 ^A	37.5	34.5	36	33.9	32.0	33	小学低学年	8.1	6.5	8								
	002 ^B		37.0	43		35.5	37	小学高学年		11.5	11								
	003	41.5	40.0	44	38.5	40.0	41	中学	13.0	14.0	13								
	004	43.7	41.0	43	41.2	39.3	41	高校	16.8	16.0	16								
子が2人の家族	01 ^{B1A}		29.0	31		26.0	28	未就学		2.5	3	授乳児		0	0				
	01 ^{B1B}	33.4	30.6	33	29.9	28.0	30	未就学	4.2	4.6	4	未就学	1.6	2.4	1				
	02 ^{A1B}	36.5	31.5	36	33.1	29.9	33	小学低学年	7.9	7.1	7	未就学	4.8	3.5	4				
	02 ^{B2A}	38.0	35.6	36	34.0	33.2	34	小学高学年	10.0	10.3	10	小学低学年	8.0	7.7	7				
	03 ^{2B}	42.7	36.6	41	38.3	34.9	34	中学	13.5	13.4	13	小学高学年	10.0	10.7	10				
	04 ³	45.3	41.0	42	41.2	38.4	40	高校	16.2	16.4	16	中学	13.2	13.1	13				
子が3人の家族	2 ^{A1B1B}	36.5	33.0	36	33.1	29.7	33	小学低学年	7.9	7.7	7	未就学	5.1	5.3	5	未就学	1.7	2.7	2
	2 ^{B2A1B}	37.5	35.5	40	32.0	32.6	36	小学高学年	9.8	11.1	11	小学低学年	7.5	7.6	8	未就学	3.2	4.4	5
	3 ^{2B2A}	43.5	37.2	41	37.8	35.0	37	中学	13.3	12.8	13	小学高学年	11.0	10.2	11	小学低学年	8.3	7.2	8
	4 ^{32B}	44.8	40.9	41	41.3	39.7	37	高校	16.2	16.4	15	中学	13.0	13.6	12	小学高学年	10.1	10.6	9

表 2 平均初婚年齢

		川崎	北会津	掛川
平均初婚年齢	夫	26.6	23.2	26.3
	妻	23.2	21.3	23.2

表 3 出生間隔

	1人子			2人子			3人子		
	川崎	北会津	掛川	川崎	北会津	掛川	川崎	北会津	掛川
結婚～第1子	23.4	46.6	22.1	19.8	18.1	18.2	18.3	21.3	19.2
第1子～第2子	.	.	.	35.6	34.4	38.0	29.2	30.5	30.4
第2子～第3子	39.0	40.5	38.3

(Vol. 2, No. 3, p. 83) や北会津モデル (Vol. 3, No. 4, p. 721) にみられるようななめらかな変化は示していない。

- (1) 1人子系列は 001^B ではじまり、児童の年齢は 3 歳、夫の年齢は 31 歳でリンクする。この段階の養育費は 18,839 円で家計費の 28% を占める。段階の移行につれて次第にその額を増し、004 の段階では絶対額は 21,500 円を占めるに至るが、家計費の 3 割台にとどまっている。
- (2) 2人子系列は 01^{B1A} ではじまり、第 1 子は 3 歳、第 2 子は 0 歳、夫は 31 歳でリンクしている。2人子タイプはこの段階で 22,294 円を必要とし、家計費に占める割合は 44% と半ばに近く、02^{B2A} で家計費の半ばを越え、最高段階である 04³ タイプでは

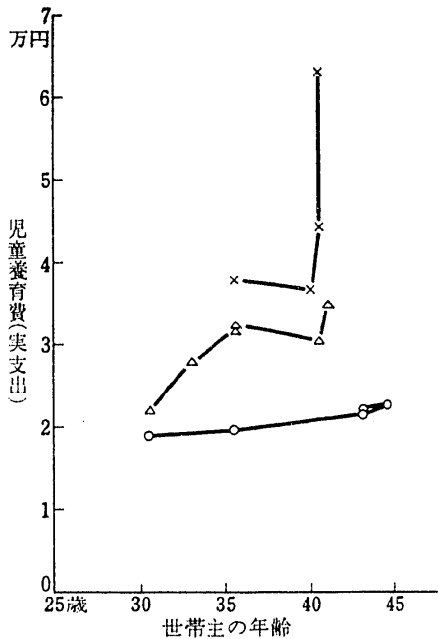
表 4 家計実支出に占める児童養育費の割合 (単位 %)

	川崎	北会津	掛川
1人子			
001 ^B	29.5	22.4	27.7
002 ^A	28.3	19.9	33.3
002 ^B	.	25.1	31.9
003	34.2	25.8	37.2
004	35.4	22.0	31.6
2人子			
01 ^{B1A}	.	26.3	44.1
01 ^{B1B}	41.4	32.4	47.5
02 ^{A1B}	44.5	34.7	49.6
02 ^{B2A}	46.5	34.7	51.0
03 ^{2B}	50.0	36.6	52.0
04 ³	47.5	42.2	51.3
3人子			
2 ^{A1B1B}	56.7	41.5	57.0
2 ^{B2A1B}	54.9	43.5	54.9
3 ^{2B2A}	59.0	53.0	61.7
4 ^{32B}	56.1	48.1	63.3

35,114 円で 51.3% を示している。北会津は夫婦以外の家族成員への分配が行われているため、その割合が低いのは当然としても、川崎モデルよりなお家計費に占める割合が高い。

- (3) 3人子系列は 2^{A1B1B} で始まる。第 1 子は 7 歳、第 2 子は 5 歳、第 3 子は 2 歳、夫は 36 歳でリンクしている。3人子の養育費はこの段階ですでに 37,899

図1 段階移行に伴う児童養育費の変化

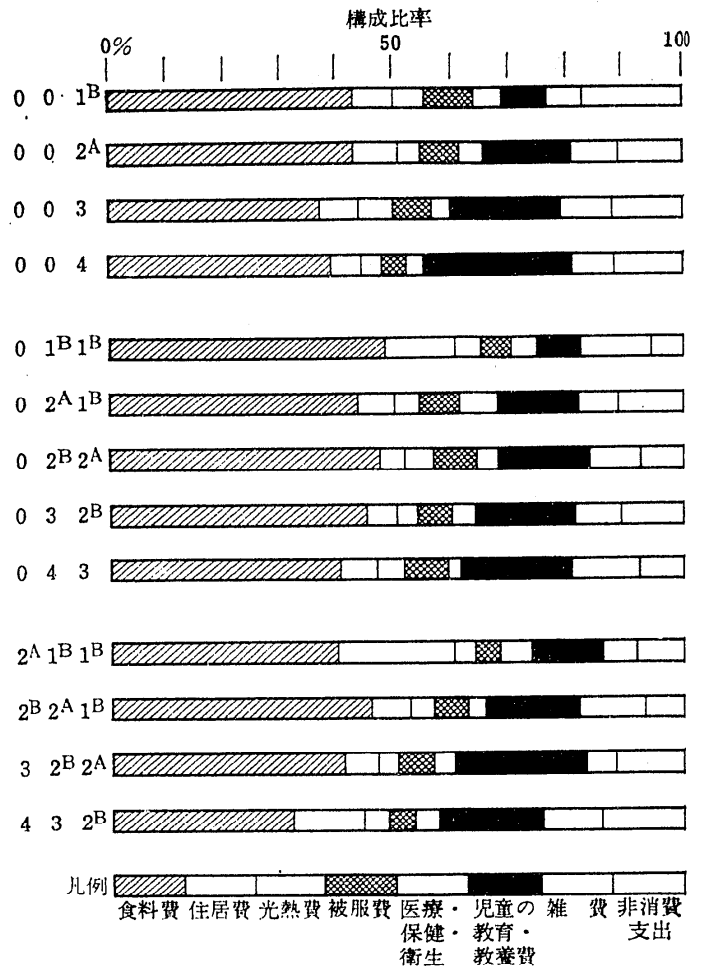


円の高額を示して家計費の57%を占め、32^B2^Aタイプで家計費の6割線を突破して、432^Bタイプでは63,039円を示し、実に家計費の63.3%を占めるに至る。北会津モデルが最高段階でも53%、川崎モデルが59%を示すのに比して、この掛川モデルは家計費に占める児童養育費比重が高い。

養育費の費目構成は、この掛川モデルも、既往の川崎モデル、北会津モデルと同様、全般的には近似的な姿を示している(図2参照)。周期段階の移行に従ってきわめて大きな変化をみせるのは児童の教育・教養費であり、ついで食料費である。食料費の占める割合はおおむね40%台にあって、川崎モデルよりはその構成比率が高く、北会津モデルよりはややその構成比率が低い。そして高段階への移行に伴って次第に減し、その傾向が児童数の多いほど激しい状況は、この掛川モデルでもみられ、これらの傾向は既往2モデルと同様である。これに反して段階移行につれてその比率の増大傾向をきわめて明らかにするのは教育・教養費であり、その増大傾向の激しさは川崎、北会津いずれのモデルにおけるよりも大きい。その他の費用では住居費が段階移行につれて若干減する姿がみられるが前記2費目ほどの明瞭な傾向はない。本モデルにおける被服費は光熱費と同様、段階移行には無関係にほぼ一定である点が既往2モデルと若干趣を異にしている。

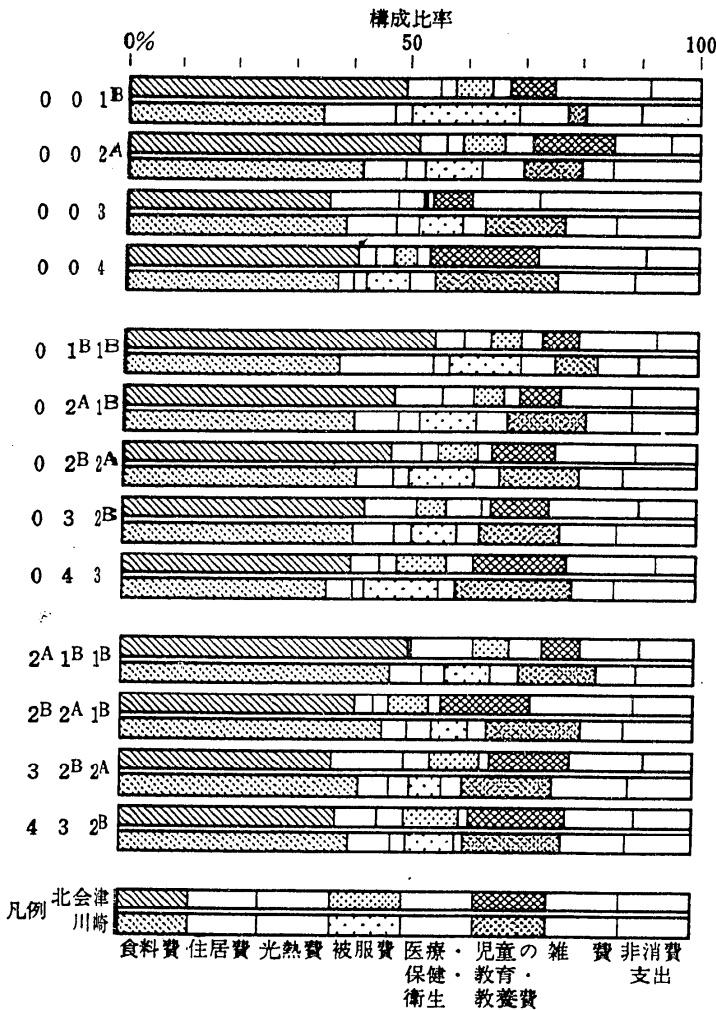
前記、食料費構成比率は、いわゆるエンゲル係数に見

図2-1 周期段階の移行に伴う児童養育費構成の変化



合うものであるが、高段階移行に伴う、このエンゲル係数の低下は、児童の生活の上向き状態を意味することにはならず、むしろ、エンゲル係数の停止現象として、児童養育のレベル低下を物語ることになるのであろう。そして、この掛川モデルでは児童数の多寡にかかわらず児童教育・教養費の増大傾向は他モデルより激しいので、そのレベル低下の度合はより大きいとみななければならぬ。分析Ⅲ (Vol. 3, No. 4) の中にもあるように、北会津モデルにおいては1人子が相対的養育費配量の豊かさの割には食生活合理化の余地を残した栄養摂取の拙劣さを露呈したのに対して、掛川モデルでは明らかに1人子→2人子→3人子の順に栄養摂取の内容も乏しく、児童数の大きさ、児童の高年齢への発達、児童養育費の必要費目に打撃を与え、成長に少なからぬ悪影響をあたえているであろうことは疑う余地もない。詳細な家計費数値については、すべて末尾の表6を参照されたい。

図 2-2 周期段階の移行に伴う児童養育費の構成



III 個々の児童に分配された養育費の考察

児童養育費総額ではIIで明らかにしたように、1人子は約3割、2人子は約5割、3人子は約6割を家計費の中で占め、児童数が増えるほど家計を圧迫する度合は強い。しかし、児童各個人へ分配されている量は図3にみられるように児童数が増えるほど、その絶対額は低く、逆に1人子は抜きんで上位に分布している。3人子の高年齢でその額が高いのは432^Bタイプで家具什器費支出の高い家族がみられ例数の少さのため、その影響がそのまま現れたための高額分布であり、通常の形とみることはできない。

児童養育費の半ばを占めて大きく、かつ、周期段階の移行に敏感に反応する食料費について、同一発達段階にある長子間の対比を行うと図4のようになる。図中の実線による曲線は、川崎、北会津両モデルの結果値について曲線をあてはめたものであるが、前記2モデルによって画かれた曲線は、児童の年齢を x 、食料費を y とすると、

$$1人子 \quad y = 7.7622x^2 + 368.68x + 4116.0$$

$$2人子 \quad y = -9.5743x^2 + 378.28x + 2978.0$$

$$3人子 \quad y = -44.580x^2 + 1121.3x - 1825.2$$

で示される。この掛川モデルにあてはめた食料費曲線は、点線で示すとおりかなりその趣を異にしている。すなわち、前記3式によると食料費は児童の数別に画然たる格差を示しながらも、1人子および2人子においては若い段階→高段階へと上式に従って、その食料費額を増嵩させ、3人子は高段階へと下降する山型分布を示しているのに対して、掛川モデルにおいては、児童数別に格差をみせる点は同じとして、1人子、2人子がほぼ横ばいともみえる下向きのゆるい曲線を描き、3人子が高段階に向って直線的に増嵩するという異なる変化を明らかにしている。

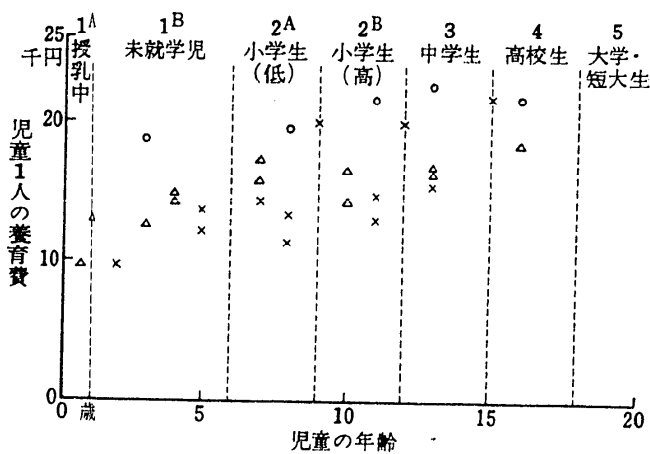
教育・教養費ならびに学校教育費はよく指数関数があてはまり、前記既往モデルによる結果は、

$$教育・教養費 \quad y = 507.8 \times 1.130^x$$

$$学校教育費 \quad y = 85.27 \times 1.200^x$$

として表すことができた。掛川モデルはこれに対し、図5および図6に示すような曲線となる。教育・教養費については掛川モデルによる調査時が前記2モデル調査時よりは2~3年を経過しているので、その後の物価上昇等による当該費用の単

図 3 個々の児童に分配された養育費の大きさ



注 ○: 1人子, △: 2人子, ×: 3人子。

図4 食料費曲線 (長子)

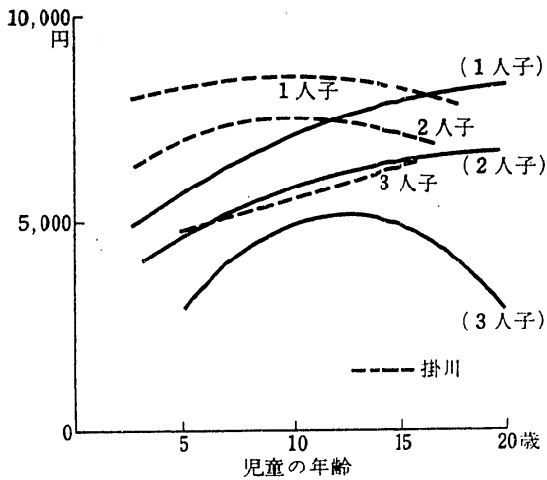


図5 児童教育・教養費曲線 (長子)

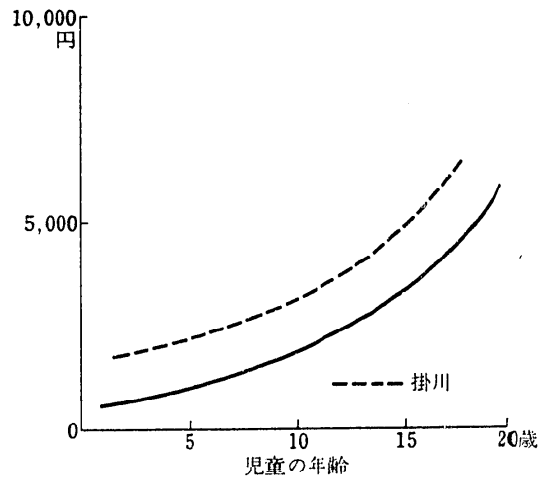
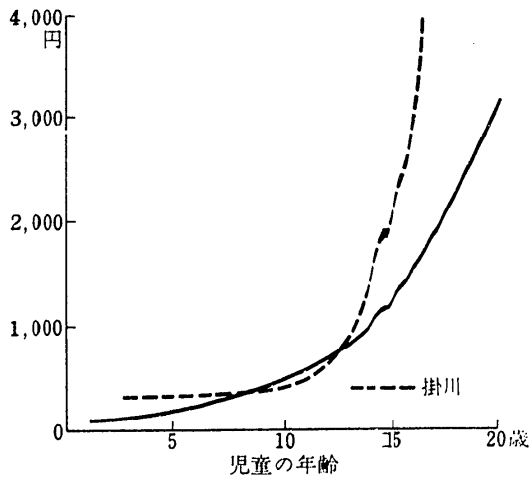


図6 学校教育費曲線 (長子)



なる上昇分による曲線のズレと解することができるが、学校教育費については、高段階移行に伴う教育費増高傾向が、川崎、北会津モデルよりも大きく、激しいことを物語っている。

IV 夫婦の生活費との関連

図7によってみると、1人子家族の場合は長子高校段階でも児童の養育費の占める割合が3割台にとどまっているために、夫婦への分配比率は高いが、2人子家族の場合は長子中学段階で養育費が家計費の半ばを占めるため、高段階で夫婦が家計費の半ばを分配される可能性は少ない。3人子家族では、これらの状況がとりわけ顕著であり、最も若い段階で養育費がすでに家計費の半ばを越え、高段階では6割余となるために夫婦の受け取り分は極度に低くなる。

北会津モデルでは、拡大家族であるために、直系尊属

や他の傍系成員への家計費分配が行われ、それは必然的に夫婦の分配率を低位におしやる結果となっている。

しかも、表5にみられるようにこれら児童の成長、児童数の多きに起因する家計圧迫に対して、家計内部での第一次的調節弁の役割を果たすのは家庭の主婦であり、いずれも主婦の分配率はかなり低い。児童個々、夫、妻の分配比率を概観すると、おおむね夫>第1子>第2子>第3子>妻の関係がみられ、1,2高段階で、夫と第1子との分配率の間に逆転がみられる程度である。

また、妊よう力を持ち、出産が完結していない主婦においては、これらの分配率の低さがその後生れ出る児童に芳しからざる影響を与えるであろうことは論をまたない。

結 語

児童の養育費研究に当っては、従来から節約率がかなり問題視されている。出生順位の上位児童から下位児童への被服、身の回り品などのお下りによる節約問題である。

本研究でもそれらの点についての考察を若干行った。養育費の絶対額では出生順位別にみて、第1子>第2子>第3子の関係が明らかに成立している。そして、養育費を構成している費目別にみると、それら絶対額の大小関係は主として教育・教養費と食料費とによって左右されていることも明らかである。教育・教養費は発達段階の移行につれて指数関数的に増高する費目であり、食料費も一般的に高段階に向って、ある段階までは増大する費目である。

そこで、下順位の児童の養育費に、その児童が上順位の児童の年齢にまで到達した場合に要するであろう教

表 5 家計実支出に占める児童・夫婦各人の分配量比率

(単位 %)

タイプ	川 崎				北 会 津						掛 川					
	第1子	第2子	第3子	夫婦	夫	第1子	第2子	第3子	妻	夫婦	夫	第1子	第2子	第3子	妻	夫婦
子なし 000	38.4	.	.	.	27.9	66.2	54.6	.	.	.	45.4	100.0
1人子 001 ^B	33	.	.	67.0	25.5	22	.	.	20.1	45.6	41.3	28	.	.	31.0	72.3
002 ^A	28	.	.	71.7	29.2	20	.	.	15.5	44.7	38.6	33	.	.	28.1	66.7
003	34	.	.	65.8	26.7	26	.	.	24.0	50.7	37.0	37	.	.	25.9	62.9
004	35	.	.	64.6	22.8	22	.	.	16.2	39.0	44.3	32	.	.	24.1	68.4
2人子 01 ^B 1 ^B	24	17	.	58.9	19.0	17	16	.	15.6	34.7	28.0	25	22	.	24.5	52.5
02 ^A 1 ^B	22	23	.	55.5	20.9	17	17	.	15.6	36.5	35.8	26	21	.	14.6	50.4
02 ^B 2 ^A	25	22	.	53.5	19.5	18	17	.	15.2	34.7	28.7	26	25	.	20.3	49.0
032 ^B	25	25	.	50.0	18.8	19	18	.	16.5	35.3	29.0	28	24	.	19.0	49.0
043	27	21	.	52.5	20.0	23	19	.	15.8	35.7	30.2	27	25	.	18.5	48.7
3人子 2 ^A 1 ^B 1 ^B	19	21	16	43.3	17.8	15	14	13	13.4	31.2	28.0	21	21	15	15.0	43.0
2 ^B 2 ^A 1 ^B	18	17	19	45.1	16.7	15	14	15	12.5	29.1	28.0	19	17	18	17.1	45.1
32 ^B 2 ^A	21	20	18	41.0	15.9	18	19	17	11.7	27.5	20.4	22	21	19	17.9	38.3
432 ^B	21	18	17	43.9	19.7	19	15	14	12.7	32.5	18.7	22	21	20	18.0	36.7

図 7-1 周期段階別にみた1人子家族の生活費分配状況

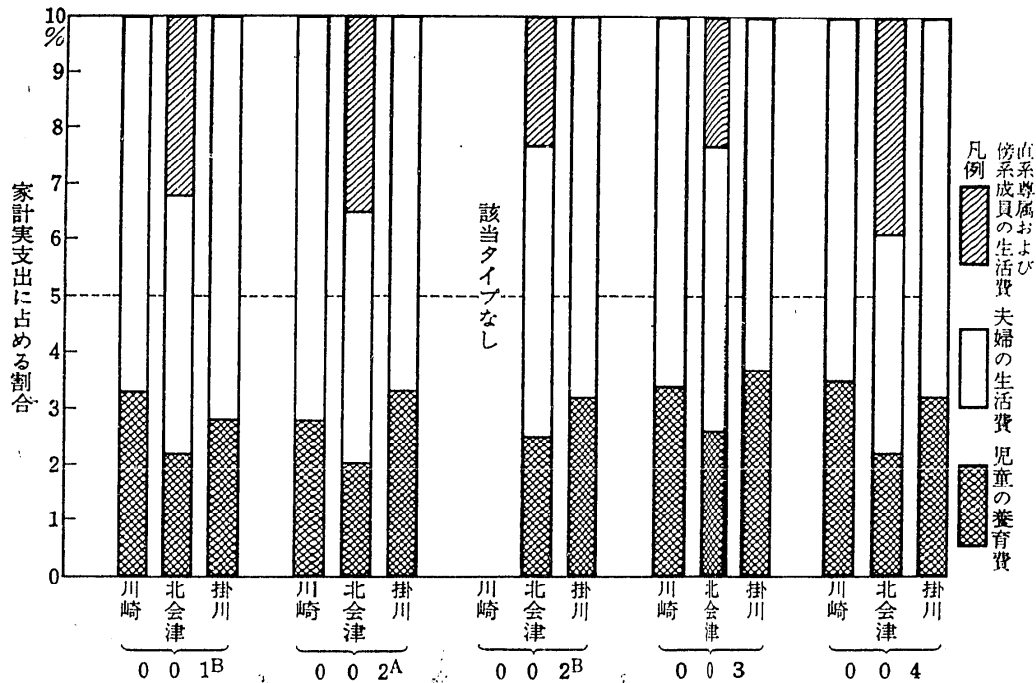


図 7-2 周期段階別にみた 2 人子家族の生活費分配状況

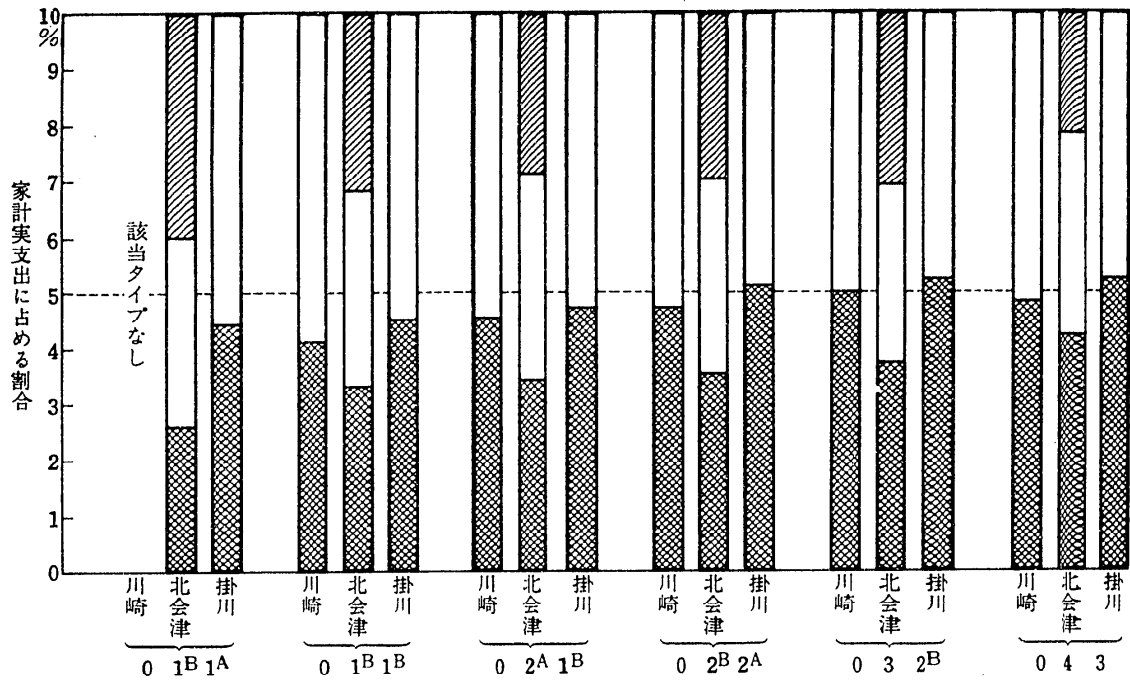
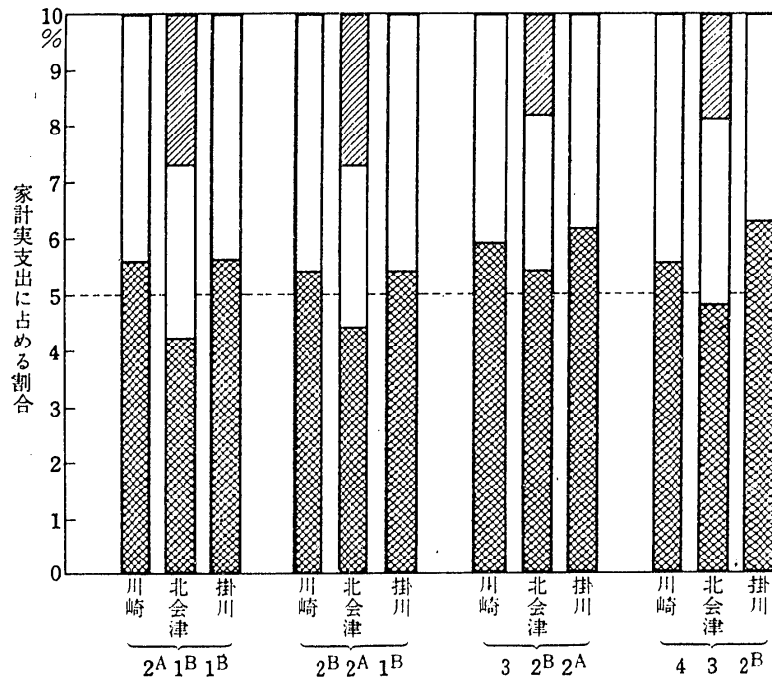


図 7-3 周期段階別にみた 3 人子家族の生活費分配状況



育・教養費と食料費とを加算して、修正養育費を算出してみた。次表がその結果であるが、下順位の児童の相当数のものが、ほぼ第1子の養育費水準にまで達する結果となることが分るのである。

これらの結果からみれば、下順位の児童は相対的に年

少であるため、まだ上順位の児童が必要としている額までを必要とする年齢には達してはいないということであり、出生順位による養育費の絶対額にみられる格差は、そのまま下順位にある児童の養育費水準の低さを示すものではなく、年齢の若さに起因する当然の額の低さとみ

ることができる。

きわめて大胆な試算結果ではあるが、もしお下りなどによる節約が考えられるとすれば、それは修正後、なお残っている出生順位別指数差の中に含まれていると考えべきであろう。

掛川モデル

長子が2^A段階タイプ

		第1子	第2子	第3子
養育費	(A)	100.0	98.0	72.1
食料費と教育・教養費とを加算した修正養育費	(B)	100.0	99.7	89.5

長子が2^B段階タイプ

	(A)	100.0	88.8	93.9
	(B)	100.0	93.1	93.9

長子が3段階タイプ

	(A)	100.0	93.2	86.9
	(B)	100.0	101.5	97.5

長子が4段階タイプ

	(A)	100.0	93.8	91.6
	(B)	100.0	93.8	104.1

川崎モデル

長子が2^A段階タイプ

		第1子	第2子	第3子
養育費	(A)	100.0	110.3	85.4
食料費と教育・教養費とを加算した修正養育費	(B)	100.0	110.3	97.8

長子が2^B段階タイプ

	(A)	100.0	93.2	105.9
	(B)	100.0	98.0	105.9

長子が3段階タイプ

	(A)	100.0	93.2	87.9
	(B)	100.0	94.0	94.2

長子が4段階タイプ

	(A)	100.0	87.4	79.5
	(B)	100.0	98.3	96.4

北会津モデル

長子が2^A段階タイプ

		第1子	第2子	第3子
養育費	(A)	100.0	91.3	88.2
食料費と教育・教養費とを加算した修正養育費	(B)	100.0	103.0	100.5

長子が2^B段階タイプ

	(A)	100.0	89.4	94.9
	(B)	100.0	100.6	101.5

長子が3段階タイプ

	(A)	100.0	104.3	94.4
	(B)	100.0	114.9	109.3

長子が4段階タイプ

	(A)	100.0	85.5	74.3
	(B)	100.0	94.3	88.3

以上のように、地方小都市である掛川市における常用勤労者家族においても、先年業績である大都市(川崎市)における大企業組織労働者家族、東北(福島県北会津村)における水田単作農家家族におけると同様に、児童数の多くは家計緊張が高く、周期段階の移行はそれにさらに拍車をかける様子が明らかとなった。

周期段階の高段階移行は、児童数にはかかわりなく教育・教養費を増高させるために、多児童、高段階移行は養育費の増大量も大きく、かつ家計への圧迫も激しい。とくに、この掛川モデルでは学校教育費の増高勾配が激しいため、これらの変化はより一層激しいものがある。これらの高い家計緊張の中にあっては、児童は成長に十分な栄養摂取をさえ危くする食料費の切り詰めが余儀なくされ、家計の中で、第一次的調節の役割を果たしている主婦の生活費の切り詰め結果も芳しからざるものがある。

この掛川モデルでは、このような家計緊張の中にありながら、一般勤労家計群に比べて、その貯蓄性向がきわめて高く、高段階における教育費出費も大きいため、食料費の段階移行に伴う変化が、川崎、北会津両モデルと比べその趣をかなり異にしている。

静岡県は元来、家計構造の中における食料費充当傾向にやや正常ならざる傾向を示し、ことさらに食料費分配にきびしさのみえる県であり、食料費の切り詰め、貯蓄保有高の大きさなどでは西部地域が目すべき地域である点を思えば、静岡県西部に位するこの掛川モデルに、それらの点が反映したとみられないこともない。

しかし、これら掛川モデルの示す諸特性は、地方小都市常用勤労者家族の指し示す一般的傾向であるのか、はたまた、静岡県西部地域に位置する掛川市在住の勤労家計群であるがためのきわめて特異な姿であるのか、への回答は、なお今後の研究結果を俟たなければ定かにはできない。

表 6

	子 供 が 0 人 の タ イ プ			
	000			
	総 額	夫	妻	夫 妻 の 計
I 実 支 出	43,930	23,990	19,940	43,930
1. 食 料 費	20,523	10,817	9,706	20,523
(1) 家 庭 食 事	11,076	4,758	6,318	11,076
i 穀 類	2,605	1,105	1,500	2,605
ii 魚 介 類	1,009	423	586	1,009
iii 肉 類	904	375	529	904
iv 乳 卵	1,452	615	837	1,452
v 野 菜	1,807	774	1,033	1,807
vi そ の 他	3,299	1,466	1,833	3,299
(2) お や つ	1,973	994	979	1,973
(3) 酒 類	712	527	185	712
(4) 外 食	6,762	4,538	2,224	6,762
(5) 学 校 給 食				
2. 住 居 費	4,003	2,002	2,001	4,003
3. 光 熱 費	1,695	881	814	1,695
4. 被 服 費	1,476	1,028	448	1,476
5. 医 療 保 健	3,534	1,440	2,094	3,534
6. 児 童 教 育 費				
(6) 学 校 教 育				
(7) 教 材, 文 房 具				
(8) 運 動, 玩 具				
(9) そ の 他 児 童 教 育				
7. 雑 費	7,165	5,054	2,111	7,165
(10) 教 養 娯 楽 (再)	1,739	1,070	669	1,739
(11) 交 通, 通 信 (再)	1,323	1,053	270	1,323
(12) 交 際 費 (再)	1,640	1,209	431	1,640
8. 非 消 費 支 出	5,534	2,768	2,766	5,534
II 実 収 入	61,643			
夫の勤め先収入	55,651			

(単位 円)	子 供 が 1 人												
	001 ^B					002 ^A							
	総 額	第1子	子の計	夫	妻	夫の計	第1子	子の計	夫	妻	夫婦の計	総 額	第1子
I 実 支 出	68,034	18,839	18,839	28,084	21,111	49,195	19,349	19,349	22,407	16,300	38,707	67,209	21,439
1. 食 料 費	25,193	8,078	8,078	9,217	7,898	17,115	8,339	8,339	9,255	7,036	16,291	26,335	8,531
(1) 家 庭 食 事 類	16,048	5,297	5,297	4,664	6,087	10,751	4,999	4,999	5,008	5,593	10,601	17,617	5,793
i 穀 類	2,765	1,005	1,005	758	1,002	1,760	1,195	1,195	953	1,295	2,248	4,272	1,477
ii 魚 介 類	1,936	572	572	611	753	1,364	589	589	837	813	1,650	2,425	818
iii 肉 類	3,002	1,092	1,092	833	1,077	1,910	571	571	672	637	1,309	1,625	513
iv 乳 卵 類	1,766	703	703	409	654	1,063	627	627	696	590	1,286	1,864	612
v 野 菜 類	2,558	751	751	792	1,015	1,807	789	789	812	1,022	1,834	2,860	861
vi そ の 他	4,021	1,174	1,174	1,261	1,586	2,847	1,228	1,228	1,038	1,236	2,274	4,571	1,512
(2) お や つ 類	5,247	2,187	2,187	1,493	1,567	3,060	2,029	2,029	722	1,048	1,770	3,911	1,841
(3) 酒 類	565			565		565			2,200		2,200	1,410	17
(4) 外 食 類	3,208	469	469	2,495	244	2,739	687	687	1,325	395	1,720	2,874	357
(5) 学 校 給 食 費	125	125	125				624	624				523	523
2. 住 居 費	6,233	1,354	1,354	3,372	1,507	4,879	1,536	1,536	1,284	1,291	2,575	5,168	1,609
3. 光 熱 費	3,535	760	760	2,013	762	2,775	698	698	1,012	699	1,711	1,935	636
4. 被 服 費	6,210	1,549	1,549	1,402	3,259	4,661	1,257	1,257	808	954	1,762	2,924	1,506
5. 医 療 保 健 費	4,205	965	965	861	2,379	3,240	898	898	1,283	1,923	3,206	4,103	816
6. 児 童 教 育 費	1,385	1,385	1,385				2,957	2,957				3,446	3,446
(6) 学 校 教 育 費							353	353				505	505
(7) 教 材, 文 房 具							339	339				548	548
(8) 運 動, 玩 具	193	193	193				327	327				379	379
(9) そ の 他 児 童 教 育 費	1,192	1,192	1,192				1,938	1,938				2,014	2,014
7. 雑 費	11,487	1,487	1,487	7,956	2,044	10,000	1,632	1,632	6,731	2,363	9,094	16,299	2,614
(10) 教 養 娯 楽 (再)	3,992	589	589	2,390	1,013	3,403	373	373	658	724	1,382	4,062	1,022
(11) 交 通, 通 信 (再)	2,010	135	135	1,694	181	1,875	322	322	1,252	664	1,916	5,645	691
(12) 交 際 費 (再)	2,830	539	539	1,665	626	2,291	286	286	2,293	258	2,551	1,656	321
8. 非 消 費 支 出	9,786	3,261	3,261	3,263	3,262	6,525	2,032	2,032	2,034	2,034	4,068	6,999	2,281
II 実 収 入	75,646											78,015	
夫 の 勤 め 先 収 入	67,091											63,558	

の 002B		イ					003					004				
		子の計	夫	妻	夫妻の計	総額	第1子	子の計	夫	妻	夫妻の計	総額	第1子	子の計	夫	妻
21,439	25,541	20,229	45,770	60,135	22,346	22,346	22,231	15,558	37,789	67,964	21,500	21,500	30,088	16,376	46,464	
8,531	9,453	8,351	17,804	24,920	8,293	8,293	9,772	6,855	16,627	26,901	8,428	8,428	10,989	7,284	18,473	
5,793	5,292	8,532	11,824	15,894	6,542	6,542	3,967	5,385	9,352	16,965	5,464	5,464	5,291	6,210	11,501	
1,477	1,209	1,586	2,795	3,803	1,485	1,485	920	1,398	2,318	3,983	1,200	1,200	1,020	1,763	2,783	
818	747	860	1,607	2,211	786	786	808	617	1,425	2,417	679	679	839	859	1,738	
513	584	528	1,112	1,855	869	869	410	576	986	1,842	520	520	724	598	1,322	
612	595	657	1,252	1,341	690	690	252	399	651	2,037	856	856	584	597	1,181	
861	904	1,095	1,999	2,311	878	878	574	859	1,433	2,352	696	696	787	869	1,656	
1,512	1,253	1,806	3,059	4,373	1,834	1,834	1,003	1,536	2,539	4,334	1,513	1,513	1,337	1,484	2,821	
1,841	1,035	1,035	2,070	3,539	1,503	1,503	969	1,067	2,036	3,857	1,589	1,589	1,121	1,147	2,288	
17	1,371	22	1,393	3,539	248	248	4,836	403	5,239	200	1,375	1,375	200	127	4,504	
357	1,755	762	2,517	5,487	248	248	4,836	403	5,239	200	1,375	1,375	4,377	127	4,504	
523																
1,609	1,753	1,806	3,559	3,907	1,568	1,568	1,169	1,170	2,339	2,388	1,106	1,106	641	641	1,282	
636	670	629	1,299	3,196	1,062	1,062	1,073	1,061	2,134	2,424	808	808	808	808	1,016	
1,506	512	906	1,418	2,635	1,416	1,416	767	452	1,219	1,732	988	988	337	407	744	
816	1,056	2,231	3,287	2,449	812	812	645	991	1,637	2,852	497	497	686	1,669	2,355	
3,446				4,291	4,291	4,291				5,575	5,575	5,575				
505				1,314	1,314	1,314				4,100	4,100	4,100				
548				464	464	464										
379				360	360	360										
2,014				2,153	2,153	2,153										
2,614	9,814	3,871	13,685	10,279	2,085	2,085	5,984	2,210	8,194	1,475	1,475	1,475	13,961	2,576	16,537	
1,022	1,387	1,653	3,040	2,286	417	417	1,288	581	1,869	6,119	1,682	1,682	4,398	1,343	5,741	
691	3,790	1,164	4,954	2,333	614	614	1,155	564	1,719	1,519	710	710	244	565	809	
321	898	437	1,335	1,931	537	537	846	548	1,394	8,346	360	360	7,551	435	7,986	
2,281	2,283	2,435	4,718	8,458	2,819	2,819	2,820	2,819	5,639	7,873	2,416	2,416	2,666	2,791	5,457	
				84,118						85,288						
				76,628						61,316						

	子 供 が 2 人												
	01PIA					01PIB							
	総額	第1子	第2子	子の計	夫	妻	夫妻の計	総額	第1子	第2子	子の計	夫	妻
I 実支	50,499	12,556	9,738	22,294	17,421	10,784	28,205	58,771	14,978	12,928	27,906	16,485	14,380
1. 食料	22,789	5,883	4,082	9,965	7,835	4,989	12,824	26,134	6,803	6,696	13,499	7,289	5,346
(1) 家庭食	15,557	4,088	3,307	7,395	3,938	4,224	8,162	15,686	4,186	4,469	8,655	3,210	3,821
i 穀	3,793	1,091	662	1,753	912	1,128	2,040	3,934	1,080	1,079	2,159	753	1,022
ii 魚介	1,406	369	98	467	470	469	939	1,813	404	312	716	582	515
iii 肉類	1,420	515	22	537	427	456	883	1,600	431	414	845	345	410
iv 乳卵	3,563	685	1,925	2,610	462	491	953	2,762	862	1,238	2,100	259	403
v 野菜	1,966	512	203	715	589	662	1,251	1,587	382	374	756	372	459
vi その他	3,409	916	397	1,313	1,078	1,018	2,096	3,990	1,027	1,052	2,079	899	1,012
(2) おやつ	3,240	1,524	660	2,184	503	553	1,056	5,468	1,965	1,677	3,642	868	958
(3) 酒	885	24	24	48	837	212	837	922	578	550	1,128	901	21
(4) 外食	3,051	191	91	282	2,557	212	2,769	3,984	74	74	74	2,310	546
(5) 学校給食	56	56		56				74			74		
(6) 学食	5,759	1,405	1,335	2,740	1,661	1,368	3,019	6,660	1,684	1,654	3,338	1,652	1,670
2. 住居	2,366	584	584	1,168	613	585	1,198	2,362	576	576	1,152	633	577
3. 光熱	2,589	562	1,077	1,639	456	494	950	3,400	789	658	1,447	993	960
4. 被服	3,038	900	771	1,671	638	729	1,367	3,815	632	587	1,219	531	2,065
5. 医療	1,411	1,334	77	1,411				2,123	1,921	202	2,123		
6. 児童教育	346	346		346				533	533		533		
(7) 教材, 文具	33	33		33				43	40	3	43		
(8) 運動, 玩具	364	353	11	364				334	222	112	334		
(9) その他児童教育	668	602	66	668				1,213	1,126	87	1,213		
7. 雑費	8,760	942	866	1,808	5,280	1,672	6,952	10,833	1,712	1,694	3,406	4,525	2,902
(10) 教養娯らく(再)	2,058	296	193	489	1,083	486	1,569	2,424	362	343	705	910	809
(11) 交通, 通信(再)	1,437	107	97	204	901	332	1,233	2,530	229	222	451	1,148	931
(12) 交際費(再)	853	210	230	440	204	209	413	3,277	715	726	1,441	1,100	736
8. 非消費支出	3,787	946	946	1,892	948	947	1,895	3,444	861	861	1,722	862	860
II 実収入	55,982							59,962					
夫の勤め先収入	49,302							49,944					

の タ イ ブ	02 ^A B										02 ^B A				
	夫 妻 の 計	総 額	第1子	第2子	子 の 計	夫	妻	夫 妻 の 計	第1子	第2子	子 の 計	夫	妻	夫 妻 の 計	総 額
30,865	68,994	17,597	14,182	31,779	21,501	15,714	37,215	16,318	15,844	32,162	18,100	12,829	30,929	63,091	58,285
12,635	29,043	7,289	6,453	13,742	9,468	5,833	15,301	7,480	7,812	15,292	9,693	6,691	16,384	31,176	26,694
7,031	17,518	4,524	4,367	8,891	4,029	4,598	8,627	5,211	5,405	10,616	5,139	5,567	10,706	21,322	18,763
1,775	3,952	956	974	1,930	1,018	1,004	2,022	1,570	1,597	3,167	1,448	1,710	3,158	6,325	5,545
1,097	1,713	443	322	765	433	515	948	596	567	1,163	666	652	1,318	2,481	2,366
755	2,149	576	495	1,071	457	621	1,078	458	394	852	407	508	915	1,767	2,386
662	2,729	830	1,080	1,910	351	468	819	583	668	1,251	457	376	833	2,084	1,454
831	2,165	515	445	960	535	670	1,205	664	708	1,372	782	743	1,525	2,897	2,032
1,911	4,810	1,204	1,051	2,255	1,235	1,320	2,555	1,340	1,471	2,811	1,379	1,578	2,957	5,768	4,980
1,826	5,930	2,128	1,831	3,959	925	1,046	1,971	1,437	1,564	3,001	809	755	1,564	4,565	3,979
922	1,701	22	22	44	1,634	23	1,657	21	21	42	2,013	43	2,056	2,098	768
2,856	3,529	275	208	483	2,880	166	3,046	345	300	645	1,732	326	2,058	2,703	2,474
	364	340	25	365				466	522	988				988	710
3,322	4,080	986	948	1,934	974	1,172	2,146	752	742	1,494	740	682	1,422	2,916	3,187
1,210	2,885	710	638	1,348	899	638	1,537	748	737	1,485	942	743	1,685	3,170	2,188
1,953	5,382	1,092	1,152	2,244	1,246	1,892	3,138	1,464	972	2,436	1,223	647	1,870	4,306	3,145
2,596	4,917	1,513	538	2,051	765	2,101	2,866	755	493	1,248	575	1,110	1,685	2,933	2,806
	4,326	2,859	1,467	4,326				2,527	2,570	5,094				5,097	5,175
	617	412	205	617				624	376	1,000				1,000	1,460
	540	508	32	540				546	614	1,160				1,160	437
	1,105	365	740	1,105				116	171	287				287	209
	2,064	1,574	490	2,064				1,241	1,409	2,650				2,650	3,069
7,427	11,289	1,434	1,054	2,488	6,435	2,366	8,801	1,437	1,363	2,800	3,766	1,779	5,545	8,345	8,615
1,719	2,754	196	173	369	1,455	930	2,385	383	321	704	946	569	1,515	2,219	1,834
2,079	1,507	153	52	205	915	387	1,302	263	237	500	628	381	1,009	1,509	2,025
1,836	1,937	247	221	468	1,248	221	1,469	523	483	1,006	653	550	1,203	2,209	1,279
1,722	7,072	1,714	1,932	3,646	1,714	1,712	3,426	1,155	1,155	2,310	1,161	1,177	2,388	4,648	6,475
	80,914													63,851	71,340
	72,374													56,169	63,694

I 実支料食	子 供 が 3 人 の 夕 イ フ											
	2 ^{A1} 1 ^B					2 ^{A2} 1 ^B						
	総額	第1子	第2子	第3子	子の計	夫	妻	夫妻の計	総額	第1子	第2子	第3子
1. 出費	66,500	14,215	13,924	9,760	37,899	18,604	9,997	28,601	73,845	12,108	12,433	13,537
(1) 家庭食料	25,549	5,193	5,360	4,511	15,066	6,785	3,697	10,482	34,077	6,328	6,481	6,604
i 穀類	14,900	3,065	3,442	2,928	9,436	2,495	2,969	5,464	18,380	3,605	3,597	4,311
ii 魚介類	4,182	782	966	1,020	2,768	637	777	1,414	3,482	655	164	885
iii 肉類	1,415	273	286	195	754	297	364	661	2,137	387	400	479
iv 乳類	1,004	213	229	172	614	177	212	390	709	137	141	153
v 野菜類	2,367	601	686	525	1,811	252	304	556	3,269	812	783	864
vi その他	1,846	363	368	266	998	404	444	848	2,453	470	469	521
(2) お酒	4,086	833	907	750	2,490	728	868	1,595	6,330	1,144	1,140	1,409
(3) 外食	5,330	1,437	1,354	1,410	4,201	637	492	1,129	5,722	1,398	1,444	1,558
(4) 学校給食	1,076	20	91	20	131	925	20	945	1,080		660	735
(5) 学給	3,814	371	459	139	969	2,642	202	2,844	7,335	545	780	780
(6) 学給	429	300	14	14	329	86	14	100	1,560	780	780	780
2. 住費	13,845	2,758	2,791	2,054	7,603	4,205	2,036	6,241	6,077	1,076	1,112	1,088
3. 光熱費	2,426	458	457	457	1,371	597	458	1,055	2,759	351	351	350
4. 被服費	3,222	674	654	422	1,750	453	1,020	1,473	752	72	163	72
5. 医療費	3,660	934	690	525	2,148	856	656	1,512	3,668	351	208	1,498
6. 児童教育費	4,680	2,420	2,178	82	4,680				5,240	1,718	1,902	1,620
(6) 学校教育費	1,637	349	1,288	82	1,637				865	450	415	415
(7) 教材、文房具	512	491	21		512				1,781	805	961	15
(8) 運動、玩具	223	107	105	11	223				324	113	126	85
(9) その他児童教育費	2,308	1,473	764	71	2,308				2,270	350	400	1,520
7. 雑費	8,123	793	809	725	2,327	4,722	1,074	5,796	15,839	1,151	1,155	1,244
(10) 教養娯らく(再)	3,816	409	325	433	1,166	2,143	506	2,649	4,548	735	730	940
(11) 交通、通信(再)	1,046	102	185	20	307	586	153	739	1,263	97	97	67
(12) 交際費(再)	855	107	124	97	328	279	249	528	5,410	138	147	136
8. 非消費支出	4,995	984	985	984	2,954	986	1,056	2,042	5,433	1,061	1,061	1,061
II 実収入	63,231								81,351			
夫の勤め先収入	57,483								63,486			

432A															
32B2A						432A									
の	タ	イ	ブ												
総額	第1子	第2子	第3子	子の計	夫	妻	夫妻の計	総額	第1子	第2子	第3子	子の計	夫	妻	夫妻の計
71,643	15,775	14,705	13,713	44,193	14,625	12,825	27,450	99,651	22,087	20,710	20,242	63,039	18,653	17,959	36,612
30,159	6,186	5,977	5,908	18,071	7,117	4,971	12,088	32,134	6,282	6,325	7,601	20,208	6,041	5,885	11,926
21,838	4,902	4,156	3,961	13,019	4,669	4,150	8,819	20,226	4,739	4,922	3,857	13,518	2,749	3,959	6,708
7,712	1,646	1,523	1,472	4,641	1,542	1,529	3,071	6,358	1,494	1,501	1,237	4,232	912	1,214	2,126
2,054	481	363	347	1,191	512	351	863	2,595	628	624	439	1,691	488	416	904
1,326	374	222	199	795	336	195	531	2,513	633	672	449	1,754	333	426	759
1,951	483	387	383	1,253	351	347	698	1,929	397	356	318	1,071	229	629	858
2,466	530	470	442	1,442	518	506	1,024	2,985	662	644	716	2,022	364	599	963
6,329	1,388	1,191	1,118	3,697	1,410	1,222	2,632	3,846	925	1,125	698	2,748	423	675	1,098
4,448	993	1,036	1,122	3,151	710	587	1,297	6,125	1,368	1,343	1,874	4,585	924	616	1,540
708					642	66	708								
1,822	236	169	265	670	984	168	1,152	5,078	175	60	1,165	1,400	2,368	1,310	3,678
1,343	55	616	560	1,231	112		112	705			705	705			
4,339	1,012	865	879	2,756	789	794	1,583	12,952	2,606	2,571	2,570	7,747	2,620	2,585	5,205
2,368	476	476	461	1,413	479	476	955	4,256	851	851	850	2,552	853	851	1,704
4,285	567	1,215	688	2,470	474	1,341	1,815	3,474	1,885	10	1,045	2,940	510	24	534
4,505	644	494	515	1,653	574	2,278	2,852	3,789	1,461	456	366	2,283	816	690	1,506
10,238	4,244	3,146	2,848	10,238				11,321	4,661	4,745	1,915	11,321			
2,484	1,396	693	395	2,484				3,975	2,370	1,580	25	3,975			
544	295	113	136	544				295	110	105	80	295			
541	213	84	244	541				485		405	80	485			
6,669	2,340	2,256	2,073	6,669				6,566	2,181	2,655	1,730	6,566			
7,401	913	859	741	2,513	3,574	1,314	4,888	16,308	1,259	2,669	2,812	6,740	4,729	4,839	9,568
2,828	344	377	291	1,012	1,165	651	1,816	4,091	416	416	416	1,248	935	1,908	2,843
1,005	171	102	50	323	398	284	682	5,030	78	1,178	1,631	2,887	78	2,065	2,143
1,186	207	191	212	610	982	194	576	1,400	260	260	260	780	260	360	620
8,348	1,733	1,673	1,673	5,079	1,618	1,651	3,269	15,417	3,082	3,083	3,083	9,248	3,084	3,085	6,169
77,747								120,271							
68,467								106,863							

地方小都市における常用勤労者家族の児童養育費の研究(III)

—栄養分析を中心として—

長嶺 晋吉・磯部しづ子・山川喜久江

本調査は、児童養育費に関する総合的研究の一環として、昭和41年8月福島県農村家族を対象として行った調査に引き続き、昭和43年9月静岡県掛川市の地方都市における常用勤労者家族を対象として行ったものである。

本調査の目的は、前報告¹⁾でも述べたように、家族周期段階別に世帯の栄養摂取状態を調査するとともに、子供の栄養摂取状態を年齢別に明らかにし、世帯の家計状態および子供の養育費と栄養との関係を分析し、児童保健の立場から児童養育費の総合的検討に基礎的根拠を与えるためである。

I 調査対象と調査ならびに集計方法

1 調査対象と調査期日

静岡県掛川市の常用勤労者の家庭の中より栄養調査対象世帯として70世帯を選定した。表1に示すように、この70世帯は子供の発達段階別に子供数による家族構

表1 栄養調査対象

子供数	タイプ	世帯数	成人		子供	
			男	女	男	女
1人	0 0 1 ^B	4	4	4	2	2
	0 0 2 ^A	6	6	6	3	3
	0 0 2 ^B	6	6	6	4	2
	0 0 3	5	4	5	0	5
	0 0 4	2	2	2	2	0
2人	0 1 ^B 1 ^B	9	8	9	13	5
	0 1 ^B 2 ^A	7	7	7	9	5
	0 2 ^A 2 ^B	5	5	5	6	4
	0 2 ^B 3	5	5	5	6	4
	0 3 4	8	8	8	8	8
3人	1 ^B 1 ^B 2 ^A	5	5	5	9	6
	1 ^B 2 ^A 2 ^A	1	1	1	2	1
	1 ^B 2 ^A 2 ^B	2	2	2	4	2
	2 ^A 2 ^B 3	4	4	4	6	6
	2 ^A 3 4	1	1	1	3	0
合計	70	68	70	77	53	

注 成人男子2名は栄養調査期間中不在。

成タイプ別に家計簿調査の対象世帯より抽出されたものである。

調査期日は、昭和43年9月2~4日の連続3日間である。

2 調査方法と集計方法

調査法は秤量式を採用し、各世帯に与えた台秤を用いて、家族全員が摂取した食物を調理前の形で秤量して所定の調査用紙に記入させた。

世帯の個人の摂取量については、調理食品を食前に秤量し、全でき上り量に対する個人の配分量をできるだけ正確に記入させるようにした。調査日には、担当調査員が1日1回は必ず各家庭を訪問し、秤量の仕方、記入の仕方をチェック指導して調査の正確を期した。

栄養量の算出には『三訂日本食品標準成分表²⁾』を用いた。個人別食品摂取量ならびに栄養摂取量を求めるには、比例方式を用い、個人別配分量の全量に対する比率を世帯の全量に乗ずる方法によった。外食をした場合は、その内容をできるだけ明らかにして摂取量に加え、内容の不明のものは欠食として補正を行った。補正をするにあたっては、朝昼夕の栄養量の摂取割合を3:4:5として、この比率に従って補正し、米客の摂取分についてもこの比率による補正を行った。家畜飼料分も記入させてその分を除外し、世帯および個人の実摂取量を求めるようにした。

学童の学校給食、保育所の給食は、それぞれの献立表より該当日のものを摂取量に加えた。

なお、全然食事を摂らなかった欠食は、その日にとった全量を全摂取量と考えて補正を行わなかった。

世帯の成人当り摂取量の算出にあたっては現行消費単位係数を使用した。

ビタミン類の摂取量は、一応成分表値のままの値を示したが、実際にはAは約20%、B₁は40%、B₂は30%、Cは50%を調理による損失率と考えるのが妥当であろう。なお、ビタミンAはカロチンのA効力を3分の1と

2) 科学技術庁資源調査会『三訂日本食品標準成分表』昭和38年。

1) 長嶺他『季刊社会保障研究』Vol. 3, No. 4, 1968。

考えて、純Aに加え、A効力として表示した。

II 成 績

1 世帯の平均栄養摂取状況

(1) 世帯の平均栄養摂取量

本調査対象世帯の1人1日当り平均栄養摂取量は、まず、静岡県内における位置づけとして観察すると、表2に示すように、ほとんど同時期に調査された中部地域市街住宅地区の世帯栄養摂取量³⁾と比較し、成人単位にして熱量低く、特に蛋白質と動物性蛋白質は低く、脂肪も低く、また、カルシウム、ビタミンB₁、Cも劣る傾向にある。蛋白質の摂取量は同県内農村地域³⁾に比しても劣っている。しかし、動物性蛋白質と脂肪はわずかにまさる傾向にある。すなわち、本対象の西部地域掛川市住宅地区の栄養摂取状態は同県内の他の市部に比しかなり劣り、むしろ農村地域に近い状態にあるといえる。

全国平均栄養摂取量(昭和41年度)⁴⁾と比較してみると、熱量低く、特に蛋白質低く、脂肪、カルシウムも低く、ビタミンAとCは特に低く、ビタミンCの摂取は2分の1に過ぎない。本対象と条件的に対応すると思われる全国都市常用勤労者世帯⁴⁾の栄養摂取量と比較してみると、全国平均との差以外に、動物性蛋白質低く、脂肪はより低く、糖質カロリー比が高い(図1)という後進性の傾向にある。

参考までに、昭和41年8月に実施した福島県北会津

図1 栄養比率比較(%)

	糖 質	蛋白質	脂肪
本 調 査	69.5	13.4	17.1
静岡県中部市街地	71.6	13.5	14.9
全国平均	70.1	13.6	16.3
全国常用勤労者世帯	67.5	14.0	18.5
福島県専業農家	75.5	12.4	12.1

村専業農家世帯¹⁾の栄養摂取量と比較してみると、本調査対象は、熱量と蛋白質の摂取低く、ビタミンCの摂取が著しく劣るが、動物性蛋白質と脂肪の摂取はまさっている。

本対象の栄養摂取状態が栄養基準量に照らしてカルシウム、ビタミン類においてかなり不足していることはもちろんである。要するに本対象地区の栄養摂取状態は栄養素の上からみると、都市部常用勤労者世帯としてはやや後進性を持ち、かなりアンバランスの状態にあるといえる。

(2) 世帯の平均食品群別摂取量

全世界帯の1人1日平均食品群別摂取量を昭和41年度全国平均および全国都市常用勤労者世帯のそれと比較観

表2 世帯栄養摂取量の比較

栄 養 素	静 岡 県		全 国 平 均 ¹⁾	全 国 常 用 勤 労 者 世 帯 ¹⁾	福 島 県 専 業 農 家 ²⁾	
	本調査(西部)	中部市街地				
成人当り1日	熱量 Cal	2,322	2,574	2,461	2,525	2,450
	蛋白質 g	70.8	79.1	79.9	81.0	74.3
	動物性蛋白質 g	32.7	35.5	31.3	33.8	23.6
1人1日当り	脂 質 g	37.6	38.0	39.7	43.8	30.8
	カルシウム mg	445	496	499	508	442
	ビタミンA I.U.	1,019	839	1,600	1,729	1,014
	ビタミンB ₁ mg	0.92	1.18	1.03	1.03	1.19
	ビタミンB ₂ mg	0.90	0.97	0.90	0.94	1.00
	ビタミンC mg	51	67	118	120	117
栄養比率%	糖 質 Cal/総 Cal	69.5	71.6	70.1	67.5	75.5
	脂 質 Cal/総 Cal	17.1	14.9	16.3	18.5	12.1
	蛋白質 Cal/総 Cal	13.4	13.5	13.6	14.0	12.4
	動 蛋/総 蛋	46.0	45.0	39.2	41.8	31.1

注 1) 昭和41年度国民栄養調査(41.11).

2) 『季刊社会保障研究』, Vol. 3, No. 4, 1968(43.11).

3) 静岡県『静岡県学童の体位体力向上対策研究報告』, 昭和43年調(未発表).

4) 厚生省『国民栄養の現状』, 昭和41年度.

表3 世帯の食品群別摂取量の比較

(1人1日当りg)

食品群	静岡県		全国平均 ¹⁾	全国常用勤労者世帯 ²⁾	福島県専業農家 ²⁾
	本調査(西部)	中部市街地			
米	230	273	334.7	306.6	365
油脂類	10	10	10.8	12.4	7
豆類	60	71	75.6	73.4	60
果実類	101	173	120.1	127.6	388
緑黄色野菜	26	25	45.7	46.2	49
その他の野菜	151	170	193.1	184.3	382
魚介類	66	87	84.5	82.6	69
獣鳥鯨肉類	40	50	34.7	42.6	18
卵	42	32	33.9	40.1	25
乳および乳製品	119	106	54.4	66.3	39
菓子類	46	44	24.0	25.5	—

注 1) 昭和41年度国民栄養調査(41.11).

2) 『季刊社会保障研究』Vol. 3, No. 4, 1968(43.11).

察すると(表3), 本対象世帯は穀類, いも類, 豆類が低く, そのために熱量と総蛋白質の摂取量が低くなっている。それに反し菓子類は比較的が多い。緑黄色野菜は半分程度で著しく少く, その他の野菜(野菜漬物を含む)も果実の摂取も少ない。動物性食品では, 魚介類は少ないが, 肉類, 卵は全国平均に比しては多く, 全国勤労者世帯と匹敵し, 乳および乳製品は2倍近く高い。福島県専業農家世帯の状態に比較しては, 緑黄色野菜, 果実, その他の野菜が半分程度に低く, 逆に肉類, 卵は2倍程度

高く, 乳類は3倍程度も高い。

以上の傾向からみると, 本対象の食品群別摂取状態は, 食品の上からは一面都市的性格を有しているが, 野菜類が著しく少いという欠陥を持ち, そのためにカルシウムやビタミン類の摂取が低く, 特にビタミンAとCの著しく少いという栄養的アンバランスにある。

また, 菓子類や嗜好飲料の多いことは, 季節的影響にもよることが考えられるが, 食生活のあり方にも問題のあることを示しているといえよう。

2 タイプ別世帯の栄養摂取状態

(1) タイプ別世帯の栄養摂取量

家族タイプ別世帯の栄養摂取量を, まず, 子供数別の世帯平均でみると表4および図2に示すように, 熱量は

図2 子供数別世帯の平均栄養摂取量

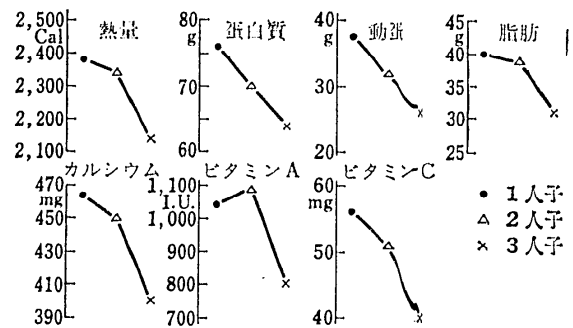
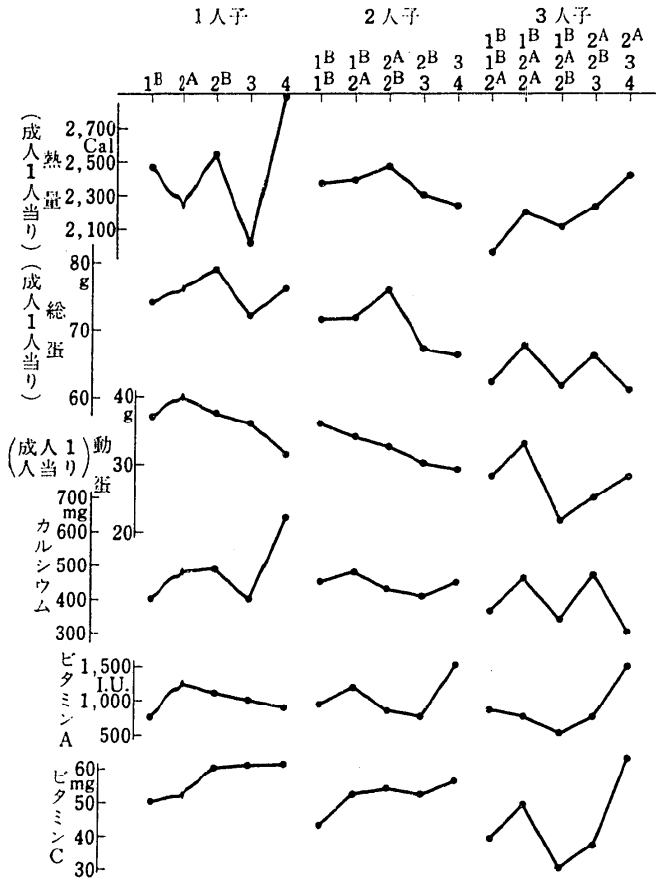


表4 タイプ別世帯の栄養摂取量

子供数	タイプ	世帯数	穀類カロリー比(%)	動蛋白(%)	1人1日当り			成人1日当り			1人1日当り						
					熱量	総蛋白	動蛋白	熱量	総蛋白	動蛋白	脂肪	糖質	カルシウム	ビタミン			
					(Cal)	(g)	(g)	(Cal)	(g)	(g)	(g)	(g)	(mg)	A(IU)	B ₁ (mg)	B ₂ (mg)	C(mg)
1人	001B	4	57.3	49.8	1,997	62.7	31.2	2,465	73.7	36.7	33.8	335.8	396	766	0.93	0.82	50
	002A	6	46.0	52.7	1,949	67.8	35.7	2,240	76.2	40.1	40.6	305.7	481	1,242	0.91	1.07	52
	002B	6	54.4	47.6	2,264	78.8	37.5	2,544	78.8	37.5	47.1	355.6	489	1,097	1.02	0.91	60
	003	5	50.8	50.3	1,921	73.6	37.5	2,088	72.2	36.3	35.5	299.3	405	1,014	0.98	0.95	61
	004	2	49.5	41.3	2,678	81.6	33.7	2,880	76.3	31.5	38.0	459.1	642	897	1.12	1.01	61
	平均	23	51.5	49.4	2,097	72.2	35.6	2,384	75.8	37.4	39.8	335.9	466	1,042	0.98	0.95	56
2人	01B1B	9	41.1	50.4	1,704	55.8	28.1	2,367	71.5	36.1	35.9	262.1	451	947	0.71	0.80	43
	01B2A	7	45.2	40.1	1,884	59.4	28.3	2,385	71.6	34.1	36.5	298.9	478	1,217	0.85	0.87	52
	02A2B	5	51.6	42.9	2,148	72.3	31.0	2,469	76.1	32.6	41.7	341.2	434	831	0.93	0.83	54
	02B3	5	52.8	44.5	2,116	69.9	31.1	2,300	67.2	29.9	43.1	337.0	410	775	0.96	0.87	52
	034	8	54.8	43.6	2,176	72.4	31.6	2,243	65.8	28.7	38.6	349.0	451	1,483	1.01	0.99	56
	平均	34	48.4	44.7	1,978	65.0	29.8	2,336	69.9	32.1	38.6	312.8	450	1,087	0.88	0.89	51
3人	1B1B2A	5	49.1	41.5	1,467	49.1	20.4	1,955	62.2	25.8	23.9	238.8	362	832	0.73	0.64	39
	1B2A2A	1	47.7	49.0	1,649	51.4	29.1	2,200	67.5	33.1	38.1	261.7	461	755	1.11	1.05	49
	1B2A2B	2	50.5	35.2	1,709	57.7	20.3	2,109	61.4	21.6	29.6	299.3	343	527	1.16	0.99	30
	2A2B3	4	58.8	38.0	2,007	68.3	26.0	2,230	65.7	25.0	37.0	339.0	471	745	0.94	0.96	37
	2A34	1	58.7	46.1	2,248	67.5	31.1	2,417	60.8	28.0	37.6	376.4	299	1,502	1.03	0.90	63
	平均	13	52.9	40.4	1,744	58.5	23.6	2,135	64.0	25.8	31.0	291.3	395	804	0.91	0.84	40
全平均	70	51.3	46.0	1,974	66.1	30.6	2,322	70.8	32.7	37.6	316.4	445	1,019	0.92	0.90	51	

図3 タイプ別世帯の栄養摂取量 (1人1日当り)



3人子世帯が低く、蛋白質および動物性蛋白質は子供数が増すにしたがって低下する傾向を示し、ことに3人子の世帯の動蛋摂取量は低く、脂肪、カルシウム、ビタミンA、B₂、Cの摂取も3人子世帯が特に劣っている。以上の結果は子供の数が増すに従って世帯の栄養摂取状態は劣り、特に3人子世帯において劣る傾向を示している。

次に、発達段階別に世帯の栄養摂取量をみると、表4、図3のごとく、1人子世帯では動蛋の摂取量が中学、高校生を持つ世帯(3~4段階)において低く、他の栄養素では発達段階別の差は顕著でない。これに対し2人子世帯では熱量、蛋白質、動蛋、カルシウムともに高年齢児を有する世帯(3~4段階)の摂取量が低年齢児を有する世帯より低い傾向にある。3人子世帯では熱量の摂取が低年齢児世帯において低い傾向にある以外、他の栄養素では顕著な段階的差はみられない。

なお、各発達段階ともに子供数が増すに従って各栄養素は低い水準にある傾向がみられる。

(2) タイプ別世帯の食品群別摂取量

まず、子供数別に世帯の平均食品群別摂取状態をみると、表5、図4のごとく、野菜類に果物を加えた量、魚介類、肉類、卵類の摂取は子供数が増すに従って少くなる傾向を示す。乳類の摂取も3人子世帯が低い。そのほか、菓子類は子供数の増加に従って多くなっている。こ

表5 タイプ別世帯の食品群別摂取量 (1人1日当り)

(単位 g)

子供数	タイプ	世帯数	穀類		いも類	砂糖	菓子	油	種実	豆類	野菜	その野	果実	海藻	調味料	生鮮魚	塩干魚	肉類	卵	生乳	乳製品
			米	その他																	
1人	0 0 1 ^B	4	288	51	45	7	23	10	1	23	22	173	87	13	45	34	36	47	36	70	45
	0 0 2 ^A	6	219	65	52	8	55	11	0	58	25	139	107	5	145	47	45	55	44	95	39
	0 0 2 ^B	6	262	108	55	13	31	14	1	74	15	209	120	5	62	54	25	50	51	117	19
	0 0 3	5	240	51	63	17	24	10	4	80	23	191	84	5	66	55	23	63	57	68	30
	0 0 4	2	327	66	66	35	82	13	1	123	43	192	193	3	52	38	37	42	40	130	27
	平均	23	256	70	56	13	39	11	1	66	22	179	109	6	81	47	29	53	46	94	32
2人	0 1 ^B 1 ^B	9	138	83	51	14	63	10	3	34	23	98	73	2	78	30	13	29	39	145	27
	0 1 ^B 2 ^A	7	193	59	65	12	63	11	1	50	38	148	101	3	66	30	22	35	43	120	29
	0 2 ^A 2 ^B	5	226	112	69	14	33	10	8	70	35	163	70	3	118	57	24	31	44	60	49
	0 2 ^B 3	5	277	57	68	9	71	12	1	64	21	155	120	1	65	53	21	44	42	71	30
	0 3 4	8	305	47	70	13	46	10	2	67	53	161	118	3	89	43	28	42	46	71	7
	平均	34	221	70	63	12	56	10	3	55	34	141	96	2	82	41	21	35	43	99	27
3人	1 ^B 1 ^B 2 ^A	5	140	75	34	11	39	5	4	57	14	110	85	1	53	24	24	20	34	19	54
	1 ^B 2 ^A 2 ^A	1	193	53	57	6	18	7	0	42	17	177	196	3	28	22	31	51	37	168	2
	1 ^B 2 ^A 2 ^B	2	248	23	59	10	41	5	0	100	26	123	113	1	87	32	35	34	12	128	0
	2 ^A 2 ^B 3	4	243	111	48	10	33	6	4	76	28	140	88	2	79	27	44	22	37	98	22
	2 ^A 3 4	1	359	17	74	27	16	10	0	39	24	183	145	0	40	42	31	63	38	12	0
	平均	13	209	71	47	11	34	6	3	44	21	131	103	1	63	27	33	29	32	71	21
全平均		70	230	70	56	12	46	10	2	60	26	151	101	3	78	40	26	40	42	91	28

図 4 子供数別世帯の平均食品群別摂取量

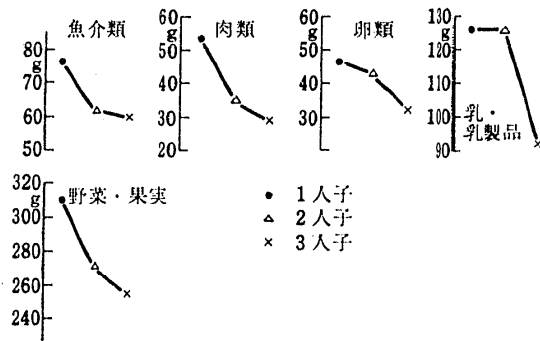
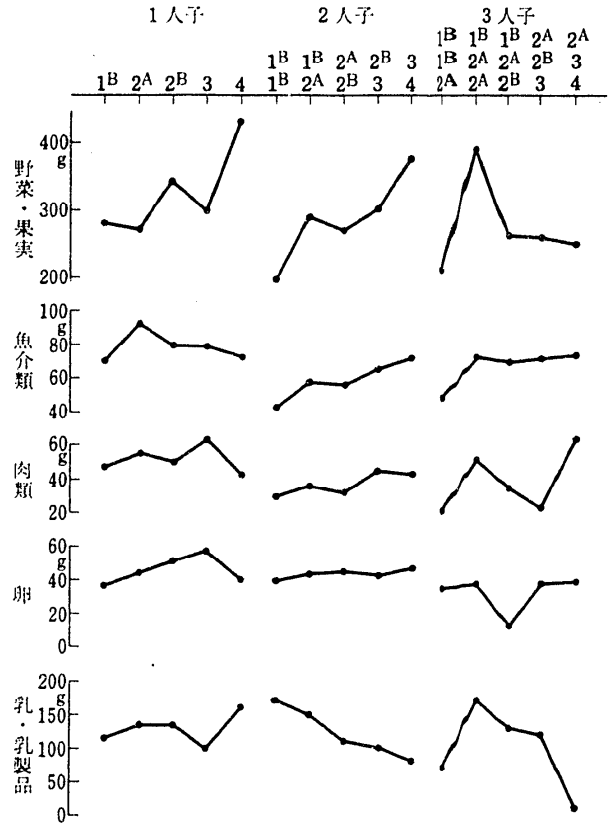


図 5 タイプ別世帯の食品群別摂取量(1人1日当り)



なお、1人子世帯だけについてみた場合、魚介、肉、

これらの傾向は前述した子供数別世帯の栄養摂取状態と一致している。

次に、子供数別発達段階別に主要食品についてみると(表5, 図5), 野菜類と果物の摂取は1人子世帯に比し2人子および3人子世帯において未就学児童(1B)世帯が低くなっており、魚介類は1人子世帯に比し2人子, 3人子世帯が未就学児童(1B)および小学低学年児(2A)を持つ世帯において特に低く、他の段階においても一般に劣る傾向を示す。肉類は2人子, 3人子世帯が1人子世帯に比し各段階にわたって一般に低い水準にある。卵類も同様の傾向を示す。乳類は2人子, 3人子世帯においては1人子世帯に比して高年齢児世帯が低い傾向にある。

表 6 年齢別栄養摂取量 (男子)

(1人1日当り)

年 齢	人 数	熱 量 (Cal)	糖 類 カ ロ リ ー 比 (%)	蛋 白 質			脂 肪 (g)	糖 質 (g)	カルシウ ム (mg)	ビ タ ミ ン			
				総 (g)	動 物 性 (g)	動 / 総 (%)				A(I.U.)	B ₁ (mg)	B ₂ (mg)	C(mg)
1 歳	6	1,065	30.1	33.3	20.2	60.4	26.9	164.1	463	743	0.41	0.68	17
2	3	1,308	27.1	42.4	28.8	66.4	36.1	192.3	630	881	0.49	1.04	25
3	4	1,383	28.4	41.9	23.5	55.8	30.9	222.6	489	886	0.51	0.80	26
4	7	1,593	26.3	53.7	28.6	52.1	34.5	247.1	603	1,222	0.77	1.06	42
5	6	1,274	42.8	42.2	22.2	52.2	24.9	207.6	327	765	0.52	0.63	22
6	6	1,406	44.2	46.8	22.0	46.3	38.0	204.2	347	973	0.68	0.71	35
7	2	1,925	48.2	52.6	22.4	42.5	37.0	305.3	396	1,271	0.88	0.88	58
8	6	1,793	46.2	50.0	25.6	51.3	43.0	279.6	438	899	0.93	1.03	48
9	3	2,279	56.5	78.0	34.1	41.5	52.3	355.7	493	1,022	1.04	1.09	41
10	8	1,984	45.3	66.3	31.6	46.4	40.8	301.2	481	1,008	0.85	0.89	49
11	3	2,503	54.2	88.3	43.4	48.8	51.6	405.2	546	1,065	1.35	1.32	63
12	7	2,354	54.1	76.4	31.9	41.2	49.0	383.4	472	1,090	1.33	1.26	42
13	4	2,468	58.7	78.1	32.1	40.0	48.4	406.6	400	1,369	1.27	1.01	44
14	2	2,629	64.7	92.0	44.3	48.4	40.1	443.6	494	732	1.30	1.42	41
15	4	2,563	47.4	83.8	42.0	51.6	47.9	409.1	515	1,799	1.07	1.29	45
16	1	2,387	46.2	80.5	40.7	52.7	50.6	375.0	512	686	1.06	0.92	63
17	4	2,691	58.3	81.8	31.5	38.0	41.9	455.4	491	1,395	1.21	0.98	64
30~39	41	2,299		79.9	37.9	47.4	39.7	366.1	490	1,211	1.08	0.96	60
40~49	27	2,249		77.4	35.0	45.2	38.5	364.4	481	1,070	1.01	0.91	58

卵類の摂取は高校生のいる世帯が低い傾向にある。

3 年齢別栄養摂取状態

(1) 年齢別栄養摂取量

各個人について栄養量を算出し、年齢別に栄養摂取量を示すと表 6, 7 の通りであり、また図 6, 7 は年齢別所要量 (昭和44年8月改訂)⁵⁾に対比させたものである。熱量は男子の場合5~6歳と13~17歳において低い傾向がみられ、女子においては全般的に低い傾向にあり、特に10歳から18歳にかけて所要量よりかなり低くなっている。20歳以上の成人の熱量摂取は男女ともに大体に所要量に達している。蛋白質では、男子の場合は5~8歳頃までと12~13歳の思春期において低い傾向がみられる。30歳以上の父親においては所要量を上回っている。女子においては所要量を下回る年齢のものが多く、11~13歳の思春期は男子同様に所要量より低い。20歳以上の母親は大体に所要量の線上にある。動物性蛋白質は5歳以下の幼児においては男子では動蛋比50~60%を占め、女子では46%以上を占め、その他の年齢においては男女ともに大体に40%以上を占めて、動蛋比からみれば一応好ましい状態にあるが、総蛋白質の摂取からみて、特に思春期においては必ずしも十分とはいえない。しかし、福島県専業農村児童の動蛋摂取量に

図 6 年齢別栄養摂取量と栄養所要量との比較(男子)

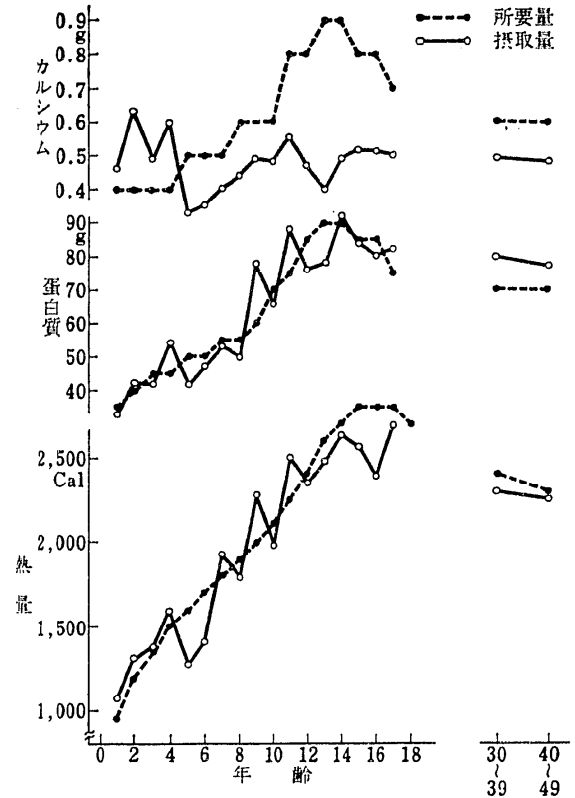


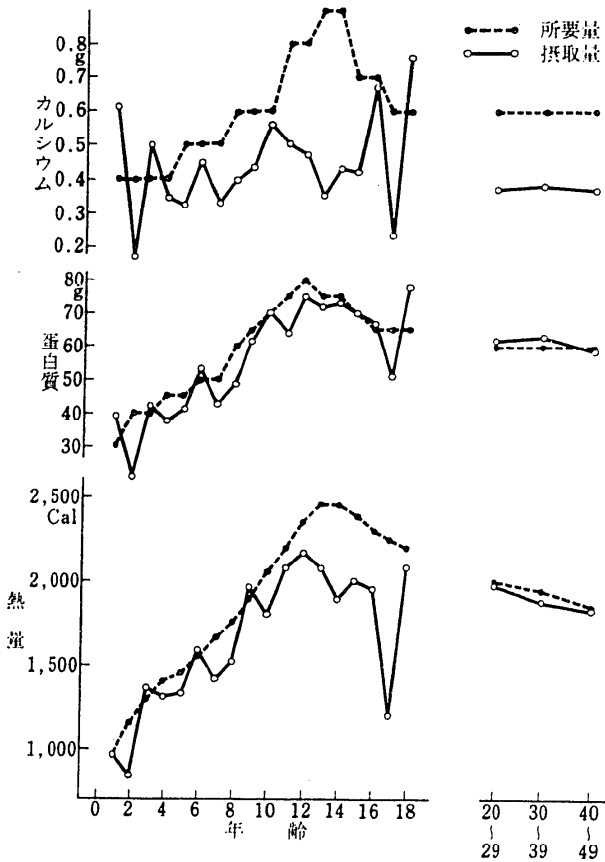
表 7 年齢別栄養摂取量 (女子)

(1人1日当たり)

年 齢	人 数	熱 量 (Cal)	穀 類 カロリ 比(%)	蛋 白 質			脂 肪 (g)	糖 質 (g)	カルシウ ム (mg)	ビ タ ミ ン			
				総 量 (g)	動 物 性 (g)	動/総 (%)				A(I.U.)	B ₁ (mg)	B ₂ (mg)	C(mg)
1 歳	3	960	30.6	39.2	27.9	72.6	21.8	140.2	612	591	0.48	0.94	17
2	1	821	37.6	21.1	7.3	34.6	18.5	140.3	143	175	0.22	0.19	9
3	3	1,359	35.2	41.6	21.7	53.1	32.8	228.6	499	517	0.56	0.83	34
4	4	1,307	28.3	37.5	19.1	47.4	28.1	219.9	342	685	0.55	0.68	24
5	1	1,331	47.4	41.2	19.0	46.1	31.7	217.5	321	640	0.61	0.81	27
6	6	1,579	40.4	52.9	24.8	45.9	44.3	241.5	449	929	0.84	0.95	37
7	4	1,421	38.4	42.9	18.4	42.2	25.9	249.4	325	1,011	0.58	0.65	29
8	4	1,516	46.4	48.5	19.7	40.6	24.0	251.3	396	657	0.62	0.65	39
9	5	1,958	54.8	61.5	23.5	35.5	43.0	326.2	427	699	1.00	0.98	40
10	2	1,795	51.7	70.2	34.1	44.9	39.3	278.9	559	1,194	0.91	0.97	60
11	4	2,078	45.4	64.1	29.1	45.6	42.8	350.1	497	800	0.93	1.00	63
12	5	2,172	50.6	75.2	41.4	51.5	45.8	351.7	474	1,567	1.18	1.08	54
13	4	2,082	43.0	72.3	37.9	52.2	43.2	328.8	347	892	1.03	0.98	68
14	5	1,883	50.2	73.4	37.4	49.5	40.9	277.2	427	755	0.98	0.86	54
15	1	2,003	50.4	70.2	36.4	51.9	30.5	357.3	418	4,840	1.60	1.93	115
16	1	1,951	48.4	67.0	36.7	54.8	48.5	307.4	671	872	0.78	1.22	35
17	1	1,205	60.9	51.2	26.1	51.0	18.4	204.3	235	288	0.63	0.60	30
18	1	2,078	46.8	77.6	36.9	47.6	50.4	310.9	764	588	0.92	0.93	24
20~29	8	1,985		62.3	25.6	41.1	32.1	331.8	367	817	0.97	0.68	62
30~39	47	1,877		63.3	26.8	42.3	34.2	312.5	377	994	0.91	0.80	56
40~49	15	1,828		59.1	21.4	36.2	28.2	310.0	365	673	0.80	0.66	51

5) 厚生省『日本人の栄養所要量』, 昭和44年8月。

図7 年齢別栄養摂取量と栄養所要量との比較(女子)



比べてはるかにまさっている。

カルシウムの摂取量をみると、男女ともに3~4歳頃までは所要量に達している傾向にあるが、5歳以降においては所要量より低位にあり、12歳頃の思春期以降成人にかけてはかなり所要量を下回っている。

ビタミン類はいずれも全年齢において所要量に比しはるかに低く、調理による損失量を考慮すると、特にAは所要量の約2分の1、ビタミンCは2分の1から3分の1程度に著しく低い。

要するに、年齢別栄養摂取は11~13歳頃の思春期において特に劣っているといえる。

(2) 年齢別食品群別摂取量

年齢階級別に主要食品群の摂取についてみると、表8、9および図8に示すように、魚介類、肉類の摂取は子供においては男女ともに年齢の増すとともに増加する傾向を示す。成人においては男子(父親)の場合は魚介類の摂取が子供より多いが、肉は少くなっている。女子(母親)の場合は魚介類も、肉類も減少している。卵の摂取は1歳より

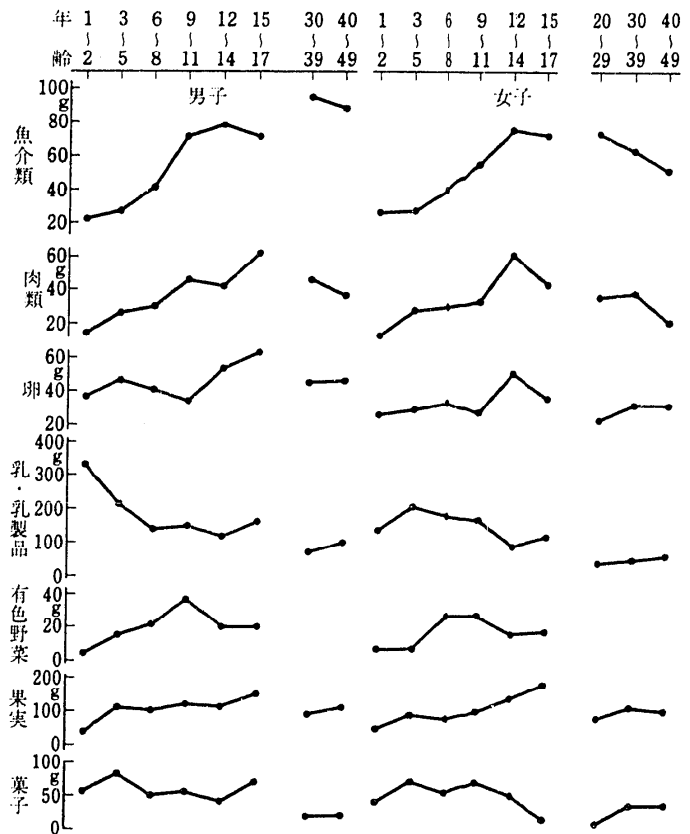
表8 年齢階級別子供の主要食品摂取量 (1人1日, g)

性	年齢	人数	魚	肉	卵	乳製品	果物	葉子類	緑黄野菜
男	1~2歳	9	22	14	37	329	36	56	4
	3~5	17	27	26	46	211	111	77	15
	6~8	14	40	33	42	148	103	57	22
	9~11	13	71	46	34	148	117	54	36
	12~14	13	78	41	53	116	111	38	20
15~17	10	71	61	63	161	149	70	20	
女	1~2	4	26	13	26	137	46	37	7
	3~5	8	27	28	29	208	92	73	7
	6~8	14	41	28	31	176	80	50	26
	9~11	11	55	33	28	172	101	67	27
	12~14	14	75	61	51	94	139	51	16
	15~17	3	72	43	36	120	176	16	17

表9 年齢階級別成人の主要食品摂取量 (1人1日, g)

	年齢階級	魚	肉	卵	乳製品	果物	葉子類	アルコール
男	30~39 (41人)	95	46	45	69	87	20	212
	40~49 (27人)	88	37	46	96	107	20	112
女	20~29 (8人)	73	36	23	38	83	10	0
	30~39 (47人)	63	38	32	51	113	36	14
	40~49 (15人)	51	21	31	61	99	35	0

図8 年齢階級別主要食品摂取量



11歳頃までは大差なく、12~17歳において増加するが量的には大きな差ではなく、男子においては40~60g、女子においては30~50gの範囲内にあり、卵1個あるいは1個未満の摂取である。1~11歳の男児における約40g、女児における約30gの摂取はやや低いと思われる。牛乳および乳製品の摂取は男子においては1~2歳の摂取が最も多く約330g(2本弱)で、以後減少し6~8歳以降17歳までは大差ない摂取(約150g)を示す。男子成人は子供たちより低い。女子では、1~2歳の摂取は男児より低く3~5歳(約200g)以後は年齢とともに低下し、12歳以上においては約100gとなる。成人女子はさらに男子成人より低い。

果物類は3~5歳以上においては大差なく、15~17歳が多めにとっている。

菓子類は男子では年齢による差は大きくなく、女子では3~5歳以降は年齢の増加につれて減少していく傾向を示す。特に15~17歳の女児と20~29歳母親の摂取は低い。緑黄色野菜は全年齢児童にわたって40g以下で著しく低く、年齢的增加傾向も顕著でなく、したがって高年齢児の摂取量(約20g)は低過ぎるといわなければならない。

4 タイプ別子供の栄養摂取状態

(1) タイプ別子供の栄養摂取量

家族タイプ別子供1人1日当りの栄養摂取量を示すと、表10、11の通りであり、これをさらに、比較観察を明らかにするために、子供数別に相対する個々の発達段階(同一年齢階級)にわけて観察すると、表12、13の通りである。まず、子供数別平均栄養摂取量をみ

表10 タイプ別子供の栄養摂取量(男子)

(1人1日当り)

タイプ	人数	熱量 (Cal)	蛋白質			脂肪 (g)	糖質 (g)	カルシウム (mg)	ビタミン			
			総量 (g)	動物性 (g)	植物性 (%)				A(I.U.)	B ₁ (mg)	B ₂ (mg)	C(mg)
0 0 1 ^B	2	1,342	42.5	22.7	53.3	21.2	222.9	373	563	0.55	0.65	21
0 0 2 ^A	3	2,106	65.8	33.5	51.0	64.4	297.8	558	1,272	1.05	1.37	55
0 0 2 ^B	4	2,417	79.9	37.4	45.5	51.4	387.5	499	1,159	1.17	1.04	60
0 0 4	2	2,432	80.5	36.4	46.4	42.2	383.2	692	998	1.20	1.12	69
0 1 ^B 1 ^B	13	1,327	42.6	26.3	61.1	34.9	201.3	533	986	0.48	0.90	25
0 1 ^B 2 ^A	9	1,754	55.3	28.4	50.6	36.9	271.2	521	1,387	0.77	0.97	50
0 2 ^A 2 ^B	6	2,267	78.9	39.3	48.4	53.2	343.7	491	1,166	0.99	0.98	46
0 2 ^B 3	6	2,074	70.0	34.6	49.7	41.5	319.7	473	764	0.84	0.95	41
0 3 4	8	2,668	84.0	36.3	42.7	49.1	438.6	452	1,453	1.22	1.06	53
1 ^B 1 ^B 2 ^A	9	1,172	38.4	16.0	43.3	22.7	187.7	323	628	0.56	0.53	27
1 ^B 2 ^A 2 ^A	2	1,576	55.8	28.5	51.9	33.4	257.5	472	707	1.13	1.07	39
1 ^B 2 ^A 2 ^B	3	1,829	62.1	21.3	35.1	31.5	318.2	415	769	1.40	1.41	31
2 ^A 2 ^B 3	6	2,153	73.1	27.8	37.1	42.1	362.8	494	830	1.13	1.19	31
2 ^A 3 4	3	2,276	66.7	31.4	46.0	40.0	375.3	274	1,828	1.03	0.98	53

表11 タイプ別子供の栄養摂取量(女子)

(1人1日当り)

タイプ	人数	熱量 (Cal)	蛋白質			脂肪 (g)	糖質 (g)	カルシウム (mg)	ビタミン			
			総量 (g)	動物性 (g)	植物性 (%)				A(I.U.)	B ₁ (mg)	B ₂ (mg)	C(mg)
0 0 1 ^B	2	1,540	53.2	35.8	67.4	40.2	229.6	490	1,044	0.85	1.06	32
0 0 2 ^A	3	1,495	53.4	29.4	54.9	30.8	242.5	495	1,253	0.75	1.05	51
0 0 2 ^B	2	2,393	74.7	32.3	39.3	51.2	396.2	512	918	0.81	0.80	58
0 0 3	5	2,126	79.7	44.3	55.0	43.6	326.1	427	1,047	1.22	1.08	62
0 1 ^B 1 ^B	5	1,075	30.7	13.7	45.4	25.9	184.6	309	418	0.39	0.54	18
0 1 ^B 2 ^A	5	1,407	43.4	23.0	51.9	34.0	222.5	425	983	0.58	0.82	32
0 2 ^A 2 ^B	4	1,636	50.3	21.9	43.2	31.7	279.1	381	732	0.63	0.74	36
0 2 ^B 3	4	2,327	77.4	40.6	52.9	59.2	355.8	463	841	1.13	1.09	67
0 3 4	8	1,853	65.5	33.3	50.4	36.6	300.5	428	1,646	0.98	1.04	59
1 ^B 1 ^B 2 ^A	6	1,280	42.1	19.3	46.1	20.0	211.6	446	523	0.57	0.71	28
1 ^B 2 ^A 2 ^A	1	1,581	56.2	26.9	47.9	36.6	252.6	552	908	1.09	1.15	42
1 ^B 2 ^A 2 ^B	3	1,562	54.1	20.7	38.0	37.3	264.9	320	576	1.19	1.02	32
2 ^A 2 ^B 3	6	1,832	61.9	21.4	34.5	39.0	301.4	490	716	0.83	0.87	43

表 12 子供数別発達段階別子供の栄養摂取量 (男子)

(1人1日当り)

子供数	タイプ	人数	熱量 (Cal)	蛋白質			脂肪 (g)	糖質 (g)	カルシウム (mg)	ビタミン				糖質/カロリー比 (%)
				総量 (g)	動物性 (g)	動蛋白比 (%)				A(I.U.)	B ₁ (mg)	B ₂ (mg)	C(mg)	
1人	1 ^B	2	1,342	42.5	22.7	53.3	21.2	222.9	373	563	0.55	0.65	21	73.3
	2 ^A	3	2,106	65.8	33.5	51.0	64.4	297.8	558	1,272	1.05	1.37	55	60.0
	2 ^B	4	2,417	79.9	37.4	45.5	51.4	387.5	499	1,159	1.17	1.04	60	67.7
	4	2	2,432	80.5	36.4	46.4	42.2	383.2	692	998	1.20	1.12	69	71.1
	平均	11	2,139	69.4	33.5	48.3	47.8	332.3	527	1,052	1.03	1.05	53	66.9
2人	1 ^B	18	1,405	45.3	27.0	59.6	35.2	214.1	543	1,114	0.54	0.93	30	64.6
	2 ^A	7	2,017	65.5	31.3	47.8	46.0	303.7	448	1,177	0.87	0.91	51	66.5
	2 ^B	7	2,124	73.2	37.1	50.7	47.3	320.0	514	991	0.91	0.97	47	66.2
	3	5	2,449	80.2	37.5	46.8	42.3	405.0	412	1,292	1.20	1.05	44	71.3
	4	5	2,785	86.1	36.0	41.8	50.0	460.0	489	1,364	1.15	1.05	55	71.5
平均	42	1,915	62.3	31.7	52.5	41.6	299.0	500	1,155	0.81	0.96	41	67.4	
3人	1 ^B	7	1,168	37.9	17.2	45.4	21.8	195.0	376	446	0.59	0.59	24	70.2
	2 ^A	7	1,490	51.2	20.7	40.4	30.8	238.0	373	943	0.82	0.79	35	67.7
	2 ^B	4	1,966	66.3	25.5	38.5	33.9	336.0	387	723	1.39	1.37	32	71.0
	3	4	2,420	76.8	28.4	37.0	45.9	408.0	446	871	1.16	1.11	39	70.3
	4	1	2,786	86.1	45.2	52.5	50.9	453.7	316	3,740	1.34	1.56	60	71.2
平均	23	1,693	55.7	22.9	41.5	32.1	280.9	387	863	0.93	0.92	33	69.8	

表 13 子供数別発達段階別子供の栄養摂取量 (女子)

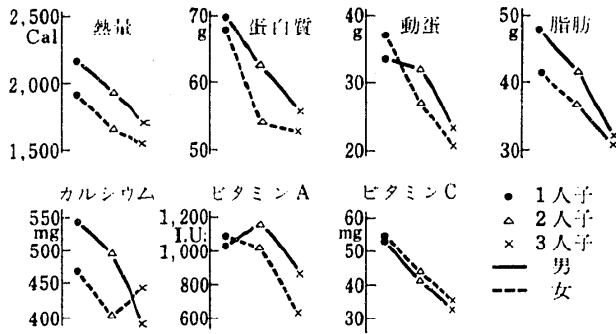
(1人1日当り)

子供数	タイプ	人数	熱量 (Cal)	蛋白質			脂肪 (g)	糖質 (g)	カルシウム (mg)	ビタミン				糖質/カロリー比 (%)
				総量 (g)	動物性 (g)	動蛋白比 (%)				A(I.U.)	B ₁ (mg)	B ₂ (mg)	C(mg)	
1人	1 ^B	2	1,540	53.2	35.8	67.4	40.2	229.6	490	1,044	0.85	1.06	32	62.7
	2 ^A	3	1,495	53.4	29.4	54.9	30.8	242.5	495	1,253	0.75	1.05	51	67.2
	2 ^B	2	2,393	74.7	32.3	39.3	51.2	396.2	512	918	0.81	0.80	58	68.2
	3	5	2,126	79.7	44.3	55.0	43.6	326.1	427	1,047	1.22	1.08	62	66.6
	平均	12	1,915	67.9	37.2	54.7	41.1	300.8	469	1,076	0.97	1.02	54	66.5
2人	1 ^B	7	1,109	32.3	15.8	48.9	26.3	188.0	360	479	0.40	0.62	19	67.0
	2 ^A	6	1,576	49.9	23.6	47.3	37.2	250.0	388	987	0.66	0.80	35	66.1
	2 ^B	3	2,139	62.9	30.0	47.7	44.7	363.0	463	821	0.95	1.01	64	69.4
	3	7	2,042	71.9	36.9	51.3	45.0	315.0	416	1,247	1.02	0.93	60	66.1
	4	3	1,720	62.8	33.1	52.7	32.6	290.0	441	2,000	1.00	1.25	60	68.3
平均	26	1,657	54.1	26.9	49.5	36.7	268.0	403	1,018	0.76	0.86	44	67.0	
3人	1 ^B	3	1,164	40.8	23.1	56.6	20.5	189.0	554	492	0.55	0.86	28	70.1
	2 ^A	9	1,607	52.5	18.4	35.0	34.5	265.0	397	623	0.88	0.84	32	67.6
	2 ^B	2	1,653	58.6	20.9	35.7	33.6	272.0	523	882	0.91	0.91	50	67.5
	3	2	1,840	65.4	28.0	42.8	31.7	314.0	424	609	0.84	0.85	43	70.3
	平均	16	1,559	52.7	20.8	40.1	31.4	257.8	446	629	0.82	0.85	35	68.4

ると、表 12, 13, 図 9 のように、各栄養素ともに男女いずれにおいても子供数が増すに従って摂取量は低下する傾向が明らかにみられる。この傾向は世帯で子供数別に観察した場合も同様に見られたところである。次に、子供数別発達段階別にみると、図 10 に示すように、各栄養素において男女いずれも 3 人子に対応する各発達段階において 1 人子 2 人子より明らかに劣る傾向にある。1 人子と 2 人子の間では男子の場合は 2^A と 2^B におい

て 1 人子がややまさる傾向にあり、女子では特に蛋白質と動蛋白が、またその他の栄養素も大体に 1 人子が各段階において高い傾向にある。なお、小学生段階 (2^B) までは栄養摂取量は子供数に関係なく上昇していくが、中高生段階 (3~4) においては増加速度が鈍る傾向がみられる。これは全子供を発達段階別に平均して観察した表 14 においてもみることができる。これはまた各年齢別栄養摂取量 (表 6, 7) で観察した傾向 (高年齢児が

図 9 子供数別子供の平均栄養摂取量



をみると表 15, 図 11 の通りである。まず, 子供数別に平均摂取量をみると, 魚, 肉, 卵の合計量は男女児ともに 1 人子が最も多く, 2 人子, 3 人子の順に少くなる。乳および乳製品は男児においては 2 人子の平均が最も多く, 3 人子が著しく少く, 女児では 1 人子が最も多く, 2 人子, 3 人子の順に少くなる。すなわち, 3 人子の子供たちの動物性食品の摂取は男女児ともに 1 人子, 2 人子に比しかなり劣り, これは前述した栄養量としての動物性蛋白質の子供数別摂取傾向を反映している。

劣る)とも一致している。

(2) タイプ別子供の食品群別摂取量

子供数別, 発達段階別に子供の摂取食品群のうち, 特に発育と関係の深い動物性食品群についてその摂取傾向

発達段階別には, 魚, 肉, 卵は男児では 3 人子の小学生段階 (2^A, 2^B) がかなり低く, 女児では 3 人子の小, 中学生段階 (2^A, 2^B, 3) が低くなっている。乳および乳製品は男児では 3 人子の中高生段階が著しく低く, 女児では 3 人子の 1^B, 2^A の低年齢段階が低い。

図 10 子供数別発達段階別子供の栄養摂取量

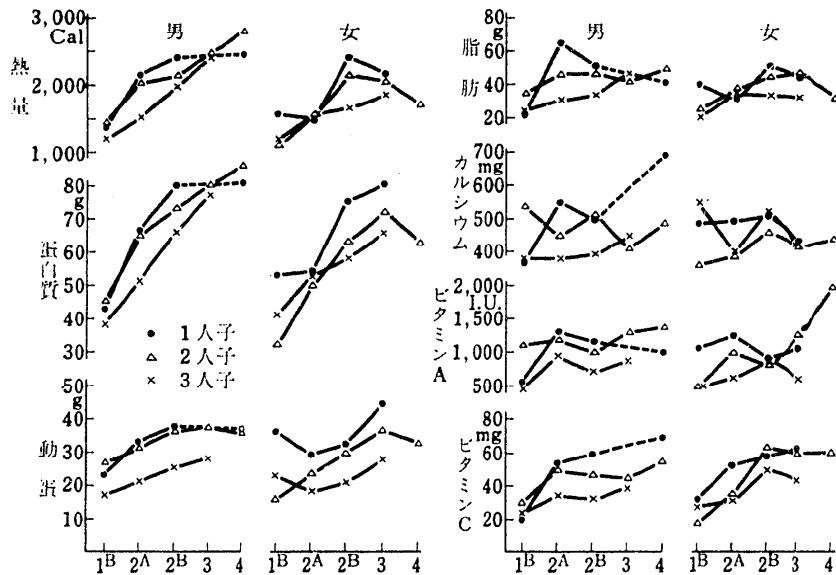


表 14 発達段階別平均, 子供の栄養摂取量

性別	タイプ	人数	熱量 (Cal)	蛋白質			脂肪 (g)	糖質 (g)	カルシウム (mg)	ビタミン			
				総量 (g)	動物性 (g)	動蛋白比 (%)				A(IU)	B ₁ (mg)	B ₂ (mg)	C(mg)
男	1 ^B	27	1,339	43.2	24.1	55.8	30.7	209.8	487	900	0.55	0.82	28
	2 ^A	17	1,816	59.7	27.3	45.7	43.0	275.6	437	1,097	0.88	0.94	45
	2 ^B	15	2,160	73.1	34.1	46.7	44.8	342.2	476	964	1.11	1.10	46
	3	9	2,436	78.7	33.5	42.6	43.9	406.3	427	1,105	1.18	1.08	42
	4	8	2,697	84.7	37.3	44.0	48.2	440.0	518	1,570	1.19	1.13	59
女	1 ^B	12	1,195	37.9	21.0	55.3	27.2	195.2	430	576	0.51	0.75	23
	2 ^A	18	1,578	51.8	22.0	42.4	34.8	256.3	410	849	0.79	0.86	36
	2 ^B	7	2,073	65.0	28.1	41.9	43.4	346.5	494	866	0.90	0.92	58
	3	14	2,043	73.8	38.3	51.9	42.6	318.8	421	1,084	1.07	0.97	58
	4	3	1,720	62.8	33.1	52.7	32.6	290.0	441	2,000	1.00	1.25	60

表 15 子供数別発達段階別子供の動物性食品群摂取量 (1人1日, g)

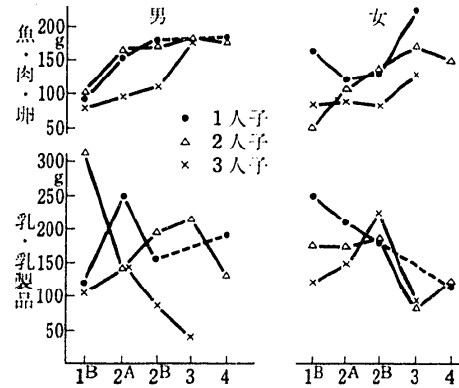
子供数	タイプ	男 子		女 子	
		魚・肉・卵	乳・乳製品	魚・肉・卵	乳・乳製品
1	1 ^B	89	118	166	252
	2 ^A	152	249	123	208
	3 ^B	179	153	129	180
	4	184	190	226	113
	平均	158	173	171	176
2	1 ^B	100	314	52	176
	2 ^A	161	142	110	176
	2 ^B	168	195	137	186
	3	183	213	176	82
	4	180	132	152	120
平均	141	234	120	145	
3	1 ^B	78	106	87	118
	2 ^A	95	142	92	147
	2 ^B	111	84	83	224
	3	186	40	133	91
	4	271	0	—	—
平均	111	96	95	142	

要するに動物性食品の摂取は3人子が総体的に各段階において劣る傾向にある。

5 タイプ別成人の栄養摂取量

成人(親)の栄養摂取量についてさらに家族タイプ別

図 11 子供数別発達段階別子供の動物性食品摂取量



に分析してみると表 16, 17 および図 21, 22 に示すように、まず子供数別の平均でみると、男子(父親)においては蛋白質の摂取が1人子, 2人子, 3人子の世帯の順に明らかに低下する傾向がみられる。動物性蛋白質, カルシウム, ビタミン B₂ の摂取も同様な傾向にある。特に3人子の父親の摂取量が劣り, 熱量の摂取も低く, 脂肪も少い。

女子(母親)においても男子と同様な傾向がみられるが, 3人子の母親の摂取量は特に劣り, 熱量も低く, 蛋白質は 56g で所要量に充たず, 動蛋も約 18g で著しく少く, そのほか脂肪, カルシウム, ビタミン A, B₂, C

表 16 タイプ別成人の栄養摂取量 (男子)

子供数	世帯タイプ	人数	熱量 (Cal)	蛋白質			脂肪 (g)	糖質 (g)	カルシウム (mg)	ビタミン				栄養比率 (%)		
				総量 (g)	動物性 (g)	動蛋白比 (%)				A (I.U.)	B ₁ (mg)	B ₂ (mg)	C(mg)	糖質カロリー比	蛋白質カロリー比	脂肪カロリー比
1	0 0 1 ^B	4	2,617	82.2	40.1	47.5	39.1	452.6	471	896	1.16	1.04	66	73.9	12.6	13.5
	0 0 2 ^A	6	2,242	79.2	42.2	53.8	38.1	355.5	497	1,376	0.97	1.06	48	70.4	14.3	15.3
	0 0 2 ^B	6	2,284	85.8	44.5	49.1	46.5	345.4	543	1,255	1.04	1.07	56	66.5	15.0	18.5
	0 0 3	4	2,138	90.6	49.0	53.2	38.1	338.1	432	1,252	1.06	1.12	68	67.0	17.0	16.0
	0 0 4	2	2,704	82.8	38.6	46.6	38.1	463.1	680	981	1.17	1.03	58	75.0	12.3	12.7
平均	平均	22	2,345	83.9	43.4	50.6	40.6	377.0	509	1,197	1.06	1.07	58	70.1	14.3	15.6
2	0 1 ^B 1 ^B	8	2,017	72.3	35.3	47.5	37.7	306.5	493	1,124	0.95	0.91	64	68.9	14.3	16.8
	0 1 ^B 2 ^A	7	2,474	80.1	36.9	45.6	42.1	382.0	558	1,011	1.19	0.89	67	71.7	13.0	15.3
	0 2 ^A 2 ^B	5	2,403	82.7	31.8	38.6	37.6	376.0	479	732	1.09	0.83	78	72.1	13.8	14.1
	0 2 ^B 3	5	2,265	72.2	28.0	39.1	44.1	365.1	408	952	1.04	0.82	51	69.7	12.8	17.5
	0 3 4	8	2,470	80.7	34.0	41.2	40.4	416.9	526	1,559	1.06	1.05	59	72.2	13.1	14.7
平均	平均	33	2,320	77.6	33.7	42.9	40.3	368.7	500	1,120	1.06	0.91	63	71.0	13.4	15.6
3	1 ^B 1 ^B 2 ^A	5	2,103	77.1	36.1	41.9	34.6	329.7	403	1,954	1.08	0.77	61	70.5	14.7	14.8
	1 ^B 2 ^A 2 ^A	1	2,073	81.4	41.2	50.6	63.2	288.6	575	1,162	1.35	1.33	87	56.9	15.7	27.4
	1 ^B 2 ^A 2 ^B	2	1,564	52.7	23.1	43.3	26.9	273.1	278	355	0.83	0.68	26	71.0	13.5	15.5
	2 ^A 2 ^B 3	4	2,203	78.1	31.5	40.9	31.9	374.7	460	720	0.94	0.94	37	72.8	14.2	13.0
	2 ^A 3 4	1	2,290	75.6	37.1	49.1	29.9	407.8	380	687	1.02	0.82	96	74.5	13.7	11.8
平均	平均	13	2,063	73.9	33.1	43.0	34.4	337.7	413	1,170	1.01	0.85	53	70.7	14.3	15.0
全平均	全平均	68	2,279	78.9	36.7	46.5	39.2	365.5	486	1,155	1.05	0.95	60	70.6	13.9	15.5

表 17 タイプ別成人の栄養摂取量 (女子)

子供数	世帯タイプ	人数	熱量 (Cal)	蛋白質			脂肪 (g)	糖質 (g)	カルシウム (mg)	ビタミン				栄養比率(%)		
				総量 (g)	動物性 (g)	動蛋白比 (%)				A (I.U.)	B ₁ (mg)	B ₂ (mg)	C(mg)	糖質カロリー比	蛋白質カロリー比	脂肪カロリー比
1人	0 0 1 ^B	4	1,932	58.7	26.1	43.0	30.6	329.3	299	688	0.91	0.63	52	73.5	12.2	14.3
	0 0 2 ^A	6	1,816	64.9	33.4	51.8	36.5	293.0	422	1,095	0.87	0.99	56	67.6	14.3	18.1
	0 0 2 ^B	6	2,064	72.3	32.1	43.7	43.1	331.4	419	952	0.99	0.76	66	67.2	14.0	18.8
	0 0 3	5	1,563	56.8	24.4	41.9	27.3	250.8	386	838	0.73	0.79	58	69.8	14.5	15.7
	0 0 4	2	2,319	71.1	26.2	37.2	32.0	403.4	542	712	0.87	0.81	55	75.3	12.3	12.4
	平均	23	1,889	64.5	29.2	44.7	34.8	309.8	402	898	0.88	0.81	58	69.7	13.7	16.6
2人	0 1 ^B 1 ^B	9	1,934	63.3	28.1	42.8	34.6	319.8	334	988	0.91	0.74	61	70.8	13.1	16.1
	0 1 ^B 2 ^A	7	1,938	59.5	24.7	41.2	34.2	319.2	401	1,187	0.91	0.73	60	71.8	12.3	15.9
	0 2 ^A 2 ^B	5	2,171	72.3	27.6	37.6	40.9	361.0	367	614	0.94	0.73	54	69.7	13.3	17.0
	0 2 ^B 3	5	1,866	61.3	22.7	36.9	31.1	315.3	306	567	0.89	0.66	53	71.9	13.1	15.0
	0 3 4	8	1,797	62.2	24.9	39.7	29.9	305.8	432	1,331	0.87	0.85	60	71.1	13.9	15.0
	平均	34	1,927	63.3	25.8	40.1	33.9	321.8	372	993	0.90	0.75	58	71.1	13.1	15.8
3人	1 ^B 1 ^B 2 ^A	5	1,607	51.2	15.8	29.1	19.4	277.2	267	806	0.85	0.61	51	76.4	12.7	10.9
	1 ^B 2 ^A 2 ^A	1	1,440	47.8	20.8	43.5	24.0	252.2	236	292	0.88	0.61	38	71.7	13.3	15.0
	1 ^B 2 ^A 2 ^B	2	1,792	59.5	12.9	21.0	26.3	324.3	316	271	1.06	0.68	38	73.5	13.3	13.2
	2 ^A 2 ^B 3	4	1,856	60.9	21.5	35.4	31.4	323.9	422	682	0.81	0.84	37	71.7	13.1	15.2
	2 ^A 3 4	1	2,121	61.6	24.2	39.3	38.2	348.3	295	1,340	1.01	0.76	60	72.2	11.6	16.2
	平均	13	1,739	56.0	18.1	31.7	25.9	302.3	322	687	0.88	0.70	44	73.7	12.9	13.4
	全平均	70	1,880	62.3	25.5	40.9	32.7	314.2	372	905	0.89	0.76	56	71.0	13.3	15.7

なども全般的に低位にある。栄養比率からみても、男子の場合は子供数別に大差ないが、女子の場合は3人子の母親が糖質カロリー比は最も高く、蛋白質カロリー比と脂肪カロリー比は最も低い。

家族周期段階別にみると(図 21, 22 参照), 子供数毎の周期段階では明らかな傾向差はみられないが、全サイクルを通しては子供数が増すに従って総体的には低下していく傾向がみられる。

以上のように3人子の親の栄養摂取量が劣ることは年齢差のみによるものとは思われない。

6 子供の間食摂取状態

(1) 子供の間食摂取量

子供の間食の種類別摂取量(1人1日当たり)を、まず総平均でみると、表 18 に示すように男女ともに果物、乳および乳製品、菓子類の3種が最も多く、ついで飲みもの、アイスクリームが続き、パン類は比較的少ない。

次に、年齢階級別平均でみると、表 18, 図 12, 13 に示すように、乳および乳製品は男児では6~8, 9~11, 12~14歳において低く、女児では6~8歳に低く、男児15~17歳で最も高く、男女児ともに学童期に低く幼児期と思春期に高い傾向を示す。1~2歳は粉乳を比較的多く用いている。菓子類は男児では5歳までの幼児に高く、以後の年齢においては差なく、女児では9~11歳が最も多く、15~17歳が最も少ない。果物は男女ともに1

表 18 年齢階級別子供の間食摂取量 (1人1日, g)

	年齢階級	飯	パン類	イートライスタメン	乳・乳製品	菓子類	果物	アイスクリーム類	飲物	その他
男	1~2歳		4		85	59	9	19	17	11
	3~5	3	7		60	52	55	30	19	14
	6~8		21		10	38	39	12	27	17
	9~11		11	4	32	46	57	25	36	11
	12~14		10	2	24	25	57	6	6	9
子	15~17		41		113	42	76	3	7	18
	平均	1	15	1	49	43	50	17	20	13
女	1~2		5		72	31	12	3	13	0
	3~5		8		54	37	65	46	22	14
	6~8		3	1	42	41	62	22	15	23
	9~11	1	8	1	56	59	62	13	22	20
	12~14		17		78	41	95	3	7	35
子	15~17				16	130			21	28
	平均	0	8	0	55	42	71	17	16	23

~2歳が最も低く、高年齢児が高い。男児より女児の摂取が高い。嗜好飲料とアイスクリーム類の間食量は11歳頃までが多く、12歳以上は少くなる。

子供数別発達段階別(年齢階級別)に、まず子供数別平均でみると、表 19, 20 および図 12, 13 に示すように、乳および乳製品は男児では3人子が最も少く、女児では1人子が最も高く2人子が少ない。菓子類は男女児ともに1人子、2人子は大差なく、3人子が少ない。果物は

図 12 年齢階級別子供数別子供の間食摂取量(男子)

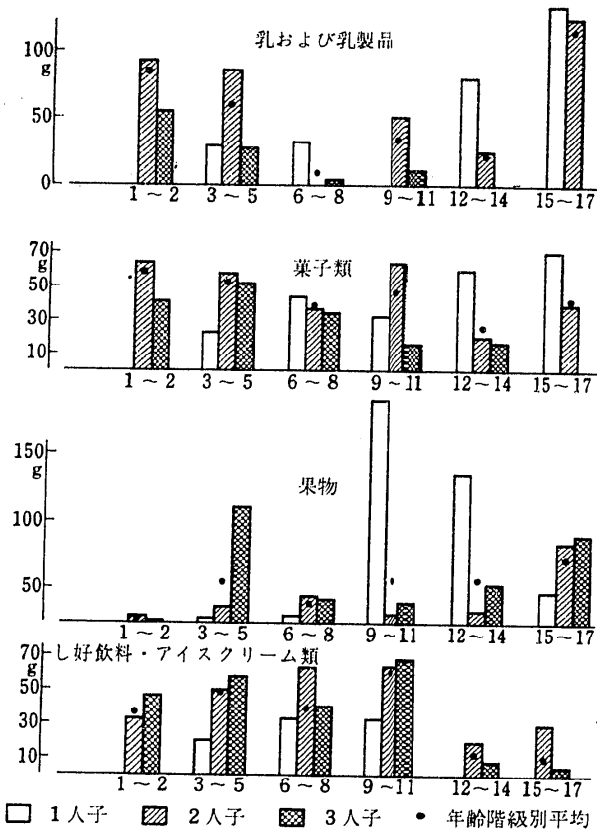


表 19 子供数別年齢階級別子供の間食摂取量 (男子)

子供数	年齢階級	(1人1日, g)								
		飯	パン類	インスタント	乳・乳製品	菓子類	果物	アイスクリーム類	飲物	その他
1人	3~5歳	20	7		30	23	8	20		2
	6~8		30		33	45	24	21	31	43
	9~11					32	194		33	43
	12~14				80	60	137			2
	15~17	53			136	71	49		30	3
	平均	4	19		54	46	77	9	20	21
2人	1~2		5		93	64	12	14	19	12
	3~5		3		85	58	35	18	32	18
	6~8		3			37	45	7	21	17
	9~11	19	8	51	65	31	23	41	3	13
	12~14	9	5	25	20	33	7	13	5	5
	15~17	44		124	40	83	4		20	
平均	14	2	68	50	38	14	23	12		
3人	1~2				55	41	2	38	9	8
	3~5	16			28	52	110	54	4	11
	6~8	28			4	35	43	12	29	5
	9~11				12	16	41	40	28	12
	12~14	15				17	53	8		16
	15~17						90			38
平均	14			14	31	58	27	14	12	

図 13 年齢階級別子供数別子供の間食摂取量(女子)

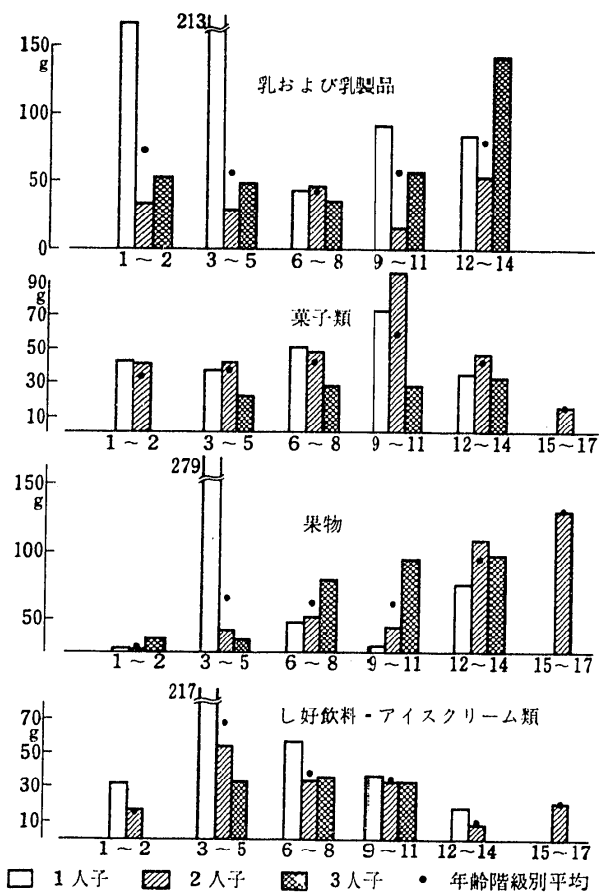


表 20 子供数別年齢階級別子供の間食摂取量 (女子)

子供数	年齢階級	(1人1日, g)								
		飯	パン類	インスタント	乳・乳製品	菓子類	果物	アイスクリーム類	飲物	その他
1人	1~2歳				170	42	7			32
	3~5				213	37	279	177	40	37
	6~8		8		43	51	48	27	30	28
	9~11				92	73	27	3	34	24
	12~14		10		85	35	76	3	15	40
	平均		6		98	48	70	21	26	31
2人	1~2		9		33	41	4	7	10	1
	3~5		2		29	42	42	28	26	9
	6~8		4	2	47	49	52	21	13	23
	9~11				16	97	43	22	11	33
	12~14		21		54	47	108	4	4	32
	15~17					16	130		21	28
平均		7	0	35	48	68	15	14	22	
3人	1~2				53		33			
	3~5		32		49	22	28	33		15
	6~8				36	28	79	23	13	20
	9~11	2	17	3	57	28	95	13	20	10
	12~14		19		144	33	98			37
	平均		1	12	1	59	26	77	17	11

子供数別に特に変化はない。発達段階別にみると男児では乳および乳製品、菓子類ともに3人子は各年齢段階ともに低く、特に12~14歳以上の高年齢児では乳類の間食なく菓子類も低い。女児では、乳および乳製品は1人子の5歳以下の幼児に著しく多い。菓子類は3人子が各年齢段階ともに低い。果物は子供数別発達段階別に明らかな傾向はみられない。要するに間食の摂取は発達段階別には3人子の高年齢児が少い傾向を示す。

(2) 子供の間食からの栄養供給率

上記の間食摂取量について、間食からの栄養量が総摂取栄養量に対してどの程度の比率を占めて摂取されているかをみてみると、表21に示すように、全児童の平均としては熱量で18%を供給し、栄養素としては糖質供給率が最も高く約22%、ついでカルシウムの約21%が大きい。果物などからくるビタミンCは約11%である。

表21 子供数別子供の間食からの栄養供給率 (単位 %)

性別	子供数	人数	熱量	蛋白質	脂肪	糖質	カルシウム	ビタミン	
								A	C
男 子	1人子	11	17.7	10.4	12.0	16.9	12.3	7.8	9.6
	2人子	42	16.9	12.0	7.3	21.3	21.5	7.9	6.1
	3人子	23	15.4	8.7	15.2	17.6	19.1	4.2	11.1
	平均	76	16.6	10.8	10.4	19.5	19.4	6.8	8.1
女 子	1人子	12	20.1	11.7	23.9	24.4	32.5	9.7	9.4
	2人子	26	21.1	13.4	19.0	25.9	18.2	5.3	13.7
	3人子	16	18.5	12.1	16.0	21.8	20.7	7.9	19.5
	平均	54	20.1	12.6	19.2	19.5	22.1	7.0	14.4
男女 平均	1人子	23	19.0	11.1	18.2	20.8	22.8	8.8	9.5
	2人子	68	18.5	12.5	11.8	23.1	20.2	6.9	9.0
	3人子	39	16.7	10.1	15.5	19.3	19.8	5.7	14.5
総平均	130	18.0	11.5	14.0	21.6	20.5	6.9	10.7	

男女別には女児の方が各供給率において大きい。子供数別には熱量供給率でみると子供数が多くなるにつれて低下する傾向を示し、3人子が最も低い。

つぎに年齢階級別にみると、表22および図14に示すように、熱量および各栄養素の供給率ともに年齢の増加につれて低下していく。しかし、男児においては15~17歳でふたたび上昇の傾向を示す。これはこの年齢期においては所要熱量が最も大となるためと思われる。

熱量供給率は男女1~2歳の30%前後から12~14歳以上の10%台に低下する。糖質供給率としては男女1~2歳約40%から12~14歳以上の10~20%に低下する。カルシウム供給率は男児1~2歳と15~17歳

図14 年齢階級別子供の間食からの栄養供給率

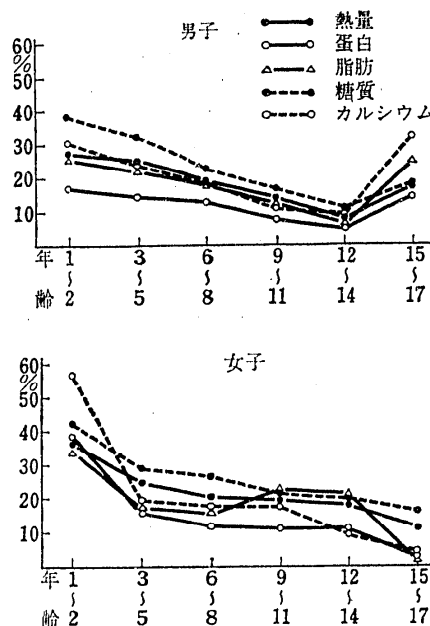


表22 年齢階級別子供の間食からの栄養供給率 (単位 %)

	年齢階級	熱量	蛋白質	脂肪	糖質	カルシウム	V. A	V. B ₁	V. B ₂	V. C
	3~5	24.8	14.5	22.4	32.4	24.2	8.7	14.2	19.8	11.7
	6~8	19.8	12.6	18.8	23.0	18.0	4.4	11.0	12.5	8.5
	9~11	14.3	7.9	12.2	16.6	12.4	8.2	5.5	7.7	7.1
	12~14	8.4	5.1	6.9	10.3	8.8	2.3	8.5	9.9	6.7
	15~17	17.6	14.9	25.2	18.0	32.5	11.2	11.5	20.0	5.6
女 子	1~2	35.6	28.3	33.5	42.2	56.5	17.0	15.0	42.8	13.3
	3~5	24.7	15.2	17.3	29.1	19.8	3.6	15.7	17.8	11.2
	6~8	20.5	11.9	15.7	26.8	17.0	6.2	10.4	13.1	14.7
	9~11	19.8	10.8	22.8	22.0	17.7	7.1	9.9	13.1	10.4
	12~14	18.0	11.4	21.6	20.5	10.0	9.9	12.7	17.0	19.9
	15~17	11.3	2.8	2.4	16.0	4.7	0.6	12.3	5.7	28.9

が約 30%, 女兒 1~2歳は約 60% と大きい。カルシウムの供給は乳類の摂取によるものである。

7 食料費と栄養との関係

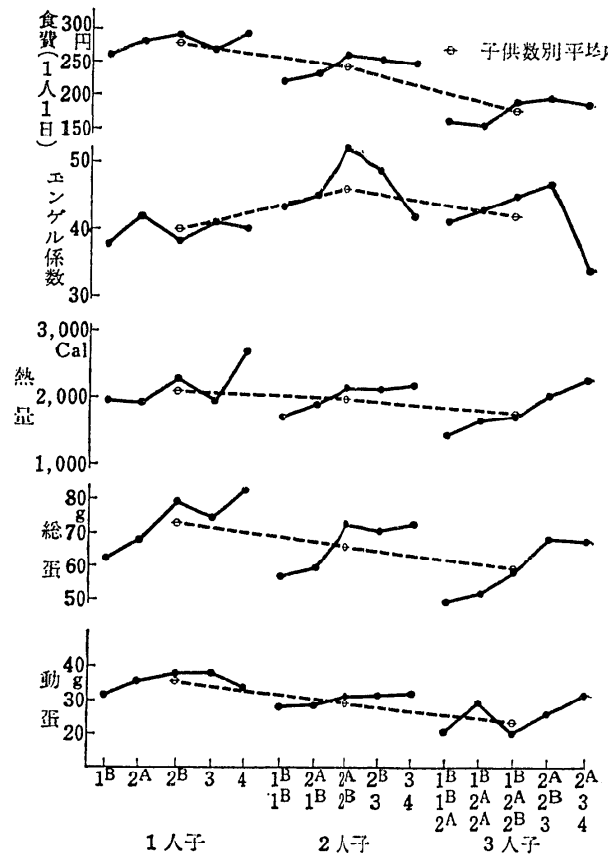
(1) タイプ別世帯の食料費と栄養との関係

栄養調査対象世帯のみについての1ヵ月家計調査に基づく食料費を示すと、表 23 の通りである。これと世帯栄養摂取量(表 4) との関係を検討するにあたって、1ヵ月家計調査による食料費と3日間栄養調査の結果とは期的に、また内容的にも一致するものではないが、各世帯の水準的傾向として検討を加えてみる。

まず子供数別の平均世帯食料費(1人1日当り)をみると、表 23、図 15 に示すように、子供数が増すに従ってほぼ直線的に低下している。また各発達段階毎に比較してみても子供数が増すに従って低くなる。なお、各子供数別世帯ともにおおよそ小学高学年(2^B)段階頃までは上昇し、中高生(3, 4)段階では大体横ばいの傾向にある。この食費の傾向とタイプ別世帯の熱量、蛋白質、動物性蛋白質の摂取傾向との関係を見ると、図 15のごとく、3栄養素ともかなりの平行関係がみられ、この関係をさらにタイプ別世帯平均の食費と栄養摂取量について相関図にしてみると、図 16のごとく、熱量、蛋白質、動蛋ともに食費とかなりの相関関係を示すが、特に動蛋との相関が密接のようである。

エンゲル係数をみると、子供数別の世帯平均では、食費および栄養量の傾向とは逆に、1人子世帯が最も低く、

図 15 タイプ別世帯の食費と栄養摂取量との関係



2人子および3人子世帯が高く、ことに2人子世帯が高

表 23 タイプ別世帯の食料費

子供数	タイプ	世帯数	1ヵ月実支出	食料費			エンゲル係数	栄養円価	
				1世帯1ヵ月	1世帯1日	1人1日		100Cal当り	蛋白10g当り
1人	0 0 1 ^B	4	64,033円	24,174円	780円	260円	37.8	13.0円	41.5円
	0 0 2 ^A	6	62,036	26,005	839	280	41.9	14.4	41.3
	0 0 2 ^B	6	71,307	26,913	868	289	37.7	12.8	36.7
	0 0 3	5	60,135	24,920	804	268	41.4	14.0	36.4
	0 0 4	2	67,964	26,902	868	289	39.6	10.8	35.4
	平均	23	64,904	25,765	831	277	39.7	13.2	38.4
2人	0 1 ^B 1 ^B	9	63,642	27,485	887	222	43.2	13.0	39.8
	0 1 ^B 2 ^A	7	64,403	28,822	930	232	44.6	12.3	39.1
	0 2 ^A 2 ^B	5	62,507	32,270	1,041	260	51.6	12.1	36.0
	0 2 ^B 3	5	65,139	31,549	1,018	254	48.5	12.0	36.3
	0 3 4	8	74,295	30,781	993	248	41.4	11.4	34.3
	平均	34	66,358	29,837	963	243	45.9	12.3	37.4
3人	1 ^B 1 ^B 2 ^A	5	60,953	21,139	811	162	41.3	11.0	33.0
	1 ^B 2 ^A 2 ^A	1	56,473	24,338	785	157	43.1	9.5	30.5
	1 ^B 2 ^A 2 ^B	2	65,871	29,420	949	190	44.7	11.1	32.9
	2 ^A 2 ^B 3	4	64,896	30,568	986	197	47.1	9.8	28.8
	2 ^A 3 4	1	85,056	29,130	940	188	34.2	8.4	27.9
	平均	13	64,432	27,714	974	179	42.1	10.3	30.6

図 16 タイプ別世帯の食費と栄養摂取量との相関

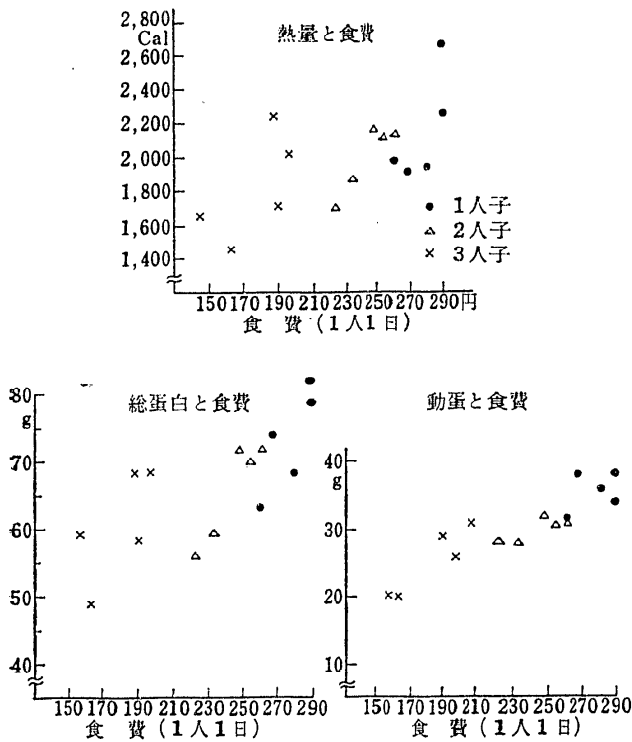
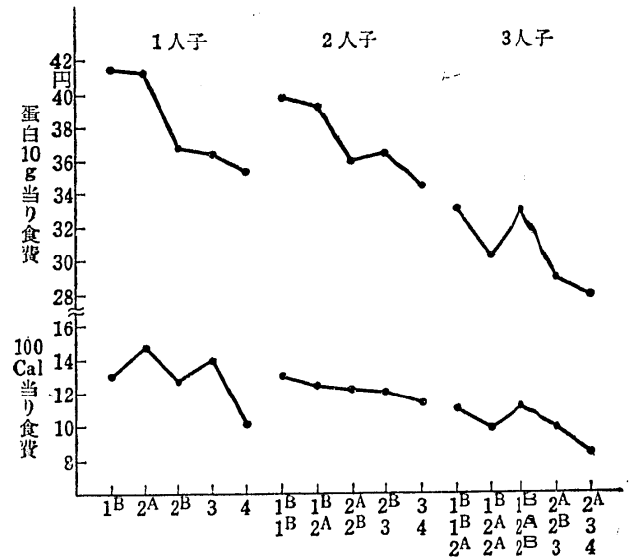


図 17 タイプ別世帯の栄養円価



い。発達段階別には1人子世帯においては段階別傾向は明らかでないが、2人子および3人子世帯では小学高学年段階(2B)頃まで上昇し、中高生段階(3~4)では低下する傾向がみられる。これらの傾向は、子供数が増すにつれての家計の困難さを示すとともに(1人当り実支出も低下する)、中高生段階における教育費などの増加が食料費をおさえて栄養摂取量を低下させていることを示すものと思われる。

食料費を摂取熱量 100Cal 当りおよび摂取蛋白質 10g

当りの栄養円価でみると、表 23、図 17 のように子供数別世帯平均では子供数が増すに従って熱量円価は 13.2 円、12.3 円、10.3 円と低下し、蛋白円価は 38.4 円、37.4 円、30.6 円と低下する。また発達段階が進むにつれて大体に低下する傾向を示す。栄養円価の低さは食質の劣ることを示すもので、この栄養円価のタイプ別世帯の傾向は、子供数が増すに従い、発達段階が進むにつれて動蛋白/総蛋白の比率が低下し、穀類カロリー比が増加する傾向(表 4)と一致し、またタイプ別世帯の食品群別摂取の傾向からもみることができる。

(2) 子供数別発達段階別子供の食費と栄養との関係
 栄養調査対象世帯について子供数別発達段階別に子供の食費(1人1日当り)をみると、表 24 の通りで、子供数別平均では男女ともに子供数の増加に伴って低下

表 24 子供数別発達段階別子供の食費

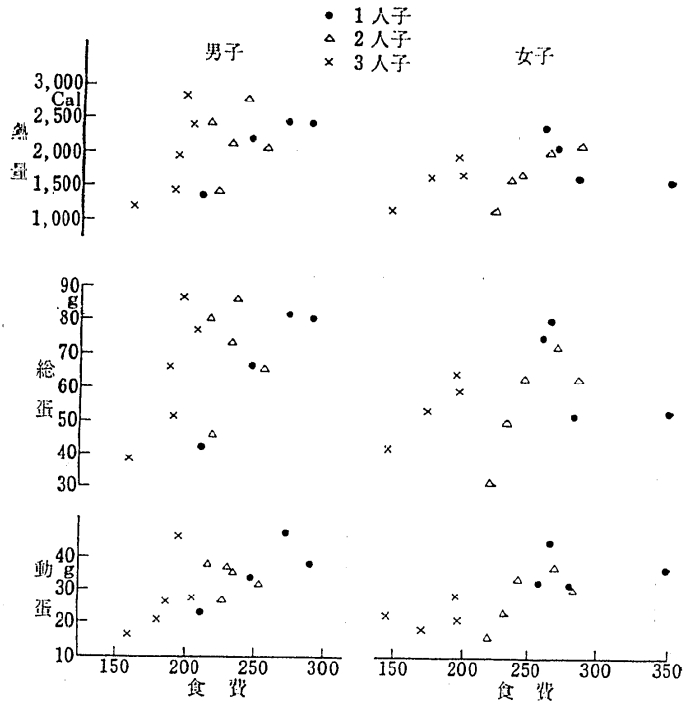
性	子供数別	1 ^B		2 ^A		2 ^B		3		4		平均	
		1日食費	食費/養育費	1日食費	食費/養育費	1日食費	食費/養育費	1日食費	食費/養育費	1日食費	食費/養育費	1日食費	食費/養育費
男 子	1人子	210円	39.8%	248円	43.8%	289円	37.2%	円	%	272円	39.2%	260円	39.8%
	2人子	226	47.6	255	47.5	233	51.1	216	46.8	237	41.5	232	47.3
	3人子	161	44.7	181	42.2	187	43.3	204	40.6	196	29.0	181	42.3
	平均	204	46.1	222	44.4	236	45.3	212	44.7	241	39.4	221	44.7
女 子	1人子	343	47.7	285	40.0	262	39.8	268	37.1			284	40.0
	2人子	223	47.6	232	45.1	287	46.5	269	40.7	242	36.5	247	43.8
	3人子	145	39.8	173	46.5	196	40.1	192	40.2			173	43.7
	平均	218	45.4	215	44.9	254	42.8	258	39.3	242	36.5	233	42.9
男女 平均	1人子	277	43.8	267	41.9	280	38.1	268	37.1	272	39.2	273	40.0
	2人子	225	47.6	241	46.1	249	49.7	244	43.5	238	39.6	236	46.0
	3人子	156	43.1	176	44.6	190	42.2	199	40.4	196	29.0	177	42.8
	平均	209	45.8	217	44.7	241	45.0	239	41.4	240	38.6	226	44.0

し、特に3人子の食費は低い。発達段階別平均でみると男女ともに2^B段階までは上昇してそれ以後(3, 4段階)では増加の傾向なく横ばいの状態となる。この食費の傾向は栄養摂取状態の傾向とよく一致している。なお、子供数別発達段階別には図18にも示すように、食費と熱量、蛋白質、動蛋の摂取量とは必ずしも平行関係を示していないが(これは発達段階別例数の少いことに主としてよるものと思われる)、3人子の子供たちの食費は男女児ともに各発達段階を通して最も低く、これも3人子の子供たちの蛋白質、動蛋および摂取熱量が各発達段階ともに低い傾向と一致している。

児童の養育費中食費の占める割合をみると、1人子と3人子が低く、2人子が最も高い傾向にある。これはタイプ別世帯のエンゲル係数において観察したと同様である。

さらに、子供の食費と栄養量との関係を、子供数別各発達段階別の食費と熱量、蛋白質、動蛋との相関図でみると図19のように、いずれの場合もある程度の相関がみられ、特に、世帯で観察したと同様に動蛋との相関が密接のようである。

図19 子供数別子供の食費と栄養摂取量との相関



次に、栄養円価をタイプ別にみると、表25、図20のように子供数別平均では熱量円価、蛋白質円価のいずれも男女ともに3人子が一段と低くなっている。発達段階別にみると段階が進むにつれて子供における栄養円価も低

図18 発達段階別子供の食費と栄養摂取量との関係

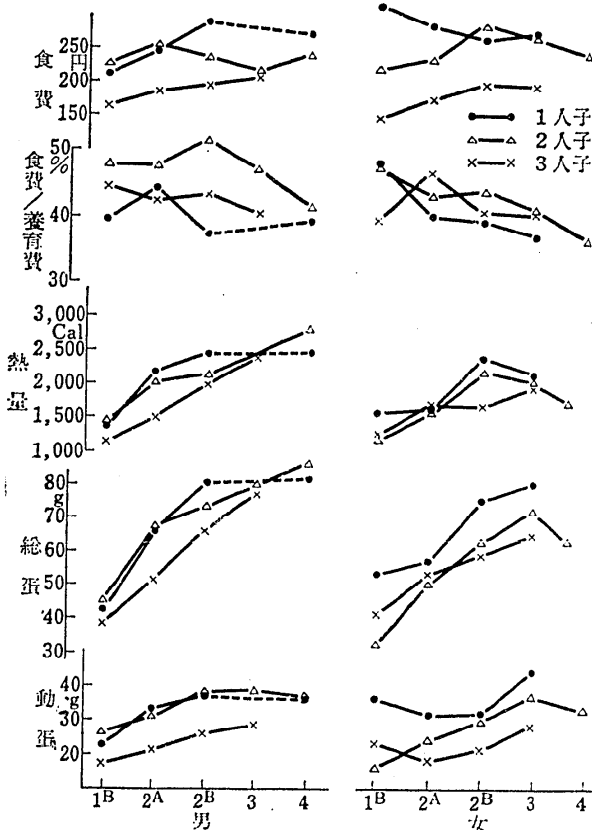


表25 子供数別発達段階別子供の栄養円価

子供数	タイプ	男 子			女 子		
		1日食費	100Cal当り食費	蛋白質10g当り食費	1日食費	100Cal当り食費	蛋白質10g当り食費
1人	1 ^B	210	15.6	49.4	343	22.3	64.5
	2 ^A	248	11.8	37.7	285	19.1	53.4
	2 ^B	289	12.0	36.2	262	10.9	35.1
	3				268	12.6	33.6
	平均	257	12.0	37.0	284	15.5	43.9
2人	1 ^B	226	16.1	49.9	222	20.0	68.7
	2 ^A	255	12.6	38.9	232	14.7	46.5
	2 ^B	233	11.0	31.8	287	13.4	45.6
	3	216	8.8	26.9	269	12.6	37.4
	平均	232	12.1	37.2	247	14.9	45.7
3人	1 ^B	161	13.8	42.5	145	12.5	35.5
	2 ^A	181	12.1	35.4	173	10.8	33.0
	2 ^B	187	9.5	28.2	196	11.9	33.4
	3	204	8.4	26.6	192	10.4	29.4
	平均	181	10.7	32.5	173	11.1	32.8

下する傾向を示し、各段階において3人子は明らかに劣っている。2人子は1人子に比し男児の場合は2^B、3、4の高年齢段階において低くなっている。この子供の栄養円価の傾向も子供のタイプ別および年齢別栄養摂取状態と一致している。

図 20 タイプ別子供の栄養円価

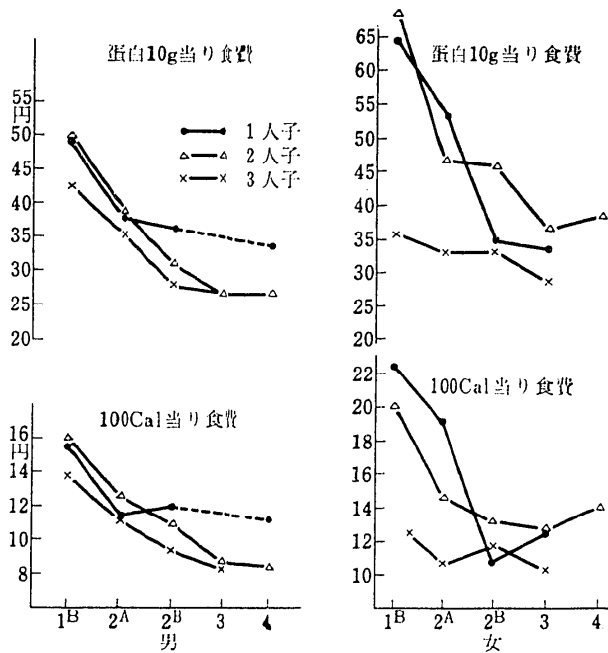


表 26 タイプ別成人の食料費と栄養円価

世帯タイプ	男 子			女 子		
	1日食料費	100 Cal 当り食費	蛋白10g 当り食費	1日食料費	100 Cal 当り食費	蛋白10g 当り食費
001 ^B	259円	9.9円	31.5円	244円	12.6円	41.6円
002 ^A	339	15.1	42.8	234	12.9	36.1
002 ^B	313	13.7	36.5	275	13.3	38.0
003	335	15.7	37.0	221	14.1	38.9
004	354	13.1	42.8	241	10.4	33.9
平均	318	13.7	38.0	244	13.0	38.0
01 ^B 1 ^B	237	11.8	32.8	176	9.1	27.8
02 ^A 1 ^B	307	12.4	38.3	177	9.1	29.7
02 ^B 2 ^A	308	12.8	37.2	227	10.5	31.4
032 ^B	311	13.7	43.1	216	11.6	35.2
043	287	11.6	35.6	224	12.5	36.0
平均	286	12.3	36.9	201	10.5	31.7
2 ^A 1 ^B 1 ^B	221	10.5	28.7	112	7.0	21.9
2 ^A 2 ^A 1 ^B	207	10.0	25.4	127	8.8	26.6
2 ^B 2 ^A 1 ^B	280	17.9	53.1	136	7.6	22.9
32 ^B 2 ^A	253	11.5	32.4	148	8.0	24.3
432 ^A	200	8.7	26.5	163	7.7	26.5
平均	237	11.8	33.2	132	7.6	23.5

図 21 タイプ別成人男子の食料費と栄養摂取量

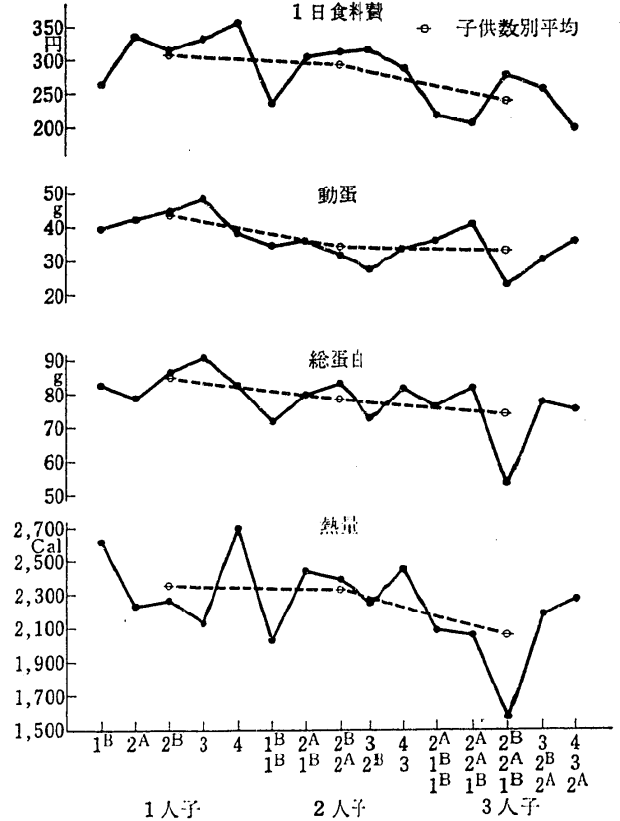
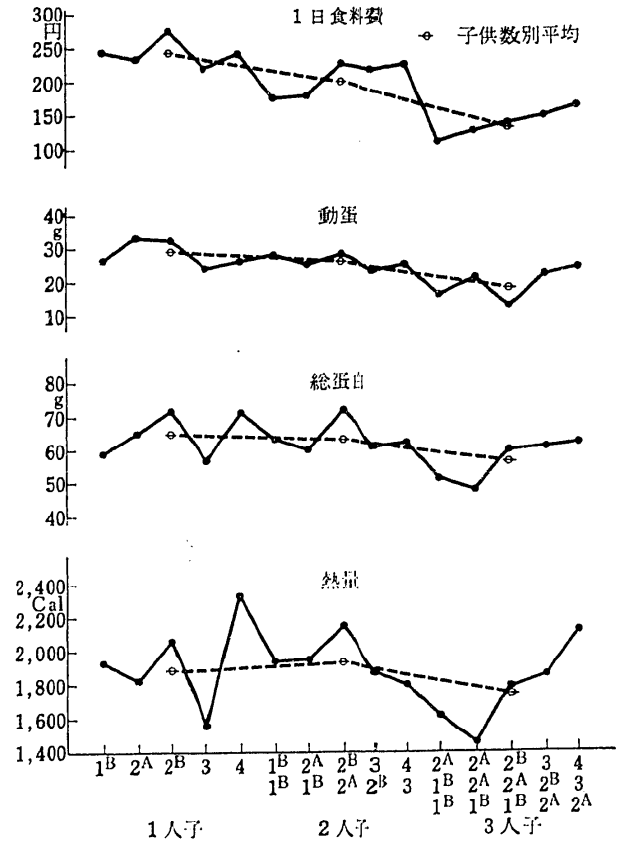


図 22 タイプ別成人女子の食料費と栄養摂取量



(3) タイプ別成人の食料費と栄養との関係

男女成人（両親）の食費は表 26 に示すように、子供数別平均でみると男女ともに子供数が増すに従って少くなる。母親は父親に比しかなり少く、特に3人子の母親の食費は低い。これは栄養摂取量の傾向とも一致している。周期段階別には図 21, 22 にも示すように、一般に高年齢児を有する両親（3～4段階）の食費は、世帯における食費および子供の食費においても観察されたように、頭打ちとなり、むしろ2^B段階の親の食費より低くなる傾向すらみられる。また子供数が増すにつれ各発達段階ともに親の食費は低下する。3人子の母親の食費は各段階ともに特に低い。これらの傾向も親の栄養摂取状態を反映している。

栄養円価についてみると、熱量円価も蛋白質円価も男女ともに子供数が増すに従って低くなっている。この傾向も子供数が増すにつれて父親の場合は動蛋白比が低下し、母親の場合には糖質カロリー比、蛋白カロリー比、動蛋白比が低下する傾向とよく一致している。

考 察

前述の結果に基づいて栄養上の問題、食費との関連および福島県農村世帯との比較について考察を試みよう。

(1) 全世帯の平均栄養摂取状態は全国平均および全国都市常用勤労者世帯に比し、動物性蛋白質の摂取が匹敵する以外は他の栄養素はいずれも低く、特にビタミンAとCは著しく低く、特徴としてはビタミン低位のアンバランス状態にある。福島県専業農村と比べると糖質カロリー比は低く、動物性蛋白質および脂肪の摂取は高い。すなわち、本対象は都市の常用勤労者世帯に比しては後進性にあり、専業農村世帯に比してはやや都市的性格を有しているといえる。

食品摂取の上で特に問題となるのは緑黄色野菜が全国平均の2分の1程度で著しく少ないことである。その他の野菜や果物も少ない。肉類、卵の摂取は全国都市常用勤労者世帯と匹敵し、乳および乳製品は2倍近くを摂取している。

(2) タイプ別世帯の栄養摂取状態は、子供数が増すに従って低下する傾向を示し、特に3人子世帯において一段と低くなる。これは栄養量のみならず食品（動物性食品、野菜果物類）の上でも同様にみられる。

発達段階別には、蛋白質および動物性蛋白質の摂取が小学児童をもつ世帯（2^B）までは上昇するが、それ以後の中高生をもつ世帯（3, 4）段階では低下する傾向を示す。2, 3人子世帯は1人子世帯に比し各段階ともに低い

水準にある。カルシウムやビタミン類の摂取（1人当たり）は発達段階に応じて増加すべきであるが、この傾向はみられない。これらの結果は動物性食品や野菜、果物類の摂取状態が発達段階に応じて増加しないか、あるいは逆に減少する食品摂取の傾向の上にも現れている。

福島県農村世帯においては、子供数別には子供数が増すにつれて低下するという傾向を示さず、1人子世帯と3人子世帯が低かった。発達段階別には1人子の低年齢児世帯と3人子の高年齢児世帯において特に劣っていた。この傾向の静岡県常用勤労者世帯との差異はそれぞれの生活環境条件の違いによるものであるが、3人子の高年齢児世帯が劣ることは静岡県対象世帯の結果にも同様にみられ、高年齢の子供の多い世帯においては共通的に経済的事情が影響するものと思われる。

(3) 年齢別栄養摂取量は栄養所要量に対比して、11～12歳以上の思春期において全般的に低い傾向にある。蛋白質は特に11～13歳頃の発動期に低い。女子は男子の場合より所要量に対し各年齢を通して一般に低い。カルシウムは5歳頃から、ビタミン類は全年齢を通して所要量をはるかに下回る。

年齢別食品摂取状態は、魚、肉は子供においては年齢が増すにつれて多くなり、卵は年齢的に大差なく、乳および乳製品は年齢とともに低下する傾向にある。卵の摂取は30～60gの範囲で9～11歳以下の子供に低い傾向があるので1日平均1個は与えることが望ましい。乳および乳製品は3～5歳頃までは200～300gで1本半程度摂っており、6～8歳以上は100～180g（1本弱）であるがもう少しの増量が望ましい。緑黄色野菜の摂取は全年齢にわたって著しく少ない。以上の結果は発達段階別にみた世帯の栄養摂取状態とも傾向的に一致している。

福島県農村児童に比較すると、静岡県対象児童が蛋白質、動蛋白、脂肪、カルシウム、などにおいてまさり、特に福島県農村児の5歳以下の幼児は著しく劣っていた。栄養摂取量の年齢傾向として思春期（中高生段階）の児童が所要量をかなり下回る傾向は両対象とも似ている。食品の上では静岡県児童が肉の摂取はかなり多く、卵も多く、乳製品もはるかに高い。果物は少ない。

(4) 子供のタイプ別栄養摂取量は、子供数別平均でみると各栄養素ともに子供数が増すに従って低下する傾向を示し、特に3人子は低い。発達段階別にみた場合は、小学生段階頃までは栄養摂取量は上昇していくが、中高生段階ではあまり増加せず横ばいの状態となる。このような傾向がみられることは、経済的事由のみならず栄養所要量の最も高い中高生段階における栄養のあり方にも

問題のあることを示すものである。

福島県専業農村児童では1人子の低年齢児と3人子の高年齢児の栄養摂取状態が特に劣る傾向にあったが、静岡県対象児童の発達段階別傾向はこれとは異り、3人子が各発達段階ともに劣っている。

(5) 成人(両親)の栄養摂取量をタイプ別にみると、両親ともに子供数の増加に伴って栄養摂取状態は低下し、特に3人子の母親の栄養摂取量が劣り、蛋白質は所要量にも達せず、動蛋は著しく低い。すなわち、3人子の母親は食生活においても最大の犠牲を受けていることが伺われる。

(6) 子供の間食摂取状態は、その種類としては菓子類、果物、乳および乳製品の三つが主体をなしており、これは福島県農村児童の場合も同様であった。しかしいずれの食品も静岡県対象児童の方が少ない。果物の差は生産環境条件によるものと思われる。乳および乳製品の差は、1日総摂取量としてみたときは静岡県対象児童が多く摂っていることから、静岡県対象児童は牛乳を食事(主としてパン食)時に摂ることが多く、福島県農村児童は間食の形でとることが多いという傾向の違いによるものと思われる。嗜好飲料、菓子パン類、インスタントラーメンなども本調査対象児童の方が福島県農村児童より少ない。

間食からの栄養供給率としてみた場合は、児童の総平均で熱量供給率は18%を示し、これは福島県農村児童の約25%に比しかなり低い。子供数別熱量供給率が子供数の多くなるにつれ低下する傾向は、福島県農村児童の場合も同様であった。年齢階級別にみた場合、各栄養供給率が年齢増加とともに低下する傾向は、農村児童の場合も同様であったが、農村児童の6~8歳までの低年齢児の糖質供給率60~34%に比べては本対象児童のそれは40~25%でかなり低い。これは、本対象児童は農村の幼児および小学低学年児よりは間食に偏する傾向が弱いことを示しているものといえよう。しかし、本対象の世帯としての菓子類1日摂取量が全国都市常用勤労者世帯のそれよりもかなり高いことからみると、本対象児童の菓子間食量は全国的平均より高いことも考えられる。

(7) 食費と栄養との関係を見ると、食費の子供数別および発達段階別傾向は、世帯としてみても子供および親においてみても、栄養摂取状態の傾向と大体に一致する。食費と摂取栄養素との相関は動物性蛋白質とが最も密接である。子供数別にみると子供数が増すに従って世帯、子供、親の食費は低下し、特に3人子の子供の食費

は1人子、2人子に比しかなり劣り、また3人子の母親の食費が著しく低く、栄養量も劣悪で、3人子の母親の犠牲的姿がみられる。発達段階別にみると、世帯、子供、親のいずれの食費においても2nd段階頃までは上昇するが、以後の3~4段階では頭打ち現象となり、むしろ低下する。

食質を表わす栄養円価(熱量円価、蛋白円価)も上述の食費と同様の傾向を示す。

世帯におけるエンゲル係数および子供の養育費中に占める食費の割合はともに、1人子において最も低く、2人子において最も高く、3人子においてふたたび低下する傾向を示す。

以上の傾向は、子供数が増すに従って経済事情が食費を圧迫し、また発達段階が高まるにつれて教育関係費の増大がさらに食費を抑制し、その影響は中高年齢児の栄養を低下させ、特に3人子の母親の栄養を犠牲にしているということができる。

(8) 強化食品あるいは栄養剤などの利用状況をみると、強化米、強化精麦、栄養剤などを世帯全員で毎日利用している世帯数が40世帯(強化米35世帯、強化麦3世帯、栄養剤2世帯)あり、調査世帯数の約57%はビタミンB₁については所要量を充たす量を、B₂は補足的量を摂っていることが考えられる。ビタミンA、D、Cやカルシウムなどを含む強化食品や栄養剤の世帯としての摂取はきわめてわずかで問題にならない。なお低年齢児、多くは未就学児童の12人が肝油を毎日摂っており、ビタミンA、Dを補給している。

そのほか個人的に栄養剤を摂っている者がいるがその数はわずか(10人程度)である。

これら強化食品や栄養剤からの栄養量は、その使用量が不明確であること、またこれを計算に加えて平均値として示すことは妥当でないこと理由から、本計算の栄養量には入れず、考察にとどめることにした。

む す び

むすびとして本調査の結果からの主要な問題点について記す。

① 本対象の栄養摂取状態の特異的欠陥は、野菜類、特に緑黄色野菜の摂取が著しく少く、特にビタミンAとCの摂取の低い偏った状態にあることである。

これの改善指導が基本的に重要である。

② 年齢別栄養摂取の傾向として主要な点は特に11歳頃から13歳頃までの思春期において蛋白質の摂取が所要量に達せず、また、その他の栄養素の摂取も劣るこ

とである。思春期栄養対策が必要である。

③ 家族周期段階別にみると、世帯、子供、両親の栄養摂取状態ともに子供数が増すに伴って低下する。さらに、中高生段階において栄養摂取量は横ばいの状態となる。つまり3人子世帯が、そして中高生段階の子供の栄養摂取状態が劣ることになる。この傾向は食費の上にも同様にみられ、経済的事情や教育事情がその原因の主な

ものとして考えられるが、一面、年齢別栄養のあり方に対する認識の不足も大きい。3人子の母親の食費は最も低く、栄養摂取状態も著しく劣り、その犠牲が最も大きい。

④ 児童養育費を検討するに当たっては、上述の子供の年齢別栄養上の欠陥を基本的に考え、かつ、それによらず経済的事情の影響を考慮することが必要であろう。

付 記

1. この研究は昭和43年度の厚生科学研究費の補助を受けて中鉢正美氏（慶応大学）を主任研究者として行われたものである。
2. 今回の児童養育費調査の参加者は主任研究者のほか下記のとおりである（五十音順）。

石 原 邦 雄 (東京教育大学)
磯 部 しづ子 (栄養研究所)
伊 藤 秋 子 (お茶の水女子大学)
大 本 圭 野 (社会保障研究所)
小 沼 正 (社会保障研究所)
佐々木 淑 恵 (お茶の水女子大学)
曾 原 利 満 (社会保障研究所)
長 嶺 晋 吉 (栄養研究所)
新 垣 都 代 子 (琉球大学)
広 瀬 雅 子 (成徳女子大学)
前 田 正 久 (厚生省統計調査部)
松 村 祥 子 (日本女子大学)
森 岡 清 美 (東京教育大学)
山 川 喜 久 江 (栄養研究所)
湯 本 和 子 (学習院大学)

3. 今回調査の企画および実査について掛川市当局の絶大な協力を仰いだ。また、掛川市婦人会の方々には各種調査の調査員として、県当局および県派遣の栄養士の方々には栄養調査の調査員として、それぞれご活躍をいただいた。ここに感謝の意を表する次第である。

シーボーム・ラウントリー

小 沼 正



シーボーム・ラウントリー (Benjamin Seebohm Rowntree, 1871～1954) は、その貧困調査によってわが国に喧伝されている。しかしココアおよびチョコレート製造業の経営者であった彼の業績は、事業経営のほかでも、単に貧困問題についてだけではなく、労働問題をはじめ農業、老齢、余暇活動、住居などの研究という学問的分野から、研究成果を活用しての労働、福祉政策への貢献、さらに全国的労働争議の調停などと実践活動にまで及んでいる。本稿ではこれらのうち社会調査および社会保障に関する部分に重点をおいて述べることにしよう。

前世紀も後半に入り、英国はその黄金時代の1860～70年代を過ぎて、依然として経済成長を続けながらも経済恐慌が波状的に襲ってきたのが80～90年代であった。一つの転換の時期であり、繁栄のかけには取残された貧困に関する問題が数多く発生していた。そしてこれらの問題に対しては、多くの異った宗教的、政治的立場からの接近が行われようとしていた。

教会の各派は社会問題に対して無関心ではあり得なかった。それは時とともにますます複雑化し、聖職者たちのそれへの関心とくに貧困についての論議は高まっていた。このような中で1890年にWilliam Booth 救世軍大将の *In Darkest England and the Way Out* が

刊行され、その年の中に20万部が売切れた。大将は周知のとおり救世軍の創始者であり、その問題とするところは、転落者、失業者、浮浪者、犯罪者などとその扶養児童とについてであった。

一方には慈善組織協会 (Charity Organisation Society) すなわち COS の運動があった。それは個人主義の上立って自助と自立とを鼓吹する方法をとっていた。形式的な貧困者扶助は政府の不当な干渉にすぎず、貧困者の大部分は本人自身の欠陥に起因しているとして、彼等の重視したのは、貧困家庭を訪ね実態を理解するという実地経験者による救済であった。賢明な指導によれば貧困者たちは自由経済人として立上り、貧困から脱却するというのであった。その点で沈殿層を問題とする Booth 大将とは意見を異にするものであったが、同時に正確な計量的表現である統計を駆使し得ず、ただ身近の熟知している事態を出発点としこれに拘泥するという批難を免れなかった。

また一方には社会主義による接近があった。この接近は1880～90年代に急速に促進され始めていた。従来発言力のなかった労働階級は、この時点においてもはや不幸な無抵抗な傍観者ではあり得なくなっていたからである。フェビアン協会は1884年に設けられ、貧困統計の作成などを行っている。周知のとおり Beatrice Webb がその主要な協力者の1人であったのであるが、Charles Booth の17巻に及ぶ *Life and Labour of the People in London* の第1巻が出たのは1889年のことであった。また独立労働党が Bradford で創設されたのは1893年のことであるが、その闘争宣言の一つとして豊富の中の貧困を選んでいった。

1889年シーボーム・ラウントリーの York における第1回貧困調査が実施され、その報告書として1901年に *Poverty, A Study of Town Life* が刊行されたのは、まさにこのような時期においてであった。ラウントリーについては、Asa Briggs 教授の1961年に著わした伝記 *A Study of the Work of Seebohm Rowntree* が最もくわしい。

I その生い立ち

後に同業では世界第3位(英国では第2位)を誇る大事業となったのではあったが、Rowntree家のココアおよびチョコレート事業も最初はきわめて零細なものであった。

シーボーム・ラウンリーの祖父の弟 Henry Issac がこの事業を創始したのは1862年のことであったが、69年にラウンリーの父 Joseph がその協同者として参加することとなった。

ラウンリーが生れた1871年のころは、従業員約30人という零細さであったものが、83年に Henry Issac が死亡し父 Joseph がその事業を継承した時には従業員300人となり、その規模は拡大の一途をたどろうとし始めていた。父 Joseph Rowntree (1836~1925) のラウンリーに与えた影響は実に大きい。

祖父 Joseph もその弟 Henry Issac もそうであるが、父 Joseph もまたヴィクトリア王朝の多くの事業家と同じように、家庭の幸福から進んで最後には社会の幸福を考へるようになっていた。父 Joseph は1857年、21歳にして家業のかたわら York ケーカーの成人学校で教鞭をとることとなった。そして40年近くもこの仕事を続けている。また貧困児童をも取扱っているある学校の共同管理者になったり、ある精神病院の管理委員会の一員ともなった。

父 Joseph の1862年の図書室創設も見逃すことはできない。幅広く読書を好み、さらに進んで若者にその蔵書を解放したのであった。父 Joseph は著述家でもあった。ラウンリーが第1回貧困調査を実施したのと同年齢の28歳の時、貧困、暴飲、無学、犯罪などに関する統計を組織的に集め実証的に探究した。やがて *Pauperism in England and Wales* を著したのであるが、それは伝統的な博愛主義をはるかに越えたものであった。

Rowntree家は数代にわたりケーカーであったので、父 Joseph もその観点から社会問題に対して道徳問題として接近していた。また父 Joseph に対する自由主義の影響も見逃すことはできない。Yorkにおける自由主義協会の設立者であり、自由主義こそが社会生活推進の中心思想であると信じていた。また後にも述べる通り、労働環境についても人間的な現実的な考え方を抱いており、女子従業員の健康管理の組織化、週48時間労働の導入、超過労働時の夜食の供与、休日の音楽会開催など数々の努力を払っている。

ラウンリーは日夜このような父に接し、社会的キリ

スト教主義の意図、事業における管理者の位置、社会調査の方法などを学んだのであった。

ラウンリーの母 Emma もまたケーカーでその家庭生活は誠実で厳格であり、保母頭は几帳面さを要求するドイツ人であった。11歳になったラウンリーは、York ケーカーの寄宿学校に入学したが、通学生としてであった。彼の関心は博物学にあり、貝殻、蝶、甲虫、鳥卵、押し葉などが興味の対象であったことは注意されてよい。

16歳で卒業の上 Manchester の Owen's College に送られた。ケーカーはその頃まで宗教的見地から古来の大学に入ることを禁ぜられていたからである。このことはケーカーが知的職業につき得ないことを意味しているのであるが、ラウンリーにとっては、Oxford や Cambridge などに入って最先端の知的社会的空気になじまなかったことであり、その在野的気風の裏にはオーソドックスな学問体系化に必ずしも十分ではないなど、その一生に重大な影響を与えている。もっともシーボームはわずか5学期でここを去る。ここでも1週間のうち24時間は化学研究室で過すほど化学に異常な熱心さを示していたという。

ラウンリーが家業に従事することになったのは1889年18歳のことであった。彼は学んだ化学を家業にも利用するため、工場内に研究室を設け大部分の時間をここで費した。後の彼の緻密な調査方法への芽生えはここに見出されるとみてよいであろう。

Rowntree家の事業は、その従業員が1890年代の半ばには900人、世紀末には2,000人、1910年には4,000人と急速な発展を遂げていったのであるが、父 Joseph は前述のとおり労働環境に異常なまでの努力を払っており、Rowntree家の若い一族たちもこれに協力し、小規模時代には従業員との個人接触、大規模となってからは定期刊行物の発行など組織的処理の強化に努力した。

ラウンリーもまたかつての化学偏重から成長して、一般社会問題により多く没頭するようになっていた。1897年26歳の時に家業は有限会社に改められ、その理事の一員となった。

一方ラウンリーは父がそうであった成人学校の教壇に立つようになったのは、1892年21歳の時であり、その後20年にわたって続けられる。教壇生活の影響もまた見逃すことはできない。学生である労働者に強い共感を覚え、学生たちの家庭を訪問し、その生活状態をつぶさに観察して歩いたのであった。

ラウンリー自身が社会的関心を強く抱くようになっ

たのについては、1894年23歳まで廻ることができる。同年の末日には、教育、健康な住居、健全なレクリエーションなどがいかに問題であるかを教壇で説いている。数週間の後95年2月のある日曜に、Newcastle-on-Tyneのスラムを訪ねている。この地の悲惨さは彼に強い心理的衝撃を与え、この悲惨さに対してなすべきことを数え上げている。それは直接的宗教活動、政治活動、社会活動の三つである。そしてラウントリーは考える、第1は自分の任ではない、第2は市議会などに奉仕することで必ずしも却け去るわけにはいかない、しかし第3こそ自分の熱中したいものである、と。

前述のようにラウントリーは最初は化学者として行動しながら、90年代の半ばには社会科学の精緻な測定方法に習熟し、とくに貧困問題を調査による新しい技法によって解明しようとするようになっていた。

II 第1回貧困調査 (1899)

—Poverty, A Study of Town Life—

シーボーム・ラウントリーは、すでに早くから統計に興味を持ち、軍備に用いられる国民所得とか飲み代の額とかなどについて統計を集めていた。そして Charles Booth の *Life and Labour* の第1巻が刊行されたのは前述のとおり1889年であり、ラウントリーの18歳の時であった。Booth の実証主義精神とそれを実現する彼の技法とはラウントリーをいたく動かし、ラウントリーはこれに魅惑され、自分自身でも調査を実施したいと熱望するようになった。さきの第3の社会活動の方向に熱中したいと考えていたラウントリーが、Charles Booth が London の East End で知り得た大量の貧困の存在を、地方都市で実証してみたいと考えるようになったのは当然のことであった。

ちょうど1897年には1人の化学者が Rowntree 家の事業に雇用され、その方面でのラウントリーの緊要性はいささか弱められ、化学研究室から手を抜くことが可能になった。さらに加えて、ラウントリーは同じ97年に Lydia Potter (1944年死亡) を花嫁に迎え、彼にとっては真に気力充溢の時期であった。

この時期にラウントリーに影響を与えた書籍は、前述の Booth 大将や Charles Booth のもののほかに、Andrew Mearns の *The Bitter Cry of Outcast London* (1883年刊行)、*The Housing of the Working Classes* (1884~5) および *The House of Lords on Sweating* (1890) のそれぞれの王立委員会の報告などであった。

この段階ではラウントリーは社会主義的思考にかなり

近い共感を抱いていたようであるが、ユートピアのような空想論には無関心であり、労働階級運動にも個人としては関知しなかった。

ラウントリーに理論的影響を与えていたもう1人は、Cambridge の卓越した経済学者 Alfred Marshall (1842~1924) であって、その主著において、経済学者は倫理的影響を無視し得ないこと、極端な貧困は消滅し去るであろうことなどを主張している。ラウントリーの残した資料の中には、Marshall の早い頃の新新聞投書の *Progress and Poverty* とか、*Remedies for Poverty*、あるいは *Wealth and Want* などと題した切抜きが残っており、その「極貧者は姿を消すであろう。また給与の低い労働者も、あまりにも貧困である上に仕事が激しいので、それからの脱出の可能性は断ち切られて消え去るであろう」というのに対して、ラウントリーの鉛筆によるメモが付されている。

ラウントリーは York における第1回貧困調査を、2年の準備期間を経て1899年春に開始した。時に28歳であった。

York を調査地点として選定した理由は、何といてもそこが生れかつ育った土地であり、微細にわたって通曉しているという点にあった。さらに加えて15,000世帯、76,000人という規模は、調査員による戸別調査を必要とするこの種調査に妥当な大きさであること、特殊な産業も高賃金の企業もない平凡な地方小都市の代表であること、歴史的な都市であり、Birmingham などの新興都市に比して英国社会問題の重層的な存在をはるかに強く印象づけるであろうこと、などであった。

調査対象としては、問題とした労働者世帯であることはいうまでもないが、家事手伝の召使のいる世帯は含めないこととした。結局11,560世帯46,754人の労働者全体に対する悉皆調査を実施することになったのであるが、Charles Booth の London 調査の対象が数万世帯であるのに比して小規模であり、このことがより詳細な調査内容を可能にしたのであった。

調査の初期において、調査員の募集に成功せず、ただ1人の僧侶が合格したにすぎず、この常勤調査員の下にパートタイムの調査員を集団別に配置して戸別調査が行われた。

質問調査票形式が社会調査の最適の方法であるとまだ理解されておらず、また熟達した戸別訪問調査員も生れていなかった時期において、この調査は行われたのであった。その質問調査票には、住宅の状態、世帯主の年齢、家賃、世帯内補助的収入、稼得者の数などを家庭主婦か

ら聴取して記入し、合せて調査員自身による生活状態、環境などについての所見を付記することにしていた。調査員は1~2週間の間隔をおいて同一世帯を繰返し訪問してその調査事項の正確を期し、必要に応じては多くの回数を重ねなければならなかった。

一つの特徴は世帯主の賃金を調査事項から外していたことであった。主婦はそれを知らないことが多く、知っているも告げてくれないのが常であったからである。ラウントリー自身が経営者であったことから、一つには自分の事業の被用者について賃金台帳からの確に知ることができ、合せて他の企業についても類推することができたし、もう一つには経営者のよしみで大規模の経営、たとえば London and North-Eastern Railway 会社などから個別の正確な賃金を知ることができた。

ラウントリーの解析の態度は、当時一般の理論的取上げ方と異っていた。生理学的、栄養学的視野の導入こそが、ラウントリーの調査を画期的ならしめたものである。宗教的、政治的立場を離れ、あくまで貧困の客観的事実の把握を念願している。まず人間の肉体的能率を維持するのに必要なカロリー、蛋白質、脂肪などを求めようとし、栄養専門家や地方行政機関関係者の門をたたいたのであるが、結局はアメリカの Department of Agriculture の W. O. Atwater 教授の研究に依拠することとなった。

周知のとおりラウントリーは、この栄養基準を基礎として2種の貧困線を設定している。第1次貧困とは、その収入が、いかに賢明かつ注意深く消費されても、肉体的能率そのままの必要を充足するのに不十分な世帯である。第2次貧困とは、やはり貧困の打撃を受けている世帯ではあるが、その収入が、飲酒とか賭博とか平常とは異ったものに消費されない限りは貧困線以上の生活を送りうる世帯である。

もっとも第2次貧困についてはラウントリーはあまり論じていない。このことについて COS の Mrs. Bosanquet との論戦を余儀なくされるのであるが、飲酒とか賭博とかが道徳的话题に終始しがちであり、COS の今も擁護している古い節儉、自助などに依存するものであるのに対し、ラウントリー自身はこれを個人の性格の弱さから起るのでなく、労働階級のあまりにも多い逆境の結果であると考えていた。これの対策として必要なのは旧来の救貧法とか慈善などにのみ頼ることではなく、高賃金、完全雇用、社会保障などという労働改善政策の方向であると考え始めるようになっていた。

彼の貧困線は決して高いものではなかった。食料費については 1897 年に地方行政機関が集めた救貧労役場給

食の事例を用い、これに家庭ごとの少量購入による値開きを是正するため 18 世帯(調査世帯は 35 であったが、その利用しえた数を掲げる)の労働者世帯の家計実態を参考にしている。したがってたとえば新鮮な肉を全然含んでいないというように、稼働する貧困者にとって必ずしも十分ではなかった。

食料費以外についても、肉体的能率の維持に絶対的に必需と考えられる品目のみを認め、きわめて厳酷なものであった。交通費、通信費、新聞代、音楽会費、教会喜捨、隣人交際費、労働組合費、疾病クラブ費、貯金などすべて認められず、子供には人形、おはじき、飴菓子などの小遣もなく、父親は煙草やビールを飲むことができず、母親は余分な着物を自分にも子供にも買えず、病気になるれば教区医にかかり、死亡すれば教区葬しかありえなかった。

これに対し、少しでも余分の支出を行おうとすれば、それは食事を制限すること、すなわち肉体的能率を犠牲にすることによってのみ可能であった。

まして世帯主に十二分に食べさせるためには、妻や子供たちが習慣的な欠乏に甘んずるといえない貧困まで見込むことはできなかった。

このようにして得られた第1次貧困線以下のものは、実に総人口の 9.9% (労働階級人口の 15.5%) という驚くべき割合に上っている。

ラウントリーは単にこのような貧困線のみを考えていたわけではない。教壇において、資力の不足のゆえにまさに発展すべき自然的体力が伸びることができないような状態を貧困というとの Stopford Brooke の定義を用いたことがある。このことはラウントリー自身が厳酷な生存的水準に固執して、福祉的観念を欠如していたものでないことを示している。彼はむしろ、福祉政策は、社会的需要の最も悲惨な状態から出発すべきであると信じていた。自由貿易の有利な伸張、機械使用の飛躍的増大、高速の運輸機構の導入など、進歩的な自由主義者として承認しながらも、なお驚くべき量の貧困の存在をあえて発き出したのであり、それはやがて現行法制の改正を含む社会関係行政の発展を抜きにしては克服し得ないであろうと考えていた。

ラウントリーは次に貧困原因を解明し、地方都市の社会経済機構の欠陥をついている。彼によれば、労働者の平均賃金をもってしては子供3人世帯を貧困線以上に維持することができず、不熟練労働者の賃金ははじめから貧困線を下回っている。低賃金、社会保障の欠如、疾病、多子などを貧困原因としてその数量的把握に成功してい

ると同時に、貧困線を上回る世帯であっても、もしこれらの原因が襲いかかるならばたちまち容易に転落することを明らかにしている。

また労働者がその一生の中で経過する貧困の循環を指摘したことも彼の功績の一つである。その一生には比較的充足の時代と貧困のそれとが交替していること、とくに貧困時代とは、骨格形成の幼少年時代、壮年盛りの早期中年時代、老齢時代の三つである。労働階級の収入は長期にわたる十分な貯蓄を決して許さず、個人の節儉とか相互扶助の暖さとかは最もよくいっても貧困循環の犠牲を軽減するにすぎない。これらのことが、彼をして社会保障の活発な推進者たらしめたことを否むことはできない。

彼の報告書に掲げられた York における学童の身長と体重との統計は、労働者世帯におけるその劣悪さを示しており、このことはやがて Boer 戦争などのための 1893~1902 年新規募兵の 34.6% が医学的に不適格であったという公式記録によって裏付けられている。この彼の着眼が公衆衛生改善の道を開く端緒ともなっている。

ラウントリーはやがて住宅問題専門家として認められる。この報告書においても 1 章を割き、楯比した住宅、貧弱な衛生設備、過度な居住密度などの詳細な統計を示し、過密と不潔の主な原因は、貧困者の性癖によるのではなく、適切な住宅を確保しうる家賃を支払うに足る賃金を得ないからであるとして、スラム居住者の環境改善の急を要することを述べている。

住宅問題については父 Joseph も後に述べる Village Trust によって顕著な成績を挙げ、York 市自身も、ラウントリーがその幹事となった Health and Housing Reform Association を創設して努力している。

ともかくラウントリーのこの第 1 回貧困調査によって得た結論は、新しく現実的な自由主義の要求を正当化することに用いられ、そこから老齢年金、失業保険、健康保険、最低賃金などの社会関係立法の導入による福祉政策の必要性を、あえて提唱とまではいえないにしても、明らかに暴露したのであった。

このようにして Charles Booth も希望していた London 以外の都市での同種調査が、ラウントリーによって実施され、*Poverty, A Study of Town Life* として 1901 年に刊行された。Charles Booth もその報告の内容を見て、「York と London とは貧困数字が非常に近い。貴君の貴重な調査は自分の意見を確めてくれた」と書送っている。また調査実施中に Webb 夫妻が来訪してきて激励の辞を述べたのであった。

III 第 2 回貧困調査 (1936)

—Poverty and Progress, A Second Social Survey of York—

1 壮年より初老にかけての精力的な活動

第 2 回調査は第 1 回調査より 30 余年を経て実施された。この間には第 1 次世界大戦の勃発を始めとし社会の変動は実にはなほだしいものがあつた。そしてラウントリーにとっては 28 歳より 65 歳までにいたるいわゆる働き盛りの時期であつた。彼の活動は実に多岐にわたっている。第 2 回調査について述べるに先立って、その精力的な活動について概観しておこう。

人はラウントリーを呼んで、福祉国家の Einstein であるとともに、労務管理運動の最大の開拓者であるとしている。まず彼の本業である家業の経営についてみておこう。

前述のとおりラウントリーは理事の一員として、とくに労働関係部の責任者として経営に参加していた。

彼は本世紀初頭の労働改善運動に共感していた。事業内における週 48 時間労働、意見箱、工場医、工場監督、生活相談員などの諸制度の採用、全国実施にさきがけ 1906 年の事業内老齢年金制度の実施など、彼に負うところが大きかったと考えられる。

また 1920 年前後には、週 44 時間 5 日稼働、心理学関係部の設置、労使双方による工場規則の成文化、不服審査委員会などの諸制度の採用、妻子への付加給付を含む失業手当を導入してこれに賃金総額の 1% をあてることなどを始めている。

ラウントリーは 1923 年 52 歳にして、父 Joseph の後をついで社長となり、労働関係部の責任はそのまま続けてとることとなったのであるが、同年の利益配分委員会の設置、後のことではあるが 1940 年の事業内家族手当制度の創設などが目立っている。

彼の事業内におけるこのような制度は、つねに事業経営の先陣であり、これが範となって各地に実施されるものが多かったといえる。

これより先、1904 年末に父 Joseph はその資産の半ばを割いて、社会問題を究明するために Joseph Rowntree の名をそれぞれに冠した、Charitable, Social Service, Village の三つの Trust を設置し、シーボーム・ラウントリーもまたその理事の一員として協力することとなった。これによっても彼の社会問題への関心は高められていった。

次に本業以外の活動に眼を転じよう。それは主として

労働関係が中心となっている。また彼は広く農業問題にも視野を拡げていた。1911年に *Land and Labour, Lessons from Belgium* を出している。これが Lloyd George をして彼に注目させる因となったのであるが、14年には The Land Enquiry Committee の報告を要約して *The Labourer and the Land* を刊行している。

第1次世界大戦は彼に新たな役割を与えることとなった。当時軍需大臣であった Lloyd George は1915年44歳の彼を新設の福祉局の局長に任じたのであった。また17年には当時首相となっていた Lloyd George は、彼を新設の再建委員会の一委員に指名したのであった。この委員会には Beatrice Webb も名を連ねていた。

生産向上のために彼が痛感したのは、生産力の急速な増加と合せて、現行失業保険制度の極度の拡大、労使関係の改善などであった。また新規雇用の開拓と合せて、住宅不足の解決、郊外への居住拡張、郡部への移動、家賃統制など住宅問題の解決であった。さらに賃金問題の重視と各事業内の労使協議会の設置を挙げている。このような観点から労働組合運動にも共感していた。

彼は事業経営の合理化のために Oxford Conference を創始した。これは管理者を集めてのセミナーであった。また27年には管理研究会を設けその会長となったが、これは42年には労務管理調査協会と改められている。

また1918年には、その後約30年以上にわたって幹事をつとめる労働福祉協会を創設し、当時まだえられなかった熟練した福祉専門員の養成に努めることとした。

彼の著書のうちでも最も説得的なものの一つである *The Human Factor in Business* を出したのは1921年であった。Yorkにおける賃金、労働時間、労働環境などを詳細に記述し、自己の事業で可能となった方策を斯界に周知せしめ、合せて労働能率を論じようとしたものであるが、労務管理の人間の側面とも呼ばれるべきものにはるかに多くのなすべき方策の残っていることを説き、あるいはさらに進んで労働環境の動機とか情緒とか雰囲気とかに言及している。

次に失業問題について述べよう。1909年前後に W. H. Beveridge の *Unemployment, A Problem of Industry* (1909) や、政府調査報告である *Earning and Works* (1909~13) が出ている。ラウントリーもまた1911年に共著ではあるが、*Unemployment, A Social Study* を出している。

やがて第1次大戦を経て失業問題は再燃した。彼は失業を単に人道問題としてではなく、経済問題として検討したいと考え、超党派の研究会を設けることとした。

1920年にこの研究会の出した報告は、同年の Unemployment Insurance Act の改訂において、被保険者の範囲の拡大、給付額の引上げなどについては認められたが、さらに給付額を引上げて賃金の半ばまでに達せしめること、妻子に付加給付を設けることなどは容れられなかった。

1922年にはこの研究会の報告 *The Third Winter of Unemployment* が刊行された。失業統計と地方別失業状況が詳述されており、全国失業対策費用を算定し、積極的な全国的雇用政策を要求したものであった。また1920年法によって失業扶助が実施されることになったのであるが、これが窮乏と肉体的能率の低下とを防ぎ得て、決して道徳的退廃を兆すものでないことを説いている。この点では古い COS の系譜にある考え方とは明らかに異なるものであった。

戦後1939年ごろまで100万を上回る失業がつついていたのであるが、ラウントリーは、失業こそ労働問題の根源であると認識し、ともすれば他の政策に向いがちな Lloyd George に対して、雇用問題を党の基本政策の一つとするよう説得し、Lloyd George は1928年にこれを取上げることとし、党内に小委員会を設けることとした。ラウントリーも、また J. M. Keynes も委員に含まれている。翌年 Lloyd George は選挙対策に *We Can Conquer Unemployment* を公表し、これは34万部も売れたものではあったが、選挙には勝つことはできなかった。

次に最低賃金について述べよう。ラウントリーは賃金裁定局による最低賃金と、団体交渉による協定賃金とは明らかに別であると考えていた。彼の最低賃金の算定基礎は1918年の *The Human Needs of Labour* にみられる。この算定が各方面に用いられるのは、最もよく知られかつ科学的に算定されているからであろう。彼は最低賃金と関連させて国家による児童手当を説き、その経費を算定している。1922年刊行の再版 *Poverty* においても同様な文脈で論を進めている。

事業経営者であり、賃金を始めとする労働者の実情に通暁している点を買われて、全国的労働争議の調停に引出される場合があった。1919年の鉄道スト、26年のゼネストなどにおいて労働組合と政府との斡旋に努力したのであった。

彼の一般的活動の最後に、アメリカ旅行について付加しておこう。1921年に最初にこの国を訪れた彼が関心を持ったのは、まだ機会ある階層にある新天地であること、その国の事業経営者の迫力と生活力の旺盛なことなどであった。

1937年までに訪れること16回、最後の訪問は51年80歳の高齢にいたってであった。この訪問によって同業事業家、大学教授、労働者など多くの知己を得ることができ、彼の人生観に大きな寄与を果したといえる。とくに興味を抱いたのは20年代のブームと30年前後のNew Dealとであった。自由放任主義は過去のものであり、来るべき時代の必要に対応し得ないこと、労働組合こそがより大きい公平を求める労働階級の必要不可欠な機構であることなどをアメリカの友人に書送っている。

なお彼はアメリカのみならず、南米へは4たび、またアフリカ、オーストラリア、インドなど世界各地に時を得て足をのぼし、1924(大正13)年にはわが国に來訪し、東京、大阪などで講演会を開いている。

2 第2回調査の実施

シーボーム・ラウントリーは、第1回調査の報告書を刊行した後、国内各地を旅行して講演を行った。テーマはいうまでもなく労働者生活と貧困である。1912年のA. Bowley教授の*Five Town Survey*もラウントリーに啓発されその系譜につながるものといえてよいであろう。

しかし第1回調査以後の社会経済の動き、彼自身の労働問題に対する認識の深まり、調査技術の進歩などは、彼をして第1回調査の書替えが必要であると真剣に考えさせるようになっていた。

第2回調査を実施したのは1935年64歳から36年にかけてであったが、そのころ彼の身邊に二つの変化が起った。一つは35年に、Lloyd Georgeは英国のNew DealといわれるBangor Programmeをその72歳誕生日を祝って発表したのであるが、ラウントリーはとくにその農業見通しに賛成しえず、袂を分つにいたったことである。もう一つは、36年に事業の経営責任を譲ったことである。もっとも41年まで社長の職にとどまっていた。

今回の調査は、Yorkにおける16,362世帯が対象として選ばれた。労働者世帯といっても年収250ポンドを越すものは除外している。30年代に確立された標本抽出法を採用することなく、前回同様に悉皆調査である。質問調査票をやはり採用し、賃金統計の収集もやはり事業を通じた。

注意すべきは、貧困線については1918年の*The Human Needs of Labour*の算定方法に切替えたことであった。前回のは単に動物的生存で弁護の余地のない低さであるとし、今回は時代の推移を反映させて実質的に引上げようというのであった。また第2次貧困線の算定は断念している。

若干の柔軟性が認められているにしても、やはり家具、寝具などの新規購入を許さない厳酷なものであった。栄養量は英国医学協会の委員会が1933年に公表した最低必要量を用いている。42年1月にラウントリーがW. H. Beveridgeに送った書簡によると、前回の蛋白質125グラムは100グラムに減らし、被服費も引下げたと述べられている。医学協会の栄養量は33年当時にもすでに議論があり、36年にはミルク給与量について修正されている。またラウントリー自身も若干の恣意的な変更を加えている。たとえばパンは自宅で焼かれる、したがってかなり価格を低め得るといふ当時の生活実態に合致しない前提の採用などである。雑費に充てられた額も、慣行の保険料支払にも足りず、石鹸、ちり紙の必要をも充しえないほどであった。

今回の貧困線について、スパルタ基準であるとか家畜の飼料なみであるとかの批判があった。また前回のような詳細な説明を加えなかったので、余計に批判を受けることになった。ラウントリーはそれでもなおYork労働階級人口のまさに31%、その子供の40%までがこれを下回ることを指摘している。

前回から今回までの間に、世帯規模の縮小、人口の老齢化、30%に及ぶ実質賃金の上昇、救貧法の改正、より総合的サービスとの供与、スラム、過密地区の改善、住宅改良による良好な健康、乳児死亡率の低下、学童の身長、体重などの向上など多くの社会の進歩が見られたのであった。したがって第1次貧困線以下は、前回全人口の9.9%(労働階級人口の15.5%)であったものが、単に物価改訂のみを行った第1次貧困線でみると、今回は全人口の3.9%(労働階級人口の6.8%)に減少している。しかし今回算定の第1次貧困線によれば、それを下回るのは全人口の17.7%(前述のとおり労働階級人口の31.1%)となっている。失業、老齢、疾病などの貧困原因の究明は、今回も詳細に行っている。

彼の結論は、上述の社会の進歩、貧困の減少が見られるにしても、多くの労働者の生活水準は満足と考えられるにはほど遠いというのであった。彼は単なる調査者としてではなく、社会改革者として役立つことを意図している者であった。

彼の挙げる三つの主要な問題は、失業、貧困循環そして老齢であった。とくに失業への長期の滞留、壮年の失業、労働階級の子供の生誕時に52.5%までが貧困線以下である貧困循環、老齢への適切な保護の欠如、現行老齢年金の不適正などを指摘している。

今回は1章を割いてかなりの紙幅を余暇活動にあてて

いる。自分の好むところに消費しようという余暇の活用方法は、国民生活の一つの判断基準であると考え重視しているのであるが、やがてこれが先駆となり、発展して1951年の大著 *English Life and Leisure, A Social Study* が刊行されることとなる。

また今回は標本調査についての検討を行っている。今回の悉皆調査による対象の10分の1を抽出して、その抽出集計と全数集計とを比較したのであるが、誤差に対するラウンリーの理解は十全でなく、必ずしも成功してはいない。

1936年実施(35年から開始したが36年調査と公称している)の第2回調査は、第2次世界大戦勃発の余波を受けてその刊行はややおくれ、*Poverty and Progress, A Second Social Survey of York* として刊行されたのは41年のことであった。これは戦後福祉国家に向う方向を指し示したものであるとあってよい。貧困克服の前提条件として、完全雇用実現の必要性を裏付けており、戦後政策の主な部面は、労働階級人口の3分の1あるいは半ばに上る貧困者の低い生活水準を最低生活水準まで引上げることにあるという見解を吐露したものであった。

IV 第3回貧困調査(1950)

—*Poverty and the Welfare State,*
A Third Social Survey of York,
dealing only with economic questions—

第3回調査は第2回調査より10余年を経て実施された。第2回調査報告が刊行された1941年には、すでに英国は第2次世界大戦に突入しており、ちょうど70歳に達していたシーボーム・ラウンリーも戦争による新しい問題に没頭しなければならなかった。1945年終戦に引きつづく時期は、英国においてはまさに福祉国家建設の時期に当り、50年に実施された第3回調査はその効果測定の意味をも持っていたといえる。

全国民一致団結すべき戦時を経て労働者や労働組合がその地位を高めること、それとともに労働者の福祉政策がより必要となることを痛感していたラウンリーは、すでに引退していた家業の重役陣に対して、長期労働対策に関する memorandum を送っている。その中で、貧困者の生活状態の改善、国民所得のより平等な配分などに関するきわめて強い要請がなされるであろうこと、重役陣は政府活動に先んじて各階層の労働者、とくに低賃金労働者の生活水準の向上に努力すべきこと、などを述べている。

彼はなお自由主義の文脈の中で社会経済問題を考えよ

うとしていた。失業の脅威に対して、政府は減税を行ってより多くを与えるというのが最近の学説であり、失業が大量に発生している今日、困難ではあるが失業資本と失業労働とを結合させて有効需要を高めるという技術を活用し、失業対策を実施しなければならないと、Keynes 経済学を援用している。

有名な Beveridge 委員会の発足は1941年5月のことであった。この発見については労働組合会議が政府に対して社会保険の総合的検討を要請したことがかかわっていたという。

この委員会は同年11月には早くも二つの斬新な memorandum を出している。一つは Basic Problems of Social Security with Heads of a Scheme であり、一つは Scale of Insurance Benefits and the Problem of Poverty である。後者はとくにラウンリーの業績から示唆を得ている。

同年12月29日付の Beveridge からラウンリーにあてた書簡において、「ラウンリーの *Poverty and Progress* と *The Human Needs of Labour* とを最高の関心をもって勉強しており、このクリスマスのうちに成果を挙げたいと努力している」と述べ、さらに社会保険と貧困についていくつかの基本的な疑問を掲げ、それらについて論議する機会を得たいと申入れている。

ラウンリーは Beveridge の依頼を受けて専門分科会の一員となり、42年報告書完了まで協力している。

たとえば Beveridge の疑問とした社会保険給付の最低限については、ラウンリーの第1次貧困線をとることは賢明ではなく、新しい栄養知識を吸収した彼の再版 *The Human Needs of Labour* における補正の方がよいとしている。また保険給付における家賃金額については、均一額にしようという Beveridge の決定には不賛成であった。家計にしめる家賃の割合はどのような均一額をもってしても、全人口のきわめてわずかな部分に妥当するにすぎず、大部分のものには却って当てはまらないというのである。

ラウンリーはまた助言した、「示唆されている保険給付額は、賃金との関連が全然考慮されていない、賃金の高い年間収入200ポンドを上回る者には別個の制度を設けるべきで、それは賃金の多寡に応じて給付されるべきである、この場合使用者には任意加入であり、その給付財源は雇用主と被雇者との折半負担によるべきである」と。この意見はその後の英国における所得比例年金制度の導入にかんがみて興味を感じる。これに対する Beveridge の考え方は、このような任意制度の組織化に

国家が介入する必要があるのではあるか、自助組合や労働組合のような民間団体に完全に任せてもよいのではないかというのであった。

Beveridge 報告が好評を得て 635,000 部も売れたことは聞えている。ラウントリーはこれを熱心に支持し、その実施を促進するために 1943 年に発足した Social Security League に加入した。

周知のとおり Beveridge Plan は W. S. Churchill を始めとする政治ボイコットを受け、Beatrice Webb も資本主義がこの財政に堪えうるとは考えられないと反対している。これに対してラウントリーは、全国民の自由を確保する費用としては廉価であり賢明に設計されていると主張し、しかもなおこの案が必ずしも十分ではなく、完全雇用の維持、法的最低賃金の設定、労働移動の円滑化など漸次補強される必要があるとしている。この点でラウントリーは、43 年も遅くなって Beveridge の *Full Employment in a Free Society* の最終校正を喜びをもって読み、彼自身も *Employment for All* を雑誌に投稿している。

自由党は第 1 次世界大戦時には力の党であり、第 2 次世界大戦時には理念の党であったといわれている。ラウントリーは自由党員として、また卓越した産業資本家の一人として、党の戦後復興計画の樹立に参加していたのであるが、労働党の主張する産業国有化の思想に対してはその官僚化を懸念し、やがて労働者の失望を買うであろうと予想していた。

彼は農業賃金に関する超党派の専門家委員会に参加しているのを見てもわかるように絶えず農業賃金に関心をもっていった。同様に一般賃金についても劣らぬ関心を抱いていた。戦時においては賃金安定政策をとるべきであり、そのインフレーションによる生計費高騰は、臨時手当 bonus によって対処すべきであるという意見であった。これは Ernest Bevin の憤激を買ったものであった。

しかしながら戦時における生計費高騰と賃金との関係を検討していて、政府の生計費指数が不正確であり、1943 年の 39 年に対する増加の 28% は誤りで 37% であるという、皮肉にも彼の安定策に矛盾する発見をして、これを当時労働大臣となっていた Ernest Bevin にあえて送ったことがあった。この数字は政府から公表されることはなかったにしても、指数の改訂にはきわめて有力な資料であった。またラウントリーは賃金と同時に、前述のとおり失業や雇用についても同様に強い関心をもっていた。

ラウントリーのこの頃のもう一つの問題は老齢であっ

た。このことについてはすでに第 2 回調査報告においても論ぜられていたのであるが、Nuffield Foundation によって 1944 年に老齢に関する委員会が設けられ、彼はその委員長に指名されたのであった。小委員会の中には、老人の収容施設関係、老人の就労関係、老人の生活実態調査関係などの各種があった。

老齢問題は社会学、経済学の問題であると同時に、医学、心理学のそれでもあり、単に一片の法規をもってしては対処しえないものであった。これに対してラウントリーの技法はすでにいささかその価値を失おうとしていたのであるが、この委員会の最終報告 *Old People* (1946) は少くとも英国における先駆的研究として卓越しており、その後の同種調査の出発点となっている。

この調査のころ彼の熟達した助手 F. D. Stuart も死亡し、1944 年 9 月には妻 Lydia も長年病んだ後に死亡した。しかしこのような打撃に打ちひしがれることもなく、よき協力者としては 46 年に当時 34 歳の G. R. Lavers を得ることができた。ラウントリーは全く精神的な活動家であり、51 年 80 歳になってさえも、つねに 1 日 6 ~ 7 時間週 6 日稼働し、しかも 7 日目に若干の超過稼働を行うことがしばしばであったという。

その 1951 年 80 歳の誕生日を記念して年内に 2 冊の著書が刊行されることとなった。このことは到底普通人の真似しうるところではない。ともに共著者として G. R. Lavers の協力があつたからこそ可能であったのであるが、一つは *English Life and Leisure* であり、一つは問題の第 3 回調査報告 *Poverty and the Welfare State* であった。

ここでは後者すなわち 1950 年に実施し 51 年に報告された第 3 回調査について述べておこう。

英国において 1948 年に福祉施策が出揃ったわけであるが、ラウントリーはこれら福祉施策の実施に満足し、その前途に楽観的であった。そしてこれが貧困克服にどれだけ役立ったかを York について解明しようとしたのがこの第 3 回調査である。もっとも焦点をとくに経済面にのみ限定している。また今回始めて 10 分の I 抽出の標本調査法を採用している。

前回調査の第 1 次貧困線によってみても貧困は著しく減少し、前回に総人口の 17.7% (労働階級人口の 31.1%) が、今回は総人口のわずか 1.66% (労働階級人口の 2.77%) となっている。また貧困原因についてみると、老齢が最も多く総数の 68% に上り、疾病が 21% でこれについている。ここではもう失業も低賃金もほとんど貧困原因として見出せない。

ラウントリーは前述のように楽観的ではあったが、この事態に必ずしも満足しているわけではなかった。老齢に起因する貧困者の多くが補足年金を受けており、したがってこのことは逆に補足年金がもはや貧困の保障とはなり得ていないことを意味しており、また現在は失業が消滅しているが、今後とも必ずそうであるという保証が確保されているとはいえない懸念がある、などということであった。

この報告において議論の余地はあるのではあるが一つの試みを行っている。もし前回調査の1936年に逆戻りし、各種の福祉政策が36年の状態であるならば、貧困はどれだけ現実より上回るであろうかという推定を行っていることである。これによって貧困は労働階級人口の2.77%という現実から22.18%に増すという結論を得た。その推定の基礎となった福祉施策は、食糧補助、家族手当、学校ミルク給与、幼児用割引ミルク給与、学校給食、国民保険の各種給付であって、国民保健事業、住宅費補助、家賃統制などの効果測定は断念している。またとくに章を設けて住居問題を取上げている。この調査報告は時宜を得て1951年総選挙宣伝に用いられたので

あるが、皮肉にもラウントリーの了解を得ずに労働党によってであった。

ラウントリーは晩年まで、産業心理学会の会長を始めとして多くの全国的、地方的団体において活動を続けていた。ココアおよびチョコレート製造業に起こる問題、さらに広く関心をもつ諸産業の問題などに対して、あくまで追いついて行こうと努力を払っていた。1953年には新設のWar on Wantの会長となっているが、これは世界の貧困の事実、未開発国の経済苦境などを英国国民の前に明らかにしようとするものであった。またこれによって事実を愛し、事実自身によって物語らせようとする彼の古風な貧困調査の方法が、まだ妥当するはずの世界各地に国際的に普及するのを望んでいるかのようであった。

1954年10月7日、突然に心臓発作による死が襲ってきた。83歳であった。その2日前にLondonで終日の激務を果たした上、汽車でHughendenへ帰宅したのであるが、駅から雨にぬれて歩いた徒歩の夜道がさすがに身に応えたのであろう。

執筆 者 紹 介

あり	いずみ	とむら	亨	東京大学名誉教授
こん	どう	ぶん	二	関西学院大学教授
ふじ	もと	たけし	武	労働科学研究所経済学研究部長
か	もと	しげ	雄	静岡大学助教授
さ	べ	たけし	利	神戸女学院大学教授
え	だ	しげ	茂	労働省職業安定局失業保険課補佐
り	あ	きよ	美	東京教育大学助教授
まえ	だ	まさ	久	厚生省大臣官房統計調査官
なが	あ	しん	吉	国立栄養研究所調査統計部長
い	べ	し	子	国立栄養研究所調査研究室長
やま	か	き	久	国立栄養研究所調査統計部研究員

小山路男著

『現代医療保障論』

社会保険新報社 昭和44年 369頁

I

私は厚生省在職中の終りの9年間(31.7~40.5)を社会保険行政の担当者(保険局次長, 年金局長, 保険局長)として過したが, 昭和37年7月に2度目の医療保険行政担当者となったとき痛切に感じたことは, 医療保険についての一般の知識水準が, この前の時と比べ驚くほど高まっている, ということであった。他方それとは対照的に, この分野の学問的研究は意外と伸びていないなあという感じ, そこからくるある種の寂しさと不安からは退陣に至る最後まで抜け切ることができなかった。

その後約5年間, 医療保険や保険医療についても問題の核心に触れた, 水準の高い論稿がかなり多く発表されるようになってきた。そうした動きの中でひとときわ目立った働きをしている人が, この本の著者小山路男教授と佐口卓教授であることは, この方面に知識を持つほどの人のひとしく認めるところであろう。佐口教授のこの方面における貢献はかなり以前から始まっており, その成果は名著『日本社会保険史』, 以来『医療の社会化』『日本の医療保障』などの書物として公刊されており, 学界および実務者がその研究の成果を利用しやすい状態に置かれているが, 小山教授の場合はその本来の研究分野であったイギリスの救貧制度に関する研究が, 名著『イギリス救貧法史論』となって発表されているだけで, この分野での研究成果をまとめたものはいまだ世に現れておらず, 一般には教授が折に触れて発表された論稿によってその主張の全貌を察するほかなかった。したがって教授のこれまでの研究成果から啓発を受けた人々の間からは, これまでの論稿をそのまま1冊にまとめるだけでもよいから早く出版して欲しい, という声はここ2年来特に強くなっていた。

本書はこのような強い外部の要望と教授の研究がこの分野の問題にひとわり及んだという主体的条件の合致したところで教授の言葉によれば, 「一区切りの中間報告」として世に出されたものであるが, 教授の論稿について割合に注意していた眼で改めて通読してみると, 本

書は既発表の論文を基としながらも, その単なる編集でなく, 現時点における教授の体系的主張を鮮明に提示するために書き替え, 書き加えに少なからぬ労力を払われた跡が伺われ, 教授の学問的良心のしみ出た尊敬すべき作品となっているとの感を深くした。

さてこの本の総括的評価については, すでに佐口教授をはじめ匿名ではあるが専門家により専門誌などで高い評価が与えられており, いわば既に評価が確定しているとみられるので, 私は今日この労作が世に現れてきたことの意義を高く評価しつつ内容についてのやや立ち入った紹介と冒頭に記した経歴を持つ私の立場からの感想を付記することに重点を置きたいと思う。

II

まず内容の目次をみると, 「序章 社会保障の転換期, 第一章 社会保障と医療保険, 第二章 社会保障の給付と財源, その国際的動向, 第三章 医療保障の現状と問題点, 第四章 医療問題の歴史的背景, 第五章 医療保険の財政問題, 第六章 抜本改正への展望」となっており, その後に資料として, 社会保障制度の総合調整に関する勧告, 総合調整実施の試案要綱, 医療保険制度の問題点とその改革の基本的方向について一事務当局試案, 医療費改定の経過, が収められている。事項索引はつけられていない。中間報告だからという考えから省いたものと思われるが, 本書の利用者が広く政治家や団体のリーダーを含む人々にも及ぶべきことを考えれば(例えば医療保障と医療保険との関係), これはつけておくべきであったと思う。

全体を通じ目につくことは, 他の文献からの引用がきわめて少いということ, 特に自己の主張の根拠を他の權威に求めるといった類の引用は一つもないということである。これはここで扱われている問題の性質がそうさせていることであろうが, より根本的には「問題の実体を徹頭徹尾自らの眼で見つめ, その分析を「自らの頭と手でやる」という教授の態度が貫徹されているからであろう。まさにこの分野における第一人者たるにふさわし

い態度である。当然の結果であるが実証の手堅さと主張の明快さが兼ね備っており、内容の高級な割には専門家以外の者にもすこぶる理解しやすい。

III

序章の「社会保障の転換期」はこの書物のために書き下したものであるが、さすがに広い視野からの展望で、読む者をして昭和 36 年という時点が社会保障の発展において形式的にみただけでなく実質的にみていかに重要な時点であり、いかに決定的な転換期であったかを知らしめる格調の高い論文である。またその時点が日本の社会保障にとって輝かしい出発とならず、かえって医療保険の危機への出発であったという指摘も、なるほどとうなずかせるものがある。ただ強いて感想をいえば、短いスペースに圧縮しているためか、医療と年金における 36 年の持つ意義の違いというものへのコメントが足りないのではないかと思わせる点、また厚生省側からみた感じでは、転換はすでに占領終末頃から始まっており、教授の指摘する所得倍増計画における社会保障小委員会の作業には、たかだかそれまでに醸成されつつあった事実に対する確信的意義しかなかったように思われる点との関連など、他日この問題の総仕上げをされるとき教授の手によって解明していただく問題がまだ残されているように感じられる。

第一章の「社会保障と医療保険」は、社会保障の概念と範囲、医療保障の意義、わが国の医療保険と医療制度の 3 節からなっており、一見解説的な部分という感じを持ちがちなためか、専門家筋はこの章に言及しないが、比較的圧縮されたスペースの中にこの分野におけるわが国最高の水準の内容が盛り込まれているとあって過言でないと思う。特に印象に残っている点を紹介すると、25 年の社会保障制度審議会の勧告当時の社会保障の指導的理論家の考え方とその考え方に基く社会保障の規定の仕方の関係に言及しているが、これはその後の展開において審議会の理論的指導家の考え方が理論的な意味においても逐次権威を減じてきた問題を解く鍵ともなる視点であるだけに、能力と勇気のある人でなければできないことである。

同じく第一節で最低限保障から相対的な生活の安定へと、社会保障の重点がシフトしつつあることを指摘しているが、総論的な所で肯定的な表現（社会保障の役割の変化）で述べているだけに、これまた教授の立場を明示するかなり大胆な叙述である。

第一節の最後に社会保障という問題に対するアプロー

チの仕方として三つの仕方をあげ、教授のいわゆる制度論的接近をとる所以を明らかにしているが、この部分は他の二つの仕方の意義と限界についての説明をも含めて、すこぶる説得的である。

第二節では医療保険を所得保障に埋没させない立場、つまり医療保障の独自性を認める立場に立つことを明らかにしつつ保険型、サービス型の要領のよい説明を行い、わが国の医療保障の展開において「もっとも要求されることは、皆保険実現に当たって無視されたもの、あるいは実際において無視せざるを得なかった諸条件の一つ一つをどのように充足させていくかという問題を検討する姿勢だ」と結んでいるが、後段の「無視せざるを得なかった諸条件」という指摘は、問題を正視し、問題の解決を主体的、能動的に考える者にしてはじめて持ち得る問題意識であろう。

第三節ではわが国の医療保険と医療制度の簡単なスケッチが行われているが、現在の医療保険の危機が医療それ自体の存立を危機にさらしている事実の他の面の現れであることの指摘で終わっていることは、すこぶる印象的である。

IV

第二章の「社会保障の給付と財源」ではそのサブタイトルの示すようにその国際的動向が述べられているが、基調は教授によって提唱され、今やこの分野での共有財産となりつつある平等主義原則と能力主義原則という点からみて、世界の大勢は能力主義原則優位の方向を示していること、同時にまたそれぞれの原則をとる国の間でも、それぞれの原則をより純粋化する方向に向わずに他の要素をとり入れる方向を示していることを明らかにする、ことに置かれているが、ほかに経済成長と社会保障との関係についての鋭い指摘などがあり、内容的にみて面白い章である。

第一節では社会保障の国際比較が本当に意味を持ち始めたのは、社会保障もまた先進国水準でなければならぬとする発想の登場からであることを、鋭くも指摘し、ここで 37 年の社会保障制度審議会の「総合調整に関する勧告」の果たした役割とその内容の安易性をそれぞれ明らかにしている。私はこの点についてのこれほど正確で鋭い指摘を他に見たことがない。この審議会の勧告どおり行われたいのは、一にも二にも政府が悪いのだという考え方だけでは、理論的にも戦いに勝てないことを痛感した経験を持つ人は決して少なくないと思う。

第二節と第三節では、まず、経済成長と社会保障の一

般的関係が述べられているが、わが国の社会保障停滞の原因として「成長率に相関して給付率が改善される機構が制度的にビルトインされていない」ことを指摘している点はまことに教訓的で、42年3月の経済・社会発展計画下における社会保障の計画と実績の乖離の原因がまさにそれであっただけに、42年の計画策定の場合にも今度の計画策定の場合にもこの問題を担当する私には、この指摘はことのほか重みの感ぜられる言葉である。ついで周到な国際比較から有名な平等主義原則と能力主義原則を導き出しており、これの理論構成の完成に成功すれば、まさにAクラスの学問的業績として残るものであるだけに、引き続きご精進を期待したい。最近の年金制度の潮流を見ていて痛切に感ずることは、平等主義原則に立つと理解されていた国々の年金制度に能力主義原則への志向が歴然と現れてきたことで、これは教授の指摘するとおりであるが、この場合年金の額を賃金の高さにリンクさせて年金に差等を持たせる仕組みをとることの大義名分として「現役時代の賃金の高さはその人が国民経済の発展に貢献した度合を示すものだから、リタイアの後にもそれを反映した差等のある年金を支給するのは当然だ」ということが、西ドイツでもイギリスでもいわれているが、スライド制の根拠づけとしては、しかも安直に開き直ってよいのだろうか」というかすかな疑念がないわけではない。能力主義原則が無前提で平等主義原則に對置される極限概念なのかどうか、教授の解明を待つ部分がまだ若干残されているような気がしないではない。

第四節では最近の国際的動向を展望し、そこからそれぞれの国の平等主義的在り方も能力主義的在り方もその性格を変えつつあるという示唆に富む指摘が行われており、最後に日本への反省としてイギリスで行われている普遍性と選別性の議論やアメリカで行われている「負の所得税」論争に関連して問題とされている「所得維持と社会サービス」との関係の問題が、そのままわが国においても「現在」の問題であることが指摘されている。このあたりになると内外の制度に詳しいだけでなく、それを一つの統一した視点から眺め整理している教授のような人にしてはじめてなし得る達人の指摘であるとの感を深くする。

V

第三章と第四章ではわが国の医療保険の実態を横断的および縦断的に明らかにすることが行われている。まず第三章では、制度運用の仕組み、保険料の拠出、保険料

の労使折半原則、一部負担、診療報酬の支払方式の五節に分けて医療保険の現状と問題点が要領よくまとめられている。注意して読むとよく分るが、単なる制度解説ではなく、高級な指摘がところどころに見受けられる。例えば保険と医療との基本的矛盾が表面化せざるを得ない理を説いた後「この矛盾は保険のかわりに保健サービス方式を採用しても簡単には解決できない」とだめをつめておいてくれる。標準報酬の最低限3,000円について単にそれがおかしいというだけでなく、少い数ではあるが現実にそれが存在することを確かめた上でその取扱いについての現実的提案を紹介しつつ支持する、薬剤費負担の増加を単にわが国の医療のビヘービアの問題として紹介するだけでなく、それが一つの国際的傾向であることの説明も付け加えることを忘れていない。既に過去のこととなってしまったが、健保特例法の薬剤費一部負担について国会修正で設けられた免除の制度が低所得者のための制度ではなく、低等級者のための制度にすぎず、しかも保険制度に扶助原則を導入するという意味で制度の変質をもたらす可能性を鋭く指摘している、といった類の達人ならではの指摘がある。

第四章の「医療問題の歴史的背景」では医療保険を中心とした医療問題の皆保険以後の展開が扱われている。ここで扱われている期間の半分以上を私は医療保険行政の責任者として過した関係上、ここで述べられている事実とか問題についての教授の判断の適中の程度については、相当高い証言の資格を持っていると考えているが、ただただ「お美事」というばかりはない。問題意識の行きわたって鋭い点、洞察の深さや展望の広さという点、叙述整理の行き届いている点、いずれから見ても申分なく、恐らくここ当分の間これほどのものは現れないのではあるまいか。

まず第一節で医療保障の問題を経済面に重点を置いて考察するという教授の立場の説明が行われているが、この節で特に印象に残った二つの記述をそのまま掲げておこう。

「医療問題の問題性は、かつて提起された問題がなんらの解決もみないままに今日に引き継がれ、矛盾と困難がいわば重層化していることにある」(110頁)

「……問題の中心はあくまでも医療費の調達方法という財政対策にあるのであって、これを媒介することなくしては、保険も医療も問題とならなかつたであろう。問題が財政的に深刻化しないかぎり、制度全体のあり方についての認識や反省が深まらなかつたというのが、残念ながらわが国の現実なのであ

る「(112頁)

第二節では戦後の皆保険までの歩みを要領よく跡づけており、昭和26年にすでに国保の制度的枠組みができ上がっていたことを、正確にも指摘している。

第三節の「保険制度論と財政対策」では、総合調整と総合論を扱いつつ、この基本問題について当局はもちろん、社会保障制度審議会さえも理論的に詰った方針を確立していなかったことを仮借するところなく指摘し、ついで「総合調整案と医療費問題」では、制度審議会の総合調整の勧告もこれを受けた当局の「医療保険の総合調整案」も、ともに「当時のいわれのない(保険財政についての)楽観論に立脚していた」と判決し(「まさにそうでした」と私は胸の痛む思いで断罪に服するほかはない)、さらに当時賑やかであった「規格医療論」については、事態の推移がその主張と逆の方向に向った事実を述べた後、「問題の中心は、保険の立場から現物給付としての医療に制限や規格を当てはめようとしても、医療行為の特殊性からいって、それは事実上不可能であることにあったと考えられる」とその本質論的説明を行っているが、教授ならではの深い洞察というべきであろう。最後に「特例法と抜本改正問題」が扱われているが、その終り頃のところで、当局の改革試案(42.11)に対する「財政対策に偏している」という批判について、それが限定された妥当性しか持っていないことを明らかにしているが、これは鋭い目と若干の勇気を必要とすることである。

第四節「医療紛争と支払方式」では、保険と医療の対立、36年紛争と保険医療の本質論、財政危機と紛争の激化、紛争の收拾と今後の問題点の4項に分けられて、最近の動きとその持つ意味が要領よく記述されているが、事実そのものの動きを、自らの目で見つめた人のみの持つ味が滲み出ている論文である。

VI

第五章の「医療保険の財政問題」は、教授の主導によりわが国の研究水準そのものが高められつつある医療経済論の分野における、それが発表されたそれぞれの時期において注目された論稿の整理集約されたものが掲げられているが、第四章とは違った意味で注目すべき章である。

まず第一節で国民総医療費の動向をみ、それがわが国の国民医療のあり方をどのように反映しているかに進み、「医療費の増高を支配したのは、診療報酬の引き上げ率というよりも、むしろ医療のビヘービアーの変化である

と思われる。そうしてその背後には疾病構造の変化や医学医術の発展ということもあるであろうが、短期的には薬剤の大量投与にみられる医療担当者側の偏向であったことも残念ながら事実である。」と結論し、今後研究の深められるべき一つの方向を鋭く指摘している。

第二節の「医療費のフローとストック」はこれまで学問的に未開拓であったこの分野に初めて鋤を入れた教授のこの方面での研究のおおよそのフレームを示したものに過ぎないが、それでもさすがに水準の高い研究で、「フローとしての医療費の配分がストックとしての医療機関の増大をもたらしているとするれば、それが国民医療のニードとどう結合しているかが問われなければならない」という指摘は、まことに問題の本質を穿ったものといつてよい。

第三節「医療費の地域差」はこれまでの他の人々による研究を数歩抜くものである。教授としてはいまだ予備作業の段階だとして紹介しておられるが、この問題もどうやら教授の手によって解けそうである。その1日も早い完成を期待したい。

第四節の「弾性値計算による財政予測」はここで紹介している方法そのものもさることながら、多くの人々が医療費の増高1人当たり20%前後という情勢がなお続き、政管健保の財政基調はそれほど変わらないといっていた時点で、ひとり敢然として「その時期は過ぎた」と断言し、その後の事態が予想通りになったという点で、歴史的意義を持った予測である。残された問題は医療費そのものがどう動くかということについての、予測の科学的手法を完成させることであるが、これが完成されれば相まってこの分野での画期的業績となる。またしても教授の力によってということになるのであろうが、他に人はないものであろうか。

VII

第六章「抜本改正への展望」は、「健康保険の財政対策」「医療保険と国庫負担」「健保特例法について」「抜本改正への志向」「厚生省事務当局試案について」「厚生省事務当局試案以後の問題点」の6節から成り、40年以後の主要な動きが透徹した目と高い識見で説明されており、読み直してみても改めて教えられるところがすこぶる多い。目的によってはこの章から読み始めるのも一法であろう。

さてひとわり紹介してつくづく感ずることは、力量の下の者が上の者が心をこめて書いた作品の評価することの困難さとその限界ということである。ただ確実に

いえることは、この分野の問題について知り、考え、または、言及しようとするほどの人にはぜひとも本書を読んで欲しいということである。それぞれの知識に応じ新たにプラスする何物かを得られることは確かである。そしてその読み方が正しければ、現在を「議論より実行あるのみ」と考えるべき時期と規定したり、「この本に教

授自身の改革案の提示がないのが欠点だ」と考えることが、もっともな指摘なようで、実はいささか省察不足なものであることを知られるに違いない。教授が本書の中で明示または黙示のかたちで示した研究の空白を埋めることなくしては、まともな抜本改正は成立しないのである。(小山進次郎 厚生年金基金連合会理事長)

A. J. ヤングソン著

『間接資本—開発の経済学に関する一研究』

A. J. Youngson, *Overhead Capital, A Study in Development Economics*.
Edinburgh University Press, 1967, viii+192 pp.

I はじめに

後進諸国の経済発展を早急に達成しなければならないことは、単に経済的理由によらず明らかである。それゆえ、戦後この方面での研究はきわめて活発であり、その研究成果は測り知れないが、だからといって期待されたほどの十分な成果があげられたとはいえない。いわんや、現実には先進国と後進国間の貧富の差は拡大しつつ、事態はますます深刻化している。ここでとりあげる本書もこのように深刻化した後進国問題をいかに解決することができるかという問題意識に立って、理論的・実証的に把握することを目的としており、後進国開発の最も有効なツールとして間接資本（一般に「社会資本」とよばれるものと同義と解してよいと思われるが、ここでは、「間接資本」という言葉を使用する）を挙げ、それによって後進国の経済発展を達成するにはいかにすればよいかを考察する。

承知の通り、わが国をはじめ先進諸国においても、今日社会資本の不足は深刻化しており、後進諸国とは若干相違するとはいえ、同様の問題意識が妥当するだろう。

ところで、一般に間接資本とよばれるものでも、その内容は一概ではなく、その構成や性格についてはほとんど整理・検討がなされていない。そこで本書では、まず間接資本の定義、分類について検討し、ついで間接資本の機能と後進国の経済発展との関係について論じている。

著者 A. J. ヤングソン氏は、エディンバラ大学教授であるが、1965年エール大学に客員教授として滞在した際、後進諸国の経済発展問題に関心を抱き、その研究成果をまとめたのが本書である。

なお、本書の構成は次の通りである。

序文

第一章 公共投資の成長

第二章 定義を求めて

第三章 間接資本の諸範疇

第四章 後進国特有の必要条件

第五章 間接資本のインパクト

第六章 投資の促進

Appendix 1 デンマークにおけるフォルク・ハイ・スクール

Appendix 2 統計資料

参考文献表

II 経済発展と政府の役割

著者が序文で述べているように、開発途上国では間接資本が発展計画において、高度の優先権を与えられており、重要視されているが、間接資本の構成や特徴についてはあまり論議されず、その言葉を使う人の好みに任されている。A. スミスは経済発展については民間企業の役割を強調し、政府は、

(1) 軍事的保障の供与

(2) 正義の保障や裁判の運営の確立

(3) ある種の公共事業および公共施設の設立と維持

といった、司法・行政的側面についてのみ主要な義務を負い、経済発展にはできる限り干渉すべきではないと主張した。しかし、後進諸国が真に独立を達成するには、経済的自立の達成が前提条件であり、さらに過去 20 数年間後進諸国に与えられた経済援助のほとんどは政府間でなされている等の理由から、著者が主張するように、

政府の経済発展に果す役割が大きく、自由放任主義による経済発展はもはや現状に則した方法であるとはいえない。

そこで、私企業が生産活動をできる限りスムーズに行うために必要な基礎として、著者は後進諸国の政府活動を重視し、具体的に間接資本の形成に着目する必要があるとする。

今日先進国といわれる諸国(英米豪)について、19世紀後半から20世紀中頃までの統計資料を用いて歴史的にみると、経済発展の初期において政府活動がきわめて重要な役割を果たしたことを実証することができる。たとえば、イギリスでは、資本勘定における政府支出の割合は1900年を100として、1890=21, 1930~5=121, 1950~5=238。アメリカでも国内資本形成の中政府の割合は1869~98=4.4%, 1909~38=24.5%, 1929~55=34.6%と増大しており、オーストラリアでも資本形成における公共部門と民間部門の割合は、1861~70に37:63であったのが、1931~39では51:49となり、公共部門が民間部門を上回った。このように、先進諸国をみると資本形成に政府が大きな役割を果たしてきたことがわかるが、著者が指摘するように、一部は新しい社会政策の目的に応ずるためであり、他方では技術や経済組織における変化によってもたらされたと考えられる。

著者の主張する通り、先進諸国での政府支出は、今や政府の公共政策の一手段であり、一貫した、経常支出となっている。また、新興諸国においても、公共投資率はきわめて高く、たとえば、インドでは1950~59年に粗投資率の中54%が公共投資であり、さらに第3次計画では68%、第4次計画(1966~71年)では72%を占める。パキスタンでも、第2次5ヵ年計画では62%、イランの第3次計画でも55%を占めており、その他ギリシャ、コロンビア、スーダン、タイ等の後進諸国でもほぼ同様の傾向がみられる。

これは、著者によれば、経済成長促進のために、必要投資の多くは政府の責任だと考えるようになっており、意識的、無意識的に間接資本の性格と重要性についての仮定によって支えられている。かくして、すでに多くの著者と同様に、著者ヤングソンも間接資本の必要性和重要性を実証した上、つづいて間接資本の定義と分類について詳細に検討する。

III 間接資本の定義と分類

著者によれば、間接資本の概念は、1940年代に現れ、その最初はH. シンガーの *Development Projects as*

Part of National Development Programmes であり、その中で、シンガーは社会的間接資本 (Social Overhead Capital) を、直接的生産力をもたず、生産を起させるが、使用可能財 (usable goods) の生産は直接生ないものとし、主要なものとして教育制度、保険サービス、住宅、交通、電力、灌漑等を含むとする。このような考え方は若干の主要な国家計画(たとえば、パキスタンの第2次計画等)にもエクस्पリーシットに取り入れられている。

その他、R. ヌルクセ、P.H. クートナー、A.O. ハーシュマン、W.W. ロストウなどにも同様の見解があり、間接資本がとりわけ後進諸国の経済発展にきわめて重要であるという点でほぼ意見の一致がみられる。しかし、定義の点では必ずしも一致はみられず、「社会的間接資本は輸入できない」、「大規模で、かつ多額の費用を要する」、あるいは「社会資本の主要な任務を政府に帰する」等の点については、現実的で、全く説得的であるとはいえない、として著者は批判する。それは、社会資本(あるいは、間接資本)として一括総称するにはあまりにも多種多様なものを含んでおり、中には資本として循環していないもの(司法、行政、軍事、治安施設)をも含んでおり、さらに、国際交流が盛んになることによって、これらの基準はますます非現実的とならざるをえなくなっている点を考慮すれば当然といってよいだろう。

そこで、著者は、間接資本をいかなる基準によって定義すべきかを模索する。たとえば、マーシャル、ピグー、ミード等の古典派外部経済論と貨幣的外部経済論について検討するが、必ずしも説得的な基準とすることができない。外部経済論と経済発展論の鍵となる、シュンペーターのイノベーションを結びつけて、“Overhead capital is facilitating investment which promotes innovation” (71ページ) という定義を下すが、結局、間接資本の内容の多様性と、「間接資本」なる言葉が問題解決よりむしろ諸々の問題点を隠してしまうため、ミスリーディングであるとして、満足しない。

そこで、第3章では、間接資本に含まれる性質の異なる諸項目について克明な分析をする。そこでは、交通、灌漑と動力、教育および住宅の四つのカテゴリーについて、

- (1) 外部経済を創出するか
- (2) 需要に先立って設立される必要性があるかの二つの基準を設けて検討する。

それは、欧米先進諸国を歴史的にみた時、これらのカテゴリーが上記基準に妥当し、また典型的な間接資本であることがわかるからであり、納得のいくものといえる。

交通、灌漑等は短期的・直接的生産手段としてきわめて重要であるが、わけても教育と経済発展との関係を重視して、著者は発展問題の90%は教育によって解決されると主張する。従来、教育への支出は消費とみなされていたが、教育が生産性の向上に寄与し、経済発展に主要な役割を果たすことが明らかになって、投資としての認識が深まってきた。特に最近、先進諸国ではこの傾向が強くなり、初等・中等教育等の、いわゆる基礎教育ばかりでなく、職業訓練教育、職業的リハビリテーション教育等あらゆる人的資源開発のための教育が重視されており、これら人的投資の収益率は、Becker, Stiglar等の分析によれば一般に物的投資の収益率に比べて高いという結果がえられ、さらに波及効果を考慮した場合きわめて効果は大きいといわれる。

後進諸国でも、今日教育の重要性は十分認識されているが、経済発展に十分寄与するような高等専門教育を遂行する力を一般にもたない。

したがって、著者は教育投資に対する民間企業の役割を重視し、その具体的形態として企業における職場訓練を挙げる。従来、教育は国家が遂行するものと考えられがちであったが、経済発展との関係が重視されはじめて政府と民間との協力体制が一段と強まるにつれて、その傾向は急激に変化した。

住宅問題についても、同様に政府と民間との協力関係が要求される。このような認識に立って、著者は間接資本の充実と経済発展への有効な寄与とを達成するために、政府と企業との協力関係を確立しなければならないと主張する。そして、これらの観点をも含めて、従来の間接資本の概念は今日改めて考えなおす必要があると、著者は強調する。

IV 低開発国の経済発展と間接資本

ところで、従来後進諸国の経済発展を考察する際、となく見落されがちなのが地理的・気候的悪条件である。著者は、従来経済学者が組織化、イノベーション、資本蓄積等を強調するが、これら自然的不利益(natural disadvantages)については過少評価しているとして、後進諸国が間接資本の計画を策定する際には、自らの置かれている環境を正しく認識した上で、それに合った方法をとるべきことを強調する。つまり、後進諸国では、経済のメカニズムが機能する以前に克服しておかねばならない様々のdisadvantagesがあり、それらを取り除いて、経済を新しい軌道に乗せてはじめて政策的論争の意味が出てくる。したがって、これらの問題点が解決された上

でさらに経済発展を促進するような間接資本の創出が要求されざるをえないし、また将来の需要を創造するための条件とか方法ないし状況についても正しい見通しをもつ必要がある。

この点に関連して、著者は二つの原則を提示する。つまり、本源的間接資本投資の連関効果と、その本源的資本投資が創出した諸機会を利用する生産要素の新しい組合せを継起的に運用する効果へと拡大していくことの二つである。このためには、本源的資本投資とそれに関連した新しい諸活動とに付随する商品および用役との継起的供給が必要となる。

かくして、これら商品および用役に新しい市場を創出し、それが資本と労働の採用に新しい機会を与えると、このような関係を次のように定式化する。

ABC……supplies E supplies……XYZ

これは、E産業が拡大するには、ABC産業の拡大が必要である。つまり、ABC産業はE産業の始発投資の状態(金融、市場、信用など)と同様のものが要求されることを示している。その結果、XYZ産業部門が拡大せざるをえなくなり、さらにXYZ産業の拡大が波及効果を起してABC産業を拡大させる。

この式によって、著者は相互連関効果から有効継起の効果へ拡大する原理を示している。しかし、相互に、合理的な調整をした投資計画を維持していくことは容易ではない。

それは、各企業が利潤機会について同様の見解をもち、他企業が適切な投資計画を遂行すると確信する場合には問題は少いが、企業が地理的に分散し、短期的損失を長期的利益によって相殺できる見通しがない場合には必ずしも上記連関式は適切に機能するとは限らない。

またE産業が、垂直的拡大過程によって自ら諸困難を克服しなければ拡大が制限されてしまう。つまり、不確実な要素が多く、他人が経営する企業に投資することが比較的目新しい後進諸国の場合、特に諸々の困難や障害が生じやすいから、それらをかかなりの程度自らの手で克服しないと間接資本の有効性は減少してしまう。その他、需給バランスが崩れて産業間格差が拡大すると間接資本の波及効果は期待するほど小さくなるかもしれない。したがって、これら諸点が解決されることが先決問題になると著者はいう。

つまり、歴史的発展の経路からみて、相互連関性があるあらゆる経済体系の根源であり、発展過程そのものである。経済上の問題であれば、現在創造するものが、いまだ創られていないが将来は利益を生み出すものと関連がある。

これが間接資本の基礎だ、とする著者の結論的叙述は説得力があろう。間接資本のインパクトは広く、持続的であるものが要求され、そのために間接資本相互間と同様に他の生産資本との間の連関性も考慮する必要がある。さて、それでは、どこに、どのような形で間接資本投資が行われる必要があるか。

経験上、二、三の場所に集中投資することは相互連関性や他産業との関係を考慮した時、貧困を集中させたり、生産資本を有効に機能させえない等の欠点と政治的危険を伴う。さらに、可能性は少ないとはいえ、後進地域の住民が新しく、大規模な事業に協力したり、利用したり、また、生活様式の変化に対してあまり乗り気でない場合が多い。

この点について、著者は、ウガンダの例を引く。それによると、西洋文明のインパクトによって、効率と生産性引上げを計り、失敗した。それは、過去 50 年間に起った変化は表面的なものであって、農村地域での伝統的な態度や行動によって、今なお技術的变化は大きな障害をうけているからである。

むしろ、このような例は一般的ではなく、生活水準の引上げには関心がおり、そのために生活様式が若干変化することには順応するだろう。しかし、住民が新しい環境に適応しやすくすることも大切で、従来生活様式とあまりかけはなれたり、急速な変化を求めることは避けねばならない。特に、著者も強調するように、マイナーイノベーションの場合は問題は少ないが、大量の間接資本投資を十分利用するために必要となるような大規模な組織変化を要するイノベーションの場合には注意深い配慮が必要であろう。

また、著者は、住民の協力をうるために、直接ダムの建設や水の供給をするだけでなく、情報、アドヴァイス、管理なども重視し、土地の再配分、共同作業等を行い、不満の解消をすると同時に、合理的な資本利用を図る必要があることを指摘する。さらに、急速かつ累積的経済発展を達成するために、最も必要な条件として、教育を挙げる。

著者によれば、「間接資本は物的資本のみならず、生産要素の新しい結合を促進するような知識でもある。」この知識は教育、それもきわめて特種な教育、つまり特定の場合に特定の情報を与えることを意味し、著者は、具体的には、現場における職場訓練を指している。職場訓練後にその職場を離れて他へ移動する場合、一企業に負担を強いることになるとして、職場訓練への政府援助の重要性を強調する。著者は、後進国での農家の技術知

表 1

年 次	デンマーク	
	農・漁業	工業・手工業
1870	55%	26%
1890	49	28
1911	36	28
1930	30	29
1950	24	35

表 2

年 次	オーストラリア	
	農・鉱・牧畜・漁業	工業
1861 ~ 70	36.2%	5.7%
1871 ~ 80	34.0	9.4
1881 ~ 90	27.0	10.9
1891 ~ 1900	30.7	11.8
1900/1 ~ 1909/10	34.7	11.6
1910/11 ~ 1919/20	30.2	13.5
1920/21 ~ 1929/30	25.3	15.0
1930/31 ~ 1938/39	23.5	15.6

識増大がきわめて重要であるのに一般に軽視されがちであると強く批判しており、先進諸国を例にとり、農業が経済発展の初期段階で支配的役割を果たしている点を指摘する。この点は、S.クズネツツの指摘以来一般に認められており、当然といってよからう。

さて、このように農業を重視するからといって、著者が工業を過少評価するわけではなく、先進諸国でも、工業のウェイトは初期でも高い場合が多いとして、デンマーク、オーストラリアの数字をあげる。それによると表 1, 2 の通りである。

デンマークでは 20 世紀初めに、農・漁業と工業および手工業の差がかなり縮小しており、オーストラリアでも工業のウェイトは 19 世紀末には 10% を越えた。また、アメリカをみると労働力でみた工業の割合は 1870~79 年 24%、1900~09 年に 29%、1920~29 年には 34% を占め、わが国でも 1870~79 年=50%、1890~99 年=12%、1910~19 年=18%、1930~39 年=21% とかなりの増大を示す(資料はアメリカ、日本とも *Long Term Economic Growth, by u. s. Dept. of con* による)。

このように、経済発展には農・工業の同時的発展が必要であることがわかり、そのために間接資本のバックアップが必要となる。そして、一般にいわれるような物的資本に限らず、むしろ教育等の形での投資が一層重要であることが多い。また、種々の生産投資間に資本を合理

的に配分したり、間接資本の中で、物的資本と著者の主張する投資促進型投資（たとえば教育等）とのバランスを維持することがきわめて大切となるが、実際には政府の威信や栄誉のために必ずしもバランスある投資が行われているとはいえない。したがって、これらの点を解決することが重要な課題であろう。

以上、きわめて平凡な内容紹介に終わってしまったが、本書のもつ特色を若干挙げて本書評を終ることにしよう。

まず、本書は、後進国開発論に関する数多い文献の中で、社会資本（著者は「間接資本」とよぶが）を中心として発展論を展開した数少ない文献として貴重である。著者も指摘するように、間接資本の内容は多様であり、その概念・定義も明確ではなく、間接資本の重要性に鑑みて、その理論的・実証的研究が後進国に限らず先進諸国の経済発展についても必要であろう。過去、社会資本の理論的研究はなされているとはいえ、期待されるほどの成果はない。著者も指摘するように、社会資本創設には政府と民間の協力が是非共必要である。このような視点に立って、改めて社会資本の概念を考察し直す段階に来ているという著者の主張には全く同感である。

また、「間接資本の創設は、企業的で、節約的であり、さらに緻密でなければならない」し、イノベーションを促進する投資でもあり同時に相互連関的でなければならない。

したがって、きわめて不足しがちな資本を有効に使用するために、合理的な配分と持続的効果とを考慮し、計画的でなければならない。

そのためには、投資された結果についての効果が判定され、政治的優先を避け、経済のメカニズムを通じて意志決定を行う必要がある。このような視点から、本書は後進国の経済発展を理論的・実証的に把握し問題整理を目指したもので、その点ではきわめて納得できるものといえよう。しかし、若干の問題点を指摘することが許されるならば、第1に、経済発展に間接資本が重要な役割を果たすことを指摘するととどまらず、国情に応じた開発政策や間接資本のあり方を一層実証的、計量的に把握する姿勢が望まれる。

第2に、間接資本の定義を、種々の角度から検討するが、結局満足できる明確な定義は示されない。著者が主張するように、間接資本として一括総称することには問

題があるが、実証分析や成長理論等を通じて、より正確な定義や理論化が必要であるようにおもわれる。

次に、若干細かい問題であるが、著者は後進国では教育の中、特に現場の職場訓練を重視するが、やはり基礎教育があってはじめて専門教育なり、職場訓練による技術教育が活かされるのではなかろうか。その意味でも多少遠まわりになるだろうが、基礎教育に対する認識を一層高める必要があるだろう。そのためには技術と基礎教育が同時に取得できるようなシステムを考える必要があるだろう。著者はその例として、Appendix 1 でデンマークのフォルク・ハイ・スクールの例を挙げているが、さらに多くの事例やケース・スタディ等を通じて後進諸国に適合しやすい方法を見出す必要があるようにおもわれる。

また、著者は間接資本を主として生産的資本に限定して論を進めている。W. ロストウも主張するように、経済発展の初期段階では社会の関心は生産の問題から消費、あるいは広義に福祉の問題へと移行していくであろう。

したがって、当面の問題として直接生産的資本への関心が強いのは当然といっていいが、広い意味での保健の問題は、後進国においてもきわめて重要な問題として取上げられねばなるまい。死亡率の低下や平均寿命の延長を促進することによって、労働に体化された技術を長期に利用でき、労働意欲や向上心を植え付けることに寄与する面が少くないと思われるからである。

以上指摘した点はいずれも本書の枠を越えるが、きわめて困難な問題であろう。また、著者の後進国問題への初期研究に対して、欲ばった注文かもしれない。しかし、一つの参考意見として提示することが許されるならば幸いである。

なお、Appendix 1 で、デンマークにおけるフォルク・ハイ・スクールを取上げて、後進国への適用の可能性を探っているが、同国の伝統や環境などの背景を考慮した時、後進諸国への適用がどの程度可能か疑問がある。

また、Appendix 2 では、インド、セイロン等後進諸国の公共投資率、民間投資との比率等について統計資料が示されており、本書の内容の理解を容易にしているが、統計が未整理なため、クロスセクションによる比較は必ずしも可能ではないのが残念である。

(長谷川啓之 社会保障研究所員)

第4回社会保障研究奨励賞受賞論文

- 忍 博 次（北星学園大学教授）
「身体障害者に対する偏見の研究——価値志向，受容度，ステレオタイプに関して——」『北星論集』第4号，昭和42年12月。
- 菊 池 貞 夫（厚生省医務局総務課）
「国際比較からみたわが国社会保障費の財源構成と負担水準」『厚生指標』第16巻第6号，昭和44年6月。
- 山 口 幸 男（日本福祉大学助教授）
「少年刑事政策と司法福祉」『日本福祉大学研究紀要』第14，15号，昭和43年12月，昭和44年3月。
(著者五十音順，敬称略)

選考経過

大内基金委員会は，社会保障研究所後援のもとに，第4回社会保障研究奨励賞として，上記3編の論文の授賞を決定した。ここに，論文審査委員会を代表して，授賞決定に関する選考経過を報告したい。

今回の授賞は，昭和42年8月以降44年7月までの2年間にわたる既発表論文を対象として行われた（詳細は『季刊社会保障研究』第4巻第4号，79ページ参照）。そのため，あらかじめ社会保障関係の約50名の方々に対して優秀なる論文の推薦を依頼し，8月末の締切日までに10数名の方々から解答をいただいた。推薦件数は23編あったが，そのうち条件の不適合のものを除き，結局17編が審査にかけられ，第1次審査で7編にしぼったうえ，最終的に上記の3編が選定されたのである。

審査委員会では検討の結果，第2回の授賞の場合と同様に，このたびも等席順位をつけないことにした。論文のテーマもかなりバラバラであるし，執筆者の職場も地位も違っているので，等席をつけることは適当でないと考えたからである。また審査員の各論文に対する評価にもバラつきがあって，はっきり等席をつけることが無理であったからでもある。

以下，3編の論文に対する各審査委員の諸意見をくんで，簡単に審査の要旨をとりまとめることにする。

忍博次「身体障害者に対する偏見の研究」について

この論文は，札幌市民および札幌市内と近郊の雇用主を調査対象として，身体障害者に対する好意，中立，嫌悪などの親近度の分類，障害別の性格，外見，能力に関するイメージの分類などを調査したものである。著者のいうごとく，わが国の身体障害者の数は1,000人に対し約12人に達し

ており、一般の社会的関心も広がっているが、人々の彼らに対する偏見の実態を十分に把握しないと、障害者福祉対策を正しく進展させることはできないことはたしかである。この意味で本論文のような調査をさらに場所や時期を変えて継続されることが望ましい。また雇用の有無や家族その他との接触の度合なども簡単に調査されているが、単にアンケート調査にとどまらず、実際の客観的状況を把握することができれば、福祉対策上いろいろと示唆が得られるのではないかと思われる。

菊池貞夫「国際比較からみたわが国社会保障の財源構成と負担水準」について

この論文は、ILO や EEC などの統計を用いて、1963～67 年における主要諸国の財源構成、給付部門別構成、保険料率などにつき概観を試みたものであり、EEC グループや北欧グループとの比較においてわが国の位置づけを吟味したものである。ILO 統計の旧版を用いたほぼ同様な研究はすでに学界で二、三発表されているが、本論文における最近の数字の丹念な研究は大いに参考になる。しかし、一般に 60 年代になって西欧諸国の各グループでそれぞれかなり著しい変化が現れているといわれているのを考えると、多少とも 50 年代と 60 年代の比較に言及して欲しかったように思われる。また、こういう国際比較をする場合、たとえば公務員制度という項目に社会保険的なものが含まれているのをどう処置するか、社会保険の疾病出産と社会保険ならざる公共保健とが国によって概念内容が違うのをどう処置するか、これらの厄介な問題については十分な説明が行われていない。

山口幸男「少年刑事政策と司法福祉」について

この論文は、わが国の少年法や少年院法にはじまる少年刑事政策の推移と問題点を、アメリカその他諸外国と対比しながら解明したものである。論文の内容が直接社会保障と結びつかないという一部審査員の批判もあったが、少くとも著者の意図は法律問題としてではなく、あくまで少年福祉の観点から問題を検討しているものと解される。ただ、司法福祉の課題を論じている箇所は、論旨が必ずしも明確ではないように思われる。少年の健全の育成のためにとられる保護処分という思想と、少年の未成熟を一種の障害者と見るところの保安処分とは、結局のところ「折衷」する他はないと著者は見ているが、その理由がはっきりしない。資本主義体制のもとにおける「社会防衛」の必要というような説明が見られるが、果してこういう問題は社会主義体制ならば解消するといえるのか、結論のこの部分については疑問が残る。

最後に、今回の奨励賞論文について、今回と同様、過去1年間もしくは2年間の既発表論文についての推薦方式を続けたいという意見が、審査委員会では支配的であったことを付記しておきたい。これについてはいずれ本誌第5巻第4号に詳細に発表する予定である。

昭和44年11月

社会保障研究奨励賞論文審査委員会

委員長 山田 雄三

本審査委員会の委員は次のごとくである。

山田雄三（社会保障研究所長） 鈴木武雄（武蔵大学教授） 馬場啓之助（一橋大学教授）
 福武直（東京大学教授） 小山進次郎（厚生年金基金連合会理事長） 高橋武（ILO東京支
 局次長） 小山路男（横浜市立大学教授）

このうち馬場教授は都合により今回は参加されなかった。

次号 (Vol. 5, No. 4) 予告

巻頭言……………大内兵衛

1960年代社会保障の回顧

総論……………山田雄三

医療制度……………小山路男

年金制度……………地主重美

公的扶助……………小沼正

社会福祉……………三浦文夫

公衆衛生……………橋本正己

国際動向……………保坂哲哉・平石長久

社会保障研究所日誌 (1969.7~9)

44. 7. 1 第1研究会(第3回) 報告内容「PPBSの社会福祉・教育への応用——HEWの経験——」報告者経済企画庁経済研究所宮本邦男
44. 7. 8 第3研究会(第4回) 報告内容「過疎地域における保健・医療問題」報告者東京医科歯科大学教授柳沢文徳
44. 7. 15 第2研究会(第5回) 報告内容「社会指標(Social Indicators)について」報告者国民生活研究所研究第1部長石崎唯雄
44. 7. 17 第4研究会(第5回) 報告内容「厚生経済学における組織問題」報告者所長山田雄三
44. 7. 22 第1研究会(第5回) 報告内容「HEWにおける人的投資計画について」報告者経済企画庁経済研究所宮本邦男
44. 7. 22 第5研究会(第5回) 報告内容「戦後フランス社会保障の展開——労働運動との関連において——」報告者中央大学講師工藤恒夫
44. 7. 24 第48回役員会「昭和45年度予算要求案, 第5回基礎講座, その他について」
44. 7. 29 第6研究会(第4回) 報告内容「アジア諸国の社会開発」報告者主任研究員保坂哲哉
44. 8. 12 社会保障研究所総務部長木代一男(厚生省国立公園部管理課長)の辞職が発令され, 新たに総務部長として福田芳助(総理府社会保障制度審議会事務局長)が発令された
44. 8. 15 第1回公開座談会 テーマ「老後保障の方向をめぐって——英・米・デンマークにおける老人の実態と関連して——」レポーター研究第3部長三浦文夫 コメンター日本老年社会科学会会長渡辺定, 中央大学教授那須宗一
44. 9. 16 第3研究会(第5回) 報告内容「コミュニティ・オーガニゼーションの諸問題」報告者東京女子大学助教授副田義也
44. 9. 18 第1研究会(第6回) 報告内容「PPBSと社会計画——問題の整理と再検討——」報告者研究第2部長地主重美
44. 9. 18 第49回役員会「大内基金の運営, 事業の執行状況, その他について」
44. 9. 25 第2研究会(第6回) 報告内容「社会保障水準の測定について——とくに医療給付——」報告者研究員曾原利満
44. 9. 25 特別研究会 報告内容「生活保護制度について」報告者研究第1部長小沼正
44. 9. 29 海外社会保障情報編集委員会(第4回)
44. 9. 30 第5研究会(第6回) 報告内容「L. Ferman 他(ed.), *Poverty in America* (2)」報告者研究第1部長小沼正
44. 9. 30 第4研究会(第6回) 報告内容「疎外論による社会福祉対象論の検討について」報告者研究員村山冴子